

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

第34号  
2008.3

### 目次

#### 巻頭言

遠く離れても心は一つ Jauh di mata, Dekat di hati  
学習院大学法学部・法科大学院教授 草野 芳郎…………… 1

#### 特集1

ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト～プロジェクトの実施概要・  
評価と注釈書作成作業を通じて判明した法制的問題点～  
国際協力部教官 伊藤 隆…………… 4

#### 特集2

ロシア・中央アジア諸国における倒産法制  
元JICA長期派遣専門家・弁護士 松嶋 希会…………… 91

#### プロジェクト紹介

ーベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトー  
ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトについて  
国際協力部教官 亀卦川健一…………… 112  
第27回ベトナム法整備支援研修 国際協力部教官 亀卦川健一…………… 119  
ベトナム・バクニン省級裁判所における公判手続  
JICAベトナム長期派遣専門家 中島 朋宏…………… 123

#### 国際研修

2007年度インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト第1回本邦研修  
国際協力部教官 田中嘉寿子…………… 146  
2007年度中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修  
国際協力部教官 田中嘉寿子…………… 183

#### 国際協力の現場から

インドネシア法整備支援に参加して  
日本国際協力センター研修監理員 呼子 紀子…………… 192

活動報告…………… 199

E-MAIL…………… 145, 182, 198

掲載記事索引(30号～33号)…………… 200



## ～ 巻頭言 ～

### 遠く離れても心は一つ **Jauh di mata, Dekat di hati**



学習院大学法学部・法科大学院教授

草野 芳 郎

1 私は、平成19年3月から、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施し、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が協力している「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」の短期専門家を引き受け、現在、インドネシア最高裁判所の和解・調停に関する規則の改正と和解・調停の技術指導の法整備支援に当たっています。

表題の「Jauh di mata, Dekat di hati（ジャウ ディ マタ ドウカ ディ ハティ）」は、このインドネシアの法整備支援を引き受けたことにより知った言葉ですが、この法整備支援を成功するためには、極めて重要なマジックワードだなと感じ、座右の銘としているものです。この言葉はインドネシアでは極めて有名な言葉で、jauhは遠い、mataは目、dekatは近い、hatiは心を意味し、直訳すると、「目では遠いが心では近い」、意識すれば「遠く離れても心は一つ」という意味になります。

私は、この言葉をプロジェクトのメンバーが、日本とインドネシアに分かれ、それぞれの国においてもプロジェクト以外に本来の職務に従事し、普段は顔を合わせる事のない状況にありながら、心を一つにして、プロジェクト実現に努力している姿に重ね合わせてしまうのです。

2 私は、もともとは裁判官でしたが、満60歳となりましたのを契機に平成18年3月に35年間勤めた裁判所を依願退職し、同年4月に学習院大学法学部兼法科大学院の教授へと転身したものです。裁判所時代の私の座右の銘は「一期一会（いちごいちえ）」でした。この意味は、いつも会っている人に対しても、その時の出会いが一生に一度のものと思って大事にしろというものです。この一期一会は今でも私が大事にしているのですが、空間が限定される感じがして、このプロジェクト実現のマジックワードには適さないような気がします。

何か良い言葉がないものかと思っていたのですが、Jauh di mata, Dekat di hatiを知ったとき、これまでにない空間の広がり新鮮さを感じました。このプロジェクトにぴったりの言葉だな、このプロジェクトを引き受けたために私に新しい広がりがあり、新しい人々を知り、新しい言語、言葉を知ったのだなと本当にうれしく思いました。

3 私が、インドネシアの法整備支援をするようになったきっかけは、国際協力部の田中嘉寿子教官から、本プロジェクトのアドバイザー・グループ委員及び短期専門家の依頼を

受けたことでした。私は裁判官時代は、判決よりも和解の方が優れた紛争解決方法であると考え、和解に情熱を燃やし、和解の技術について研究、実践してきましたが、このプロジェクトは、和解についての私の考え方を日本以外の国に伝えよとの天命であると感じ、非常にうれしく思い、二つ返事で承諾したのでした。

私は大学の教授ですから、学生に対する教育、研究が本来の仕事であり、それに専念すべき立場にありますが、大学の教員は広い自由な視野で現実の世界を見て研究することと、自分の学識が社会に役立つのであれば、これを社会に還元すべき義務を負っていると思っています。私が、定年まで5年弱の期間を残して早期に退職したのも、裁判所で燃え尽きるまで頑張るよりも、新しい気持ちで再出発し、社会に貢献しつつ、自由に活躍できる場が欲しいというものでしたから、法整備支援の依頼は願ったりでもあったのです。

4 私は、このプロジェクトを引き受けたものの、インドネシアのことについて何も知りませんでした。インドネシアに行ったことはないし、インドネシアの人に会ったこともないし、法制度がどのようになっているのかも知りませんでした。

でも、私には、何とかなるのではないかという直感がありました。それは、田中教官に会ってみて、その豊富な知識、経験、意欲、責任感に強く信頼したからでした。また、インドネシアには長期専門家として角田多真紀弁護士を派遣して現地で活動していただくということ、国内ではアドバイザー・グループを結成して専門家を結集し、各種のサポートをするということ、特に通訳では、日本でも最強のインドネシア語通訳である呼子紀子さんが同行して助けてくれるということが私に自信を与えてくれました。

このように、日本側のメンバーは固まったのですが、私にとってどうしても見えないものが残りました。それは、インドネシア側のメンバーを知らない、インドネシアの風景を見たことがない、空気を吸ったことがないということでした。インドネシア側のメンバーとの円滑な意思疎通がうまくできなければプロジェクトの遂行はうまくいかないということとは間違いないからです。

最強のインドネシア語通訳が同行してくれることは何よりの強みですが、それだけでは意思疎通に何か欠ける、やはり片言であっても私自身がインドネシア語を使う必要があると直感しました。それで、インドネシア語の勉強を始めました。このことが **Jauh di mata, Dekat di hati** と出会い、また、その意味をよく理解することにもなったのです。

5 私が最初にインドネシアのジャカルタを訪問したのは、去年の8月でした。田中教官、呼子通訳と3人で日本を出発し、現地の角田専門家と第1回現地セミナーを行いました。ジャカルタ南地方裁判所訪問、現地セミナー、弁護士事務所訪問、ワーキンググループとの会合など、インドネシア側のメンバーと顔を合わせ、はっきりとしたインドネシアのイメージ、今回の法整備支援のイメージをつかむことができました（現地セミナーの詳細は、田中嘉寿子「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト第1回現地セミナー報告」ICD NEWS 3 2号 219頁参照）。

完璧な呼子さんの通訳の中に私のブロークンなインドネシア語が交わったとき、インドネシアのメンバーと意思が通じたという実感がし、自分ながら今回の現地セミナーは第1

回としては大成功だったなと感じました。ただ、心が通じたという程度までには至りませんでした。また、インドネシア側の改正原案はとても日本の制度を理解して作られたものとはいえ、まだまだ道は遠いなと感じたことも事実でした。



【2007年8月現地セミナー（中央）】



【WGメンバーの弁護士事務所にて】

6 去年の10月に JICA 大阪で本邦研修があり、インドネシアから12人の方が来日されました。私も JICA 大阪に8日間宿泊し、インドネシアのメンバーの方と合宿しました。その間、親しく率直に意見交換したのですが、インドネシア側の日本の制度に対する理解度も深まり、はっきりと手応えを感じることができました。今回は、意思が通じただけでなく、心が通じ一つになったような感じがしました。そして、彼らが帰国した後、改正作業が順調に進み、次の現地セミナーで成案ができることを心から祈らずにはおれませんでした。

本邦研修終了の前日、送別会があり、私は乾杯の音頭を取ることを頼まれました。私は、日本、インドネシアと両国のメンバーは遠く離ればなれとなるが、日本のメンバーとインドネシアのメンバーは心をつにしてプロジェクトの推進をしなければならない。「遠く離れても心は一つです」と日本語で述べ、最後に「Jauh di mata, Dekat di hati」と挨拶しました。インドネシア側も私の気持ちを察し、「Jauh di mata, Dekat di hati」と唱和してくれました。

私は、このインドネシアのプロジェクトを引き受けたときには知らなかった人達と親しく力を合わせ、共通の目標に向けて努力している自分を見て、また、私の経験が役に立つということを感じて、本当にうれしく思いました。

7 今年の3月には、第2回現地セミナーでインドネシアを訪問します。インドネシア側のメンバーとの再会です。プロジェクトは始まったばかりで、目標はまだ遠くにあります。しかし、プロジェクトメンバーは、遠く離れても心は一つなのですから、現地セミナーで再会したらなお一層心が一つになり、このプロジェクトが推進されるものと期待しています。

## ～特集1～

# ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト ～プロジェクトの実施概要・評価と 注釈書作成作業を通じて判明した法制的問題点～

国際協力部教官 伊藤 隆\*

## I はじめに

国際協力部は、ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」という。）最高経済裁判所<sup>1</sup>（以下「SEC」という。）をカウンターパートとする独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による技術協力プロジェクトである「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の実施につき協力を行ってきた。

本プロジェクトを実施することとなった経緯やその後の経過の概要については、拙稿「特集 ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の発刊～注釈書発刊の意義と注釈書の普及活動の展開～」本誌第32号（2007年9月号）10ページを参照されたい。

本プロジェクトは、JICAによる中央アジア地域に対する法整備支援分野の技術協力プロジェクトとしては初めて実施されたものであったが、2007年9月5日にJICAとSECとの合同による本プロジェクトの終了時評価<sup>2</sup>が終了し、2007年9月30日をもって、本プロジェクトの実施期間は終了した<sup>3</sup>。

本稿では、本プロジェクトが終了したことを踏まえ、本プロジェクトの実施体制・実績及び終了時評価の結果について紹介するとともに、本プロジェクトの成果物であるウズベ

---

\*伊藤隆国際協力部教官は、4月1日付けで法務省大臣官房訟務部門行政訟務課法務専門官へ異動

<sup>1</sup> ウズベキスタンにおいては、経済分野で発生する紛争や倒産事件は、一般の民事事件を取り扱う裁判所ではなく、経済裁判所の管轄に属する（経済裁判所法23条1項参照）。経済裁判所は、最高経済裁判所並びに同国の各州（12州）、カラカルパキスタン自治共和国及びタシュケント市に設置されている経済裁判所（14か所）から構成される。2003年10月に開催した第3回本邦研修カンントリーレポート発表会におけるアジモフ氏の発表によると、当該発表当時におけるウズベキスタン全体の経済裁判所裁判官の数は、143名である（本誌第19号12ページ参照）。各経済裁判所における倒産事件の処理は、タシュケント州経済裁判所では1名の倒産事件専属の裁判官が担当し、フェルガナ州経済裁判所では、複数の裁判官が順番で担当するなど、その処理体制は、経済裁判所ごとに異なるようである。いずれにしても、経済裁判所における倒産事件の位置付けは、訴訟事件と比較すると、決して高くないのが現状である。

<sup>2</sup> 本プロジェクトの終了時評価についても、JICAによる中央アジア地域に対する法整備支援分野の技術協力プロジェクトとしては、初めて実施されたものであった。

<sup>3</sup> 本プロジェクト終了後も引き続き、SEC及びJICA（社会開発部第一グループガバナンスチーム及びウズベキスタン事務所）により、本プロジェクト期間中に実施できなかった地方セミナーの開催や、本注釈書の普及状況のモニタリング及び調査等、本プロジェクトのフォローアップ活動が行われる予定である。

<sup>4</sup> ウズベキスタンに対するJICA技術協力プロジェクトとしての法整備支援活動としては、本プロジェクトのほか、名古屋大学大学院法学研究科及び法政国際教育協力研究センター（CALE）が中心となり、同国司法省をカウンターパートとして実施している「ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」（実施期間：2005年11月～2008年9月）がある。杉浦一孝「名古屋大学による法整備支援活動の概要」本誌第27号31ページ、桑原尚子「新々ウズベキスタン便り」CALE NEWS第18号16ページ、第19号24ページ、第20号20ページ、「Newウズベク便り」同誌第21号15ページ、同誌第23号「特集 2007年度CALE・法学研究科プロジェクト紹介」5ページ（市橋克哉）等を参照。なお、同プロジェクトの基本情報は、JICAナレッジサイト（[http://gwweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf](http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf)）で公開されている。

キスタン倒産法注釈書<sup>5</sup>（以下「本注釈書」という。）の作成過程において本注釈書の執筆を担当したウズベキスタン側ワーキンググループ（以下「ウズベキスタン側WG」という。）と JICA からの委嘱を受けた「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」委員及び長期派遣専門家とで構成する日本側ワーキンググループ（以下「日本側WG」という。）との本注釈書の草案の協議作業を通じて判明した法制的問題点、そして、本注釈書の作成・発刊によっては解決が図られなかった問題点について当該問題点の解決方法を提言する目的で「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」がウズベキスタン側WGに向けて作成した『ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト』における協議実施結果に基づく提言書（以下「提言書」という。）について紹介することとしたい。

本プロジェクトの活動内容は、大きく2つの段階に分けられる。つまり、本注釈書の草案を完成させ、発刊する「作成活動」と、本注釈書の存在の周知や活用を促す施策を講じる「普及活動」である。「作成活動」については、2006年12月に本注釈書の草案を完成させ、その後、2007年3月に本注釈書のロシア語版、2007年9月にウズベク語版及び日本語版を発刊し、また、本プロジェクト実施期間の終了後であるが、2008年3月に英語版を発刊している。「普及活動」については、本注釈書の草案が完成した2006年12月以降、本格的に開始している。

このうち、本注釈書の「普及活動」については、既に拙稿「特集 ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の発刊～注釈書発刊の意義と注釈書の普及活動の展開～」本誌第32号（2007年9月号）10ページ及び本プロジェクトの元 JICA 長期派遣専門家である松嶋希会弁護士の執筆による「プロジェクト報告 ウズベキスタンで本配り」本誌第33号（2007年12月号）112ページにて紹介しているほか、当所及び JICA の共催により、「法整備支援における成果と課題－成果物の普及を中心として－」をテーマとして2008年1月18日に開催した「第9回法整備支援連絡会」において、松嶋元長期専門家が本プロジェクトの普及活動について発表を行っている（会議結果につき、本誌第35号（2008年6月号）に掲載予定）ことから、本稿においては、本注釈書の「普及活動」については必要に応じて言及するにとどめ、本注釈書の「作成活動」を中心に採り上げることにしたい<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 法務省ウェブサイトの国際協力部業務紹介ページ(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>)及び JICA ウェブサイトの「JICA-Net ライブラリ」([http://www.jica-net.com/ja2/lib/php/libAlternative.php?VFR\\_LANG=0](http://www.jica-net.com/ja2/lib/php/libAlternative.php?VFR_LANG=0))に、本注釈書の電子データ（日本語、ロシア語、ウズベク語。英語も近日中に掲載予定）を掲載している。

<sup>6</sup> 本プロジェクトに関する記事については、ここで掲げたもののほか、工藤恭裕「特集：各国法整備支援の状況～ウズベキスタン～」本誌第16号20ページ、「第3回ウズベキスタン法整備支援研修概要」本誌第19号3ページ、拙稿「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト」本誌第24号1ページ、「注釈書の在るべき姿について考える」法曹第669号（平成18年7月号）23ページ（法務省ウェブサイトでも閲覧可能（<http://www.moj.go.jp/HOUSO/genba/manabu.html>））、松嶋希会「ウズベキスタン倒産法注釈書支援」香川孝三・金子由芳編「法整備支援論 制度構築の国際協力入門」（ミネルヴァ書房）130ページ、岡林直子「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して」本誌第31号171ページのほか、法務省ウェブサイト掲載記事「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクトの概要」([http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject\\_1.html](http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject_1.html))を参照

なお、上記の文献等では、本プロジェクト名を「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト」と称している場合があるが、本プロジェクトは注釈書の作成支援にとどまらず、発刊した注釈書の「普及活動」をもその活動内容としていることから、プロジェクト名を「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」と称することとした。ちなみに、本プロジェクトの実施体制を定めるために JICA と SEC との間で2005年11月14日に締結した合意議事録(R/D)でも、本プロジェクトの名称を「Commentary of Bankruptcy Law Project」としている。

本稿には、以下の3点の資料を添付している。

資料1 本プロジェクトの実施体制の概略図

資料2 本プロジェクトの終了時評価につき JICA と SEC との間で合意した 2007 年 9 月 5 日付け協議議事録(Minutes of Meeting: M/M)。なお、本協議議事録の原文は英語及びロシア語であるが、本稿では当部において翻訳した日本語版を掲載している。

資料3 提言書

また、本稿に関連して、本誌の「特集2」として、松嶋元長期専門家の執筆によるロシア連邦(以下「ロシア」という。)及び中央アジア諸国の倒産法制の紹介記事を掲載しているので、併せて参考にされたい<sup>7</sup>。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、当職の個人的見解であることを申し添える。

## II 本プロジェクトに関する実施体制及び実績

本プロジェクトに関する実施体制及び実績については、以下の1から8までのとおりである(各表の掲載事項については、順不同、敬称略)。

本プロジェクトの実施期間は2005年8月～2007年9月であるが、本注釈書の作成作業自体は、2004年7月に、JICA 短期派遣専門家としてウズベキスタンに派遣された大阪大学大学院高等司法研究科池田辰夫教授、当時の当所国際協力部長田内政宏及び JICA 国際協力総合研修所下田道敬国際協力専門員が、当時の SEC 第一副長官であり、ウズベキスタンにおける倒産法分野の第一人者であり、SEC が発刊を計画していた同倒産法に関する書籍の発刊計画についての責任者であるアジモフ・ムラット・カリモヴィッチ氏(現・非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会<sup>8</sup>(以下「非独占化委員会」という。)法務部長)<sup>9</sup>と協議の上、ウズベキスタン倒産法に関する包括的な書籍として「注釈書」を

<sup>7</sup> 本記事のほか、ウズベキスタン及びロシア倒産法についての日本語文献として、遠藤賢治「ウズベキスタン共和国の新倒産法と企業売却」比較法学第38巻第2号129ページ、藤原克美「ロシアビジネスと破産」ユーラシア研究第32号(2005年3月号)2ページ、「ロシアの破産制度」日本国際問題研究所・平成14年度外務省委託研究「ロシアにおける企業制度改革の現状」(ウェブサイトから入手可能。[http://www.jiia.or.jp/pdf/russia\\_centre/h14\\_rus-company/06\\_fujiwara.pdf](http://www.jiia.or.jp/pdf/russia_centre/h14_rus-company/06_fujiwara.pdf))がある。

<sup>8</sup> 倒産事件を管轄する国家機関(倒産法25条参照)。従前、倒産事件を管轄する国家機関は経済省付属企業倒産委員会であったが、2005年5月の国家組織再編により、企業倒産委員会の機能は非独占化委員会に移行した。定款資本に国家の持分が含まれている企業の財務モニタリングを行い、倒産事件開始原因のある当該企業について倒産事件を申し立てる権限を有する。また、裁判所任命管財人の資格審査や監督等を行う。倒産法令の立案・改正作業や最高経済裁判所総会決議の策定作業にも関与している。

<sup>9</sup> 2004年7月の時点では、アジモフ氏はウズベキスタン側カウンターパートとしての SEC の責任者であったとともに、本注釈書の執筆陣であるウズベキスタン側 WG の責任者でもあった。しかし、その後、アジモフ氏は本プロジェクトの開始時期である2005年8月の前に非独占化委員会法務部長に異動したため、本プロジェクトのウズベキスタン側カウンターパートとしての SEC の責任者の地位は、アジモフ氏の後任として SEC 第一副長官に就任したアフマノフ・ヌルマット氏が引き継ぐこととなった。一方、アジモフ氏は、ウズベキスタンにおける倒産法の専門家として、本プロジェクトにおける WG の責任者の地位をそのまま有することとなった。このように、本プロジェクトにおいては、カウンターパートである SEC の責任者と本注釈書の執筆陣であるウズベキスタン側 WG の責任者が分離することとなったが、このことは本注釈書の普及活動の展開に苦慮する一因となった。つまり、ウズベキスタン側 WG の認識としては、「我々の任務は本注釈書を完成させるところまでであり、その後の活動は SEC が行うべき」であるというものであり、一方、SEC は、本注釈書を各経済裁判所に配布すれば「普及活動」としては十分であるという認識であることに加え、SEC がウズベキスタン側 WG メンバー以上の倒産法の専門家を独自に有しているわけではない(SEC で倒産事件を担当しているのは、サイドフ氏1名のみ)ので、地方

作成することを目的とする本プロジェクトを発足させることについての協議議事録(M/M)を締結(締結日:2004年7月29日)したことをもって着手されている<sup>10</sup>。そして、その後、両国においてワーキンググループが形成され、本邦研修等のスキームを利用して本注釈書の草案についての協議が開始され<sup>11</sup>、2005年11月14日には、JICAとSECとの間で本プロジェクトの内容について定める合意議事録(Record of Discussions: R/D)が締結され、本プロジェクトの実施体制、マスタープラン(本プロジェクトの活動内容の要約)、本プロジェクトの実施のために必要な投入等が定められた。

このようなことから、以下の1から8までにおいては、本注釈書の草案の作成作業が着手された2004年7月以降の実施体制及び実績につき掲載している。

また、本プロジェクトの実施体制の概略図を、後添の資料1のとおり、まとめてみた。本プロジェクトにおいては、本注釈書の作成活動と普及活動において、それぞれ実施体制が異なっているので、それぞれにつき実施体制の概略図をまとめている。

## 1 ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会委員<sup>12</sup>

氏名	委嘱期間
池田辰夫(大阪大学大学院高等司法研究科教授, 弁護士)(委員長)	2005.4.1~2007.9.30
出水順(弁護士, 大阪大学大学院高等司法研究科教授)	2005.4.1~2007.9.30
下村眞美(大阪大学大学院高等司法研究科教授)	2005.4.1~2007.9.30
遠藤賢治(早稲田大学大学院法務研究科教授)	2005.4.1~2007.3.31
伊藤知義(中央大学大学院法務研究科教授)	2005.4.1~2007.9.30
伊藤隆(当所国際協力部教官)	2005.4.1~2007.9.30

セミナーを実施するにはウズベキスタン側WGの協力を得る必要があった。このような状況の下、普及活動の責任体制や取りまとめ体制が曖昧になってしまった(結局、長期派遣専門家とJICAウズベキスタン事務所現地所員が普及活動にかなり関与することとなった)。ただ、このような問題が生じたそもそもの原因は、本プロジェクトにおける本注釈書の普及活動の位置付けを曖昧にしたままプロジェクトを進めてしまったことにあると思われる。

<sup>10</sup> 本協議議事録(M/M)では、本注釈書につき、1年目(2004年)に第1章から第4章まで及び第7章の草案、2年目(2005年)にそれ以外の章の草案を作成し、3年目(2006年)にそれまで作成した草案の推敲を行うこととしていた。

<sup>11</sup> 本プロジェクトにおいては、日本側における本プロジェクトの運営のために、事務局が設置された。当該事務局機能については、財団法人国際民商事法センターがJICAから受託し、国際協力部も当該事務局の運営活動に協力している。

<sup>12</sup> 本部会においては、本邦研修及び短期専門家派遣等の活動に対応したほか、2005年4月からの委嘱開始前に開催した会合を含め、2004年12月~2007年8月の間、日本側WGメンバーによる会合を合計24回開催した。また、本プロジェクトにおいては2006年12月末までに注釈書草案を完成させることとしていたが、本部会においては、当該期限を目前にした2006年12月3日に、ウズベキスタン側WGに対する最終コメントを作成するための全体読会を開催した。

## 2 長期派遣専門家

氏名	派遣期間	備考
松嶋希会（弁護士）	2006.4.1～ 2007.10.17 <sup>13</sup>	2005.4.18～2006.1.11 JICA 技術協力専門家養成個人研修員として本プロジェクトに参加 <sup>14</sup>

## 3 ウズベキスタン側カウンターパート（SEC）関係者

本プロジェクトにおける役割	氏名	肩書
責任者	アジモフ・ムラット・カリ モヴィッチ(2005.5月まで) アフマノフ・ヌルマツト (2005.5月から)	最高経済裁判所第一副長官
マネージャー 〔兼WGメンバー〕	ソリエフ・イスモイル・コ ミロヴィッチ(2005.6月ま で) サイドフ・シュフラツト・ ザファロヴィッチ (2005.6月から)	最高経済裁判所判事 (倒産事件担当)
担当者	アフメドフ・ダブロンベッ ク・ユルスナリエヴィッチ (2007.2月まで) アキロフ・ムズロブホン (2007.5月から)	最高経済裁判所国際部長
担当者補佐	カユモフ・シェルゾッド (2007.2月から)	最高経済裁判所国際部職員, 第 一副長官秘書

<sup>13</sup> 本プロジェクトの実施期間は2007年9月30日までであるが、同年9月末に発刊した本注釈書ウズベク語版の配布作業等のため、派遣期間を延長した。

<sup>14</sup> 本誌第27号87ページ参照

#### 4 ウズベキスタン側 WG メンバー(注釈書執筆担当者)<sup>15</sup>

氏名	肩書(2007.7 現在)	執筆担当章
アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ (WG 責任者)	非独占化委員会法務部長 (前・最高経済裁判所第一副長官)	総括, はしがき
ロパエフ・ナタリア・ヴァシリエヴナ	弁護士・タシュケント法科大学講師 (前・最高経済裁判所上席法律顧問)	1 章
ウマロフ・ザキル・サビルノジャノヴィッチ	非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務副部長	2 章,9 章
オトハノフ・フォジルジャン・カイダロヴィッチ	司法省大臣 (前・大統領府付属現行法制モニタリング研究所長 <sup>16</sup> )	3 章
サイドフ・シュフラット・ザファロヴィッチ	最高経済裁判所判事	4 章
ソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチ	フェルガナ州経済裁判所長(前・最高経済裁判所判事)	5 章
プラトフ・バハディル・ウトゥクロヴィッチ	非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会非独占化委員会倒産・管財人管理部長	6 章,7 章
タジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ	タシュケント州経済裁判所判事	8 章
ナム・ガリーナ・セルゲーヴナ	タシュケント市経済裁判所判事	10 章
ホシロフ・エルキン・ディルムロトヴィッチ	大統領府法令部コンサルタント (前・最高検察庁上席検事 <sup>17</sup> )	11 章,12 章

<sup>15</sup> ウズベキスタン側 WG メンバーの選任については、ウズベキスタン側 WG の責任者であるアジモフ氏が行った。ウズベキスタン側 WG メンバーの構成は、本注釈書の草案の執筆作業が開始された 2004 年 7 月当時は固定しておらず、その後メンバー構成に何度か変動があったが、2005 年度に入るとほぼ本表に掲げたメンバーに固まり、2005 年 11 月 14 日付けの JICA と SEC との合意議事録(R/D)により、本表に掲げたメンバーにより構成することが確認された。

<sup>16</sup> 国会に提出される法令の審査や法令に関する研究を行う大統領直轄の国家機関

<sup>17</sup> ウズベキスタン共和国においては、検察官は倒産事件の申立権限を有し (倒産法 44 条)、検察官申立てによる倒産事件の件数も多いと言われている。

## 5 短期派遣専門家

派遣期間	派遣者 <sup>18</sup>	主な活動内容
①2004.7.17～7.31	池田辰夫 田内正宏（当所国際協力部長） 下田道敬(JICA 国際協力専門員)	本プロジェクト形成のための関係機関との協議及びPCMワークショップ実施, 本邦研修プログラム策定及び研修員選考, 倒産制度・実務調査, 本注釈書作成にかかる協議議事録(M/M)締結
②2005.2.22～3.5	出水順, 伊藤隆	フォローアップセミナー, 注釈書草案協議, 関係機関との協議
③2005.8.30～9.10	下村眞美 相澤恵一（当所国際協力部長）	フォローアップセミナー, 注釈書草案協議, 本プロジェクトの進め方についての協議
④2006.3.10～3.18	遠藤賢治, 伊藤知義 松嶋希会(2006.3.7～3.21)	注釈書草案協議, 本プロジェクトの進め方についての協議, 倒産実務調査
⑤2006.6.27～7.5	出水順	注釈書草案協議, 本プロジェクトの進め方についての協議
⑥2007.2.6～2.14	稲葉一生（当所国際協力部長） 伊藤隆(2007.2.6～2.17)	注釈書普及活動についての打合せ, プレスツアー <sup>19</sup> 参加, 倒産実務調査
⑦2007.6.26～6.30	池田辰夫, 稲葉一生 伊藤隆(2007.6.26～7.4)	注釈書発刊プレゼンテーション <sup>20</sup> 参加, 注釈書配布, 倒産実務調査

## 6 本邦研修等（ウズベキスタン側関係者の日本への招へい）

国際協力部では、2002年度から、JICAによるウズベキスタンに対する法整備支援分野の本邦研修（国別特設研修）の実施に協力している。2002年度の第1回本邦研修では「中小企業に関する法制度」を、2003年度の第2回本邦研修では「土地制度及び担保制度」をテーマとして実施していたが、2004年度の第3回本邦研修においては「倒

<sup>18</sup> 各派遣には、次の者が同行した（表の丸数字に対応）。①中川浩徳(当所主任国際協力専門官)、ゼクリア・ナタリア(通訳)、②小山田実(当所主任国際協力専門官)、岡林直子(通訳)、③伊藤隆、小岩憲一郎(当所国際協力専門官)、松嶋希会(JICA 技術協力専門家養成個人研修員)、岡林直子(通訳)、④伊藤隆、岡林直子(通訳)、⑤伊藤隆、尾世智浩(当所国際協力専門官)、岡林直子(通訳)、⑥島崎幸英(当所主任国際協力専門官)、⑦九鬼隆史(当所国際協力専門官)

<sup>19</sup> 本誌第32号12ページ参照

<sup>20</sup> 本誌第32号12ページ参照

産制度」をテーマとして実施するとともに、同研修以降は、本邦研修の機会を本注釈書の草案を作成する一連の作業の一環として位置付けることとし、本邦研修のスキームを利用して、両国のワーキンググループが本注釈書の草案の協議を実施している。

したがって、本表には、2004年10月に実施した第3回本邦研修以降の本邦研修等を掲載している。

名称	実施期間 <sup>21</sup>	ウ側参加人数	主なプログラム
第3回本邦研修 <sup>22</sup> (当所によるウ国倒産法専門家3名の招へいを併せて実施)	2004.10.1～10.29 (2004.10.11～10.22 当所によるウ国倒産法専門家招へい)	12名 (招へい専門家3名)	日本の倒産法制・実務の講義、倒産関係機関訪問・見学、カントリーレポート発表会、注釈書草案の協議、PCM ワークショップ
当所によるウ国倒産法専門家招へい	2005.3.16～3.30	4名	注釈書草案の協議、倒産関係機関訪問・見学
第4回本邦研修 <sup>23</sup>	2005.5.23～6.3	6名	日本の倒産法制・実務の講義、倒産関係機関訪問・見学、カントリーレポート発表会、注釈書草案の協議
第5回本邦研修	2005.11.14～11.25	6名	日本の倒産法制・実務の講義、倒産関係機関訪問、注釈書草案の協議
第6回本邦研修	2006.5.22～5.29	3名	注釈書草案の協議
第7回本邦研修	2006.7.31～8.7	2名	注釈書草案の協議
第8回本邦研修	2006.9.4～9.12	2名	注釈書草案の協議
第9回本邦研修	2006.11.13～11.27	2名	注釈書草案の協議
ウズベキスタン倒産法注釈書活用促進に向けたワークショップ(当所によるウ国倒産法専門家3名の招へいを併せて実施)	2007.8.31～9.6 (2007.8.31～9.5 当所によるウ国倒産法専門家招へい)	2名 (招へい専門家3名)	公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題」 <sup>24</sup> 参加、日本側WGとの意見交換、プロジェクト終了時評価

<sup>21</sup> 本表に記載した実施期間は、掲載している本邦研修等のプログラム中、国際協力部がその内容に関与している期間を記載している。

<sup>22</sup> 本誌第19号3ページ参照

<sup>23</sup> 本誌第24号1ページ参照

<sup>24</sup> 本誌第32号17ページ参照

## 7 現地における本注釈書の普及活動（地方セミナー<sup>25</sup>等）の実績

名 称	実施時期	実施場所
プレスツアー(JICA annual press tour for journalists)	2007.2.9	タシュケント市
倒産法注釈書発刊プレゼンテーション	2007.6.29	タシュケント市
地方セミナー(対象：フェルガナ州，ナムンガン州，アンディジャン州)	2007.7.5	フェルガナ市
地方セミナー(対象:カラカルパキスタン自治共和国，ホレズム州)	2007.7.12	ウルゲンチ市
地方セミナー(対象:ジザク州，サマルカンド州，カシュカダリヤ州)	2007.7.19	サマルカンド市
地方セミナー(対象:ブハラ州，ナヴォイ州)	2007.7.20	ブハラ市
地方セミナー(対象:スルハందリヤ州)	2007.12.14	テルメズ市
地方セミナー(対象:シルダリヤ州，タシュケント州，タシュケント市)	2008.3.15	タシュケント市

## 8 成果物<sup>26,27</sup>

- ① 注釈書ロシア語版（2007年3月発刊）  
A5版青色ハードカバー，全608ページ，3,000部発刊
- ② 注釈書ウズベク語版（2007年9月発刊）  
A5版緑色ハードカバー，全640ページ，4,000部発刊
- ③ 注釈書日本語版（2007年9月発刊）  
A4版白色ハードカバー，全313ページ，400部発刊
- ④ 注釈書英語版（2008年3月発刊）  
A4版白色ハードカバー，全427ページ，400部発刊

なお、これら成果物については、SEC及びタシュケント市弁護士会のウェブサイトにもロシア語版の電子データが掲載されている。また、ウズベキスタン日本人材開発センタ

<sup>25</sup> 地方セミナーについては、本誌第32号16ページ、本誌第33号118ページを参照

<sup>26</sup> 成果物の配布先や配布方法については、本誌第33号112ページ以下を参照

<sup>27</sup> 本プロジェクトでは、当初、本注釈書をどの言語で作成するかという問題については深く検討しておらず、日本側としては、ロシア語版及び日本語版を作成することで十分ではないかと想定していたが、本プロジェクトを進める過程で、ウズベク語版及び英語版も発刊することとした(この背景については、本誌第32号15ページ、第33号第115ページを参照)。しかし、ウズベク語版及び英語版の発刊については、当初は想定していなかったため、本プロジェクトの終盤になって、発刊予算や翻訳者の確保についての対応が必要となった。ウズベク語版及び英語版の発刊の必要性については、本プロジェクトの進行過程で判明したものではあるが、少なくともウズベク語版については、事前にウズベキスタンにおける現状とニーズを把握しておけば、当初から発刊することを前提に本プロジェクトを実施することも可能であったように思われる。本プロジェクトのように成果物として書籍を作成する場合、プロジェクト形成時に支援対象国の現状とニーズを調査した上で、成果物をどの言語で作成するかという問題を検討しておくことが有益であると考えられる。

一のウェブサイトにはロシア語版及びウズベク語版の電子データが掲載されており、英語版の電子データも掲載される予定である。

このほか、日本の法務省ウェブサイトにも、ロシア語版、ウズベク語版及び日本語版の電子データを掲載しており、英語版の電子データも掲載する予定である<sup>28</sup>。

### III 本プロジェクトの終了時評価について

#### 1 本プロジェクトの終了時評価の実施

本プロジェクトにおいては、JICA と SEC との間で締結された2005年11月14日付けの合意議事録(R/D)において、JICA と SEC との合同による終了時評価を行うこととされていた。

本プロジェクトの終了時評価に際しては、その実施についての準備及び協議のため、2007年7月24日から同月27日までの間、日本から、終了時評価現地調査団が派遣された<sup>29</sup>。

終了時評価現地調査団の派遣期間中、同調査団は、①SECの本プロジェクトの責任者及び担当者と、「注釈書の普及活動」の取組状況、あるいは、本プロジェクト終了後、ウズベキスタンにおける倒産実務の改善について SEC がどのような取組を考えているかという問題について意見交換を行うとともに、本プロジェクトの実施内容についてのアンケート調査やインタビューを実施して、本プロジェクトの終了時評価を実施するに当たっての判断材料の収集を行った。また、①以外にも、②各経済裁判所に対する、注釈書の備付状況・利用状況や注釈書の内容についての意見についてのアンケート調査(SECにアンケート実施手続の取りまとめを依頼)、③ウズベキスタン側 WG の主要メンバーに対するアンケート調査やインタビュー、④ウズベキスタン側 WG メンバー以外からの視点を加えるために、本注釈書の主要な使い手である管財人に対するアンケート調査やインタビューを実施するなどして、終了時評価のための準備を行った<sup>30</sup>。

また、終了時評価現地調査団の派遣期間中、同調査団とウズベキスタン側で、本プロジェクトについての合同による終了時評価を、いつ、どのように行うかという問題についても協議を行った。

元々、本プロジェクトにおいては、本プロジェクトの終了に際し、これまでの本プロジェクトの活動内容の総括及び本プロジェクト終了後に SEC 等が取り組むべき課題についての検討を行うことを目的として、本プロジェクトのカウンターパートである SEC の責任者やウズベキスタン側 WG の責任者等を日本に招へいした上で、ワークショップを開催することを計画していた。

<sup>28</sup> URL は次のとおり。 <http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html#projectseika>

<sup>29</sup> 調査団の構成は、以下のとおり。佐藤直史(団長・総括:JICA 国際協力専門員, 弁護士), 渡辺亜矢子(評価分析:株式会社地域計画連合主任研究員), 岡林直子(通訳)。なお、当職もオブザーバとして同行した。

<sup>30</sup> 終了時評価のための準備として、日本側に対しても、JICA(終了時評価現地調査団)により、長期派遣専門家に対するアンケート調査及びインタビュー並びに注釈書作成支援作業部会委員に対するアンケート調査が実施された。

この計画に基づき、同調査団とウズベキスタン側との協議により、SECの本プロジェクトの責任者であるアフマノフ・ヌルマツト第一副長官及びウズベキスタン側WGの責任者であるアジモフ氏等を日本に招へいた上で、法務総合研究所及びJICAが協同して「ウズベキスタン倒産法注釈書活用促進に向けたワークショップ」（開催期間：2007年8月31日～9月6日）を実施することとし、同ワークショップの活動の一環として、本プロジェクトについての合同による終了時評価を実施することについて合意した。

また、本プロジェクトの終了時評価については、本プロジェクトにおける実際の活動結果と本プロジェクトのプロジェクト・デザイン・マトリックス(Project Design Matrix :PDM)を比較して実施するところ、本プロジェクトにおいて従前作成していたPDMにロジック上の問題点があったこと等により、終了時評価のための修正版PDM(PDMe)を作成することとし、当該修正版PDMの内容については、2007年7月27日に、終了時評価現地調査団とSECとの間で合意に至った。

本プロジェクトの終了時評価は、上記ワークショップ実施期間中の2007年9月3日に開催した公開セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題—倒産法注釈書作成支援を通じて—」（本誌第32号（2007年9月号）10ページ参照）における日本側及びウズベキスタン側の発表内容も反映した上で、JICA側の終了時評価チーム<sup>31</sup>とウズベキスタン側の招へい者とで、上記ワークショップ期間中、終了時評価の結果を取りまとめるための協議を重ねた結果、2007年9月5日に、評価内容につき合意に至った。

本プロジェクトの終了時評価の具体的結果については、後添の資料2の2007年9月5日付け協議議事録(M/M)にまとめられているので、同資料を参照されたい（本協議議事録の原文は英語及びロシア語であるが、本稿では当部において翻訳した日本語版を掲載している。）。ただし、同資料中の別添2の「達成グリッド」及び別添3の「評価グリッド」の掲載は、省略している。これらについては、後日、JICA社会開発部において取りまとめられる予定である本プロジェクトにかかる終了時評価報告書に掲載されるので、そちらを参照されたい<sup>32</sup>。

## 2 本プロジェクトにおいて問題となった点

以下では、本プロジェクトに実際に携わった当職の経験を踏まえて、本プロジェクトの終了時評価の結果を補足する形で、本プロジェクトにおいて問題となった点について若干説明を加えることとしたい。

### (1) 注釈書の内容のレベルについて

---

<sup>31</sup> 同チームの構成は、以下のとおり。熊谷晃子(団長・総括:JICA社会開発部第一グループガバナンスチーム長)、佐藤直史(法整備支援:JICA国際協力専門員、弁護士)、竹内麻衣子(計画評価:JICA社会開発部第一グループガバナンスチーム職員)、岡林直子(通訳)。なお、終了時評価の結果を取りまとめるための協議には、日本側WGメンバー、当部部長の稲葉及び当職も参加した。

<sup>32</sup> 終了時評価報告書は、JICA図書館で閲覧可能。なお、終了時評価報告書のうち評価調査結果要約表は、JICA INFO-Siteの「評価」「終了時評価報告書」ページ(<http://www.jica.go.jp/evaluation/end/index.html>)に掲載される。

本注釈書の作成過程において最も問題となったのは、注釈書の内容のレベルについての日本側WGとウズベキスタン側WGとの見解の相違についてであった。

本プロジェクトにおいては、ウズベキスタン側WGが作成した本注釈書の草案に対して日本側WGがコメントを提出し、ウズベキスタン側WGはそのコメントに基づき草案を改訂し、この作業を繰り返し行うという共同作業形態を採ることとしていた。

これは、ウズベキスタン側WGにはウズベキスタン倒産法の立法担当者が参加しており、経済裁判所の裁判官等、ウズベキスタンにおける倒産実務を担っている者も参加しているのに対し、そもそも日本はウズベキスタン倒産法の立法作業に関与しておらず、同立法作業においては日本の倒産法制も参考にされておらず、日本側WGメンバーもウズベキスタンの倒産実務について詳しい知見を有しているわけではないことから、ウズベキスタン側WGの方が本注釈書の草案を作成するのに適していたこと、一方、日本側WGは、日本の有する立法技術や法解釈技術をいかして、客観的立場から分かりやすい注釈書となるようにコメントをするという役割分担を図ったことによるものである<sup>33</sup>。

当初、日本側WGとしては、ウズベキスタンにおける倒産法の専門家が本注釈書の草案を執筆する以上、本注釈書のレベルについては、少なくとも注釈書として求められる一般的な評価に耐え得るレベルには当然達するであろうと考えていた。つまり、単なる条文の文言の引き写しにすぎないような解説にとどまらずに、各条文の立法趣旨、各条文から派生する条文の解釈や各条文に関連する実務の取扱い等が記載されていること、各条文の文言からは読み取れないような解釈が記載されていないこと、注釈書に記載された解説どうしが矛盾していないこと等の要件は満たされるであろうと考えていた

しかし、ウズベキスタン側WGの作成した本注釈書の草案を見ると、これらの要件が満たされておらず、法制的な問題を多くかかえていることが判明した。

この点について、日本側WGとしては、ウズベキスタン側WGの作成する草案の構造に問題があるのではないかと考え、例えば、2005年8月30日～9月10日に実施した短期専門家派遣の際には、ウズベキスタン側WGと「注釈書の構造改善」をテーマとした協議を実施することも試みた<sup>35</sup>。

しかし、そのような試みにもかかわらず、本注釈書の草案の執筆が開始された2004年10月から1年以上経過した2006年に入ってもなお、本注釈書の草案の改訂は進まず、日本側WGの中では、このままでは本注釈書の草案完成期限である2006年12月までに、注釈書として求められる一般的な評価に耐え得るレベルに達した草案を作成することはできないのではないかと懸念されるようになった。そして、このままの草案では問題があることを日本側WGからウズベキスタン側WGに再三指摘しても、ウズベキスタン側WGの反応は、「これ以上草案の改訂の必要はない」という

<sup>33</sup> 本誌第32号38ページ、44ページ参照

<sup>34</sup> もっとも、(3)において後述するように、本注釈書の草案作成作業の初期においては、日本側WGの役割としては、法制技術的な知見を提供するというよりは、日本の倒産法制・倒産実務の知見を提供することが期待されていた。

<sup>35</sup> 本誌第24号を参照

ものであった。

日本側 WG のコメントが反映されなかった理由はいろいろ考えられるが、その一つとして、ウズベキスタン側 WG は、元々、日本側 WG のコメントは細かすぎるという認識を持っていたことが考えられ、日本側 WG のコメントに対しても、「そのようなことは実務では生じないので、注釈書に反映する必要がない」という対応が多く見られ、日本側 WG のコメントは、単に日本側の言い分にすぎないという認識が感じられた。

このように、ウズベキスタン側 WG は、本注釈書草案に不十分な点があるという指摘は単に日本側 WG の主観的な見解に過ぎないと考えている節があることから、日本側 WG としては、本注釈書の草案のレベルを客観的に評価する手段がないかどうか検討したことがあった。

一案として、ウズベキスタン側 WG メンバー以外のウズベキスタン倒産法の専門家、あるいはウズベキスタン倒産法の制定時にはロシア倒産法が参考とされていることから、ロシア倒産法の専門家に本注釈書の草案を見てもらい、その内容を評価してもらったかどうか、そして、その結果、本注釈書の草案が一定のレベルに達していないということであれば、ウズベキスタン側 WG に対し本注釈書の草案の改訂を求める客観的な材料となるし、一定のレベルに達しているということであれば、それがウズベキスタンを始めとするロシア・中央アジア諸国における現状である以上、ウズベキスタン側 WG に対してこれ以上の草案の改訂を求めることをやめるのも止むを得ないのではないかという提案もされた。

しかし、ウズベキスタンにおいては、倒産法が施行されたのが 1994 年であり、まだ倒産法の歴史も浅く、倒産法に詳しい研究者・実務家の数自体少ない状況であり、ウズベキスタン側 WG メンバー以外にそのような人材を求めることは困難であった。また、ロシア倒産法の専門家についても、具体的な候補者の当てもなく、探すことが現実的に困難であり、結局、このような方策の実施を行うことはできなかった<sup>36</sup>。

結局、本プロジェクトにおいては、本注釈書の草案完成期限である 2006 年 12 月の半年ぐらい前からは、日本側 WG が極めて詳細なコメントを作成したり、あるいは草案の修正案を起案した上（長いものでは、A4 版 1 枚以上になるものもあった。）ウズベキスタン側 WG に提示して、ウズベキスタン側 WG がその修正案の内容に同意すれば、草案の内容を当該修正案に置き換える（もちろん、ウズベキスタン側 WG が当該修正案に加筆・修正を行うことも許容する。）という手法を用いることが多くなってきた。このような手法を用いた結果、注釈書のレベルは、従前と比較すれば、かなり改善はされた。しかし、このような手法は、そのコメントや修正案の取捨選択をウズベキスタン側 WG に委ねているとはいえ、第一次的な起案をウズベキスタン側 WG が行うものではなく、しかも、2006 年 12 月の本注釈書の草案完成期限を目前にしてこの手法を短期集中的に使用したので、このような手法を用いた草案の内容をウズベキスタン側 WG がどれ

---

<sup>36</sup> なお、本プロジェクトの PDM では、活動内容として「経済裁判所裁判官を中心とした編集会議にて、注釈書草案を検討・評価する。」(活動:1-8)ことが掲げられているが、当該検討は行われなかった。

だけ本当に理解しているのか、また、この草案の内容が本当にウズベキスタンにおける倒産実務に定着するののかという問題を残したことは否めず、ウズベキスタン側 WG に注釈書作成のノウハウが残されたのかも疑問が残り<sup>37</sup>、何と云っても、ウズベキスタン側 WG が、本注釈書が完成したことで満足してしまい、本注釈書の草案のレベルに問題があったことを実感してくれていないのではないかという疑問が払拭できないところである。

また、2006年12月の本注釈書の草案完成期限を目前にして草案の改訂を短期集中的に行ったため、議論を尽くすことができない論点も残ることになり、完成した本注釈書の内容には、未だ不十分な点が残されてしまった(そのような点の一部については、提言書で取り上げた上で、今後の解決方法を提言している。)

このような注釈書のレベルをめぐる問題は、本プロジェクトの終了時評価の際にも問題となった。

本プロジェクトの PDM においては、「成果1」として、「実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される」と掲げられており、その指標も「倒産法注釈書の内容」とされている。しかし、このような指標の評価を具体的にどのような手段に基づいて行うかは、なかなか難しい問題である。

本プロジェクトの終了時評価の結果をまとめる協議過程においても、日本側からは、本注釈書のレベルには問題があるという意見が出された。しかし、ウズベキスタン側は、依然、「本注釈書のレベルについては、問題はない」という認識であり、「日本側は本注釈書のレベルに問題があるということであるが、誰がどのような根拠に基づいてそのようなことを言っているのか。証拠を示してほしい」というコメントが出され、納得が行かないようであった。

本プロジェクトにおいて、「成果」として「実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される」ことを掲げ、その指標を「倒産法注釈書の内容」と設定したことは、一見合理的、かつ、魅力的であるように思えるが、そのような質的な判断要素を評価基準として設定した場合、実際に具体的にその達成度を評価する際にはかなりの困難が伴うことを念頭におく必要があり、また、プロジェクト関係者間の見解の相違により混乱を招く可能性があることを、今回実感したところである。

## (2) 本注釈書の読み手(ターゲット)について

本プロジェクトの終了時評価においては、「注釈書の草案作成作業過程において、本プロジェクトに関わる担当者間で差異が生じていることが分かった。つまり、上位目

---

<sup>37</sup> 本プロジェクトにおいては、注釈書作成のノウハウを取りまとめた資料が作成されなかったことも問題点である。本プロジェクトの PDM においては「成果4」として「注釈書作成作業のノウハウが蓄積されている。」と掲げられており、その指標データ手段として「ノウハウを取りまとめた資料」が掲げられている。2007年9月3日に開催した公開セミナーにおいて、アマンオブ氏からは、「SECには注釈書作成のノウハウが蓄積された」旨の報告がされているが(本誌第32号48ページ)、本プロジェクト中に「ノウハウを取りまとめた資料」は作成されず、具体的にどのようなノウハウが蓄積されたのかは判然としない。また、仮に SEC の本プロジェクトの現在の担当者やウズベキスタン側 WG メンバー個人レベルではノウハウが残されたとしても、資料として残されない以上、本プロジェクトの現在の関係者以外にノウハウが継承されないことが懸念される。

標(overall goal)を強く意識し、注釈書は、ウズベキスタン全土で倒産法の適用を標準化するために十分な量と質の内容を備えているべきであると考える者もいれば、倒産法はウズベキスタンでは非常に新しい法律であることを考慮して、注釈書はプロジェクト期間内に遅滞なく発刊すべきであると認識し、可能な範囲での倒産法の適用の標準化の重要性に注意を払った者もいた。」と指摘されている（2007年9月5日付け協議議事録(M/M)「4. 評価5項目による評価結果、4-1 妥当性」を参照）。

ここで指摘されている差異が生じた理由の一つとして、本注釈書の読み手としてどのような者を想定しており、その読み手の要望に応えるには注釈書の内容をどのようにすべきか、という点について、本プロジェクトの関係者間に差異があったことが挙げられる。

「注釈書は、ウズベキスタン全土で倒産法の適用を標準化するために十分な量と質の内容を備えていなければならない」と考える者は、日本側 WG メンバーが中心であった。この立場からは、倒産法の適用を標準化するためには、本プロジェクトの PDM においてはターゲットグループが「経済裁判所の裁判官」と設定されてはいるが、経済裁判所の裁判官だけを読み手として想定するのではなく、債権者と債務者又は債権者どうしの利害関係を調整する職責を担う管財人や、実際に倒産制度を利用する立場である企業や金融機関、それらの者から法律相談を受ける弁護士、倒産制度を理論面において深化させる存在である学者、あるいは将来倒産制度の担い手となる存在である学生等、その対象を幅広く捉える必要があると考えることになる。そのような観点からは、注釈書の内容としては、経済裁判所の裁判官のみに必要な情報を記載するのではなく、管財人等にとっても有益な情報も記載すべきということになるし、本注釈書の執筆陣（ウズベキスタン側 WG メンバー）の中に管財人等も含めるべきという発想につながるようになる。

日本側 WG メンバーがこのような発想を有するようになった理由については、本プロジェクトにおいて、「注釈書」という書籍の型式を選択したことが影響していると考えられる。例えば、本プロジェクトにおいて、「経済裁判所の裁判官を対象とする実務マニュアル」を作成するとしたならば、その読み手については、「経済裁判所の裁判官」に焦点を当てて、当該マニュアルの内容を考えていくという発想になったであろう。しかし、「注釈書」という書籍名を聞けば、管財人、企業や金融機関等、経済裁判所の裁判官以外にも読み手となると想定するであろうし、しかも、本プロジェクトにおけるプロジェクト目標が「倒産関連法を『効果的かつ統一的に運用するための注釈書』が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う。」とされ、さらに、本注釈書がウズベキスタンにおいて初の倒産法に関する包括的な書籍ということであれば、本注釈書は広い層に活用されるべきであり、本注釈書についてはその読み手を経済裁判所の裁判官のみに限定した内容にすべきではないという発想に傾くであろう。

また、本注釈書の作成過程において、日本側 WG とウズベキスタン側 WG とで、本注釈書の読み手についてどのような者を想定しているかという議論を何回か行ったが、その際、ウズベキスタン側 WG も、「本注釈書の読み手は経済裁判所の裁判官に限られる

わけではなく、管財人、企業や金融機関等の層にも利用されるべきである」と発言していた(ただ、この点については、ウズベキスタン側 WG は、本注釈書の本来の読み手は、あくまでも経済裁判所の裁判官や非独占化委員会の職員であり、管財人、企業や金融機関等は本注釈書の副次的な読み手にすぎないと考えていたのではないかと思われる。)ことから、日本側としては「そうであるならば、注釈書の内容も、管財人、企業や金融機関等のニーズも意識した内容にすべき」と考えたことも、日本側 WG メンバーが上記のような発想を有するようになった理由の一つとして挙げられよう。

一方、「注釈書は遅延なくプロジェクト期間内に発刊すべきであると認識し、可能な範囲での倒産法の適用の標準化の重要性に注意を払った」のは、ウズベキスタン側 WG メンバーが中心であった。

ウズベキスタン側 WG メンバーの認識としては、とにかく、現在、倒産法についての包括的な文献が存在しないため倒産実務に混乱を来しているので、「倒産法の適用の標準化」よりも、実務の指針となるような書籍を早急に発刊することを重視すべきというものであったと思われる。

その観点からは、本注釈書の執筆陣としては、「即戦力」が求められることになろう。この点については、ウズベキスタン側 WG の責任者であるアジモフ氏自身、2007年7月の終了時評価現地調査団の派遣期間中に実施したインタビューにおいて、ウズベキスタンでは管財人制度は2003年改正の倒産法において本格的に導入されたばかりであることから、管財人はまだ本注釈書を執筆する「即戦力」とはなり得ず、倒産実務の経験の豊富な経済裁判所の裁判官や非独占化委員会の職員を中心にウズベキスタン側 WG を構成したと述べている。

しかし、倒産事件手続は、すべての過程に経済裁判所や非独占化委員会が関与するわけではなく、管財人が中心になって行う業務も多い。そのことにかんがみれば、管財人については、ウズベキスタン側 WG メンバーとして本注釈書の執筆を担当するというだけでなく、ウズベキスタン側 WG にオブザーバとして参加してもらうことや、管財人からウズベキスタン側 WG に対しコメントを提出してもらうという選択肢もあったと思われる。

また、本注釈書の読み手(ターゲット)をめぐるウズベキスタン側の認識は、本注釈書が発刊され、注釈書の普及活動を実施する際にも、顕在化した。

この点については、本誌第33号(2007年12月号)112ページ以下の松嶋元長期専門家の執筆記事に詳しく記載されているのでここでは詳細は割愛するが、同記事では、地方セミナーに参加した弁護士からは当該セミナーを評価する声があったにもかかわらず、経済裁判所は民間セクターに地方セミナーに参加してもらう必要性を感じていなかったこと等が報告されている。

本件をめぐるウズベキスタン側 WG の対応を見ていると、経済裁判所や非独占化委員会等の国家機関が管財人、企業や金融機関等の民間セクターからのニーズを吸い上げ、倒産制度全体の改善を目指そうという動きに至るには、まだまだ時間を要するように思

われる。

### (3) 本プロジェクトにおける日本の役割

本プロジェクトにおいては、日本側はどのような知見を提供して本注釈書の作成を支援することができるのかということも問題となった。

本注釈書の草案作成作業の初期においては、本邦研修、あるいは短期専門家派遣実施の際に実施したフォローアップセミナーにおいて、日本の倒産法制・倒産実務の講義や倒産実務関係機関の訪問を実施していた。その目的は、日本の倒産法制・倒産実務を紹介することにより両国の倒産法制及びその運用の比較研究を実施し、これによりウズベキスタン側参加者が得た知見等を本注釈書の内容及び構成等に反映させ、もって注釈書の内容及び構成等の充実を図ることにあつた（PDM 上の「活動:1-3「(ウズベキスタン現行倒産法制の問題分析のため) 日本その他の国の倒産法制及び実務について、情報収集・分析する。」に該当する。）。

しかし、本プロジェクトにおいては、結果として、この目的は実現されなかった。

もちろん、各本邦研修やフォローアップセミナーのプログラム構成については相当の検討が行われ、各講師は日本における倒産法制・実務分野の第一人者の方ばかりであり、質の高い講義を提供いただいた。また、各訪問先においても充実した資料を準備いただき、研修員からの質問にも丁寧に対応いただき、日本側から提供されたこれらの知見は極めて充実した内容であったと言える。

本プロジェクトの目的が、ウズベキスタン側に日本の倒産法制・倒産実務についての知見を取得してもらうことであれば、これらの内容は非常に有益であったと思われる。

また、本プロジェクトとの関係においても、ウズベキスタン側から見て、「なぜ日本側 WG はそのようなコメントを出すのか」という背景を知るのには有益であったと思われる。

しかし、残念ながら、これらの知見が本注釈書の内容に直接的、具体的に反映されたとは言い難い。

その理由としては、やはりウズベキスタン倒産法の立法の際に日本の法制度が参考にされなかったことが挙げられよう。ウズベキスタン倒産法はロシア倒産法の影響を強く受けており、その内容も酷似していることから、本注釈書を作成するに際して参考とされるべきは、ロシア倒産法であった。日本の倒産法制はウズベキスタンの倒産法制とその内容が異なりすぎており、両国の倒産実務の様相もかなり異なることから、日本の倒産法制・倒産実務についての知見を本注釈書の内容に有効的に反映することは困難であったと思われるし、ウズベキスタン側 WG メンバー自身も、2007年7月の終了時評価現地調査団の派遣期間中に実施したインタビューにおいて、そのように回答していた。

もっとも、ウズベキスタン側 WG メンバーの中には、日本の倒産法制・実務に関心を持つ者もあり、本注釈書の草案中に日本の倒産法制との比較についての記載がされたこともあった。しかし、その記載は僅かなフレーズに留まり、いわば「豆知識」のような形で日本の倒産法制が紹介されていたにすぎず、その記載が本注釈書におけるウズベキ

スタンの倒産法制の説明全体とどのようにつながるのかという有機的関連性が不明であった。仮に本注釈書に日本の倒産法制との比較法的観点を盛り込むのであれば、本注釈書の全体方針としてそのような方針を打ち出さないと意味がないと思われるが、ウズベキスタン側WG全体としてそのような方針を定めることは行われず、結局、日本の倒産法制・実務についての知見を本注釈書に反映するということは行われなかった。

むしろ、本プロジェクトにおいては、(1)で前述したように、2005年8月30日～9月10日に実施した短期専門家派遣の際にウズベキスタン側WGと「注釈書の構造改善」をテーマとした協議を実施する取組等を継続して行っているにもかかわらず、本注釈書の草案の改訂はほとんど進まず、本注釈書の草案が未だ法制的な問題点を多く抱えていることが大きな問題となっており、日本側WGにとっては、この問題にいかに対処するかが喫緊の課題となっていた。

このような背景の下、本プロジェクトの方針としては、2005年11月に実施した第5回本邦研修を最後に日本の倒産法制・倒産実務の講義や倒産実務関係機関の訪問は行わないこととする一方、今後は本注釈書の草案についての協議のみを実施して、草案の改訂作業に集中することとし、日本側WGのコメント方針としては、日本の持つ立法技術や法解釈技術をいかしたコメントを行うことによって本注釈書の草案の抱える法制的な問題点を解決すべく、専ら法制技術面からのコメントをウズベキスタン側WGに提出することとした。

もっとも、このような法制技術面からのコメントについては、前述のとおり、ウズベキスタン側WGは、日本側のコメントは細かすぎる、あるいはウズベキスタンにおける実務に即していないという認識を有しており、その重要性はあまり理解されず、結果としては、ウズベキスタン側WGのニーズとは合致しなかった。

ところで、法制技術面についてのコメントを出す場合、日本側WGは自らが有する日本の倒産法制・実務の知見を活用するのではなく、法律専門家として有する法解釈技術を活用して、ウズベキスタン側WGが作成した草案に対してコメントを行うこととなる。

日本は世界的に見ても精緻な立法技術や法解釈技術を有しているということができ、その技術を活用して、整合性に問題がある草案の記載について指摘したり、条文の解釈を展開して草案の内容を充実させることについては日本の優位性を発揮できると思われる<sup>38</sup>が、それは、日本側が、支援の対象となる法令及びその関連法令を十分理解して、初めて実現できるものである。

本プロジェクトにおいて、日本側WGは、支援の対象であるウズベキスタン倒産法は

---

<sup>38</sup> もっとも、本プロジェクトにおいては、日本側WGは、ウズベキスタン側WGの作成した草案に対して、「法制技術面からのコメント」を行う前提として、草案の記載の順番を入れ替えさせたり、重複している記載を削除させたり、明らかに誤記である事項を修正させたりするような単純なコメント作成作業に追われることも多く、特に法的専門知識がなくとも一般的な文書読解力・論理力があれば作成できるようなレベルのコメントを多数出さざるを得ない状況であり、日本側WGが出したコメント全てが「日本が本来有する立法技術や法解釈技術を活用して、日本の優位性を十分発揮できた」ものであるとまでは言えないであろう。強いて言えば、日本側WGが粘り強い対応を行ったことに「優位性」を見出すことができるかもしれないが、それは「優位性」というよりは「国民性」に起因というべきであろう。

もちろん、同国経済訴訟法、裁判等執行法、民法、担保法等の関連法令や、ロシア倒産法の条文や注釈書を読み込む作業を行ったが、このような手法を採る場合、翻訳に要する労力の問題<sup>39</sup>も含め、日本側の労力は極めて大きくなり、そのような労力をかけて日本が支援を行う理由は何か、また、そこまで労力をかける必要がある活動について本当に日本の優位性を見出すことができるのかという問題にも直面することになる。

本プロジェクトにおいては、日本側 WG は試行錯誤しながらコメント方針を検討し、結局、法制技術面からのコメントを行うことで本プロジェクトを進めることとしたのであるが、振り返って考えてみると、もっと早期に、ウズベキスタン倒産法の沿革を調査し、ウズベキスタン倒産法とロシア倒産法の関係を認識し、ロシア倒産法の分析作業に着手すれば、もっと早期に、本プロジェクトにおいて日本はどのような知見を提供して本注釈書の作成を支援することができるのかという問題についての考え方、あるいは本プロジェクトの方針やコメント提出の方針を固めることができたかもしれない。

今後も、本プロジェクトのように、日本が立法支援に関与していない、あるいは立法において日本法が参考にされていない法令について、その運用を改善しようという法整備支援活動を実施しようとする場合があると思われるが、本プロジェクトの経験にかんがみ、その際には、日本はどのような知見を提供できるのかを慎重に検討し、また、少なくとも支援対象法令の沿革を研究しておく必要があると思われる。

#### (4) 注釈書作成作業と注釈書普及活動の関係

本注釈書作成作業と本注釈書普及活動の関係についても、少し触れておきたい。

本プロジェクトにおける本注釈書の普及活動の位置付けは、明確ではなかった。2004年7月に日本側とウズベキスタン側とで合意した、本注釈書を作成することを目的とする本プロジェクトを発足させることについての協議議事録(M/M)においては、本注釈書を作成することについてはその内容とされているが、本注釈書の配布先や普及活動については言及されていない。

その後、JICA と SEC との間で締結された2005年11月14日付け合意議事録(R/D)中の「マスタープラン」においては、本プロジェクトの活動として、「注釈書の効果的な活用プラン（施策）について検討する。」ことや「活用プラン（施策）を具現化するための取組を行う。」ということは一応掲げられてはいるが、それが本注釈書の普及活動を意味するものなのかという位置付けは明確ではないし、本プロジェクトの実施過程において、その目的や意義について十分な議論があったとも言い難い。

実は、日本側も、当初は、本注釈書の普及活動の重要性についてあまり認識していなかった。また、当初は、日本側としては、本注釈書が完成すれば、その普及活動は、当然、SEC が独力で行うであろうから、わざわざ本プロジェクトの内容に組み込む必要は

---

<sup>39</sup> ウズベキスタンにおいては、法令は国語であるウズベク語で公布されるほか、公用語であるロシア語版も作成されるところ、ウズベク語又はロシア語を解する日本の法律専門家の数が決して多くない現状にかんがみると、当該法令の内容を理解するには、日本語に翻訳する必要がある。また、ウズベキスタンの法令につき、国際機関、学術機関、法律事務所等が作成した英訳版が存在する場合もあるが、翻訳の精度に問題がある場合も多く、本プロジェクトのような精緻な作業が必要な場合には向かない場合もある。

ないという認識でもあったと思われる。そもそも、本注釈書の草案の作成を開始したころの日本における法整備支援活動をめぐる状況に照らすと、成果物の普及活動の重要性というものはあまり議論されていなかったと思われる。

日本側 WG は、本注釈書の作成過程を通じて、その普及活動の重要性を認識するに至ったのである。つまり、本注釈書の草案についてのウズベキスタン側 WG との協議を通じて、企業や金融機関等の民間セクターにも本注釈書の存在及び内容を知ってもらう必要があることが判明したことから、「いかに本注釈書の普及活動を行うべきか」という問題を意識するようになったのである。

また、実際に本プロジェクトにおいて普及活動を実施してからは、ウズベキスタン側が「成果物の配布」イコール「普及活動」という認識を持っていることも判明し、「成果物は単に配布するだけでは意味はなく、活用してもらわないといけない」という認識をウズベキスタン側に持たせる必要性も意識するようになったのである。

本プロジェクトの終了時評価の際には、ウズベキスタン側は、「本注釈書の普及活動については、当初は本プロジェクトでは定められていなかったにもかかわらず、我々は普及活動を実施したのであるから、その点は評価されるべきである」とコメントしていたが、そのコメントのニュアンスとしては、日本側が本注釈書の普及活動（本注釈書の配布先を細かく指定した上で配布すること、地方セミナーを開催すること、とりわけ地方セミナーに民間セクターを参加させること）を実施するように言ってきたので対応したという認識であることがうかがえ、普及活動の実施を自分たちの問題として捉えていないことがうかがえた。

前述のとおり、2008年1月18日に開催した「第9回法整備支援連絡会」は「法整備支援における成果と課題－成果物の普及を中心として－」をテーマとして開催されたが、このようなテーマが採り上げられるようになったことにかんがみると、最近の日本の法整備支援活動をめぐる状況としても、成果物の普及活動の重要性が認識されつつあるといえよう。

また、成果物の普及活動を実施することを意識するようになれば、成果物の作成プロセスや成果物の内容も、普及活動のターゲットを意識したものになり、成果物の作成作業と成果物の普及活動が有機的なつながりを有するようになる効果も生じるとと思われる。

今後、本プロジェクトのように何か成果物を作成するプロジェクトを形成する際には、当該成果物の普及活動を実施することを始めから念頭においてプロジェクトを形成することが効果的であると思われ、そのことによりカウンターパートとのトラブルも回避することができると思われる。

### III 本注釈書の作成作業を通じて判明した法制的問題点

以下では、本注釈書の作成作業を通じて判明した法制的問題点、とりわけウズベキスタ

ン倒産法がロシア倒産法に依拠していることに由来する法制的問題点<sup>40</sup>について紹介し、併せて、提言書の作成について紹介する。

## 1 法解釈に対する態度について

本プロジェクトにおいて当初ウズベキスタン側 WG メンバーが作成した本注釈書の草案を見ると、条文の解釈がほとんど記載されておらず、条文の文言の再掲にすぎないような草案や、解釈の結論は記載されているが、その結論に至る理由が不明な草案が散見された。

そこで日本側 WG では、解釈を展開することが必要と思われる点を探り上げて、条文の解釈を記載するようコメントを提出し続けた。

しかし、ウズベキスタン側 WG の反応は、実例のない事項については、「実例がないので解釈を記載できない」とか、「実務では発生しないので解釈を記載する必要はない」ということで議論が止まってしまい、また、その結論に至る理由が不明な場合、当該理由を補充・修正するように求めると、「我々には分かるのでこのままで問題ない」という回答で終わってしまい、解釈を展開して本注釈書に記載するということがなかなか行われなかった。

このようなやり取りを繰り返して本注釈書の草案の協議を進めるうちに、ウズベキスタン側 WG からは、本注釈書に条文の解釈を記載しない理由について、「法律の解釈は立法者や憲法裁判所が行うべきことであり、我々が勝手に注釈書に記載することはできない」という説明がされるようになり、本注釈書に条文の解釈が記載されない理由が明確になってきた。

この背景には、社会主義法の影響が残っている国においては、法律の解釈は国民の代表である議会（国会）の専権事項であり、研究者や実務家が法律を「解釈」することは許されないという考え方が浸透していることがあると思われる。

また、同じく本注釈書の草案の協議を進めるうちに、ウズベキスタン側 WG メンバーに見られる一般的傾向として、倒産実務において何か問題が生じた場合には、その問題が生じた時点で当事者が個別的に倒産関連法令の条文を適用して問題の解決を図れば十分であり、その問題の解決後、どのような問題が生じ、その問題をどのように解決したかという事例を蓄積し、分析し、類型化する作業を行うという発想が希薄であることが分かってきた。また、その解決に至る過程も蓄積されないので、その過程において行われた倒産関連法令の条文の適用が合理的なものかどうかの検証もされないことになる。

そして、このような傾向がウズベキスタン側 WG メンバーによる本注釈書の草案の執筆方針においても顕在化し、倒産実務で発生しないような事項についてあらかじめ条文の解釈を展開して本注釈書に記載する必要はないという発想につながっていると思われる。

---

<sup>40</sup> ロシア倒産法を参考にして制定されたウズベキスタン倒産法がウズベキスタンの経済の実情や経済システムに合致しているかどうか等といった経済的観点や制度的観点からの問題は、本稿では割愛する。本稿では、専ら、法制的観点から見た問題点を採り上げる。

更に言えば、本注釈書において条文の合理的な解釈を展開した上で、条文の解釈や運用の統一が確保される方向に導くことにより法的予測可能性を確保する、という視点も持ち合わせていなかったことを感じたところである。

## 2 立法能力についての問題点

ウズベキスタン倒産法の解釈に混乱を来している理由の一つに、立法担当者の能力の問題があると思われる。これはウズベキスタン側 WG メンバー中のウズベキスタン倒産法の立法担当者との本注釈書の草案についての協議を通じて実感したことであるが、ウズベキスタンにおいては、立法担当者に、自らが規定しようとしている事項を条文の構成要件として構成し、条文の形式に書き下ろす能力が欠けており、このことが条文の文言からは読み取ることのできない解釈が生じてしまう一因になっていると思われる。

その一例を挙げると、例えば、倒産法第 188 条は、「通常清算中の法人債務者」の代表者が行方不明の場合に簡易倒産手続の適用があると規定している。

しかし、これまでのウズベキスタン側 WG との協議においては、実務上は、法人債務者が通常清算中であるかないかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明の場合は、簡易倒産手続の適用があるという説明を受けている。

確かに、第 188 条の目的は、法人債務者の代表者が行方不明の場合は、経済裁判所としては倒産認定・清算手続開始決定（又は倒産不認定決定）を出すほかないので、監視手続を省略したり、事件審理期間を一般倒産事件と比較して短期間にしたりして、事件手続を簡素化するところにあるが、この点の必要性については、法人債務者が通常清算中であるかないかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明であれば同じはずであろう。

本件については、立法担当者の意図としては「通常清算中の法人債務者」に限定するつもりはなかったと思われるが、条文に書き下ろす際に「通常清算中の法人債務者」と限定して規定されてしまっているのである。

もちろん、本件の根本的な解決のためには、立法的な解決が図られる必要があろう（本件については、提言書第 11 章の 3 を参照）。

次に、本プロジェクトを通じて判明したことは、ウズベキスタン倒産法の条文についての整合性（ウズベキスタン倒産法の条文と（下位法令を含む）他の法令の条文との整合性及びウズベキスタン倒産法の条文どうしの整合性）に問題があることが多く見られることである。

これら整合性に問題がある例については提言書でも指摘しており、ウズベキスタン倒産法の条文と他の法令の条文との整合性については、例えば倒産法と民法（提言書第 1 章の 1）、倒産法と裁判等執行法（提言書第 3 章・第 4 章の 6）、倒産法と担保法（提言書第 7 章の 4-1）、倒産法と内閣令（提言書第 6 章の 6）等について指摘している。

ウズベキスタン倒産法の条文どうしの整合性に問題がある例も、枚挙に暇がない。

その中でも、典型的な例としては、同一の概念についての規定が総則（1 章）と各倒

産手続、つまり、監視（４章）、裁判上の再生支援（５章）、外部管財（６章）又は清算手続（７章）に存在する場合、総則の規定と各倒産手続の規定との間に齟齬が見られることが挙げられる。

総則中には、債権者、債権者集会、債権登録簿や管財人等、ウズベキスタン倒産法全体に共通の主要な概念に関する規定が存在するが、これらの規定が各倒産手続中にも存在する場合がある。このような場合、総則の規定と各倒産手続の規定との間に齟齬が存在するときがあり、これがウズベキスタン倒産法の解釈に混乱を来す原因になるのである。

例えば、給与支払請求権について、総則の第３条によれば、給与支払請求権を有する債権者は、倒産法上の「債権者」に該当することになり、そうであれば、債務者につき倒産事件手続が開始されると、当該債権者は倒産法の定める債権届出手続によってしか弁済を受けることができないはずである。しかし、給与支払請求権については、各倒産手続中にも規定があるところ、この各倒産手続中に存在する給与支払請求権についての解釈が不明確であることも手伝い、ウズベキスタン側 WG は、給与支払請求権については、倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を受けることができると解しており、本注釈書においても、そのように記載されている。

給与支払請求権につき倒産法の定める債権届出手続によらず弁済を受けることができるように制度設計したいのであれば、そもそも給与支払請求権を有する債権者を倒産法第３条の「債権者」から除外すれば解釈の混乱を防ぐことができるのに、なぜそのように規定しないのか疑問が生じるところである（本件については、提言書第１章の 4-1,4-2 参照）。

もう一つ例を挙げると、管財人の解任についての規定を挙げることができる。管財人の解任の要件については、総則（21 条）に規定が設けられていることに加え、再生支援管財人（80 条）、外部管財人（96 条）及び清算管財人（140 条）についての条文にも規定が設けられている（一時管財人については、第４章（監視）中に、個別の解任規定は設けられていない。）。しかし、詳細はここでは述べないが、それぞれの条文において、誰が経済裁判所に管財人の解任の申立てができるのか、また、管財人を解任するためには債権者又は債務者に損害が発生したことを要するのかという要件が異なっており、特に総則における要件と各倒産手続における要件が異なっている場合、解釈に混乱を来すことになる。このように各規定においてその要件に差異を設けている理由をウズベキスタン側 WG に確認しても明確な回答はなかった。本件については、そのような差異を設けている合理性が不明であり、なぜ各規定において平仄を揃えなかったのか、理解できないところである。更にややこしいことに、2006 年 1 月 27 日付け最高経済裁判所総会決議第 13 項等がこれらとは別個の解任事由を規定しているので、解釈の混乱に一層の拍車をかけている。

また、ウズベキスタン倒産法の条文に関しては、立法体系の構造が判然としない例（例えば、一般法と特別法の適用優先順位等の問題）も多く見受けられる。

典型的な例は、経済訴訟法と倒産法との関係であるが、これは提言書でも触れている

(提言書第3章・第4章の1)。

また、提言書では取り上げていないが、裁判外再生支援手続についての第33条の注釈には「倒産法は、国家支援によらない裁判外再生支援の最短・最長期間を規定していない。ただし、農業企業については、農業企業再生支援法第13条<sup>41</sup>により期間が限定されている。また、倒産法第161条<sup>42</sup>は、農業企業に対する裁判外再生支援の期間延長ができることを定めている。」と記載されており、農業企業の裁判外再生支援についての特別法である農業企業再生支援法の特則を、一般法である倒産法が規定するという奇妙な構造を有している例も見受けられる。

さらに、準用規定についても問題が多い。ウズベキスタン倒産法中には、本来、準用規定を設けるべきなのに抜け落ちている例(この点は、債権届出手続や債務弁済手続等、各倒産手続(監視、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続)において規定されている事項について、多く見られる。)や、準用すべき規定を誤っている例(89条1項)も散見される。

### 3 解釈能力についての問題点

本注釈書の草案についての協議を通じて、ウズベキスタン側WGメンバーの解釈能力についても問題があるのではないかと感じたことが多い<sup>43</sup>。

特に、ウズベキスタン側WGとの協議で印象的だったのは、ウズベキスタン倒産法においては、経済裁判所が倒産事件において出した決定のうち、経済訴訟法に規定されていない決定に対しては、倒産法の定める場合に限り、倒産法が定める手続によってのみ、不服を申し立てることができる(60条1項、2006年1月24日付け最高経済裁判所総会決議142号21項)が、この点について、ウズベキスタン側WGメンバーの中には、そのような解釈は経済訴訟法第1条<sup>44</sup>及び憲法(具体的な条文は不明)に反するものであり、経済裁判所が倒産事件において出した決定については、すべて不服を申し立てることができるかと解すべきであると主張する者がいたことである<sup>45</sup>。このケース以外でも、ウズベキスタン側WGメンバーには、各法令の目的規定や一般条項等を根拠に、具体的権利・義務について解釈する事例が比較的多く見られたし、また、例えば、ウズベキスタン側WGメンバーが「管財人はこのような権利を有する」と説明する場合に、当該権利が倒産法の明文では規定されていないので、日本側WGからその根拠を尋ねると、

<sup>41</sup> 農業企業再生支援法第13条「農業企業の裁判外再生支援は、最長24か月間実施される。」

<sup>42</sup> 倒産法第161条第2項「裁判外再生支援期間中、自然災害やその他の不可抗力により、農業企業の生産量が減少し、財務状況が悪化した場合、裁判外再生支援期間は、12か月間延長することができる。」

<sup>43</sup> 本注釈書の記載というよりは、最高経済裁判所総会決議の内容に由来するものであるが、提言書で紹介している第3章・第4章の4の事案も、ウズベキスタンにおける解釈能力についての問題点を如実に示しているものと言えよう。

<sup>44</sup> 経済訴訟法第1条「①利害関係者は、本法典の定めるところにより、誰でも経済裁判所に訴え出て、侵害された権利、争われている権利又は法により守られる利益の保護を求めることができる。②経済裁判所への訴えの権利を拒否することは、無効である。」

<sup>45</sup> ちなみに、ロシア倒産法においては、仲裁裁判所が倒産事件において出した決定については、すべて不服を申し立てることができるかとされている(61条3項)。

「裁判所任命管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。」(19条2項)という規定を根拠に挙げることもあった<sup>46</sup>。

また、ウズベキスタン側 WG が作成した本注釈書の草案には、例えば、「〇〇の規定は、この問題の解決を試みている」、「〇〇は、一連の条件を判断して決定される」というような表現が散見された。しかし、これでは、「どのような問題がどのように解決されたのか」、「一連の条件とは何か」ということが不明である。

このように、ウズベキスタン側 WG が作成した本注釈書の草案には、説明内容の表現が抽象的なものが多く、具体的な条文の解釈が展開されていない例が多く見られたことも特徴であった。

そのほか、ウズベキスタン側 WG メンバーの解釈能力に問題があると思われる例も枚挙に暇がないが、ここでは、その中でも、かなり解決に時間がかかった例を紹介する。

本注釈書の草案についての協議において、倒産法の立法担当者であったウズベキスタン側 WG メンバーは、「外部管財手続において、外部管財計画に債務の支払計画を記載し、当該外部管財計画につき債権者集会の承認を得れば、外部管財人は、経済裁判所の決定がなくとも、債務を弁済できる」と説明していた。しかし、日本側 WG は、倒産法の条文を見ても、なぜそのような結論になるのか分からず、その根拠を何度も確認したのであるが、当該メンバーは、結論を述べるのみで、その根拠は判然としなかった。また、ウズベキスタン側 WG の他のメンバーに聞いても、「立法担当者がそういうのだから、そうなのだろう」という回答が返ってくるばかりであり、実務においても、このような運用がされているということであった。

結局、本件については、日本側 WG から、「①外部管財期間中は、倒産法第 10 条第 1 項による個別弁済禁止規定や、第 93 条のモラトリアムの規定が適用されるのであるから、法令が例外を定めている場合や、経済裁判所による特定順位債権者による支払開始決定(118 条 6 項 3 号)による場合以外は、債務の弁済は認められないのではないか。②外部管財計画に債務の支払計画を記載し、外部管財計画につき債権者集会の承認を得れば、外部管財人は、経済裁判所の決定がなくとも、債務を弁済できるという説明は、裁判上の再生支援における債務弁済計画表の扱いと混同しているのではないか。裁判上の再生支援においては、債務弁済計画表に記載された内容に従い債務の弁済が行われるが、債務弁済計画表は債権者集会の承認を得た後、経済裁判所の承認を得る必要がある。しかし、外部管財計画については、経済裁判所の承認を得る必要はないとされている。」というコメントを提出し、その結果、第 106 条第 2 項の注釈には、「外部管財計画には、また、債権者に対する支払予定表を含むこともできる。ただし、外部管財期間中は、モラトリアムの効力が継続しているので、外部管財期間中において支払予定表に基づき債権の弁

---

<sup>46</sup> また、ウズベキスタン側 WG が管財人の義務の根拠につき説明する際に、「裁判所任命管財人は、倒産手続を実施するに当たり、債務者及び債権者の利益のために、誠実、かつ、合理的に活動しなければならない。」という第 19 条第 5 項を挙げる場合も多く見られた。同項が単なる訓示規定なのか具体的な管財人の注意義務を定めたものなのかは十分検証できなかったが、いずれにしても、具体的にどのような義務違反が同項の定める義務違反になるのかという事例の蓄積や分析は行われておらず、同項の注釈にも具体的な記載はない。

済を行うためには、モラトリアムの効力が及ばない債権（93条1項、5項、6項）を除き、弁済を行う債権につき、経済裁判所による特定順位債権者による支払開始決定（118条6項3号）を得る必要がある。」と記載された。

もともと、この結論につき、当該メンバーが納得しているかどうかは、検証していないところであり、この結論が実務に定着するかどうかも未知数である。

#### 4 ロシア倒産法への依拠に由来する問題点<sup>47</sup>

本プロジェクトに携わって強く感じたことは、ウズベキスタン倒産法がロシア倒産法に依拠していることが、上記1から3で前述したような法制的な種々の問題を引き起こしている一因なのではないかということであった。

ウズベキスタン倒産法はロシア倒産法の影響を強く受けており、両者の構造はほぼ同様で、各章が規定している内容も、明確な応答関係を示している（第1章が総則、第2章が裁判外再生支援、第3章が経済裁判所（ロシアでは仲裁裁判所）における倒産事件の審理、第4章が監視・・・というように、ほぼ同様である。）<sup>48</sup>。

両者の構造がほぼ同様であることは、ウズベキスタンが旧ソ連邦に属していた経緯により、独立後もロシアの法制がウズベキスタンに強い影響力を及ぼしていること、また、旧ソ連崩壊後、市場経済体制への移行を図っているウズベキスタンが、先行して市場経済化促進のための法整備を行ったロシアを後追いする形で、ロシアの法制を参考に行っていることに起因すると思われる。

このこと自体は、ある意味自然な流れであるともいえるが、今回、本プロジェクトを実施して感じたことは、ウズベキスタン倒産法がロシア倒産法を受容する過程に問題があり、種々の問題を引き起こしているのではないかということであった<sup>49</sup>。

つまり、①ウズベキスタンにおいて独自に立法趣旨を検討したというよりは、ロシア倒産法の条文に依拠してウズベキスタン倒産法を制定・改正してきたが故に、立法趣旨を考察することがあまり行われていないこと、②ロシア倒産法をウズベキスタン倒産法に移植する際に、ウズベキスタンにおける立法能力・法解釈能力の低さに起因して、ロシア倒産法の移植が不完全な形で行われてしまい、条文として必要な事項が抜け落ちてしまったり、他の条文あるいは他の法令との整合性が確保できない状況が生じていること、③両者の構造がほぼ同様であるが故に、ロシア倒産法の条文とウズベキスタン倒産法の条文との関係を十分分析しないままロシア倒産法の解釈を安易に流用してしまっており、ウズベキスタン倒産法の解釈に問題を生じさせていること等である。

以下、上記の3つの問題点について、説明を補足する。

<sup>47</sup> この点について詳細に論ずるものとして、松嶋希会「ウズベキスタン倒産法注釈書支援」香川孝三・金子由芳編「法整備支援論 制度構築の国際協力入門」（ミネルヴァ書房）134ページ以下を参照

<sup>48</sup> ウズベキスタン倒産法及びロシア倒産法の概要については、本誌「特集2 ロシア・中央アジアにおける倒産法制」を参照

<sup>49</sup> もともと、ロシア倒産法自体にも法制的観点からの問題点が多く見られるところであり、その問題点がそのままウズベキスタン倒産法における法制的問題点になって表れている例も見受けられるところである。

## (1) 立法趣旨を検討しないこと

本プロジェクトにおいて、ウズベキスタン側 WG と本注釈書の草案について協議していると、ウズベキスタン側 WG から立法趣旨の説明がない場合が多かった<sup>50</sup>。

その理由については、1で前述したように、旧社会主義国においては、法律の解釈は国民の代表である議会（国会）の専権事項であり、研究者や実務家が法律を解釈することは許されないという考え方が浸透しており、その関係で、立法趣旨については立法者ではない研究者や実務家が知る必要はないという考え方が浸透していることもあるのであろうが、そもそもウズベキスタン倒産法を制定・改正する際に、先行して制定・改正されているロシア倒産法に依拠することが可能であったが故に、立法趣旨をあまり検討しないで、法令の制定・改正を行ってきたからではないかと考えられる。

また、ウズベキスタン側 WG メンバーの話によると、ウズベキスタンにおいては、大統領の意向等、政治的な理由により、早急な立法を強いられる場合も多いということであり、そのような場合は、立法趣旨を検討して条文作成作業を行う余裕もないことから、とりあえず、先行して立法が行われているロシアの法制を参考にして立法作業をしている現状もあると思われる。

以上の内容については、本プロジェクト中に十分な検証を実施したわけではなく、当職が体得した経験に基づいた推測の域を出ないが、(3)で後述するロシア倒産法注釈書の引き写し問題は、このようなことを強く推察させる事実である。

## (2) 不完全な移植

ウズベキスタン倒産法の条文のほとんどは、ロシア倒産法の中に当該条文に対応する条文が存在するのであるが、ウズベキスタン倒産法の条文を読んでもみると、ロシア倒産法と全く同じ構成要件のまま移植されているわけではなく、微妙に異なっている場合がある。しかし、その微妙に異なっている点について、法制的に必要な事項が抜け落ちてしまったり、他の条文あるいは他の法令との整合性が確保できていない状況が生じている例が散見される。

ウズベキスタン倒産法が多くの法制的な問題を有していることは上記2で前述しているところであるが、その理由として、立法担当者がロシア倒産法の条文や体系を十分に検討しないまま移植をしていることが推察される。

その例としては、まず、文言のミスと思われるもの（提言書第7章の2等）や、法制上必要と思われる文言や条文が抜け落ちているもの等がある。

法制上必要と思われる文言が抜け落ちている一例として、第121条第2項が挙げられる。同項は「債権者に対する支払いは、本法の定める手続に従い、実施される。」と規定

---

<sup>50</sup> ただし、本注釈書に条文の立法趣旨が記載された例も幾つかある（5条2項、93条6項、133条3項等）。しかし、その中には、日本側 WG がロシア倒産法の条文や注釈書を参考にしたコメントに基づいて記載されたものが多い。ただし、133条3項については、本プロジェクト実施中の2005年12月20日付けの改正により新設された条文であり、ロシア倒産法には存在しない条文であるところ、日本側 WG がウズベキスタン側 WG に対して立法趣旨を記載するようコメントを行ったという経緯はあるものの、近時に新設された条文であるという事情もあり、ウズベキスタン側 WG が独力で立法趣旨を記載した貴重な例である。

しているが、「本法の定める手続」とは具体的に何を指すのか不明である。これに対応するロシア倒産法第121条第2項は「債権者に対する支払いは、本連邦法第134条から第138条までの定める手続及び本条の特則に従い、実施される。」と規定しているが、なぜロシア倒産法のような規定にしなかったのか、理解に苦しむところである。この類型の例はウズベキスタン倒産法中に比較的多く見られ、とりわけ第5章に目立つ。

また、法制上必要と思われる条文が抜け落ちている一例として、共益費支払債権についての規定が挙げられる。共益的支払債権は、債務者について倒産事件が開始されたときでも、債権者が債務者に対し、倒産事件手続が定める方法によらずに、個別に弁済を求めることができるという重要な法律上の効果を有するものである。この共益費支払債権について、ロシア倒産法中には、定義規定や法律上の効果を定める規定が設けられているが(5条)、ウズベキスタン倒産法においては、その文言自体は同法中に存在するものの(81条1項4号、125条1項6号)、肝心の定義規定や法律上の効果を定める規定が設けられていないという法制的な問題点を抱えている<sup>51</sup>。

このような、ロシア倒産法からの移植の過程における文言のミスや必要と思われる事項が抜け落ちているような問題点がある条文につき、本注釈書では、対応関係にあるロシア倒産法の条文の文言や解釈を参考にして、解釈を記載することにより、不備を補うことを試みている。

しかし、その際に問題となったことは、1で前述したとおり、ウズベキスタン側WGは自らは条文の解釈を行わず、本注釈書に条文の解釈を記載しようとしないうえ、条文の解釈は専ら日本側WGのコメントに基づき行われたことである。そして、そのような問題点がある条文については、かなり強引な解釈を行っているものもあることから、本注釈書の読者が当該解釈に納得するのか、あるいは本当に実務に根づく解釈となり得るのかという問題もある。そのような問題点については、根本的には、立法的解決、あるいは最高経済裁判所総会決議による解決が図られる必要があると思われ、そのための提言を提言書でも採り上げているところである。

また、ロシア倒産法を基にしているウズベキスタン倒産法中の規定にロシア倒産法にはない規定を組み込むことにより、条文の整合性に支障を来している例が見られる。

これも、その原因をたどって行けば、そもそも立法担当者がロシア倒産法の条文や体系を十分に検討しないまま、ロシア倒産法には存在しない独自の条文を接木していることに行き着くであろう。

例えば、ウズベキスタン倒産法には清算計画についての規定があるが(129条)、これはロシア倒産法には存在しない規定である。

ロシア倒産法においては、清算手続において、管財人は、債務者財産の売却についての方法、期間及び条件につき債権者集会(又は債権者委員会)の承認を受けなければな

---

<sup>51</sup> 共益的支払債権については、2006年1月27日付けウズベキスタン共和国最高経済裁判所総会決議第142号第19項に定義規定が設けられた。これは、本注釈書の草案についての協議の成果と評価することができる。この点について、本誌第32号46ページ参照

らない(139条1項)。これと同様の規定がウズベキスタン倒産法にも存在し、債務者の財産の売却方法及び日程(予定表)は、債権者集会(又は債権者委員会)の承認を受けなければならない(135条2項)。しかし、ウズベキスタン倒産法の場合、当該事項については清算計画に含まれることを要し(129条1項)、当該清算計画は、債権者集会において、全債権額の3分の2以上の債権を有する債権者の承認を受ける必要がある(129条2項)。このように、なぜ同一の事項につき二度も債権者集会の承認を受ける必要があるのか、まず、その合理性が問題となるが<sup>52</sup>、更に問題なのは、当該事項が含まれた清算計画につき債権者集会の承認が得られない場合(清算手続の承認は、通常の債権者集会の決議成立要件より加重されている。)の清算計画と135条2項による債権者集会の承認との関係が不明なことである(詳細については、提言書第7章の3-2を参照)<sup>53</sup>。

そのほか、この種の事例については枚挙に暇がないが、更なる具体例については、提言書を参照されたい。

### (3) 解釈の安易な流用

ウズベキスタンにおける解釈能力の問題は上記3で前述したが、その一因として、ウズベキスタン倒産法を制定・改正する際に、先行して制定・改正されているロシア倒産法に依拠することが可能であり、自ら立法事実に基づいて、試行錯誤して条文を一から練り上げて作成する作業を行う必要がなかったが故に、条文の解釈を展開する必要性を認識する機会が失われたことが影響していることが挙げられるのではないと思われる。

また、ウズベキスタン側WGが作成した草案を見ると、明らかに不自然な記載が多かったことも問題であった。つまり、どう見ても条文の文言から読み取ることのできない解釈、条文の文言には登場しない文言が突如登場する解釈、あるいは明らかに他の条文の説明と思われる解釈等が記載されている草案が散見された。

その理由としては、ウズベキスタン倒産法の条文の解釈を記載する際に、対応するロシア倒産法の解釈を十分検討しないまま流用してしまうということが挙げられる。つまり、ウズベキスタン倒産法とロシア倒産法は、全般的な構造はほぼ同様であるが、個々の条文レベルで見ると、構成要件が微妙に異なっている場合がある<sup>54</sup>。この場合、両者の違いを十分認識せずに、対応するロシア倒産法の解釈を、十分検討しないまま流用し

<sup>52</sup> ちなみに、なぜこのように同一の事項につき二度も債権者集会の承認を受けることとしたのかウズベキスタン側WGメンバーに質問したことがあるが、明確な回答は得られなかった。当然、本注釈書にも、その理由は記載されていない。

<sup>53</sup> 本件につきウズベキスタン側WGメンバーと協議をしていた際のエピソードであるが、当職がウズベキスタン倒産法とロシア倒産法の比較について論じていると、ウズベキスタン倒産法の立法担当者であるWGメンバーから、「ウズベキスタン倒産法は、ロシア倒産法のコピーでもクローンでもない。日本側は事あるごとにロシアの法制度を引き合いに出すが、我々にとっては、率直に言って、良い気持ちはしない。日本側も、自分の国の法律が欧米諸国の法律を真似していると言われたら、良い気持ちはしないのではないか。」と苦言を呈されたことがある。日本がドイツ、フランス、アメリカ等の欧米諸国の法制度を採り入れてきたことは全く隠す必要はないし、恥じるような事実でもなく、自らが影響を受けている国の法制度との比較検討を行うことはむしろ当然だと思っていた当職は、この反応に驚くとともに、ウズベキスタンのロシアに対する複雑な感情を看取することができた。

<sup>54</sup> その理由については、(2)で前述したように、ロシア倒産法を移植する際の文言上のミスや立法能力・法解釈能力(立法審査能力)の欠如によるのかもしれないし、あるいは意図的にロシア倒産法とは構成要件を変えているのかもしれないが、いずれにしてもウズベキスタン倒産法の各条文の立法趣旨が判然としないことが多いので、十分な検証はできていない。

てしまうケースが見られるのである。

前述のとおり、ウズベキスタンにおいては、本注釈書が初めての倒産法に関する包括的な書籍となることになる。そのため、現時点では、ウズベキスタン倒産法の解釈、運用、研究等については、ロシア倒産法の文献が使用されている。そして、ロシア倒産法には幾つかの種類の注釈書が存在し、当然、その「文献」の中にはロシア倒産法の注釈書も含まれる。

このようなことから、ウズベキスタン側 WG メンバーも、本注釈書の草案の作成の際には、ロシア倒産法の注釈書を参考にしている。

ウズベキスタン倒産法の条文の解釈を検討する際にロシア倒産法の注釈書を参考にすること自体は、ある意味自然なことであり、また、必要なことでもあり、このこと自体が問題ということではない。本注釈書でも、ウズベキスタン倒産法の条文の整合性に問題があったり、必要な条文や文言が抜け落ちていたり、条文の文言の意味が不明確な点については、対応するロシア倒産法の条文に関する解釈を参考にした解釈を記載して、当該条文の不備を補っている。問題なのは、ウズベキスタン側 WG メンバーが本注釈書の草案を作成する際に、ロシア倒産法の注釈書をそのまま引き写していたことである。

つまり、ウズベキスタン側 WG メンバーの作成した草案の中には、ウズベキスタン倒産法には存在しない条文数や文言が記載されているものがあり<sup>55</sup>、なぜそのような記載が存在するのか調査を進めた結果、対応するロシア倒産法の条文にかかる注釈書の記載をただ漫然と引き写していることによることが判明したのである。

このロシア倒産法注釈書の引き写しについては、もちろん、引用を明示する等の対応をしない場合に著作権に関する問題が発生するという問題もあるが、より本質的な問題として、ロシア倒産法の解釈を安易に流用できる環境があるが故に、ロシア倒産法に依拠してしまい、ウズベキスタン独自の条文の解釈力を低下させている現状があることを物語っていると言える。

## 5 法制的観点から見た注釈書作成の意義 一条文に基づいた実務運用のために一

本プロジェクトの終了時評価においては、「本プロジェクト関係者の間でプロジェクト目標の理解について差異が見られたが、本プロジェクトの初期段階又は中間段階で理解の齟齬が解消されていたならば、本注釈書の草案作成や改訂についての予期せぬ困難は避けられたであろう。または、最高経済裁判所総会決議に関してガイドラインを作成し、協議するなど、他の取組/成果が選択できたであろう」という指摘がされている（2007年9月5日付け協議議事録(M/M)「6. 本プロジェクトから学んだ教訓」を参照）。

また、2007年9月3日開催の公開セミナーにおいては、ウズベキスタン側及び日

---

<sup>55</sup> 一つ例を挙げると、ウズベキスタン側 WG が作成した草案に「倒産法第 227 条、第 230 条」という記載があった。しかし、ウズベキスタン倒産法は第 192 条までしかない（ロシア倒産法には、第 227 条や第 230 条が存在する。）。なぜ、このような不可思議な記載がされているのか原因を調査していたところ、ロシア倒産法の注釈書に全く同じ表現が存在することを発見し、ロシア倒産法の注釈書をそのまま引き写していることが原因であることが判明した。

本側から、ウズベキスタンにおける倒産実務改善のために、倒産事件について経済裁判所の裁判官が出す決定等の書式例を提示する「書式集」の発刊の必要性も指摘されているところである<sup>56</sup>。

本プロジェクトにおいて「注釈書」の作成を選択したことについては、法整備支援プロジェクトとしての評価という視点から見れば、上記のように、「注釈書」の作成・発刊が最良の選択であったかどうかという問題は生じ得よう。しかし、法整備支援プロジェクトとしての評価は別として、ウズベキスタンにおける法制的環境を考慮した場合、本プロジェクトにおいて「注釈書」を作成・発刊したことについては、一定の意義があったものと思う。

本プロジェクトを実施して感じたことは、ウズベキスタンにおける倒産実務においては、倒産法の条文の存在があまり意識されることなく実務が運用されていることである。

例えば、本プロジェクト実施中に当職がインタビューを行った管財人は、現在のウズベキスタン倒産法の問題点について尋ねたところ、「倒産法の条文が、現在の実務の運用に合致していないことである。」と回答し、当職はこの答えに驚いたことがある<sup>57</sup>。もちろん、条文の文言と実務の運用が合致しない場合が生じることはあり得ることであり、そのような場合にこそ条文の解釈が展開され、解釈で立ち行かなくなった場合に立法的措置が採られることになるのであるが、その場合の発想としては、あくまでも条文の文言を基点に置いて、どのような範囲で実務の運用が許容されるかと考えるのが、日本においては通常の出発点であろう。しかし、ウズベキスタンにおいては、そもそも、条文の文言と実務の運用が合致しないことをあまり問題としていることもうかがえず、しかも両者が合致しない場合、実務の運用の方が重視される傾向にある。

このような法制的環境の下、仮に、本プロジェクトにおいて経済裁判所の裁判官向けの倒産実務に関するマニュアル、あるいは倒産法の教科書を作成しようとした場合、ウズベキスタン側WGが作成する草案の内容については、注釈書のように条文ごとに解説を記載するという型式にとられる必要がない故に、各々の条文の存在を意識することなく（おそらく、草案の各説明に参照条文の条項数を付すような作業はしないであろう）、また、解説と条文の文言や他の関連法令との整合性が確保できているかということも意識されずに、実際に行われている実務の運用をただ漫然と記載してることが予想される。

その場合、これまで本プロジェクトにおいてウズベキスタン側WGが作成した本注釈書の草案の内容から想定すると、条文に基づかない実務の運用が記載されることが予想される。

本プロジェクトにおいては、日本側WGが法制技術面からのコメントを出すことによりウズベキスタン側WGが作成した草案を修正させることができたが、それは「注釈書」

---

<sup>56</sup> 本誌第32号48ページ、62ページ参照

<sup>57</sup> もっとも、このような発想が生まれる素地としては、これまでウズベキスタン倒産法に関する包括的な書籍がなかったこと、また、ウズベキスタンの場合、管財人は、通常、法律専門家ではないこと等もあると思われる。

という書籍の型式に対して法制技術面からのコメントが馴染むからであり、実務の運用の記載が中心である草案の場合は、そもそもウズベキスタンにおける倒産実務に精通していない日本側WGが説得的なコメントを作成すること自体困難であり、それ故に当該草案を修正させることも困難であろう。

場合によっては、日本側WGとしては、ウズベキスタン側WGが作成した草案をただ追認するだけで終わってしまい、結局、日本が支援したのは、書籍の発刊費用のみということになってしまうかもしれない。

本プロジェクトを通じて、SECやウズベキスタン側WGがどこまで日本側WGの意図、つまり、条文の文言に基づかない実務の運用は法的予測可能性を失わせるものであるということを理解したかは不明であるが、「注釈書」は、条文に基づいた運用の重要性を認識させるには最も適した書籍の型式であり、その意味で、一定の意味を見出すことができよう。

逆に、注釈書の場合、実務で用いるための執務資料、あるいは倒産法を体系的に学ぶための教科書として使用するのには、使い勝手が悪い面もあろう。しかし、これらの書籍の作成も、まずは条文の文言を正しく理解することから出発すべきものであり、ウズベキスタンにおける法制的環境にかんがみれば、順番としては、まず本注釈書を作成・発刊し<sup>58</sup>、次に、本注釈書の内容を参考にして、実務マニュアル、教科書、書式集、Q&A集等の作成・発刊というステップに進むのが相当であったと思う。

## 6 提言書の作成 —残された問題点の解決に向けて—

### (1) 作成の目的

日本側WGとしては、本プロジェクトの目的について、ウズベキスタンにおける倒産処理実務の統一を図るための文献、あるいは倒産処理実務の改善に役立てるための文献を作成することであると考える、これまで作業を進めてきた。

本プロジェクトにおいては、日本側WGとウズベキスタン側WGとの協議において種々の問題点を取り上げ、それらの問題点についての協議結果を本注釈書に記載することにより、上記の目的を達成するための作業を行ってきた。

しかし、それらの問題点の中には、以下のようなものも数多く存在する。

- ① 問題点についての協議結果が本注釈書に記載されなかったもの
- ② 問題点についての協議結果が本注釈書に記載されたが、その結論につき更に検討する必要があるもの
- ③ 問題点自体は本注釈書に記載されたが、その問題点を根本的に解決するためには、本注釈書に条文の解釈を記載するだけでは足りず、本注釈書に記載した事項を更に分かりやすい形で周知する対応、あるいは、倒産法改正や最高経済裁判所

---

<sup>58</sup> ただし、注釈書は、一般的に、教科書等の他の法律書籍より、作成・編集に時間がかかるという問題がある。どのような法律書籍を作成するかについては、作成にかかる時間、執筆者（執筆陣）、想定される読み手（内部資料とするのか、公刊物とするのかも含めて）、法制的環境等の要素を総合的に勘案して判断すべきである。

総会決議による対応が必要なもの

このような問題点については、本注釈書の作成・発刊によっては、その解決が図られていない。

そこで、本プロジェクトの終了を控え、本注釈書の作成・発刊によっては解決が図られなかった問題点について当該問題点の解決方法を提言する目的で、日本側から、「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」名で、2007年9月に、ウズベキスタン側WGに対し、提言書を提出したものである。

上記の目的にかんがみると、この提言書の内容は、今回作成・発刊した本注釈書の内容を補充するものと位置付けることができよう。

なお、提言書の具体的内容は、後添の資料3を参照されたい。

## (2) 提言書のスタンス

提言書で採り上げた問題点及びその解決方法は、ウズベキスタン側に対し、新たな制度導入を提言するものではなく、あくまでもこれまでのウズベキスタン倒産法の枠組を前提にしたものである。

ところで、II2(3)で前述したとおり、本プロジェクトの初期段階においては、当初、日本の倒産法制・実務を紹介することにより両国の倒産法制及びその運用の比較研究を実施することとし、これによりウズベキスタン側者が得た知見等を本注釈書の内容及び構成等に反映させて、もって本注釈書の内容及び構成等の充実を図ろうと考えていた。その関係で、ウズベキスタン側WGとの本注釈書の草案についての協議の初期段階においては、日本側WGからは、日本の倒産制度・実務についての知見に基づき、ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の改善につながるのではないかとと思われるような、制度レベルからのコメントも行っていた。

具体的には、下記のようなものが挙げられる。

- ① ウズベキスタン倒産法の再建型倒産手続（裁判上の再生支援手続、外部管財手続）においては、債権登録簿に記載された債権を全額弁済しないと（債権の減免に同意しない債権者の債権を債権者集会の決議によって減免することはできない。）これらの手続は終結せず、債権登録簿に記載された債権を全額弁済できない場合は清算手続に移行することになる。

しかし、現実的に考えて、債権減免を認めないで再建型倒産手続を実施することには困難が伴うと思われる。

日本の民事再生法や会社更生法のように、一定数の債権者等の同意及び裁判所の認可を得ることにより、債権の減免に同意しない債権者の債権も減免できるような制度を導入することは考えられないか。

- ② 裁判上の再生支援及び外部管財の実施期間が最長24か月（裁判上の再生支援の後に外部管財に移行した場合は、最長36か月）では、日本における倒産実務の経験に照らしても、あまりに短すぎる。実施期間の伸長を検討すべきではないか。
- ③ ウズベキスタン倒産法では、債権者が経済裁判所に対して管財人の候補者を推

薦することが原則であるが、公平性が確保できないことや、候補者を探すことが困難である場合もあることから、経済裁判所が管財人候補者を選任し、任命する制度を導入することは考えられないか。

- ④ 担保権者は、債務者の倒産手続が開始しても、倒産手続外で担保権を実行することを認め、換価代金から優先的に弁済を受けることができるようにすべきではないか。

しかし、同じくⅡ2(3)で前述したとおり、ウズベキスタン側 WG と協議を続ける過程で、ウズベキスタン倒産法に日本の倒産制度・実務を反映させることは困難であることが判明し、ウズベキスタン側 WG メンバーからもこの点について積極的な意見は聞かれなかったこと、また、現在のウズベキスタンの状況にかんがみると、ウズベキスタン倒産法の中にロシア倒産法が採用している制度から離れた独自の制度を組み込むことは困難と思われるところ、ロシア倒産法も上記①から④までのような制度は採用していないことから、このような内容を提言したとしてもその実現可能性は低いことが判明したため、これらについては提言書の内容とはしないこととした。

#### IV 本プロジェクトが残したものと今後の取組

仮に本プロジェクトが「ウズベキスタン倒産法に対する立法支援プロジェクト」であったとすれば、作成した法案が国会で可決され、法律として成立することが目的の一つとなろう。この場合、作成した法案が国会で可決されるためには、法案審査や国会での質疑に耐え得る内容でなければならず、また、成立した法案は、直接、国民の権利・義務に影響することとなる。

これに対し、本プロジェクトは、倒産法の注釈書を作成することが目的の一つであるが、この場合、注釈書に不完全や記載や誤った記載があっても、内容の質はともかくとして、物理的には「注釈書」として発刊することができるわけである。また、注釈書に不完全や記載や誤った記載があっても、そのことをもって直接、国民の権利、義務に影響があるわけではない（もちろん、当該注釈書の内容に従って、誤った解釈、運用がされることにより、国民の権利、義務に影響を与えることはあり得る。）。

このようなことから、本プロジェクトのような内容の場合、外部からのプレッシャーが少ないだけに、その成果は、プロジェクト関係者の意思、意欲に左右されるところが大きい。

本プロジェクトについての SEC やウズベキスタン側 WG の対応や関心については、全般的にみると、必ずしも積極的ではなかったというのが個人的な感想である。

本注釈書の作成活動についても普及活動についても、正直なところ、日本側が主体的に行っていた場面が多く見受けられた。

前述のとおり、元々、ウズベキスタン側 WG は、本プロジェクトの相当初期の段階で、本注釈書の草案はもう完成しているという認識であったので、ウズベキスタン側 WG が日本側 WG のコメントを自ら積極的に求めてくるということにはなかったし、本注釈書草案の

協議の際も、ウズベキスタン側 WG から日本側 WG に対して協議の議題を提案してくることもなく、むしろ、「日本側 WG は一体いつまでコメントを出し続けるのか」という苦言を呈されることもあった。

両国の WG にこのような温度差があったことについては、本プロジェクトの終了時評価で指摘されているような本プロジェクトの上位目標の理解をめぐる問題のほかにも、倒産制度・実務が経済的・社会的に重要な役割を担っている日本と、現時点ではそうとまでは言えないウズベキスタンとの違いに由来するのかもしれない。また、ウズベキスタンの経済裁判所の所掌事項の中で、倒産事件の占める位置付けは大きくないことや、更に倒産事件の件数のほとんどが、ルーチンワーク的な事件処理で足りる簡易倒産手続であり、それ以外の手続を扱う機会が少ないという事情もあると思われる。

このように、本プロジェクトにおける本注釈書の草案についての協議は、必ずしも活発に行われたとは言い難いが、ウズベキスタン側 WG メンバーでも、30代前半以下ぐらいの若い世代に属するメンバーは、日本側 WG との協議に比較的関心を示しており、協議の際にも条文の文言に即して説明しようという姿勢が見られ、柔軟な発想を有していることが見受けられた。彼らは、まだ若手である故、ウズベキスタン側 WG 内では発言力がないが、今後、世代交代が進み、彼らがウズベキスタンにおける倒産制度・実務を担う中核的な存在になる時代が来れば、ウズベキスタン倒産法をめぐる法制的環境が改善される可能性はあると思われる。

また、2007年7月に実施した本プロジェクトの終了時評価現地調査団の派遣中、同調査団は、タシュケントの若手の管財人にインタビューを行った。彼はもちろんウズベキスタン側 WG メンバーではないが、本プロジェクトについて興味を示しており、本注釈書の内容にも非常に関心を示していた。同派遣団は、彼に対して、「この注釈書を読んだことにより、条文の解釈が不明確な点が判明したことや、倒産実務を行うに際して役に立ったことはあったか。」という質問をしたところ、彼からは、「個人的に参考になった部分と言うと、経済訴訟法と倒産法との相互関連についての説明は有益であった。普段の業務において、経済訴訟法については従来あまり気にしていなかったが、この注釈書を読むと、「経済訴訟法〇〇条参照」と記載してある。今までは経済訴訟法にはあまり目を向けなかったが、視野が広がった。」という回答が返ってきた。

実は、本注釈書の作成に際し工夫した点の一つとして、倒産法と経済訴訟法との関係を分かりやすく解説したということがあるのだが、この狙いを彼に理解してもらえたようで非常に嬉しく感じるとともに、彼のように、ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の改善に向けた積極的な意欲を有する倒産法の専門家が增多することを願うばかりであった。

幸い、本プロジェクトの成果物である「注釈書」は、本プロジェクト終了後も物理的に残る。現在のウズベキスタン側 WG メンバーの中核層がウズベキスタンにおける倒産法制の立案や倒産実務において主要な地位を占めている間は本プロジェクトの成果はなかなか現れないかもしれないが、本プロジェクトの成果物である注釈書（あるいは提言書）がウズベキスタンの若い倒産法専門家等に読まれ、将来、ウズベキスタンにおける倒産制度・

実務の改善につながることを期待したい。

本稿の冒頭で紹介したとおり、本プロジェクトは、JICAによる中央アジア地域に対する法整備支援分野の技術協力プロジェクトとしては始めて実施されたものである。それゆえ、本プロジェクトは、これまで蓄積されていた情報やノウハウが乏しかった中、手探り状態で進めてきた部分が多かった。そのような状況の下、本プロジェクトにより、ほんの入り口程度かもしれないが、ウズベキスタンにおける法制的環境を明らかにできたことには、一定の意義を見出すことができよう。

本プロジェクトの内容を一言で言えば、結果として、ウズベキスタンにおける倒産法制・実務を正面から採り上げ、それらに由来する固有の問題について検討したプロジェクトというよりは、「倒産法を材料にした立法能力・法解釈能力改善プロジェクト」であったといえることができるであろう。

以上のように、本プロジェクトの実施により、ウズベキスタンにおける立法能力・法解釈能力（立法審査能力）の現状については様々な問題があることが判明したが、このような問題は、ウズベキスタンと同じく旧ソ連邦に属し、旧ソ連邦崩壊後に独立を果たし、市場経済化への移行を図っている他の中央アジア諸国にも共通しているものと思われる。

現在、中央アジア諸国は、天然鉱物資源の供給国としてとみに脚光を浴びており、我が国の経済的な関心も高まっている。

しかし、中央アジア諸国は、ロシア同様、法的予測可能性のリスクが大きい地域と言われており、このことは、中央アジア諸国に日本企業の進出があまり進んでいない一因でもあり、中央アジア諸国自身の市場経済化移行の妨げにもなっている。

このような法制的問題点を改善する一つの方策として、中央アジア諸国の法制度や実務をテーマとして採り上げた上で、中央アジア諸国の法律専門家どうしが一堂に会し、比較法的研究やディスカッション等を通じて中央アジア諸国における法制的問題点を分析し、当該問題点を改善するための方策につき検討することが有効と考えられる。

そこで、JICAにおいては、本プロジェクトの経験をいかし、2008年度(平成20年度)から2010年度(平成22年度)までの予定で、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの中央アジア4か国を対象に、当該4か国の企業法制や倒産法制等をテーマとして、地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」コースを実施することとしており、当部も当該コースの実施に協力することとしている。

また、本プロジェクトの実施結果及び当該コースの実施開始に関連して、今後、当部では、ロシア・中央アジア諸国の会社法、倒産法や担保法等の和訳版を法務省ウェブサイトの国際協力部業務紹介ページ(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>)に順次掲載することを計画しており、当該和訳版を当該地域別研修の実施に役立てるとともに、学術研究や企業実務等において、参考資料として活用していただきたいと考えている。

引き続き、関係各位におかれては、当部の中央アジア地域に対する法整備支援活動につき御理解、御支援をいただくことができれば幸いである。

## V おわりに

本プロジェクトは、ベトナムやカンボジア等に対する法整備支援活動と比べれば、その規模は小さく、歴史や知名度も及ぶべくもない。しかし、全 192 条にわたるウズベキスタン倒産法の条文を、資料もノウハウも乏しい中、一条ずつ、何度も細かく見ていくための作業量は、それらと比較しても決して少ないものではないと思われ、事実、大変な気力と労力を要する作業であった。本プロジェクト実施中には様々な問題も生じたが、最終的には、本プロジェクトの成果物として倒産法注釈書を発刊することができ、大きなトラブルもなく本プロジェクトを無事終了することができたのは、まさしく関係各位の御協力と御尽力の賜物である。

当職は、本プロジェクトにつき、「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」の委員の一人として関与するとともに、本プロジェクトの進行管理や本邦研修等の企画、あるいは関係各位との連絡調整等の事務手続面についても関与したが、本プロジェクトを振り返ってみると、本プロジェクトの実施に際しては、関係各位から実に多大な御支援をいただいていたことを改めて実感している。「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」の委員各位におかれては、御多忙であるにもかかわらず、頻繁に開催され、しかもなかなか進まない本注釈書の草案の協議に対して根気強く対応いただき、豊富な経験と大局的視点に裏打ちされたコメントを作成いただき、示唆に富むところが多かった。また、本プロジェクトの開始当初は、本注釈書の草案の翻訳（日本語・ロシア語）の質に問題があり、協議に支障を来すことがあったが、この状況は、優秀な研修監理員の方に通訳・翻訳を継続的に依頼することが可能になったことで大幅に改善され、本注釈書の草案の協議やその準備作業を円滑に進めることができた。本プロジェクトにおいて研修監理員を務めていただいたメルギチョーワ・ナターシャ氏、木村恭子氏、岡林直子氏の御労苦に対して、敬意を表したい。それとともに、法整備支援活動の対象となるような国の言語に精通した法律専門家の数が少ない日本の現状にかんがみると、法整備支援活動を展開するに際しては通訳の方の支援をいただく必要があるところ、特殊な法令用語や構造の複雑な文章が多い法律分野の通訳・翻訳は特殊であって、単発で通訳・翻訳業務の依頼があってもなかなか対応が難しいという話も伺っているところであり、通訳の方に継続的に法整備支援活動に関与いただくシステムの構築の必要性を感じた<sup>59</sup>。

本注釈書の内容にはまだ問題点も残されているとはいえ、本注釈書を発刊できたのは、やはり SEC の本プロジェクトの担当者やウズベキスタン側 WG メンバーの方の御協力があったことによるものである。ウズベキスタン側の本プロジェクトへの対応については個人差が大きかったが、日本側からの質問や要望に誠実に対応いただいた SEC の本プロジェクトの担当者やウズベキスタン側 WG メンバーの方の存在は、非常に心強いものであった。本稿では、ウズベキスタン側に対して厳しい指摘を行っている部分もあるが、その指摘は指摘として、まずはウズベキスタン側の関係各位とも、本注釈書を発刊できたことの喜び

---

<sup>59</sup> 本誌第 31 号 171 ページ参照

を分かち合いたい。

JICA 社会開発部第一グループガバナンスチーム、JICA 大阪センター、財団法人国際民商事法センターの関係者の皆様には、本プロジェクトの運営や、本注釈書の草案の協議を支援する体制を整えていただくに当たり、多大な御尽力をいただいた。特に、JICA 社会開発部第一グループガバナンスチーム及び JICA 大阪センターの本プロジェクトの直接の担当者の方とは、長期派遣専門家も含めて、常に情報交換を怠らず、緊密なコミュニケーションを図ることに留意したが、そのことにより、日々発生する問題や新たな検討事項についても適正、かつ、迅速に対応することが可能であったことはもちろん、権限や責任の所在についてのトラブルや感情的な行き違いも防ぐことができたことは、本プロジェクトを無事終了することのできた主要な理由として挙げられよう。また、財団法人国際民商事法センターの研究者として本プロジェクトに関与いただいた大阪外国語大学大学院言語社会研究科（現大阪大学大学院言語文化研究科）の鈴木佐和樹氏、鮎川和美氏には、ロシア語を解しない当職をサポートいただき、本邦研修の実施をはじめとする本プロジェクトの円滑な運営に貢献いただいた。

本注釈書の普及活動が現地において展開されるようになると、本プロジェクトの活動の中心は現地に移ったが、本注釈書の普及活動の実施は、ウズベキスタン側関係者との直接の接点となる JICA ウズベキスタン事務所の皆様をはじめとする現地の関係者の皆様の御協力をいただくことにより、始めて可能であった。特に、JICA ウズベキスタン事務所プログラムオフィサーであるナショナルスタッフのシャリポフ・シャリフゾダ氏には、本注釈書のウズベク語版や英語版を作成する際の翻訳チェックや地方セミナー開催に際しての SEC 側担当者との連絡調整役を務めていただき、ナショナルスタッフならではの強みを発揮していただいたように思うとともに、同氏の活躍振りを見ると、JICA 在外事務所においても、更なるナショナルスタッフの活用が検討されてもよいと感じた。

そして、何と言っても、手探り状態で進めていた本プロジェクトの強力な推進力となっていたのは、かのシルクロードの地で本プロジェクトの最前線に立ってウズベキスタン側と交渉を続け、常に斬新な発想に基づき日々発生する課題を克服し、新たな道を切り開いていった松嶋元長期専門家の熱意と努力であった。松嶋元長期専門家の本プロジェクトへの参加は、その残した多大な功績が評価されるべきことはもちろんであるが、当部と民間の法律専門家との連携・協力についての新たなスタイルと可能性を提示したものと評価でき、また、法整備支援活動に興味を有している若い人材にとっての明るい道標となるであろう。

本プロジェクトの終了に当たり、本プロジェクトの実施に御協力、御尽力いただいた関係者の皆様に対し、改めて、心より感謝申し上げたい。

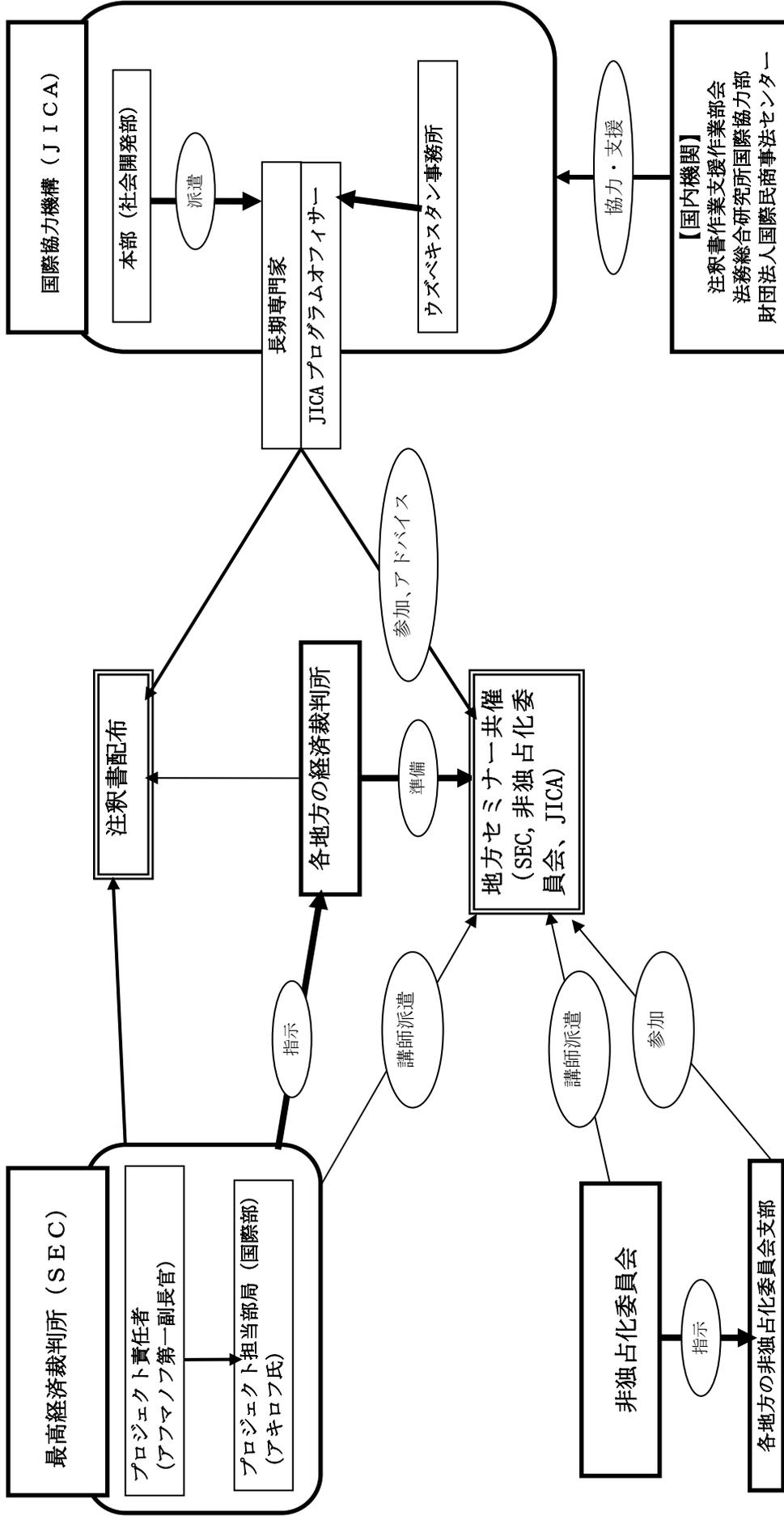


2008年3月に本注釈書英語版が無事発刊され、本プロジェクトにおいて発刊を計画していた成果物は全て発刊された。本プロジェクトの実施期間は終了したが、引き続き、SECが中心となり、本注釈書の存在の周知と活用の促進を図るための「普及活動」を継続していくことが望まれる。

左上：ロシア語版，右上：ウズベク語版  
左下：日本語版，右下：英語版



ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト実施体制図（注釈書普及活動時）



## 資料 2

### JICA 終了時評価チーム及びウズベキスタン共和国政府関係機関の 倒産法注釈書プロジェクトに関する討議議事録(M/M)

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）終了時評価現地調査団は、倒産法注釈書プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の成果を確認するため、2007年7月24日から27日までウズベキスタン共和国を訪問し、2005年11月14日に署名された合意議事録（R/D）において言及している合同評価に関してウズベキスタン共和国の関係機関と一連の協議を行った。

上記の調査及び協議の結果に基づき、JICA 社会開発部の熊谷晃子氏を長とする JICA 終了時評価チーム（以下「チーム」という。）は、2007年8月31日から9月5日まで大阪で開かれたワークショップの期間において、最高経済裁判所第一副長官アフモノフ・ヌルマツト氏を長とするウズベキスタン共和国関係機関と合同調査実施のため協議を行った。

両者とも本プロジェクトの成果を評価し、その結果の持続可能な発展に関する事項について意見を交換した。

調査及び協議の結果、両者とも両国の政府に対し、本協議録に添付している文書において言及している事項について報告することに同意した。

2007年9月5日 大阪

独立行政法人国際協力機構  
社会開発部ガバナンスチーム  
チーム長 熊谷 晃子  
(署名)

ウズベキスタン共和国  
最高経済裁判所第一副長官  
アフモノフ・ヌルマツト  
(署名)

## 添付書類（評価概要報告）

### 1. 評価の目的及び方法

#### 1-1 終了時評価の目的

本プロジェクトは、2005年11月14日に署名された合意議事録（R/D）に基づいて実施された。終了時評価の目的は、以下のとおりである。

- (1) 合意議事録（R/D）及び他の関係資料に基づいて計画された本プロジェクトの活動の進行及び成果について検討する。
- (2) 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト及び自立発展性）の観点から本プロジェクトの成果及び結果を評価する。
- (3) 評価結果及び提言事項をまとめる。

#### 1-2 評価方法

##### 1-2-1 評価方法

評価は、「2004年2月改訂版 JICA プロジェクト評価ガイドライン」に基づいて行われた。JICA ガイドラインは、主に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会(DAC)が発行した「1991年開発援助評価原則」に則っており、以下の3部で構成されている。

- (1) 本プロジェクトの実際の結果をプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）で要約されているプロジェクト・デザインと比較しながら、プロジェクトの実績を検証
- (2) 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト及び自立発展性）の観点から本プロジェクトの価値を評価
- (3) 他のプロジェクトの計画及び実施に向けた、本プロジェクトから得られた教訓及び将来の協力のための提言

評価調査を実施するため、どのようなデータ又は情報が必要か明らかにするための評価グリッドを事前に作成した。このグリッドには、①本プロジェクトの報告及び記録の検証結果、②日本人専門家、日本側作業部会（日本側 WG）、ウズベキスタン側カウンターパート（本プロジェクトの作業部会のメンバー）及び他の関連機関職員へのインタビュー及びアンケート調査の検証並びに③本プロジェクトの活動を直接観察して判明した事項が記載された。

##### 1-2-2 評価基準

両者は、全ての活動及び成果を見直し、添付1「2007年7月27日付け改訂プロジェクト・デザイン・マトリックス」に従い、次の5つの評価基準に基づいて本プロジェクトを評価した。

###### (1) 妥当性

対象国のニーズが的確に認識されたか否か、並びにプロジェクト・デザインが国別計画及び/又はマスタープランと一致していたか否かを評価する。

###### (2) 有効性

初期段階又は中間段階で設定された目標（又は改訂目標）と比較して結果を評価し、

結果の特質（要因及び条件）を評価する。

(3) 効率性

プロジェクトの方法、手続、期間及び費用を、生産性の観点から評価する。

(4) インパクト

プロジェクトによる正負の影響、影響の程度及び受益者に対する影響を評価する。

(5) 自立発展性

協力終了後のプロジェクトの自律性及び持続性を、運用、管理、経済、財政及び技術の観点から評価する。

## 2. 目的の達成度

本プロジェクトのプロジェクト目標は、「倒産関連法を効果的かつ統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う。」と設定された。

注釈書は、本プロジェクトの成果物として、2007年3月に、最初にロシア語で発刊された。注釈書は、ウズベキスタン全土の経済裁判所の全裁判官に配布され、また、各裁判所の図書室にも数部ずつ配置されている。

この注釈書は、倒産法に関する最初の資料であり、全裁判官が業務上で参照できる文献を入手したと言える。倒産法を、全国において、より効果的、かつ統一的に運用するためには、注釈書には改訂が必要な部分が幾らか残っているが、プロジェクト目標はほぼ達成されたとみることができる。

## 3. 成果の達成度

本プロジェクトの達成の分析は、添付2「達成グリッド」に示されている。以下は、分析の概要である。

### 3-1 成果1：実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される。

注釈書は、最初にロシア語で2007年3月に発行されたばかりであり、非常に新しいため、その有用性について知るには、裁判官が日常の実務で使用するようになるまで、もう少ししばらく待たなければならない。

しかし、最高経済裁判所（以下「SEC」という。）の裁判官へのインタビューから、注釈書は、主要な使用者である裁判官の間では良い評判を得ていることが分かる。裁判官へのアンケート結果も、注釈書は、幾つか微細な誤りはあるものの、倒産法の適用の標準化に大幅に寄与していることを示している。

注釈書は、最高経済裁判所総会決議など関連規則も含んでいるため、倒産事件手続の担当者は、必要な情報を参照することができる。

### 3-2 成果2：倒産法注釈書が経済裁判所等に備え付けられている。

注釈書は、ロシア語で3,000部発刊され、経済裁判所の全裁判官に配布され、全経済裁判所の各部署及び図書館にも注釈書が配置されている。さらに、注釈書は、関係省庁

及び機関の職員，大学並びに民間セクターにも配布され，これからも配布されるであろう。また，注釈書の電子データは，SEC，非独占化国家委員会及びタシュケント市弁護士会のウェブサイトに掲載されている。ウズベキスタンではインターネット普及は遅れているが，電子データは，注釈書の配布を促進するであろう。

### 3-3 成果3：経済裁判所裁判官等が注釈書を活用するための道筋が立っている。

PDMにおける「活用プラン」は，公式には文書化されていないが，SEC，非独占化国家委員会など，ウズベキスタン側作業部会（ウズベキスタン側WG）を構成する各機関が，注釈書の活用について，それぞれ方策を有している。その方策は，普及セミナー及び注釈書を使用した倒産法の講義/研修で実証される。

### 3-4 成果4：注釈書作成作業のノウハウが蓄積されている。

法の解釈に関して，ウズベキスタンWGは，更なる知識及び情報を習得し，それは，注釈書の草案作成作業において現れている。ウズベキスタン側WGは，流れ図の活用や各章の説明などに関するノウハウも認識するようになり，これは読者が法的文書を理解するために大きく役立つであろう。このノウハウを各組織でどのように共有するかが将来の課題である。

## 4. 評価5項目に基づいた評価結果

評価5項目に基づく本プロジェクトの分析が，添付3「評価グリッド」に示されている。以下は，分析の概要である。

### 4-1 妥当性

ウズベキスタンは，1991年の独立以来，市場経済に適応するためにその体制を移行し，円滑で安全な経済取引を促進するため，その法制度を改善する必要性を認識してきた。こうした事情から，企業の自由な競争を保証するために，倒産法が制定され，改正された。この注釈書には，倒産法をより理解しやすいものとし，倒産法の利用者が適切な倒産手続を選択することを促進することが期待されている。これらのことから，本プロジェクトは，ウズベキスタンにおける政策と一致していると言える。

日本のODA政策として，ウズベキスタンに対する対象分野の一つは，「経済発展に資する制度的向上に対する支援」と定められている。本プロジェクトでは，注釈書の作成及び普及を通して，倒産制度の制度的発展を支援し，その活用を促進することを目的としている。したがって，本プロジェクトは，日本の政策とも一致している。

注釈書の草案作成作業過程において，本プロジェクトに関わる担当者間で差異が生じていることが分かった。つまり，上位目標を強く意識し，注釈書は，ウズベキスタン全土で倒産法の適用を標準化するために十分な量と質の内容を備えているべきであると考えられる者もいれば，倒産法は，ウズベキスタンでは非常に新しい法律であることを考慮して，注釈書はプロジェクト期間内に遅延なく発刊すべきであると認識し，可能な範囲での倒産法

の適用の標準化の重要性に注意を払った者もいた。両者が方法に関して共通の見解に達するためには、より多くの議論が必要であることが判明した。

ターゲットグループの選択に関しては、いくらか見直しの余地がある。経済裁判所裁判官が直接の受益者であり、本プロジェクトのターゲットグループでなければならないことは明らかであるが、倒産関連法の実務的な適用の改善ということを考慮すると、管財人からの視点が必要である。

#### 4-2 有効性

本プロジェクトについては、プロジェクト期間内にほとんどの活動を完了し、プロジェクト目標を達成できる可能性は高く、ウズベキスタンの経済裁判所裁判官の間で、注釈書の存在及び有用性が認識されつつあることが判明した。注釈書は、全経済裁判所に備え付けられるとともに、大学や民間セクターにも配布された。本プロジェクトでは、裁判官に注釈書を与えるのではなく貸し出すという方法を採用したことにより、人事異動があった場合でも常時注釈書が全ての経済裁判所に備え付けられているということを可能にし、そのことはプロジェクト目標の達成を促進するものである。

#### 4-3 効率性

両者からの投入は、量、質並びに供給及び導入の時期については、概して適切に行われた。例外は長期専門家の派遣時期であり、これは本プロジェクトの開始時には計画されていなかったが、本プロジェクトの途中で日本側がその大きな必要性を認識したものである。派遣の時期が遅かったことにより、長期専門家は、情報を収集し、注釈書の草案作成作業及び改訂作業において当該情報を十分反映するに際しては、多くの困難と直面した。

しかし、本プロジェクトは、長期専門家等、主に日本側からの投入を増やすことにより、注釈書発刊の計画に追いつくことができた。長期専門家は、ウズベキスタン側 WG と日本側 WG 間の理解の進展を促進させた。

成果の達成を阻害する要因としては、ウズベキスタン WG に管財人が含まれていなかったことなど幾つかの理由により、日本側にとって、倒産事件の処理における問題を明確に把握することが容易ではなかったことが挙げられる。

#### 4-4 インパクト

マイナスの影響や潜在的なマイナスの影響は見当たらない。プラスの影響としては、共益費支払債権など、ウズベキスタン側 WG 及び日本側 WG の間で議論された幾つかの事項が最高経済裁判所の総会決議の条項に反映されたことである。

地方での普及セミナーにおいて、セミナーに参加した倒産手続の担当者は、日常業務で直面する問題について質問する機会を得た。

本プロジェクトで作成された注釈書は、各章についての概要を説明すること、構造説明のために流れ図を使用すること、結論を書く場合はその理由に言及すること、各規定の要

件とその効果との相互関係を明らかにすることなど、その記述方式について、ウズベキスタンの法曹界にとって様々な新しいやり方を含んでいる。

上位目標を達成するためには、注釈書の作成及び発刊だけでは困難であることが判明した。ウズベキスタンにおいて倒産法の適用を標準化するためには、倒産法そのものも含め、法令の更なる改正が必要である。

#### 4-5 自立発展性

概して、倒産法注釈書の必要性は、SECを含めウズベキスタンの関係者の間で強く認識されており、このことは、本プロジェクトの終了後も注釈書の活用の促進を継続的に支援するという方針を指向するものである。この点に関して、SECは、予算を確保して、必要な場合には注釈書の再発刊など普及活動を継続する努力をする強い意志を表明した。技術面に関して、各章の冒頭に章解説を置くことや、倒産手続を視覚的に明確にするために流れ図を使用することなど、移転された技術の適用性は十分であり、将来の継続的な改訂作業や、他の法令の注釈書作成において活用されることが期待されている。

### 5. 提言

#### 5-1 注釈書の改訂

注釈書を見直し、改訂することが必要である。ウズベキスタン側WG及び日本側WGは、注釈書を可能な限り良いものにするために最大限の努力をしたが、注釈書には、改訂し、更に改善すべき部分が残っている。注釈書には、ウズベキスタン全土において倒産法の適用を統一するためには、まだ十分でない箇所がある。注釈書は、質の面において、管財人等他の利害関係者の視点を入れて、改善する必要がある。というのも、彼らもまた、倒産法制度の運用において重要な役割を担っているからである。さらに、倒産法の理論及び実務に関して研究が進んでおり、注釈書の内容の一部が、近い将来、時代遅れのものとなるであろう。SECは将来の改訂の準備のために、本プロジェクトの期間中に注釈書作成のノウハウを蓄積した。SECは、必要性に応じて注釈書を改訂する必要がある。

#### 5-2 普及

SECは、注釈書を普及させ、また、継続的に改善する必要がある。裁判官が注釈書を活用するようになるためには、それを物理的に「配布」するだけでは十分でなく、知識の「普及」が不可欠であることが判明した。注釈書は、ほとんどの裁判官にとってなじみがなく、倒産事件の問題を解決するために、それをどう活用すればいいのかわからなかった。

セミナーのような普及活動により、注釈書の価値や有用性に関する認識を深めることができる。本プロジェクトの終了後も、SECには、他の関係機関と協力し、司法省における研修など、裁判官への講義/研修の機会において注釈書を普及させることが期待されている。

活動については、関係機関のタシュケントにある本部と同様に、地方の支部にも普及させることが重要である。

注釈書の発刊部数は、予算上の理由から限られており、民間セクターの全ての人々/組織が注釈書を入手することは不可能である。ウズベキスタンの人々は、参照できる倒産法の参考資料がなかったため、倒産手続を利用することを躊躇してきた。人々が注釈書を閲覧することができるよう、どこで注釈書を閲覧できるか情報を与えることが重要である。

さらに、地方で開催されたセミナーにおいて頻繁に尋ねられた質問と回答を含んだ Q&A 集があれば、人々/組織が倒産手続について理解するために役立つであろう。SEC は、注釈書の普及の進捗を引き続きモニタリングすべきである。

### 5-3 関係機関との協力

SEC は、倒産法の適用の統一化のために、倒産制度の運用に関する他の重要な機関と協力する必要がある。非独占化国家委員会、管財人及び管財人協会、並びに倒産制度の潜在的ユーザーである民間セクターは、倒産法に関心を抱いているであろう。上記のとおり、注釈書は、これらの組織の知識や経験を利用することにより、見直し、改訂する必要がある。

注釈書は、これらの機関にも配布し、普及しなければならない。加えて、民間セクターが注釈書の再発刊を必要としていると報告されているが、これらの機関に対して注釈書の活用を促進するための活動については、システムが何も確立されていない。

管財人に対する普及の仕組みについては、現在のところ、非独占化国家委員会により、新たに管財人になった者に対する講義が行われているだけで、既に起業している管財人は対象としておらず、当該講義も定期的には実施されていない。SEC は、本プロジェクト終了後に自ら率先して注釈書の活用を促進する方策を明らかにしており、その方策は、他の機関と共有することが期待されている。

## 6. プロジェクトから学んだ教訓

手法の妥当性は、プロジェクトの開始時やプロジェクト期間中に注意深く検討し、必要であれば、プロジェクトの各段階で再検討する必要がある。本プロジェクトのプロジェクト目標は、「倒産関連法を効果的かつ統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う」ことであったが、本プロジェクト関係者の間で、上記 4-1 で言及している認識の差異が見られた。本プロジェクトの初期段階又は中間段階で理解の齟齬が解消されていたならば、本注釈書の草案作成や改訂についての予期せぬ困難は避けられたであろう。または、最高経済裁判所の総会決議に関してガイドラインを作成し、協議するなど、他の取組手法/成果が選択できたであろう。プロジェクト期間中、関係担当者は、プロジェクト目標をより効果的に達成するために、差異を埋める努力をするべきであった。プロジェクトの成功及び効果的な実施のために、プロジェクトの初期時点で手法を注意深く検討し、また、プロジェクトの途中で再検討することが不可欠である。

## 7. 結論

期待されていた成果のほとんどは達成された。倒産法注釈書は発刊され、各経済裁判所の全裁判官及び関係する大学に配布され、注釈書草案作成に関するノウハウは、ウズベキスタン側 WG のメンバーに蓄積された。したがって、本プロジェクトは成功裏に実施されたとみることができる。

一方で、倒産法制度の効果的かつ統一的な実施のためには、管財人や民間セクターのような他の関係者/機関にも広く配布する必要がある。なぜなら、それらの関係者/機関は、倒産制度の重要な担い手であるからである。さらに、注釈書自体をそれらの関係者/機関の視点を入れて改善する必要がある。SEC は、関係者/機関と積極的に協力し合うことにより、注釈書の配布及び改訂のために継続的に努力することが期待されている。

- 添付 1 「2007 年 7 月 27 日付け改訂プロジェクト・デザイン・マトリックス」
- 添付 2 「達成グリッド」
- 添付 3 「評価グリッド」

## 評価用 PDM(PDMe)

プロジェクト名：ウズベキスタン国倒産法注釈書プロジェクト  
 プロジェクト期間：2005年8月から2007年9月まで  
 ターゲットグループ：経済裁判所の裁判官

〔添付1〕

スーパーゴール： 倒産法制度が効果的に運用される。	指標	指標データ手段	外部条件
<p><b>上位目標：</b> ウズベキスタンの全土で、倒産事件を扱う経済裁判所裁判官の倒産法に関する解釈が統一される。</p>	<p>1. 倒産事件の処理状況</p>	<p>1. 倒産事件関連の報告書</p>	<p>倒産事件の件数、事件の内容、裁判所での処理に影響を及ぼすような経済、政治、社会、司法システムの変化が生じない。</p>
<p><b>プロジェクト目標：</b> 倒産関連法を効果的、かつ、統一的に運用するための注釈書が常に整備され、これが裁判官に広く活用される体制が整う。</p>	<p>1. 倒産事件処理の内容 2. 倒産法の解釈に関する経済裁判所裁判官の理解度</p>	<p>1-1. 倒産事件の判決・決定及び事件記録 1-2. 倒産事件関係者へのアンケート調査 2. 経済裁判所裁判官へのアンケート調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒産手続のシステムが、大幅に変更されない</li> <li>・裁判所任命管財人が現在程度に機能する（これ以上悪くならない。）</li> <li>・管財人が注釈書を活用する。</li> <li>・民間セクター（管財人、弁護士、銀行、企業、大学等）に倒産制度の存在及び内容が周知されている。</li> <li>・倒産制度に関する社会の意識が現在よりも低く、否定的にならない。</li> </ul>
	<p>1. 経済裁判所裁判官が倒産法注釈書の存在及び活用意義を認識している。 2. 倒産法注釈書への、経済裁判所裁判官の物理的アクセスが確保されている。</p>	<p>1-1. 経済裁判所裁判官に対するアンケート調査 1-2. 経済裁判所裁判官に対するインタビュー調査（事例調査）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SEC において不断に注釈書が改訂されること等により、倒産法の解釈に関する検討が継続して行われる。</li> </ul>

		2. インタビュー又はアンケート調査	
<b>成果:</b> 1. 実務における使用に耐える倒産法注釈書が作成される。	1-1. 倒産法制注釈書の内容 1-2. 倒産法制注釈書の作成プロセス	1-1-1. 執筆者等関係者の自己評価 1-1-2. 利用者(経済裁判所裁判官)の評価 1-2. 注釈書協議体制の記録, インタビュー	
2. 倒産法注釈書が経済裁判所等に備え付けられている。	2. 倒産法注釈書の配布先及び配布部数	2. 倒産法注釈書の配布記録	
3. 経済裁判所裁判官等が注釈書を活用するための道筋が立っている。	3-1. 倒産法注釈書の活用プラン(施策)の内容 3-2. 倒産法注釈書の活用プラン(施策)の存在及び内容が、経済裁判所裁判官等に周知されていること	3-1. 倒産法注釈書活用プラン(施策)作成者の自己評価 3-2. セミナー等の記録(予定含む)	
4. 注釈書作成作業のノウハウが蓄積されている。	4-1. ノウハウを取りまとめた資料が使える状況にあること 4-2. 倒産法注釈書の作成ノウハウの蓄積状況	4-1. ノウハウを取りまとめた資料 4-2. WGインタビュー	

<p><b>活動:</b></p> <p>1-1 注釈書作成のためのワーキンググループを設立する</p> <p>1-2 注釈書作成計画を立てて、(ワーキンググループ内で) 条文を振り分ける。</p> <p>1-3 (ウズベキスタン現行倒産法制の問題分析のため)、日本その他の国の倒産法制及び実務について、情報収集・分析する。</p> <p>1-4 1-3の結果について、ワークシヨップを実施する。</p> <p>1-5 上記情報収集、ワークシヨップの結果を参照して、注釈書のドラフトを作成する。</p> <p>1-6 ワーキンググループにて注釈書のドラフトを検討する</p> <p>1-7 日本側との協議、コメントをもとに、注釈書のドラフトを再検討する。</p> <p>1-8 経済裁判所裁判官を中心とした編集会議にて、注釈書ドラフトを検討・評価する。</p> <p>1-9 評価結果を注釈書ドラフトに反映させる。</p> <p>1-10 注釈書を編集・出版する。</p>	<p><b>投入:</b></p> <p>&lt;日本側&gt;</p> <p>[短期専門家]</p> <p>1) 注釈書作成指導 2名×1-2週間×2回/年</p> <p>[本邦研修]</p> <p>6名×0.5ヶ月×2回/年</p> <p>[現地活動費]</p> <p>コンメンタール編集・印刷費</p> <p>[機材供与]</p> <p>コンメンタール作成のための関連資機材</p> <p>[現地活動費]</p> <p>専門家活動経費</p>	<p>&lt;ウズベキスタン側&gt;</p> <p>[プロジェクト体制]</p> <p>2) プロジェクト責任者：最高経済裁判所副長官</p> <p>3) プロジェクトマネージャー：</p> <p>4) ワーキンググループ構成員：最高経済裁判所</p> <p>[施設]</p> <p>1) セミナー開催のための開場及び関連資機材</p> <p>[事務管理費用]</p> <p>1) セミナー開催費用</p>	<p>・C/P が頻繁に移動しない。</p>
<p>2 倒産法注釈書を経済裁判所裁判官等に配布する。</p>			
<p>3-1 注釈書の効果的な活用プラン (施策) について検討する。</p> <p>3-2 検討した活用プラン (施策) を取りまとめる。</p> <p>3-3 検討した活用プラン (施策) をセミナー等にて発表する。</p> <p>3-4 活用プラン (施策) を具現化するための取組を行う。</p>			
<p>4-1 今後倒産法の改正があつた場合に備えて、今回の倒産法注釈書作成作業の手法や問題点等を分析する。</p> <p>4-2 倒産法注釈書作成作業のノウハウを取りまとめたレポートを作成する。</p>			<p><b>前提条件:</b></p> <p>注釈書の編集・出版まで倒産関連法の内容が大幅に改正されない。</p>

## 「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」に おける協議実施結果に基づく提言書

2007年9月  
ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会

### 提言書作成の目的

「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という。)の目的は、ウズベキスタンにおける倒産処理実務の統一を図るための文献、あるいは倒産処理実務の改善に役立つための文献を作成することである。

本プロジェクトにおいては、日本側とウズベキスタン側の協議において種々の問題点を取り上げ、それらの問題点についての協議結果を注釈書に記載することにより、上記の目的を達成するための作業を行ってきた。

しかし、それらの問題点の中には、以下のようなものも数多く存在する。

- － 問題点についての協議結果が注釈書に記載されなかったもの
- － 問題点についての協議結果が注釈書に記載されたが、その結論につき更に検討する必要があるもの
- － 問題点自体は注釈書に記載されたが、その問題点を根本的に解決するためには、注釈書に解釈を記載するだけでは足りず、注釈書に記載した事項を更に分かりやすい形で周知する対応、あるいは、倒産法改正や総会決議による対応が必要なもの

このような問題点については、今回の注釈書の作成・発刊によっては、その解決が図られていない。

この提言書は、本プロジェクトの日本側作業部会である「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援作業部会」からウズベキスタン側作業部会に対し、このような問題点のうち主要なものを選択した上で、その問題点の解決方法を提言するものである。

この提言書で採り上げた問題点及びその解決方法は、ウズベキスタン側に対し、新たな制度導入を提言するものではなく、あくまでもこれまでのウズベキスタン共和国倒産法の枠組を前提にしたものである。つまり、現在のウズベキスタン共和国倒産法の枠組の中で、実務の運用を改善することにより問題点の解決を図ることが可能なものを中心として採り上げている。提言の中には、倒産法の改正を提案しているものもあるが、倒産法を抜本的に改正する必要はなく、十分実現可能な内容であると思われる。

このようなことから、この提言書の内容は、今回作成・発刊した注釈書の内容を補充するものと位置付けることができよう。

この提言書で採り上げた問題点は、日本側とウズベキスタン側の協議において取り上げられた問題点の一部に過ぎず、全てを網羅することはできなかったが、今後、ウズベキスタンにおいてこの提言書に記載した事項が実現され、本プロジェクトの目的の達成に向けた取組が行われることを期待している。

## 第1章関係

### 1 倒産法が適用される主体について

#### 【提言】

倒産法第2条第2項と民法第57条第1項を改正し、両者の条文の内容を同一にして、倒産法が適用される主体を明確にすべきである。

#### 【説明】

倒産法が適用される主体について、倒産法第2条第2項は、「本法は、公的資金により運営されている組織には適用されない。」と規定している。

また、2006年1月27日付け総会決議第142号（以下「2006年総会決議」という。）第1項は、「倒産法は全ての法人（ただし国家予算により活動するものを除く。）及び個人事業者に適用される。」と規定している。

一方、民法第57条第1項は、倒産法が適用される主体について、以下のとおり規定している。

- ① 国有企業を除く営利団体である法人
- ② 消費生活協同組合（民法第73条）
- ③ 社会基金（民法第75条）

そうすると、例えば、「社会団体」（民法第74条）や「法人の結合体（協会及び連合会）」（民法第77条）に倒産法の適用があるのかどうかについて、倒産法第2条第2項及び2006年総会決議第1項によれば適用があることになるが、民法第57条第1項によれば適用がないことになり、倒産法が適用される主体が不明確になっている。

この点について、倒産法第1条及び第2条第2項の注釈は、倒産法が適用されない主体を、「運用管理権に基づく国営単一企業、国家予算によって運営される施設、政党及び宗教団体」と記載した上で、「運用管理権に基づく国営単一企業」と「国家予算によって運営される施設」は「公的資金により運営されている組織」に該当し、「政党」と「宗教団体」は「社会団体」に該当するので、倒産法の適用はないとしている。

しかし、このような結論を、現在の倒産法第2条第2項や民法第57条第1項の条文の文言に基づき導くことは困難である。

将来、倒産法第2条第2項及び民法第57条第1項を改正して、両者の規定の内容を同一にした上で、倒産法が適用される主体を明確にすべきである。

この点について、ロシア倒産法第1条第2項が、「本連邦法の効力は、全ての法人に及ぶ。ただし、国有企業、施設、政党及び宗教団体は除く。」という規定を置いて、倒産法が適用される主体を明確に規定しているが、このような規定を設けるべきである。

### 2 共益費支払債権の定義について

#### 【提言】

2006年総会決議第19項が規定する共益的支払債権の定義について、共益的支払債権の種類が2種類あることが明確に分かるような記載に改めるべきである。また、将来は、総会決議ではなく、倒産法の条文で共益的支払債権の定義を定めるべきである。

なお、倒産法の条文で共益的支払債権の定義を定める場合、第106条第5項、第134条第1項及び第146条第3項の「倒産事件開始後に発生した債権」という文言は、「共益的支払債権」と修正すべきである。

#### 【説明】

共益的支払債権の定義については、2006年総会決議第19項が規定しているが、これまでのウズベキスタン側WGとの協議において、2006年総会決議第19項が規定している共益的

支払債権は1種類なのか2種類なのかについて、ウズベキスタン側WG内でも意見が分かれていた。

倒産法の専門家でさえも疑義が生じるような定義の記載には問題があると思われるので、共益的支払債権には2種類あることが明確に分かるような記載に改めるべきである。

また、共益的支払債権は倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求することができるので、どのような債権が共益的支払債権に該当するかどうかは倒産処理実務において非常に重要である。

したがって、共益的支払債権の定義については、将来的には、ロシア倒産法第5条第1項と同じく、倒産法の条文で明確に規定すべきである。

なお、現在の2006年総会決議第19項は、「金銭債務及び義務的支払のうち経済裁判所の倒産認定申立受理後に発生したもの、及び、履行期が該当する倒産手続の開始後に到来したものは、共益的債務とされる。」と規定しているが、「共益的債務」に該当することにより発生する法律上の効果が規定されていない。

この点についても、将来的には、例えば、ロシア倒産法第5条第2項のように、倒産法の条文で明確に規定すべきである。また、共益的支払債権は倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求することができることも、倒産法の条文で規定すべきである。

#### 「ロシア倒産法第5条第2項

共益的債権は、債権登録簿に含まれない。共益的債権者は、各倒産手続の遂行に際し、倒産事件の参加者とはみなされない。」

なお、現在の倒産法の第106条第5項、第134条第1項及び第146条第3項では、「倒産事件開始後に発生した債権」という文言が使われているが、これは「共益的支払債権」のことを指すと思われる。

しかし、「倒産事件開始後に発生した債権」という文言だけでは、「共益的支払債権」のうち、「履行期が該当する倒産手続の開始後に到来した債権」が含まれないことになる。

したがって、倒産法の条文で共益的支払債権の定義を定める場合には、併せて、第106条第5項、第134条第1項及び第146条第3項の「倒産事件開始後に発生した債権」という文言を、「共益的支払債権」と修正すべきである。

とりわけ、第134条第1項は、清算手続以外の倒産手続においても適用される場面が多いので（第83条第4項、第110条第18項、第149条第1項など。また、第121条第2項も、第134条第1項の適用があることを前提としている。）、修正する必要性が大きい。

### 3 精神的損害賠償請求権について

#### 【提言】

倒産債務者に対して精神的損害賠償請求権を有する債権者は、倒産債務者に対して生命・身体に関する損害賠償請求権を有する債権者と同様に、倒産法上の「債権者」に該当しないことを、倒産法第3条の条文に規定して明らかにすべきである。

#### 【説明】

倒産債務者に対して精神的損害賠償請求権を有する債権者は、倒産債務者に対して生命・身体に関する損害賠償請求権を有する債権者と同様に、倒産法上の「債権者」に該当しないことについては、注釈書で明らかにされている（第3条の「債権者」の注釈を参照）。

なお、倒産法においては、倒産債務者に対して精神的損害賠償請求権を有する債権者は、倒産債務者に対して生命・身体に関する損害賠償請求権を有する債権者と同様の性質を有するので、第3条のほか、第37条第2項第3号、第93条第5項、第134条第1項、第175条第2項・第3項、第180条第1項第3号、第183条第1項及び第184条第2項についても改正すべきである。

#### 4-1 給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権について(1)

##### 【提言】

注釈書では、給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権は、監視手続、裁判上の再生支援及び外部管財手続においては、倒産法の定める債権届出手続債権によらずに弁済を請求することができる」と記載されているが、現在の倒産法の条文に照らすと、この見解には疑問があるので、再度検討すべきである。

##### 【説明】

注釈書では、給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権は、監視手続、裁判上の再生支援及び外部管財手続においては、倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求することができる」と記載されている(第3条の「債権者」の注釈を参照)。

しかし、この記載については、以下の①から④のように、疑問がある。給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権は、監視手続、裁判上の再生支援及び外部管財手続においては、倒産法の定める債権届出手続債権によらずに弁済を請求することができるという解釈については、再度検討すべきである。

① これらの債権を有する債権者は、倒産法上の「債権者」とされている(第3条の「債権者」の定義において、「債権者」から除外されていない)。

倒産法上、「債権者」とされているのであれば、倒産法の定める債権届出手続に従い弁済を請求しなければならないのではないか。

② 第63条第1項第1号は、「給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務、養育費支払債務、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法的効力を発した場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。」と規定している。

この規定は、給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務及び養育費支払債務については、これらの債務に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法的効力を発した場合に限り、例外的に執行文書の執行が停止されず、債務者に対し個別に弁済を請求でき、それ以外の場合は、倒産法の定める債権届出手続によらないと弁済を請求することができないことを規定しているのではないか。

つまり、これらの債権は、経済裁判所による債務者の倒産申立受理までに法的効力を発した司法判断があれば、例外的に、監視、裁判上の再生支援及び外部管財手続において、倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求できるが、清算手続においては、これらの債権については執行文書による執行は中止されるが(第125条第1項第6号)、その代わりに他の債権に優先して第一優先順位で弁済を受けることができると解すべきなのではないか。

③ 例えば、外部管財においては、債権者は、第133条、第134条及び第138条の定める手続に従い、弁済を受ける(第121条第2項の注釈参照)。

そうすると、外部管財においては、金銭交付を定める支払文書(執行文書)を有する給与支払請求権や銀行口座からの振替又は出金を定める執行文書を有する養育費支払請求権は、第134条第2項に基づき、第一優先順位で弁済を受けることになるのではないか。

④ 第100条第4項の規定は、給与支払請求権は倒産法の定める債権届出手続債権に従い弁済を請求することができることを前提にしているのではないか。

#### 4-2 給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権について(2)

##### 【提言】

給与支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権については、監

視手続，裁判上の再生支援及び外部管財手続においては，倒産法の定める債権届出手続債権によらずに弁済を請求することができるとするれば，これらの債権が倒産法上の「債権者」に該当しないことを，倒産法第3条の「債権者」の部分を変更して明らかにすべきである。

#### 【説明】

4-1で上述したとおり，給与支払請求権，著作契約に基づく報酬支払請求権及び養育費支払請求権については，執行文書の有無にかかわらず，監視手続，裁判上の再生支援及び外部管財手続において，倒産法の定める債権届出手続債権によらずに弁済を請求することができるとするという解釈を，現在の倒産法の条文から導き出すことは，極めて困難である。

これらの債権は，あくまでも倒産法の定める債権届出手続によらずに弁済を請求することができるとするのであれば，倒産法第3条の「債権者」の部分を変更して，生命・身体に対する損害賠償請求権や精神的損害賠償請求権と同じように，これらの債権を有する債権者は倒産法上の債権者ではないことを明確にすべきである。

なお，もしこのようにするのであれば，第63条第1項第1号の規定は改正すべきである（「第3章，第4章関係」の「7 監視期間中における給与債権等の弁済について」を参照）。

さらに，注釈書において，裁判上の再生支援や外部管財におけるこれらの債権の弁済順位については第134条（第2項）の規定によると説明している箇所が幾つかある（第83条第4項注釈，第121条第2項注釈等）が，この注釈によれば，これらの債権は第一優先順位で弁済を受けるということになるので，この部分について，注釈書を改訂する必要がある。

## 5 債務者の倒産事件開始後の担保権者の権利行使手段について

#### 【提言】

債務者の倒産事件開始後の担保権者の権利行使手段について，倒産法に規定を置くか，総会決議で規定し，明確にすべきである。

#### 【説明】

担保権者は，債務者の財政状況が悪化した場合（債務者の倒産事件開始はその究極の例である。）に自分の債権を有利に回収するために，担保権を設定している。したがって，担保権者にとって，債務者の倒産事件開始により，自らが債務者に対して有する債権についてどのような手段によって弁済を受けることができるかということは，最大の関心事と言ってもよい。

担保権者の権利行使手段が明確になっていないことは，担保権者の期待可能性や予測可能性を損なうことになり，融資の促進を阻害する要因にもなるので，担保権者の権利行使手段を明確にすることは，極めて重要である。

しかし，倒産法には，債務者の倒産事件が開始した場合，担保権者はどのような手段によって債権の弁済を受けることができるのかについて明確に規定している条文はない（担保権者がいかなる弁済優先順位で弁済を受けることができるかについては，倒産法に条文がある。もっとも，この点に関する現在の倒産法の条文に問題があることについては，第5章・第6章関係及び第7章関係の提言を参照のこと。）。

第3条の「債権者」の部分の注釈には，「倒産事件における担保権者は個別弁済を求めることができず，個別に担保物の換価を行えない。」と記載されており，第133条第2項の注釈には，「倒産事件が開始されると，担保権者本人による担保物への執行ができなくなり，そのため，倒産事件においては担保法第27条，第28条の規定が適用されないことに留意しなければならない。担保物の換価は裁判所任命管財人のみが本法に規定される手続により行う。」と記載されている。

このように，債務者の倒産事件開始後，担保権者は，債務者に対し個別に弁済を請求することができず，倒産法の定める債権届出手続によらないと弁済を受けることができないこと，また，担保物の売却を担保権者が行うことは認められず，管財人のみが倒産法に規定される

手続により行うことについては、注釈に記載するだけでなく、倒産法に規定を置くか、総会決議で規定し、明確にすべきである。

## 6 経済裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てることのできない債権について

### 【提言】

属人的性質を有する債権を有する債権者は、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てることができないのであれば、倒産法第1章にその旨の規定を設けるべきである。また、「属人的性質を有する債権」とは具体的にどのような債権のことを指すのか、総会決議で規定するか、注釈書を改訂して、明らかにすべきである。

### 【説明】

債務者が個人事業者の場合、債務者の倒産認定を申し立てる権利は、生命又は身体に対する損害賠償請求権、養育費債権及び属人性を有するその他の債権以外の債権を有する債権者が有する（第175条第2項）。

これに対して、債務者が法人の場合、倒産法には、第175条第2項のような規定は設けられていない。

しかし、注釈書では、属人的性質を有する債権を有する債権者は、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定の申立てをすることができないと記載されている（第6条第1項の注釈、第39条第1項の注釈参照）。

そうであれば、属人的性質を有する債権を有する債権者は、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定の申立てをすることができないこと、つまり、属人的性質を有する債権は、債務者の倒産兆候の存否の決定においては考慮されないことは、債務者が法人の場合でも、個人事業者の場合でも共通であるので、倒産法第1章にその旨の規定を設けるべきである。

また、併せて、「属人的性質を有する債権」とは、具体的にはどのような債権を指すのかを明らかにすべきである。例えば、第175条第2項では、属人的性質を有する債権として、生命・身体に対する損害賠償請求権と養育費債権（個人事業者の家族が当該個人事業者に対して有する養育費債権）が例示されているが（第175条第2項の注釈では、精神的損害賠償請求権も例示されている。）、給与支払請求権や著作契約に基づく報酬債権も「属人的性質を有する債権」に該当するのかなどについても、総会決議で規定するか、注釈書を改訂して、明らかにすべきである。

なお、この点について、ロシア倒産法第4条第2項は、債務者の倒産兆候の存否の決定において考慮されない債権について規定し、その債権の具体例についても例示しているので、このような規定を参考にすべきであろう。

#### ロシア倒産法第4条第2項

債務者の倒産兆候の存否の確定のために、以下の事項が考慮される。

- ・ 金銭債務の額（引き渡された商品、提供された労務及び行われた役務についての債務、債務者が履行しなければならない利息を含む借入金、不当利得返還債務、及び、財産に対する損害賠償債務を含む。ただし、個人に対する生命・身体についての損害賠償債務、労働契約に基づき働く者の退職金・給与支払債務、著作契約に基づく報酬債務、及び、債務者の発起人（社員）に対する持分返還債務は除く。）
- ・ ロシア連邦の法令の定める違約金（遅延利息）及びその他経済制裁に含まれない義務的支払債務の額

違約罰（違約金、遅延利息）、支払までの利息、債務不履行に基づく損害賠償債務、並びに、その他財産上の及び（又は）経済制裁の不履行又は不適切な履行（義務的支払債務の不履行を含む。）は、債務者の倒産兆候の存否の決定においては考慮されない。

## 7 補充責任について

## 【提言】

第9条に基づく補充責任の要件や行使方法につき、WGメンバーが雑誌に記事を執筆するなどして、広く周知すべきである。

## 【説明】

第9条の補充責任の履行の請求については、実務においてはあまり行われていないが、今後は積極的に行うべきであるという意見があると聞いている。

第9条の補充責任の履行の請求があまり行われていない理由の一つとして、どのような要件を満たせば補充責任の履行の請求ができるのか、また、具体的にはどのような手続により補充責任の履行の請求をするのかが明確ではないことが考えられる。

第9条の補充責任の請求については、第128条第2項第5号と異なり、管財人が補充責任の履行を求めるのではなく、債権者が自分で請求を行う必要がある。そのため、第9条の補充責任の規定については、税務署職員や管財人等、普段から倒産事件に関与する可能性の高い専門家だけではなく、一般の者にも、その要件や行使方法等についての情報を知らせる必要がある。

とりわけ、第9条の補充責任と第128条第2項第5号の補充責任とは混同しやすいので、専門家でない一般の者に対しては、両者の違いを説明して、両者は別のものであることを伝える必要がある。

その際には、以下の点について留意すべきである。

### ① 第9条に基づく補充責任の履行を請求できる時期について

第9条の注釈には、第9条に基づく補充責任の履行の請求については、債権者の請求金額は、各債権者に対する債務者の負債の総額と、倒産手続において一部弁済された金額との差額に基づき算定されなければならないので、清算手続が終了した後にのみ可能であると記載されている。

しかし、第9条の補充責任と民法第329条の補充責任の性質が同じものであれば、まず債権者が債務者に請求をして、その後、債務者が債務を弁済することを拒否し、または債権者が提起した請求に対して相当期間内に債務者が債権者に回答をなさなかった場合は、債権者は、債務者の清算手続の終了を待たずに補充責任の履行を請求できるのではないか。

また、請求額についても、債務者の清算手続の終了を待たずとも、債権者に対する債務者の負債の総額と、当該債権者が第9条に基づく補充責任の履行を求めるまでに一部弁済された金額との差額に基づき算定することが可能なのではないか。

### ② 企業を経済破綻状態に追い込んだ役職者の責任の追及について

現在のウズベキスタンにおける倒産実務においては、2006年総会決議第43項の趣旨にかんがみ、企業を経済破綻状態に追い込んだ役職者の責任を追及すべきということであるが、その根拠を第9条に求める考え方があると聞いている。

しかし、第9条は、企業を経済破綻状態に追い込んだ役職者の責任を追及するための規定ではない。このことは、第9条の注釈に、「債務者の代表者及び清算委員会の成員(清算人)の過失は債務者を倒産に至らせたことではなく、申立てが義務付けられている状況が存在したにもかかわらず、それを怠ったことにある。」と記載されているとおりである。

債務者を倒産に至らせる原因を生じさせた者に対する補充責任については、第128条第2項第5号により追及すべきである。このことは、第128条第2項の注釈に、「債務者が倒産に至ったことと関連して、債務者の金銭債務及び(又は)義務的支払に関して、法規に従い補充責任を負う第三者に対し、請求を提起すること(例えば、民法第48条、第67条に従って)」と記載されているとおりである。

ただし、民法第48条や第67条は、当該規定に基づいて補充責任を負う者として、債

務者の設立者(参加者)債務者を規定しており、債務者の役職者を規定していないので、債務者の役職者に対しては、第128条第2項第5号に基づく補充責任の履行の請求はできないことを指摘しておく。

③ 第128条第2項第5号に基づく補充責任について

第9条に基づく補充責任に関連して、第128条第2項第5号に基づく補充責任の問題点についても、整理しておく必要がある。

第128条第2項第5号の補充責任の追及については、清算管財人の権限とされているが、同項の注釈では、「債権額と清算財団との差額を確定することは、清算手続が終了して初めて可能である。」と記載されている。

しかし、第144条第3項によれば、清算管財人の権限は債務者の清算が法人の統一国家登録簿に記載された時点で終了するので、實際上、第128条第2項第5項の補充責任を清算管財人が追及するのは困難なのではないか、という問題が生じる。また、第128条第2項第5号の補充責任の追及により回収された金銭は、清算用財団に組み入れられるが、清算手続が終了してしまったら、回収された金銭を清算用財団に組み入れることができなくなってしまう。

今後、第128条第2項第5号に基づく補充責任の追及を積極的に行おうとするのであれば、当該規定に基づく補充責任の追及中に清算手続が終了した場合、誰が清算管財人に引き続いて補充責任の追及をし、回収した金銭をどのように債権者に弁済するのか、という具体的な問題について整理する必要がある。

④ 第97条第3項に基づく補充責任について

第97条第3項にも補充責任の追及の規定が置かれているが、外部管財の場合は、債権登録簿に記載されている債権者全員に全額弁済しないと外部管財手続を終結できないので、理論上、外部管財において補充責任の追及をすることはあり得ないことを指摘しておく。

## 8 倒産認定申立受理の効果について

### 【提言】

第10条第1項後段の規定は、「債権者は、『法令が定める場合を除き、』経済裁判所が債務者についての倒産認定の申立てを受理した時点から、債権の弁済を受けるために、債権者に対し個別に債権の弁済を請求する権限を有しない」とすべきである。

### 【説明】

例えば、共益的支払債権や給与支払請求権等は、債務者の倒産認定申立てが受理され、監視手続が開始したとしても個別に債権の弁済を受けることができるし、モラトリアムの適用がないので、外部管財手続においても個別に債権の弁済を受けることができる。

第10条第1項については、「法令が定める場合を除き」という文言を加え、すべての債権について適用されるわけではないことを明確にすべきである。

なお、この第10条第1項後段の規定は、倒産認定申立受理の効果について定めているので、債権者集会について定める第10条に置くよりは、第45条に置く方がよいことを指摘しておく。

## 9 債権者集会決議に対する不服申立て可能期間等について

### 【提言】

経済裁判所に対する債権者集会決議についての不服申立てが可能な期間につき、倒産法を改正するか、総会決議で規定し、明確にすべきである。また、当該不服申立てを受理した経済裁判所による審理期間についても、総会決議等で明確にすべきである。

### 【説明】

債権者集会決議に対する不服申立て可能期間については、第13条第5項の注釈に、「しかし、倒産事件の参加者が債権者集会の決議に対し経済裁判所に無効認定を申し立てることができない期間について、本倒産法では規定されていない点を指摘しておかなければならない。」と記載されているとおりである。

倒産法第13条5項に基づく不服申立ては、債権額の多少を問わず、倒産事件の参加者に認められる権利である。この規定は、多額の債権額を有する債権者による違法な決議に対する是正機能を果たすものであり、倒産法における極めて重要な規定である。

しかし、一方で、倒産事件手続は各債権者集会の決議内容を前提として進んでいくので、いつまでも債権者集会決議に対する不服申立てが可能であるとすると、倒産手続の法的安定性が損なわれることになる。

また、債権者集会決議に対して不服申立てを行う者にとっても、不服申立てが認められない要件が明確になっていなければ、経済裁判所の裁量によって不服申立てが認められるかどうか判断されることにつながり、不安定な地位に置かれることになる。

したがって、経済裁判所に対する債権者集会決議についての不服申立てが可能期間につき、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明確にすべきである。

なお、これまでのウズベキスタン側WGメンバーとの協議においては、債権者集会決議に対する不服申立て可能期間については、倒産法の条文に規定がない事項であるので、総会決議で規定することはできないという回答がされた。

しかし、例えば、清算手続の延長可能期間について、倒産法第124条第2項は具体的な延長可能期間を規定していないが、2006年総会決議第30号では、清算手続の延長期間については1年まで可能である旨、具体的に定めている。

この例にかんがみれば、本件について総会決議で規定することも可能と考えられる。

ちなみに、債権者集会決議に対する不服申立て可能期間について、ロシア倒産法第15条第4項では、以下のような規定が置かれているので、参考にされたい。

なお、不服申立てを受理した経済裁判所による審理期間についても、総会決議等で明確にすべきであろう。

#### 「ロシア倒産法第15条第4項

4. 債権者集会の決議が、倒産事件の参加者、倒産事件仲裁訴訟の参加者若しくは第三者の権利・法的利益を侵害する場合又は本連邦法の定める権限範囲に違反して決議された場合、当該決議は、倒産事件の参加者、倒産事件仲裁訴訟の参加者又は第三者の申立てにより、倒産事件を審理する仲裁裁判所が無効と認定することができる。

債権者集会開催につき然るべき方法にて通知を受けた者は、決議日から20日の間、決議無効認定を申し立てることができる。

債権者集会開催につき然るべき方法にて通知を受けなかった者は、当該決議を知った日又は知ることができたであろう日から20日の間、決議無効認定を申し立てることができる。」

## 10 管財人の解任事由について

### 【提言】

2006年総会決議第13項の「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」とは具体的にはどのような違反を指すのか、総会決議で明確にするか、注釈書を改訂するか、WGメンバーが雑誌に記事を執筆するか等により、要件を明確にすべきである。

### 【説明】

第21条第1項の注釈によれば、事件参加者は、管財人が倒産法の定める義務を履行せず、又は、不適切に履行したために、債務者又は債権者に損害が生じた場合は、同項の規定に基づき、経済裁判所に対し当該管財人の解任の申立てができるとしている。

一方、第 21 条第 1 項の注釈によれば、2006 年総会決議第 13 項は、事件参加者は、管財人に「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」がある場合は、経済裁判所に対し当該管財人の解任の申立てができるとしている。

両者を比較すると、2006 年総会決議第 13 項の場合は、

- ① 債務者又は債権者に損害が生じたことが管財人の解任申立ての要件とされていない。
- ② 倒産法の定める義務違反に限られず、倒産法以外の法令違反でも、管財人の解任申立てができる。

というように、第 21 条第 1 項と比較して要件が緩和されている一方で、「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」という要件が必要とされている。

債務者又は債権者に損害が生じていない場合でも、債権者集会の決議に基づいて経済裁判所に対し管財人の解任申立てができるが（第 80 条第 3 項、第 96 条第 1 項第 1 号、第 140 条第 1 項第 1 号等）、この場合、債権者集会の決議については、全債権者の議決権の過半数の賛成が必要であり（第 13 条第 3 項第 4 号）、通常の債権者集会の決議要件より重くなっている。

ということは、2006 年総会決議第 30 号の「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」という要件は、「全債権者の議決権の過半数の賛成」と同等の要件と扱われていることになり、それだけ重大な要件ということになる。

しかし、「法令の度重なる違反又は一度の重大な違反」という要件は、抽象的で漠然としている。このような重大な要件については、具体例を挙げて、要件を明確にすべきである。

## 11 倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所による裁判所任命管財人の解任申立て及び候補者の推薦について

### 【提言】

- ① 倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所が、経済裁判所に対し、裁判所任命管財人の解任の申立てをすることができるのであれば、第 26 条第 5 号を改正し、その旨規定すべきである。
- ② 倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かに関わらず、簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を出すことができるのであれば、現在の第 26 条第 6 号の注釈を改訂すべきである。

### 【説明】

- ① 第 26 条第 5 号によれば、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、上位機関に裁判所任命管財人の解任を解任する必要があることを申し立てることができることと規定されている。

一方、本条の注釈では、地方事務所が直接経済裁判所に裁判所任命管財人の解任の申立てができることと記載されている。さらに、第 140 条の注釈では、地方事務所は、第 26 条の規定に従い、上位機関の同意に基づき経済裁判所に裁判所任命管財人の解任の申立てを行うと記載されている。

このように、第 26 条第 5 号の文言にかかわらず、実務上は、地方事務所が直接経済裁判所に裁判所任命管財人の解任の申立てができることと解されている。

しかし、このような解釈を第 26 条第 5 項の文言から導くことは困難であるので、第 26 条第 5 号を改正すべきである。

- ② 現在の第 126 条は、倒産事件を管轄する国家機関は、定款資本に国家の持分が含まれている企業の倒産認定に際しては、清算管財人の候補者を推薦することができると規定している。

また、現在の第 26 条第 6 号は、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、定款資本に国家の持分が含まれている企業の簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を経済裁判所の審理に送る権利を有すると規定している。

さらに、第 26 条第 6 号の注釈にも、「定款資本に国家の持分がある企業の簡易倒産手続・清算手続の実施時に、裁判所任命管財人の候補者を経済裁判所の審理に立てる権利を持つ；債権者集会と共に、地方事務所にも、定款資本に国家の持分がある企業の清算管財人候補者を立てる権利がある。国家機関のこの権利は本法第 126 条でも規定されている。」と記載されている。

しかし、第 126 条及び第 188 条第 3 項の注釈には、倒産事件を管轄する国家機関は、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かに関わらず、簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を出すことができると記載されている。

倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所も同様に、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かに関わらず、簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を出すことができるのか。

そうであれば、上記の第 26 条第 6 号の注釈中、「定款資本に国家の持分がある企業」という言葉を削除した上で、「本条の条文では、「定款資本に国家の持分が含まれている企業」という点が特に言及されているが、地方事務所は、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かに関わらず、簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を出すことができる（第 126 条、第 188 条第 3 項の注釈参照）。」という記述を加えて、注釈書を改訂すべきである。

## 第 3 章，第 4 章関係

### 1 倒産法と経済訴訟法の関係について

#### 【提言】

個々の倒産事件処理において、どの場合に倒産法が適用され、どの場合に経済訴訟法が適用されるのかについて、WGメンバーが雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や倒産事件処理に係る者に対し、周知すべきである。

#### 【説明】

個々の倒産事件処理において、どの場合に倒産法が適用され、どの場合に経済訴訟法が適用されるのかについては、経済裁判所の実務では、倒産事件より経済訴訟事件の件数の方が多いこともあり、その区別があまり認識されていないと思われ、実務上も混乱が見られる。

例えば、倒産事件においては、債権者側と債務者による和議の締結は、債権者集会が債権者を代表して和議を締結する決議を採択することとされ（第 145 条第 2 項）、債権者集会の決議の採択なしに、個々の債権者と債務者が和議を締結することはできない。しかし、実務では、債権者集会の決議の採択なしに、個々の債権者と債務者が和議を締結している例がある。

これは、倒産法の規定による和議と経済訴訟法の規定による和議とを混同していることによるものである。

また、倒産事件において当該紛争の審理に参加した者は、経済裁判所が倒産法の規定に基づいて出した決定に対しては、控訴審に不服を申し立てることはできるが、破棄審に不服を申し立てることはできない（第 60 条第 3 項注釈参照）。しかし、実務においては、このような場合でも、破棄審に不服が申し立てられ、しかもその申立てが最高経済裁判所により受理されている。

これも、倒産法の規定による不服申立てと経済訴訟法による不服申立てとを混同していることによるものである。

この注釈書では、経済訴訟法と倒産法の関係について、第 35 条第 2 項や第 50 条の注釈をはじめとする各箇所でも触れている。

しかし、条文ごとに解説を書くという注釈書の性質上、この注釈書では、個々の倒産事件処理において、どの場合に倒産法が適用され、どの場合に経済訴訟法が適用されるのかについて、まとめて言及している部分がない。そこで、どの場合に倒産法が適用され、どの場合に経済訴訟法が適用されるのかについて、まとめて記載した資料があれば、倒産事件の実務処理において、極めて有益と思われる。

その手段としては、例えば、この注釈書作成に携わったWGメンバーが、注釈書の記述を参考にして雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や倒産事件処理に関係する者に対して周知することが考えられる。

## 2 債務者の経済的破綻を証明する書面について

### 【提言】

第42条第1項の「債務者の経済的破綻を証明する必要書面を添付する。」の規定については、「債務者が本法第5条第2項の要件を満たしていることを証明する必要書面を添付する。」と修正すべきである。

### 【説明】

「経済的破綻」とは、「債務者が、債権者に対する金銭債務を全額弁済することができず、かつ(又は)、義務的支払債務を履行することができないと経済裁判所により認定された状態」である(3条の「倒産(経済的破綻)」の規定を参照)。

このように、「経済的破綻」とは、経済裁判所が債務者の倒産認定・清算手続開始決定を出すことにより初めて生じる状態であって、第42条第1項のように、経済裁判所が債務者の倒産認定申立受理決定(第45条第5項)すら出していない段階では、生じることはあり得ない。

したがって、将来、第42条第1項を提言のとおり修正すべきである。

## 3 倒産認定申立受理決定の記載事項について

### 【提言】

倒産認定申立受理決定の記載事項について、各裁判官が出す決定ごとにばらつきがあるので、倒産認定申立受理決定の記載事項について整理する作業を行った上で、記載事項を統一する手段を講じるべきである。

### 【説明】

倒産認定申立受理決定の記載事項については、倒産認定申立受理決定と同時に出す決定が複数あることなどから、複雑な状態になっている。

そのようなことに加えて、これまで倒産認定申立受理決定のひな形が作成されていないこともあって、倒産認定申立受理決定の記載事項については決定ごとにばらつきがあるのが現状であり、必要な事項が記載されていなかったり、誤った事項が記載されている例も見受けられる。

この注釈書では、倒産事件申立受理決定の記載事項については、幾つかの条の注釈で触れている。しかし、条文ごとに解説を書くという注釈書の性質上、倒産認定申立受理決定の記載事項についてまとめて言及している部分がない。

そこで、倒産認定申立受理決定の記載事項について、例えば下記のような整理作業を行い、その結果をこの注釈書作成に携わったWGメンバーがとりまとめて、経済裁判所全体で共有することが有益であると思われる。

- ① 倒産認定申立受理決定に基づき経済裁判所が行う事項を記載する。
  - － 倒産事件開始決定(第45条第4項)
  - － 倒産事件の審理の準備決定(第48条, 2006年総会決議第9項, 経済訴訟法第123条)
  - － 事件参加者に決定書を送付したこと(経済訴訟法第124条第1項)。

- － 債務者の所在地住所を管轄する国税当局若しくはその全権機関又は裁判所執行官に対し決定を送付したこと（第45条第4項）
  - － 債務者の定款資本に国家の持分が含まれている場合、倒産事件を管轄する国家機関に対し倒産事件の開始を通知したこと（第61条第1項）
  - － 第1回法廷の開廷日（第71条第1項）
    - なお、倒産事件開始決定を出した日から第1回法廷の開廷日までは、最短でも45日程度かかることに留意すべきである（一時管財人が監視開始の公告を公報紙の発刊者に送付するまで3日、債権者の債権届出期間が30日、債権者集会開催から第1回法廷まで10日）。
- ② 倒産認定申立受理決定に基づき債務者が行う事項を記載する。
  - － 法人債務者は、代表部及び支店の所在地を管轄する者（機関）に対し、倒産事件開始決定の写しを送付すること（第45条第4項）
  - － 債務者は、債権者等による申立てを受理する旨の経済裁判所の決定を受領した日から5日以内に、経済裁判所、申立人及び倒産事件のその他の参加者に対し、申立てに対する意見書を送付する権限、及び、申立書に記載されていない全債権者に対し、債務者についての倒産事件の開始を通知する権限を有すること（第47条第1項）。
- ③ 原則として倒産認定申立受理決定の日から監視が行われる（第62条）ことから、倒産認定申立受理決定中に監視開始決定を記載する（第62条、第45条第3項）。
- ④ 経済裁判所が監視開始決定を出したに基づき債務者が行う事項を記載する。
  - － 債務者の代表者は、債務者の被雇用者、発起人（社員）又は債務者の財産所有者に対し、経済裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知しなければならないこと（第68条第3項）

なお、監視開始の効果として、債務者による一定の行為が禁止されたり、制限されるが（第63条、第64条等）、これらの事項についても倒産認定申立受理決定に記載する必要性の高いものについては、記載することを検討すべきであろう（後述8「監視手続中における債権の弁済等について」参照）。
- ⑤ 経済裁判所が監視開始決定を出す際には一時管財人を任命するので（第45条第3項参照）、以下のことを記載する。
  - － 一時管財人任命決定（第45条第3項）
  - － 一時管財人に対する報酬額とその支払方法（第65条第2項）
  - － 一時管財人は、任命日から3日以内に、債務者についての監視開始に関する情報を、公報紙において公告するために送付すること（第68条第1項）
  - － 一時管財人は、監視開始の公告から10日以内に、判明している全債権者（給与支払請求権を有する債権者を除く。）に対し、経済裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知すること（第68条第2項）
  - － 第一回債権者集会の日時（第71条第1項）
  - － 一時管財人は、経済裁判所の法廷日の5日前までに、経済裁判所に対し、自己の活動に関する報告及び債務者の財務状況に関する情報、債務者の支払能力の回復についての可能性についての意見、及び、第10条の定める書類を添付した第一回債権者集会の議事録を提出しなければならないこと（第67条第3項）

この他にも一時管財人のすべきことは多数あるが、どの事項を倒産認定申立受理決定に記載するかについては、その記載の必要性にかんがみて検討すべきであろう。
- ⑥ 以上は、倒産認定申立受理決定に書くべきと思われる事項であるが、逆に倒産認定申立受理決定の記載事項として書くべきではない事項もある。
  - 例えば、原告が経済裁判所の法廷に出頭せず、かつ、原告不参加での事件審理について

の申請を行わなかった場合には経済裁判所は審理をしない決定を出すという経済訴訟法第 88 条第 6 項の規定は倒産法には適用されない（第 50 条第 1 項注釈参照）が、このような事項を倒産認定申立受理決定に記載しないように注意することも必要である。

このように、倒産認定申立受理決定に書くべきではない事項についても整理する必要がある。

なお、本件のような経済裁判所が出す司法判断については、最終的にはWGメンバー等が主要な司法判断についてのひな形を作成し、決定集の形で冊子にまとめることが、実務処理の統一のためには極めて有効な方策であると思われる。

#### 4 倒産不認定決定について

##### 【提言】

2006 年総会決議第 23 項中、「倒産兆候が確認できない場合。つまり、債務者に対する債権の総額が倒産法の定める金額に満たない場合」という部分は、「倒産兆候が確認できない場合。つまり、債務者が債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を弁済期から 3 か月以内に弁済していないことが認められない場合」と修正すべきである。

##### 【説明】

倒産法上、「倒産兆候」とは、第 4 条の定める要件、すなわち「債務者が債権者に対する金銭債権及び（又は）義務的支払債務を、弁済期から 3 か月以内に弁済していない」状態のことを指すはずである。

したがって、2006 年総会決議第 23 項については、提言のとおり修正すべきである。

なお、第 54 条第 1 項の注釈では、「倒産兆候が事件審理の際に認められなかった場合。つまり、不履行期間が本法第 4 条の定める期間に満たない場合及び債務者に対する債権の総額が本法の定める額に満たない場合（2006 年 1 月 27 日付最高経済裁判所総会決議第 142 号第 23 項）」と記載されている。

しかし、「倒産兆候」と第 5 条第 2 項が規定する「債務者に対する債権の総額」とは、別の要件のはずであり、この記載は正しくないので、「債務者に対する債権の総額が本法の定める額に満たない場合」という部分については、注釈書を改訂して削除すべきである。

#### 5 監視開始決定に対する不服申立てについて

##### 【提言】

債務者の監視開始決定に対する不服申立てについて、倒産法を改正するか、総会決議で規定することにより、認めるべきである。

##### 【説明】

債務者に対して監視が開始されると、債務者による一定の行為が禁止されたり、制限され（第 63 条、第 64 条等）、債務者は不利益を被ることになる。したがって、経済裁判所による理由のない監視開始決定に対しては、倒産事件の参加者による不服申立てを認める必要がある。

しかし、現在の倒産法には監視開始決定に対する不服申立てを認める規定がないので、不服申立てをすることはできない（第 60 条の注釈末尾にある一覧を参照）。

また、経済裁判所による監視開始決定の効力を争う方法としては、経済裁判所による債務者の倒産認定受理決定に対して不服申立てをする方法も考えられるが、現在の倒産法においては債務者の倒産認定申立受理に対する不服申立ては認められず（第 45 条第 2 項の注釈、第 60 条の注釈末尾にある一覧を参照）、債務者は倒産認定申立てに対する意見書を提出することができるだけである（第 47 条）。

したがって、債務者の監視開始決定に対する不服申立てについて、倒産法を改正するか、

総会決議で規定することにより、認めるべきである。

なお、ロシア倒産法においては、明文で監視開始決定に対する不服申立てが認められている（第48条第3項）ので、参考にされたい。

## 6 執行文書の執行停止の効力発生時点について

### 【提言】

倒産法上、執行文書の執行停止の効力は、経済裁判所による債務者の倒産認定申立受理決定の時点から生じるのか、監視開始決定の時点から生じるのかが明確ではないので、明確にすべきである。

執行文書の執行停止の効力は監視開始決定の時点から生じるのであれば、第63条第1項第1号後段の規定は削除し、裁判等執行法第34条第2項についても、監視開始が執行手続の停止事由となる旨、改正すべきである。

### 【説明】

第63条第1項第1号前段は、監視開始の効果として、執行文書の執行が停止されると規定している。

一方、同じ第63条第1項第1号後段は、債務者の倒産認定の申立てを受理する経済裁判所の決定は、執行文書の執行の停止事由となとしている。

また、裁判等執行法第34条第2項も、経済裁判所による債務者の倒産事件の手続の開始を、執行手続の停止事由としている。

そうすると、経済裁判所による債務者の倒産認定申立受理決定と監視開始決定とが同時に出不される場合があり得るが、その場合、執行文書の執行停止の効力は、債務者の倒産認定申立受理決定の時点から生じるのか、監視開始決定の時点から生じるのかが問題になる。

この点については、第63条第1項の注釈では言及されていない。

一つの考え方として、経済裁判所による債務者の倒産認定申立受理決定と監視開始決定とが同時に出不される場合、監視開始決定が出されると、監視の効果は債務者の倒産認定申立受理決定の時点に遡って生じることになる、という解釈があり得る。しかし、第62条の注釈には、そのような解釈は採らないと記載されている。

もし執行文書の執行停止の効力は監視開始決定の時点から生じるのであれば、これと矛盾する第63条第1項第1号後段の規定は削除する必要があり、また、裁判等執行法第34条第2項についても、監視開始が執行手続の停止事由となる旨、改正する必要がある。

## 7 監視期間中における給与債権等の弁済について

### 【提言】

注釈書では、給与債権、著作契約に基づく報酬支払債権及び養育費支払債権は順位外債務であり、執行文書の有無にかかわらず、監視期間中に弁済することができると記載されている。

そのような見解を採るのであれば、倒産法第61条第1項第1号の規定を「財産に対して強制執行をする執行文書の執行は停止される。ただし、給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務、養育費支払債務、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権に関する司法判断に基づく執行文書の執行は、停止されない。」と改正するとともに、第63条第1項第1号の注釈を修正すべきである。

### 【説明】

第63条第1項第1号は、「給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務、養育費支払債務、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法的効力を発した場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。」と規定している。

この規定の文言によれば、「給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務、養育費支払債務、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法的効力を発していない場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止される」と解釈されることは、当然考えられるところである。

ところが、給与債権、著作契約に基づく報酬支払債権、養育費支払債権、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権について、第3条（債権者）の注釈には、これらの債権は順位外債権であり、執行文書の有無にかかわらず、監視期間中に弁済することができることと記載されている。

このような見解を採るのであれば、これらの債権については、これらの債権に関する司法判断がいつ法的効力を発生したかにかかわらず、監視が開始しても、これらの債権に関する司法判断に基づく執行文書の執行は停止されないことになる。

そうであれば、第63条第1項第1号の規定は誤解を招くので、文言を提言のように改正すべきである。

また、第63条第1項第1号の注釈には、「経済裁判所による倒産認定申立ての受理より前に該当する司法判断が発効している場合、以下の債権はその執行文書を執行する権利を持つ。」として、給与債権、著作契約に基づく報酬支払債権、養育費支払債権、並びに、生命又は身体に対する損害賠償及び精神的損害の賠償請求権が挙げられている。しかし、この記載からは、「経済裁判所による倒産認定申立ての受理より後に該当する司法判断が発行している場合、以下の債権はその執行文書を執行する権利を有しない。」と解釈されることは当然考えられるので、改訂すべきである。

## 8 監視手続中における債権の弁済等について

### 【提言】

監視手続中には、倒産法の定める債権届出手続に基づかずに弁済を請求することができる債権以外の債権については、全債権者に対し一括して弁済する場合を除き、弁済することは認められない。このことを、経済裁判所の監視開始決定に記載すべきである。

また、このことを、WGメンバーが雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や管財人等、倒産事件処理に関係する者に対し、周知すべきである。

また、このこと以外にも、監視開始の効果として規定されている第63条第1項の事項を、経済裁判所の監視開始決定に記載すべきである。

### 【説明】

監視期間中に、倒産法の定める債権届出手続に基づかずに弁済を請求することができる債権（第134条第1項に記載されている債権、2006年総会決議第19項が規定する共益的支払債権、第63条第1項第1号に記載されている債権、非金銭的債権）以外の債権の弁済をすることができるかどうかについては、第63条第2項の注釈に記載しているとおり、全債権者に対し一括して弁済する場合を除き、各債権者に対して個別に弁済をすることは認められない。

このことは、当然、実務において、債務者自身に遵守してもらう必要がある。しかし、倒産法の専門家でない債務者が、このことを知っているとは限らない。また、実務では、一時管財人が、債務者に対し、債権者から弁済請求があったとしても個別に弁済をしないように指導している例もあるようであるが、全ての一時管財人がそのような指導を債務者に行うという保証はない。

そこで、債務者に対し、債権者から弁済請求があったとしても個別に弁済をしないことを遵守させる方法としては、経済裁判所の監視開始決定に、以上のことを、監視開始の効果として記載することが有効であるといえる。

また、このことは、倒産法の専門家である裁判官や管財人等は当然知っておくべき事項で

ある。しかし、これまでのウズベキスタン側との協議においては、債務者の同意があれば監視手続中に債権者に対して個別に弁済してもよい、あるいは、第134条の規定する弁済優先順位を守れば監視手続中に債権者に対して個別に弁済してもよい、という意見が出されたこともあり、専門家の間でも、これまで考え方が統一されていない。

そこで、この問題について、専門家の間で考え方を統一するために、例えば、この注釈書作成に携わったWGメンバーが、注釈書の記述を参考にして雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や倒産事件処理に関係する者に対して周知することが考えられる。

なお、監視期間中に全債権者に対して一括して債権を弁済した場合は、経済裁判所は、第56条第1項に基づく倒産事件終結決定ではなく、第54条第1項に基づく債務者の倒産を認定しない決定を出すことについても触れるべきである（第54条第1項、第56条第1項注釈参照）。

また、経済裁判所の監視開始決定には、債権者に対する個別の弁済禁止のほか、監視開始の効果として第63条第1項に規定されている事項、例えば、法人債務者の発起人（社員）の持分払戻請求権の弁済禁止等についても記載すべきである。

## 9 一時管財人候補者の推薦手続について

### 【提言】

倒産認定受理申立書に一時管財人の候補者を記載させる実務の運用について周知する施策を講じるとともに、申立人が倒産認定申立てを行う前にどのような一時管財人候補者がいるかについての情報を容易に知ることができるようなシステムを構築すべきである。

### 【説明】

現在の実務においては、倒産認定申立受理・倒産事件開始の時期と監視開始・一時管財人任命の時期が一致しない場合があるが、その原因の一つは、申立人から一時管財人が推薦されないため、あるいは、申立人から一時管財人が推薦されても一時管財人の資格のない者が推薦されているため、経済裁判所が倒産認定申立受理・倒産事件開始決定を出すのと同時に一時管財人を任命することができないことである。

これが望ましくない状態であることは、第48条第2項の注釈にも記載されているとおりである。

しかし、一時管財人候補者を申立書に記載することは、申立人が倒産事件を管轄する国家機関又は国税機関の場合は容易であると思われるが、それ以外の場合は困難が伴うのが現状であると思われる。また、仮に倒産事件を管轄する国家機関又は国税機関以外の申立人が一時管財人候補者を推薦したとしても、当該候補者が申立人の利害関係人であるため一時管財人として任命することができず、結局、再度推薦手続を行うことになるので、かえって一時管財人の任命に時間を要するという事例も見られる。

実務では、債権者が倒産認定申立前に非独占化委員会に相談し、非独占化委員会が一時管財人の候補者を紹介する場合もあるようであるが、一般の債権者はこのようなことを知らないと思われる。また、現在、管財人協会において、一般の債権者からの照会に応じて管財人候補者を紹介するシステムを設けることを検討していると聞いているが、その実現にはしばらく時間を要すると思われる。

このような問題点を改善するに当たっては、倒産認定受理申立書に一時管財人の候補者を記載させる実務の運用について周知する施策を講じるとともに、申立人が倒産認定申立てを行う前にどのような一時管財人候補者がいるかについての情報を容易に知ることができるようなシステムの構築を行うべきであるが、その前提として、経済裁判所や非独占化委員会が裁判所任命管財人の存在や役割を広く一般に知らしめるような広報施策を講じることが必要と思われる。

## 10 倒産認定申立書に記載された債権の審理手続について

### 【提言】

倒産認定申立書に記載された債権の審理手続について、改善策を検討すべきである。

### 【説明】

倒産認定申立書に記載された債権に対し債務者が異議を有する場合、債務者は第70条の手続により異議を申し立てることはできず、また、倒産認定申立受理決定や監視開始決定に対して異議を申し立てることもできない（第60条注釈末尾の一覧を参照）。この場合、債務者には、第47条に基づき意見書を提出することしか認められない。

しかし、意見書については、第70条の手続による異議申立てのように異議申立てから1か月以内に審理されるのではなく、倒産事件の審理の際に併せて審理されるにすぎない。

倒産認定申立書に記載された債権につき債務者が異議を申し立てられないのであれば、たとえ当該債権が実際には根拠がないものであっても、いったん経済裁判所に受理されれば倒産事件が開始され、倒産事件の審理の日まで監視手続が行われることになり、債務者は不利益を受けることになる。また、第70条の手続による異議申立ての場合は、債務者による異議申立てが第一回債権者集会開催前に認められれば、当該債権は債権登録簿に記載されないが、倒産認定申立書に記載された債権については、倒産事件の審理まで審理がされないため、たとえ当該債権が実際には根拠のないものであっても、債権者は第一回債権者集会に参加できるという問題が生じる。

このような問題に対する実務上の対策が必要であると考え、下記のような対策が考えられよう。

- ① 総会決議により、倒産認定申立受理決定に対する不服申立てを認める。
- ② 経済裁判所が債務者から提出された意見書を審理した結果、倒産認定申立書に記載された債権につき根拠がないことが判明した時点で、他に届出債権がなければ経済訴訟法第86条第1号により審理を打ち切る決定を出す、という運用を行う。
- ③ 倒産認定申立受理決定には、倒産認定申立書に記載された債権に対し不服のある債務者は意見書を提出する権利があることを必ず記載する。

なお、ロシア倒産法では、債権者が債務者の倒産認定を申し立てた場合は、裁判所が申立人の債権を審理し、当該債権に根拠があることが認められる場合に監視が開始される。つまり、債務者は、債権者による倒産認定の申立書を受領する旨の決定を受領した後、当該申立てに対する意見書を提出することができ、当該意見書には申立人の債権に根拠がないことの証拠を記載することができる（ロシア倒産法第47条）。そして、裁判所は、申立人の債権の根拠を審理した結果、当該債権に根拠があると認めた場合に監視開始決定を出し、さらに債務者はこの決定に対して異議申立てができる（ロシア倒産法第48条参照）。

このようにロシア倒産法では、倒産認定申立書に記載された債権の審理手続を設けているので、このような仕組みも参考にすべきであろう。

## 11 経済裁判所決定に対する不服申立てについて

### 【提言】

現在の実務では、経済裁判所が出した決定に対する不服申立てについての解釈・運用が適切に行われていない例が散見されるので、改善策を検討すべきである。

### 【説明】

倒産事件において経済裁判所が出した決定に対する不服申立ての解釈・運用については、倒産法の規定のほか、経済訴訟法や総会決議の規定も見なくてはならないので、かなり複雑になっている。そのため、現在の実務では、経済裁判所が出した決定に対する不服申立ての

解釈・運用が適切に行われていない例が散見される。とりわけ、倒産法第 60 条に基づく不服申立ては破棄審に対して行うことは認められないところ（第 60 条第 3 項注釈参照）、破棄審に対して不服申立てがされ、しかもその不服申立てが最高経済裁判所により受理されている例も見られる。

また、倒産法に基づく不服申立てと経済訴訟法に基づく不服申立てとでは、不服申立てが可能な期間や、破棄審への不服申立ての可否等について違いがあるが、現在の経済裁判所が出した決定には、当該決定に対して不服申立てができることは記載されているが、倒産法に基づく不服申立てをすることができるのか、経済訴訟法に基づく不服申立てをすることができるのまでは記載されていない例が多い。そのため、倒産事件の参加者にとっては、倒産法に基づく不服申立てをすることができるのか、経済訴訟法に基づく不服申立てをすることができるのかが分かりにくくなっており、このことが、経済裁判所が出した決定に対する不服申立ての解釈・運用が適切に行われていない理由の一つであると思われる。

このような問題に対する実務上の対策が必要であると考え、下記のような対策が考えられよう。

- ① 裁判官に対し、不服申立てをすることができる決定とできない決定との区別、また、不服申立てをすることが認められる場合、倒産法に基づき不服申立てができるのか、それとも経済訴訟法に基づき不服申立てができるのかを、周知する。その手段としては、例えば、この注釈書作成に携わったWGメンバーが、第 60 条の注釈末尾にある一覧を参考にして雑誌に記事を執筆するなどして、他の裁判官や倒産事件処理に関係する者に対して周知することが有益であると考え。
- ② 裁判官が倒産事件における決定を出す場合には、決定書に「この決定に対しては不服申立てができる。」と記載するだけでなく、例えば「この決定に対しては、倒産法第 60 条の規定に基づき、この決定の発令から 10 日以内に控訴審に不服申立てができる。」というような、より具体的な記載をすべきである。
- ③ ②の前提として、裁判官による実務の取扱いを統一するために、倒産事件において裁判官が出す決定例を集めた決定集の作成が効果的であると考え。

## 第 5 章，第 6 章関係

### 1 裁判上の再生支援の開始の効果について

#### 【提言】

裁判上の再生支援の開始の効果として、第 63 条に規定されている事項を規定すべきである。

#### 【説明】

第 63 条は、監視以後の手續において債権者に対して倒産法の定める手續により弁済が行われるようにするため、債権者間の平等を害するような行為を制限するとともに、原則として、債権者は債務者に対して個別に弁済を請求できない旨を規定している。

ところで、監視は裁判上の再生支援の開始によって終了する（第 75 条第 5 項）から、監視開始の効果として第 63 条に規定されている事項の効力も、裁判上の再生支援の開始によって終了する。

しかし、裁判上の再生支援は債権者間の平等を確保しつつ債務の弁済を実施する手續であることから、第 63 条に規定されている事項は、裁判上の再生支援においても、引き続き維持されるべきものと考えられる。

ところが、現在の倒産法には、裁判上の再生支援の効果として、第 63 条に規定されているような事項は規定されていない。

注釈書には、第 63 条に掲げられている事項は裁判上の再生支援においても引き続き維持されると解するべきであるという記載はされているが（第 75 条第 5 項及び第 79 条第 2 項の注釈参照）、現在の倒産法の条文からこのような解釈を導くのは困難であるので、裁判上の再生支援の開始の効果について規定する第 79 条第 2 項に、第 63 条に掲げられている事項を追加すべきである。

なお、ロシア倒産法において財政支援開始の効果を規定する第 81 条第 1 項には、ロシア倒産法における監視開始の効果（第 63 条第 1 項）と同一の内容が含まれているので、参考にすべきであろう。

## 2 裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続について

### 【提言】

裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続について、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明らかにすべきである。

### 【説明】

現在の倒産法には、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続が規定されていない。

この点について、これまでのウズベキスタン側との協議においては、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続は第 70 条の定める手続に従い審理する（ただし、債権届出期間の制限はない。）という説明を受け、第 84 条第 2 項の注釈にもその旨記載している。

しかし、現在の倒産法の条文の解釈によってこのような結果を導き出すのは非常に困難であり、何かしらの明文の根拠がないと、その理由の説明が難しいと思われる。

この点については、倒産法を改正して、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続を規定すべきである。

例えば、ロシア倒産法第 81 条第 5 項は、財政再建中に届出がされた債権について「債権は、仲裁裁判所が、本連邦法第 71 条の定める手続に従い審理する。」と規定しているが、このような規定を設けるべきであろう。

仮に、倒産法をすぐに改正することが難しい場合は、当面の措置として、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続について総会決議で規定して、明らかにすべきである。

## 3 裁判上の再生支援における債務弁済方法について

### 【提言】

現在の倒産法の条文では、裁判上の再生支援における債務弁済方法について不明確な点が多いので、倒産法を改正するか、総会決議で規定するなどして、明らかにすべきである。

### 【説明】

① 第 83 条第 4 項の注釈には、以下のとおり記載されている。

－ 本法においては、債務弁済計画表において、どの弁済優先順位の債権をいつ弁済すべきかについて、明文で細かく定めた規定はない。

本項は、「債務弁済計画表は、本連邦法第 134 条の定める順位による、按分弁済を定めなければならない。」と規定するロシア倒産法第 84 条第 4 項と異なり、裁判上の再生支援手続中に発生した債権（これは共益費支払請求権であり、第 134 条第 1 項により順位外で弁済を受ける。）についてのみ言及しているが、ロシア倒産法第 84 条第 4 項と同様、裁判上の再生支援において債務弁済計画表に従って弁済される債権すべてについても適用があると解すべきである。

したがって、各債権の弁済優先順位については、第 133 条及び第 134 条第 1 項から第 7 項までの規定によること、各優先順位の請求権は、それに優先する順位の請

求権が全額弁済された後、弁済を受けること（第 134 条第 8 項）、弁済のための資金が同順位の請求権すべてを全額弁済するには不十分である場合、当該請求権は、支払われるべき額に応じて按分弁済されること（第 134 条第 11 項）などを遵守する必要がある。

上記の注釈の記載のとおり、現在の第 83 条第 4 項は、裁判上の再生支援手続中に発生した債権についてのみ言及して、裁判上の再生支援手続前に発生した債権については言及していないので、例えば、「債務弁済計画表による弁済は、本法第 133 条、第 134 条及び第 169 条の定める手続に従い実施される。」というように、裁判上の再生支援手続前に発生した債権の弁済方法についても明らかになるような規定に改正すべきである。

- ② 裁判上の再生支援における債務弁済方法については、①のほかにも、倒産法の条文からは不明確な事項がある。

例えば、債務弁済計画表に従い、第一優先順位の債権の弁済がすべて終了し、第二優先順位の債権の弁済を行っているところに、新たに第一優先順位の債権の届出があった場合、当該第一優先順位の債権は、いつ弁済されるのか。

このような点についても、明らかにすべきである。

なお、ロシア倒産法第 142 項第 5 項（これは清算手続中の規定であるが）は以下のとおり規定しているが、参考にすべきであろう。

#### ロシア倒産法第 142 条第 5 項

全債権者への支払が完了する前（債権登録簿閉鎖後も含む）、しかし、定められた期間に届出のあった第一順位債権の弁済終了後に届け出られた第一順位の債権は、次順位の債権が弁済される前に弁済されなければならない。当該第一順位債権が全額弁済されるまで、次順位の債権の弁済は停止する。

当該債権が、第一順位債権の弁済が終了する前に届け出られた場合、当該債権は、定められた期間内に届出のあった第一順位債権の弁済終了後に資産があれば、その終了後に弁済されなければならない。

全債権者への支払が完了する前（債権登録簿閉鎖後も含む）に届け出られた第二順位債権は、本項第 1 文及び第 2 文の定める類似の手続に従い、弁済されなければならない。

## 4 「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」について

### 【提言】

「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」がどのような場合に出されるのか、第 86 条第 5 項、第 87 条第 4 項及び第 88 条第 1 項の注釈の記載や注釈書に掲載した裁判上の再生支援のフローチャートを使用して、周知すべきである。

### 【説明】

第 88 条第 1 項には「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」が規定されているが、「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」がどのような場合に出されるのかについては規定されていない。

裁判上の再生支援の期間満了前の中止の事由が発生した場合、第 86 条第 5 項では、経済裁判所は、債権者集会の申立てに基づき、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の決定を出すことができることは規定されているが、裁判上の再生支援を中止する決定を出すことができることは規定されていない。

同様に、第 87 条第 4 項には、裁判上の再生支援の期間満了に伴い債務者の代表者が提出した実施経過報告書を経済裁判所が承認しない場合、経済裁判所は外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の決定を出すことができることは規定されているが、

裁判上の再生支援を中止する決定を出すことができることは規定されていない。

このように、現在の倒産法の条文では「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」がどのような場合に出されるのかが明確になっていないため、実務の取り扱いが裁判官によって異なってしまうことが考えられ、実務に支障を来たすことが予想される。

そこで、この注釈書では、「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」がどのような場合に出されるのかについて、第 86 条第 5 項、第 87 条第 4 項及び第 88 条第 1 項の注釈に記載したほか、裁判上の再生支援のフローチャートにも記載をしたところである。この点について、他の裁判官等にも周知すべきである。

なお、「裁判上の再生支援を中止又は完了する決定」という名称では、経済裁判所がこの決定を出した時点で裁判上の再生支援が終了することになってしまう。

この根本的な対策としては、決定の名称変更を行うことが最善と考えられるので、今回の倒産法改正の際に、この決定の名称を、例えば「保証人・担保設定者の義務履行開始決定」のように、倒産法を改正して、適切な名称に変更すべきである。

## 5 外部管財計画の否決と外部管財人の解任について

### 【提言】

債権者集会が外部管財計画を否決した場合、外部管財人の解任の決議をせず、当該外部管財人に新たな外部管財計画を作成、提出させ、次回の債権者集会で新たな外部管財計画を審理することを、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、認めるべきである。

### 【説明】

倒産法第 107 条第 4 項によれば、外部管財計画を審理する債権者集会が当該外部管財計画を否決する場合は、①外部管財計画を否決し、経済裁判所に対し、倒産認定・清算手続開始を申し立てる、②外部管財計画を否決し、経済裁判所に対し、外部管財人の解任及び新外部管財人候補者の承認を申し立てる、という方法のみが規定されており、③外部管財計画を否決するが、外部管財人の解任の決議をせず、当該外部管財人に新たな外部管財計画を作成、提出させた上で、新しい外部管財計画を審理するという方法については規定されていない。

確かに、外部管財計画を否決する理由が外部管財人の資質に基づく場合（例えば、外部管財人が違法な外部管財計画を作成した場合）には、当該外部管財人を解任して、新たな外部管財人を選任した上で、当該管財人が新たな外部管財計画を作成させる必要があると思われる。

しかし、外部管財計画を否決する理由が外部管財人の資質に基づくものではなく、より効果的な内容の外部管財計画が考えられるというものであれば、新しい外部管財人を解任して当該管財人に新たな外部管財計画を作成させるよりも、否決された外部管財計画を作成した外部管財人を解任せずに、当該管財人に引き続き新たな外部管財計画を作成させた方が、ずっと効率的である。

実際問題としても、上記②の決議をした場合は、その決議において新しい外部管財計画を審理するために招集する次の債権者集会の開催日を決めなければならないが、次回集会開催日は、上記決議から 1 か月以内でなければならないとされている（第 107 条第 4 項第 3 号）が、この期限に間に合うように新たな外部管財人を選任し、外部管財計画を作成させるのは、かなりの困難が伴い、現実的ではない。

このようなことから、債権者集会が外部管財計画を否決した場合、③のような方法を認めることには合理性がある。また、このようなことを倒産法の解釈として認めたからといって、他の倒産法の規定と抵触するという事もない。

したがって、③のような方法について、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、認めるべきである。

なお、③のような方法は、ロシア倒産法では、同法第 107 条第 3 項により、明文で認めら

れているので、参考にされたい。

ロシア倒産法第107条第3項

3. 債権者集会は、以下の決議のうち一つを採択する権限を有する。

- ・ 外部管財計画を承認する。
- ・ 外部管財計画を否決する。当該決定は、新しい外部管財計画を審理するための次回の債権者集会の招集日を定めなければならない。この際、債権者集会の招集日を、当該決定を出した日から2か月を超える日に指定することはできない。
- ・ 外部管財計画を否決し、外部管財人を罷免し、同時に承認されるべき外部管財人の属する管財人自治組織を承認し、外部管財人候補者の条件を決める。

## 6 公共申込による企業（営業）売却の要件について

### 【提言】

第110条第15項の規定と2003年4月18日付内閣令第188号付録第1号第20項の規定が矛盾していないかどうかにつき検討し、矛盾するのであれば、内閣令を修正すべきである。

### 【説明】

第110条第15項の注釈には、「公共申込による企業（営業）売却の条件は、企業（営業）が初回競売と、それに続く二回の競売で売却されなかったことである。」と記載されている。

一方、2003年4月18日付内閣令第188号付録第1号第20項によれば、管財人は、企業（営業）の売却につき、初回競売により企業（営業）が売却されなかった場合、債権者集会（委員会）の同意を得て、再競売を実施せず公共申込による直接契約により売却できると規定されている。

この内閣令の規定と倒産法第110条第15項の規定は矛盾しないのか。

矛盾するのであれば、内閣令を修正すべきである。

## 7 企業（営業）売却の対価により債務を全額弁済した場合の倒産事件終結に至るまでの手続について

### 【提言】

債務者の企業（営業）売却の対価により債務を全額弁済した場合の倒産事件終結に至るまでの手続を明らかにすべきである。

### 【説明】

第110条第16項によれば、債務者の企業（営業）売却の対価により債権者の債権を全額弁済した場合、経済裁判所は、外部管財人の申立てに基づき、倒産事件を終結すると規定している。

しかし、債務者の倒産事件終結に至るまでの具体的手続は、倒産法の条文からは不明である。

この点については、債務者の資産の置換についての規定である第115条第15項は、「外部管財人は、債権者への支払を完了した後、本法第142条の要件に従い、報告書を作成し、同第144条の定める手続に従い、債務者企業の倒産手続を終了する。」と規定しているが、債務者の企業（営業）の売却により倒産事件が終結する場合も、第115条第15項と同様の処理をするのではないか。

この規定と同じように処理するのであれば、その旨総会決議等により明確にすべきである。

## 8 債務を全額弁済した場合の外部管財人の報告書の承認手続について

### 【提言】

外部管財手続において債務者が債務を全額弁済した場合の外部管財人の報告書の承認手続について、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明確にすべきである。

## 【説明】

倒産法第 116 条から第 118 条までの規定は、外部管財人の報告書は必ず債権者集会で審理されることを前提にしており、外部管財人の報告書が直接経済裁判所に提出されることを想定していない。

この点について、第 118 条第 1 項の注釈は、「なお、第 113 条に基づく債務者の発起人（社員）又は債務者の財産所有者による債務者の債務の履行、又は企業（営業）売却の売得金（第 110 条第 18 項）により、債権登録簿に含まれる全債権者の債務が弁済された場合、外部管財人は、債権者集会の審理を経ずに、経済裁判所に対し債権登録簿に含まれる全債権者の債務が弁済された旨の報告書を提出し、承認を求めることができることを指摘しておかなければならない。なぜなら全債権者が既に債権の満足を受けており、債権者集会が外部管財人の報告書を審理する必要性がないからである。」と記載している。

このような解釈には合理性があると思われるが、法令上の根拠を明確にするために、倒産法を改正するか、総会決議で規定すべきである。

なお、第 118 条第 1 項の注釈には記載されていないが、第 120 条による特定順位債権者に対する支払決定に基づく支払により、債権登録簿に含まれる全債権者の債務が弁済された場合も、外部管財人は、債権者集会の審理を経ずに、経済裁判所に対し債権登録簿に含まれる全債権者の債務が弁済された旨の報告書を提出し、承認を求めることができると解されるので、このことについても、倒産法を改正するか、総会決議で規定すべきである。

なお、ロシア倒産法においては、外部管財において債務者の債務が全額された場合は、外部管財人は、債権者集会の審理を経ずに、仲裁裁判所に対し報告書を提出し、仲裁裁判所の承諾を求めることができる旨が明文で規定されている（第 116 条、第 117 条第 2 項）ので、参考にされたい。

### ロシア倒産法第 116 条

1. 単一企業体債務者の財産所有者、債務者の発起人（社員）又は第三者による債務者の債務の弁済が完了した場合、外部管財人は、10 日以内に、債権登録簿に含まれる全債権者に対し、債権の弁済を通知しなければならない。
2. 外部管財人の報告書は、14 日以内に、債権者集会による外部管財人の報告書の審理をせずに、仲裁裁判所に送付される。
3. 外部管財人の報告書の承認は、本連邦法第 119 条第 1 項、第 3 項乃至第 7 項の定める手続及び条件により、仲裁裁判所が行う。

### ロシア倒産法第 117 条第 2 項

外部管財手続中、本連邦法に従って債権登録簿記載の全債権が弁済された場合、外部管財人は、債権登録簿記載の全債権を弁済した日から 1 か月以内に、この旨を債権登録簿に記載されていた者に通知し、仲裁裁判所の承認のため、外部管財人の報告書を提出しなければならない。

## 9 担保物を売却しない場合の担保権者の弁済優先順位について

### 【提言】

裁判上の再生支援及び外部管財において、担保物を売却しない場合、担保債権者がいかなる優先順位に従い債権の弁済を受けることができるかについて、倒産法を改正して明確な規定を設けるべきである。

### 【説明】

注釈書によれば、裁判上の再生支援及び外部管財における債権者への弁済順位については、第 133 条及び第 134 条の規定による（第 83 条第 4 項の注釈、第 121 条第 2 項の注釈参照）。

ところで、清算手続においては、担保物を売却した上で、債権者に対する弁済に充てることになるが、裁判上の再生支援や外部管財においては、担保物を売却せず、担保物を引き続き債務者の事業に使用した上で収益を上げ、その収益を債権者に対する弁済に充てる方法も、

当然あり得る。

このような場合に、担保債権者がいかなる優先順位に従い債権の弁済を受けることができるかについて、注釈書によれば、「第 133 条第 1 項は適用されず、当該被担保債権は、第 134 条の定める優先順位、つまり第三優先順位で弁済を受ける。」と記載されている（第 83 条第 4 項の注釈、第 121 条第 2 項の注釈参照）。

しかし、第 134 条第 4 項の注釈によれば、第 134 条第 4 項の「被担保債権」とは、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」を指すのであり、本来の「被担保債権」とは、意味が異なるものである（この点については、現在の第 134 条第 4 項の「被担保債権」という文言を、倒産法を改正して修正すべきことを付言する。第 7 章で後述）。

また、そもそも、担保物を売却せず、担保物を引き続き債務者の事業に使用した上で収益を上げ、その収益を債権者に対する弁済に充てる方法は、清算手続では採り得ないものであるので、このような方法を採用した場合の担保債権者の弁済優先順位について、清算手続の第 134 条を適用するのに無理があるのであり、別途規定を設けるべきである。

したがって、裁判上の再生支援及び外部管財において担保物を売却しない場合の担保債権者の弁済順位が第三優先順位であるならば、倒産法を改正して、第 5 章及び第 6 章中に、「担保物（担保目的物）を売却しない場合、被担保債権の債権者は、当該被担保債権につき、第三優先順位で弁済を受ける」というような規定を設けるべきである。

## 第 7 章関係

### 1 清算手続中に債権届出がされた債権の審理手続について

#### 【提言】

清算手続中に債権届出がされた債権の審理手続について、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明らかにすべきである。

#### 【説明】

現在の倒産法には、清算手続中に債権届出がされた債権の審理手続については、以下の 2 つの規定があるのみで、具体的な債権届出手続や届出債権に対する異議の審理手続については規定されていない。

- ① 第 127 条第 2 項に、債務者の倒産認定・清算手続開始の公告の記載事項として、「債権者による債権届出期間。当該期間は、公告日から 2 か月間以上でなければいけない。」と規定されている。
- ② 第 128 条第 4 項第 6 号に、清算管財人の義務として、「債権登録簿を作成し、それらの債権を審理する。」と規定されている。

第 128 条第 4 項の注釈には、「倒産法は、清算管財人が届けられた債権を審理する期間を定めていない。債権は、類推適用により、倒産法第 99 条の定める期間及び手続に従い、審理されなければならないと考えられる。この際、清算管財人が届出債権を認めなかった場合、債権者は、裁判所に対し、紛争を提起することができ、その審理は、本法第 59 条、第 100 条に従って行われる。」と記載されている。

しかし、現在の倒産法の条文の解釈によってこのような結果を導き出すのは非常に困難であり、何かしらの明文の根拠がないと、その理由の説明が難しいと思われる。

この点については、倒産法を改正して、清算手続中に債権届出がされた債権の審理手続を規定すべきである。

例えば、ロシア倒産法第 142 条第 1 項は、破産手続中に届出がされた債権について以下の

ような規定を置いているが、次回の倒産法改正の際には、このような規定を設けるべきであろう。

仮に、倒産法をすぐに改正することが難しい場合は、当面の措置として、裁判上の再生支援中に債権届出がされた債権の審理手続について総会決議で規定して、明らかにすべきである。

#### ロシア倒産法第142条第1項

破産管財人又は本連邦法第125条及び第113条により債務者債務を履行する権利を有する者は、債権登録簿に従い債権者への支払を行う。

債権額の確定は、本連邦法第100条の定める手続に従い行われる。

債権登録簿は、債務者の倒産認定・破産手続開始が公告された日から2か月経過したら、閉鎖される。

## 2 清算手続開始の効果について

### 【提言】

第125条第1項第5号の「債務者の財産に対する強制執行に関する制限は、取り消される。」という規定は、修正すべきである。

### 【説明】

第125条第1項第5号の注釈には、「債務者の財産に対する強制執行に関する全ての制限は解かれる。ただし、これは、任意の者が債務者の財産に対して強制執行をかけられるという意味ではなく、それまでなされていた全ての財産の保全措置が効力を失うということである。なぜなら、債務の弁済は、裁判所任命管財人により財産の換価によって行われるからである。」と記載されている。

そうであれば、第125条第1項第5号の規定は、上記注釈の趣旨に従い、修正すべきである。

なお、この第125条第1項第5号と同様の規定であるロシア倒産法第126条第1項は、「債務者財産に対する差押え及び債務者財産の処分に対するその他の制限は、解除される。債務者の倒産認定・破産手続開始の決定が、債務者の財産に対する差押えの解除事由になる。債務者財産に対する新たな差押え及びその他の制限は許されない。」と規定している。参考にすべきであろう。

### 3-1 清算計画—清算計画の作成者について

#### 【提言】

第129条第1項に、清算計画は清算管財人が作成するという規定を追加すべきである。

#### 【説明】

現在の第129条第1項は清算計画が含むべき事項について規定しているが、清算計画は誰が作成するのかということについては規定していない（注釈では、清算管財人が作成すると記載されている。）。

「裁判所任命管財人規定」（ウズベキスタン共和国内閣令2004年3月23日付第138号付録第1項）第48項では、清算計画は清算管財人が作成する旨規定されているが、清算計画自体は倒産法で規定されているので、その作成主体も倒産法で規定すべきである。

### 3-2 清算計画—「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」と清算計画の関係について

#### 【提言】

「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」（第135条第2項）と清算計画の関係につき、どちらかが債権者集会の承認が得られない場合の両者の関係が不明である。

## 【説明】

「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」（第135条第2項）と清算計画の関係につき、第129条第1項や第135条第2項の注釈の記載に基づけば、債権者集会（債権者委員会）の承認を得た「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」が、清算計画の「処分すべき財産の目録」（第129条第1項第4号）及び「財産売却の日時、場所及び方法」（第129条第1項第5号）に含まれることになる。

このように、「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」が債権者集会（債権者委員会）による承認を得て、次いで、清算計画についても債権者集会による承認を得た場合の手続の流れについては、注釈書で説明がされている。

しかし、注釈書においては、以下のような事項については、説明がされていない。

① 「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」は債権者集会（債権者委員会）により承認を得たが、清算計画は債権者集会により承認を得ることができなかった場合（清算計画は、通常の債権者集会による承認の要件と異なり、全債権額の3分の2以上の債権を有する債権者の同意が必要なので、このようなことはあり得る。）、債権者は、定められた期間内に、独自の清算計画を提出することができる（第129条第2項）が、この債権者が提出する清算計画は、定められた期間内に提出されれば、債権者集会の承認を得ずに、効力が発生することになるのか。

債権者集会の承認を得る必要がないとした場合、債権者が提出する清算計画の「処分すべき財産の目録」及び「財産売却の日時、場所及び方法」は、債権者集会（委員会）の承認を得た「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」と一致しないといけないのか。

② 債務者が清算計画を提出できる場合があるが（第129条第3項）、債務者が提出する清算計画の「処分すべき財産の目録」及び「財産売却の日時、場所及び方法」は、債権者集会（委員会）の承認を得た「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」と一致しないといけないのか。

③ 「債務者の財産の売却手続と期間（スケジュール）」を変更した場合（第135条第4項）、清算計画も変更する必要があるのか。

清算計画を変更する必要がある場合、清算計画の変更の要件は、第129条第1項と同様、全債権額の3分の2以上の債権を有する債権者の同意が必要ということになるのか。

以上のような点について、総会決議で規定するか、注釈書を改訂するなどして、明らかにすべきである。

### 4-1 担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分の弁済順位について(1)

#### 【提言】

注釈書では、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」は、倒産手続においては、通常の無担保債権（第四弁済順位）より優先して、第三優先順位で弁済されると記載されている。

この結論について、再度、民法や担保法の規定との整合性を検討し、この結論が適切でないのであれば、倒産法第134条第4項の規定は、削除すべきである。

#### 【説明】

第134条第4項の注釈には、第134条第4項の「被担保債権」とは、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」を指すと記載されている（第14条第2項の注釈にも、同様の記載がある。）。

ということは、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済さ

れなかった部分」は、倒産手続においては、通常の無担保債権（第134条第5項により、第4優先順位で弁済される。）より優先して弁済されることになる。

しかし、担保法第28条第5項では、「担保物の売却により得られた金銭が担保権者の債権の弁済に不足する場合、契約又は法令による別段の定めがない限り、担保権者は、担保権に基づく優先弁済権はないが、債務者の他の財産から、不足額につき弁済を受ける権利を有する。」と規定されており、「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」については、担保権に基づく優先弁済権はないと規定している。

また、民法第281条第8項も、同様の規定を置いている。

そうすると、「第134条第4項の『被担保債権』とは『担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分』を指し、この部分は通常の無担保債権よりも優先して弁済を受ける権利を有する」という解釈については、倒産法第134条第4項の規定が、担保法第28条第5項や民法第281条第1項のいう「法令による別段の定め」に該当すると考えない限り、担保法第28条第5項や民法第281条第1項と矛盾することになる。

以上の点について、再度検討した上、もし矛盾するのであれば、第134条第4項の規定は、削除すべきである。

また、第134条第4項の規定が、担保法第28条第5項や民法第281条第1項のいう「法令による別段の定め」に該当するのであれば、なぜ倒産手続に限ってこのような特例を設けるのかその合理的理由について、将来注釈書を改訂して説明を加える必要があるだろう。

#### 4-2 担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分の弁済順位について(2)

##### 【提言】

第134条第4項の「被担保債権」が「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」のことを指すのであれば、現在の第134条第4項の「第三優先順位が与えられるのは、被担保債権である。」という文言は、「第三優先順位が与えられるのは、担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分である。」と改正すべきである。

##### 【説明】

「被担保債権」とは、本来、担保物から優先的に弁済を受けることができる権利（担保権）を有する債権のことを指す。

担保権は、担保物の競売の実施により消滅する（担保法第32条第6号、民法第283条第1項第4号）のであるから、「被担保債権」が「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」のことを指すという解釈には無理がある。

したがって、上記提言のとおり、第134条第4項の「被担保債権」が「担保物により担保されていたものの、担保物の売却代金不足のため弁済されなかった部分」のことを指すのであれば、現在の第134条第4項を改正すべきである。

#### 5 第5優先順位債権について

##### 【提言】

第134条第6項の「第5優先順位が与えられるのは、株主の請求権である。」という規定は、「第5優先順位が与えられるのは、法人である債務者の発起人（社員）又は単一企業体である債務者の財産所有者の有する、既に発生しているが支払われていない配当請求権である。」と改正すべきである。

##### 【説明】

第134条第6項の注釈によれば、「第6項は第5優先順位の弁済手順を定めている。この順位に該当するものは、株主の債権である。本項の言及が株式会社の場合のみ関係する株主だ

けであるのは不適切と思われる。この際、ここでは、債務者企業が株式会社に限らず、その他の形態のものである場合も含み、発起人（社員）、企業債務者の財産所有者の、既に発生しているが支払われていない配当請求権のことも意味している。参加によって生じる持分返還請求権、あるいは残余財産の受領権は、本項の債権には該当しない。」と記載されている。

現在の第 134 条第 6 項の条文の文言からは、どうみても「株主の請求権」というのは「株主の持分返還請求権」を指すとしか読めず、「法人である債務者の発起人（社員）又は単一企業体である債務者の財産所有者の有する、既に発生しているが支払われていない配当請求権」を指しているとは、到底読めない。

現に、「株主の債権」とは「株主の持分返還請求権」を指すところ、「株主」は「債権者」ではないのになぜ「株主の持分返還請求権」が第 5 優先順位とされているのかに疑問を持ちつつ、「株主の債権」つまり「株主の持分返還請求権」は、第 6 優先順位の債権を弁済した後には弁済するという解釈も存在するし、地方セミナーでも、第 5 優先順位の「株主」は倒産法上の「債権者」に該当するのか、という質問もあった。これらの解釈や意見は、現在の第 134 条第 6 項の「株主の請求権」がどうみても「株主の持分返還請求権」を指すとしか読めないことから提起されたものであり、この規定をそのまま残しておくことは、倒産法第 134 条第 6 項の解釈の混乱を招くと言わざるを得ない。

したがって、第 134 条第 6 項の「株主の請求権」が「法人である債務者の発起人（社員）又は単一企業体である債務者の財産所有者の有する、既に発生しているが支払われていない配当請求権」を指すのであれば、現在の第 134 条第 6 項を改正すべきである。

## 6 清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書に対する経済裁判所の審理結果について

### 【提言】

- ① 経済裁判所による清算手続終了決定に対する不服申立てを、倒産法改正又は総会決議により認めるべきである。
- ② 経済裁判所が、清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書について根拠を欠くと認める場合は、当該報告書を承認しない決定を出すことを、倒産法改正又は総会決議により認めるべきである。

### 【説明】

- ① 倒産法には、経済裁判所による清算手続終了決定（第 144 条第 1 項）に対する不服申立てを認める規定は設けられていない。

しかし、この規定を設ける必要性については、第 144 条第 1 項の注釈で、「この点については、総会決議が説明をする必要があり、あるいは、倒産法を改正する必要がある。」と記載されているとおりである。

- ② 2006 年総会決議第 41 項によれば、経済裁判所は、清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書について、当該報告書が根拠を欠くとする場合は、報告書を返却すると規定している。

しかし、この点については、同じく、第 144 条第 1 項の注釈で、「総会決議第 41 項によれば、報告の審理時に清算管財人の活動の中に違反・不足が発見された場合、裁判所は発見された不備・不足の除去のため当該報告を返却することができる。このような判断は、我々の意見では、決定の形で出されるべきで、当該決定において発見された不備、その除去期限及び清算管財人報告の再提出期限が示されているべきである。」と記載されている。

このような考え方には合理性があるものと思われるので、経済裁判所が、清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書について根拠を欠くと認める場合は、当該報告書を承認しない決定を出すことを、倒産法改正又は総会決議により認めるべきである。

なお、清算手続の実施結果報告書を承認しない決定については、裁判上の再生支援にお

ける、債務者の代表者の報告書の承認拒否決定（第 85 条第 4 項）と同様、不服申立てをすることができる旨の規定を設けるべきであろう。

## 7 法人債務者の清算手続終了決定後に当該債務者の財産が発見された場合について

### 【提言】

法人債務者の清算が法人の統一国家登記簿に記載された後に当該法人債務者の財産が発見された場合、当該財産は国庫に帰属するのか、それとも、清算手続を再開するのか。その結論につき、総会決議で明らかにするか、注釈書を改訂して記載すべきである。

### 【説明】

法人債務者の清算が法人の統一国家登記簿に記載された後に当該法人債務者の財産が発見された場合、当該財産はどのように扱われるのかについて、倒産法には規定はない。また、注釈書でも言及されていない。

以前のウズベキスタン側との協議の際に、法人債務者の清算が法人の統一国家登記簿に記載された後に当該法人債務者の財産が発見された場合、当該財産は国庫に帰属するという説と、清算手続を再開するという説があり、最高経済裁判所で協議がされたと聞いた。

このようなことは実務上発生することも十分考えられ、重要な事項であると思われるので、その結論につき、総会決議で明らかにするか、注釈書を改訂して記載すべきである。

## 第 10 章関係

### 1 倒産認定・清算手続開始決定がされた個人事業者の国家登録の回復について

#### 【提言】

倒産認定・清算手続開始決定がされた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済し、当該債務者が経済活動を継続する可能性がある場合は、個人事業者の国家登録及び活動実施の許可を回復する手続を総会決議で定めるべきである。

#### 【説明】

現在の倒産法第 180 条第 3 項は、個人事業者としての国家登録及び個々の活動実施の許可は、経済裁判所が債務者の倒産認定の決定を出した時から、無効となると規定している。

この点について、2006 年総会決議第 37 項は、「個人事業者である債務者が債権者への支払を終え、全債権を弁済した後、経済裁判所は清算手続終了決定を出す。」と規定している。その理由について、これまでのウズベキスタン側との協議では、個人事業者の場合は、法人と異なり、個人事業者としての国家登録及び個々の活動実施の許可は、経済裁判所が債務者の倒産認定の決定を出した時から無効となるので、たとえ経済裁判所による倒産認定・清算手続開始決定を受けた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済したとしても、一度無効とされた個人事業者としての国家登録及び個々の活動実施の許可を回復することは認められないという説明を受けた。

しかし、経済裁判所による倒産認定・清算手続開始決定を受けた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済した場合は、債務者は倒産状態から脱却したのであるから、当該個人事業者の国家登録及び活動実施許可の回復を認めることができると解釈することは可能であると考えられる。

第 145 条第 4 項は、「和議が清算手続中に締結される場合、経済裁判所は、和議を承認する決定を出し、当該決定に、債務者の倒産認定・清算手続開始の決定は執行されない旨を記載する。」と規定しているが、これは和議締結により債務者が倒産状態から脱却したことに基づくものである。

経済裁判所による倒産認定・清算手続開始決定を受けた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済した場合も、債務者は倒産状態から脱却したのであるから、第 145 条第 4 項と同様に、債務者の倒産認定・清算手続開始の決定は執行されないこととなり、その結果、当該個人事業者の国家登録及び活動実施許可が無効とされた根拠も失われるものとする。

また、この場合に当該個人事業者の国家登録及び活動実施許可の回復が認められないと、個人事業者の国家登録及び個々の活動実施の許可を再度取得しなければならず、時間と費用を要することになるほか、当該個人事業者が清算手続において債権を全額弁済しようとする意欲を失わせることにもなる。

もっとも、当該個人事業者が経済活動を継続する可能性がない場合には、国家登録及び活動実施許可の回復する必要はないと考える。

したがって、2006 年総会決議第 25 項と同様に、倒産認定・清算手続開始決定がされた個人事業者が清算手続中に全債権を弁済し、当該債務者が経済活動を継続する可能性がある場合は、経済裁判所は事件終結決定を出し、当該決定には債務者の倒産認定についての裁判所決定を執行しない旨を記載するほか、個人事業者の国家登録及び活動実施許可を回復する旨を記載するという事を総会決議で定めることは可能であるとする。

## 2 経済裁判所による債権審理結果に対する不服申立てについて

### 【提言】

個人事業者の清算手続における債権届出について、経済裁判所が届出債権を審理した結果に基づき出した決定に対して参加者が不服申立てをすることができることを、倒産法改正又は総会決議により認めるべきである。

### 【説明】

現在の 182 条には、経済裁判所が届出債権を審理した結果に基づき出した決定に対する不服申立てを認める規定がないため、当該決定に対する不服申立ては認められない（第 60 条注釈末尾の一覧及び第 182 条注釈を参照）。

しかし、この場合の届出債権に第 70 条第 2 項のような事由が存在していることも考えられるので、当該決定について不服申立てを認める必要がある。

## 3 個人事業者の清算手続における実施主体について

### 【提言】

個人事業者の清算手続において、倒産認定・清算手続開始決定の公告掲載手続、債務者の財産の売却手続や各債権者への弁済手続を誰が行うかについて、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明らかにすべきである。

### 【説明】

個人事業者の清算手続の場合、第 181 条第 2 項の場合を除き、清算管財人は任命されない。

そうすると、債務者が法人の場合であれば清算管財人が実施する手続について、債務者が個人事業者である場合には誰が実施主体になるのかが規定されていなければならないはずであるが、それが規定されていない例がある。

例えば、個人事業者の清算手続における債務者の倒産認定・清算手続開始決定の公告掲載手続、債務者の財産の売却手続、あるいは各債権者への弁済手続については、誰が実施主体になるのかについて、倒産法には規定されていない。

このうち、注釈書には、倒産認定・清算手続開始決定の公告掲載手続については、個人事業者である債務者本人が、公報紙において公告するために、債務者本人の倒産認定・清算手続開始に関する情報を送付しなければならないと記載されている（第 180 条第 2 項の注釈参照）。また、債務者の財産の売却手続は、第 181 条第 2 項の場合を除き、裁判所執行官が行うと記載されている（第 181 条第 1 項及び第 2 項の注釈参照）。しかし、各債権者への弁済手続

の実施主体については、注釈書にも記載がない。

いずれにしても、これらの点を明らかにしないと、個人事業者における清算手続の進行に支障が生じるので、倒産法を改正するか、総会決議で規定して、明らかにすべきである。

## 第 11 章関係

### 1 債務者の財産が不在の場合の簡易倒産手続について

#### 【提言】

2006 年総会決議第 35 項の「債務者の財産が不在」とは「債務者が倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できない」ことを指すことを明らかにすべきである。

#### 【説明】

2006 年総会決議第 35 項によれば、債務者が所在不明である場合のほか、「債務者の財産が不在」である場合にも、簡易倒産手続の適用がある。

しかし、「債務者の財産が不在」という文言からは、債務者が全く財産を有していないことを指すのか、あるいは債務者が僅かな財産しか有していないことを指すとしても具体的にどの程度の財産しか有していないことを指すのかは明らかではなく、2006 年総会決議第 35 項にもその説明はない。

また、これに関連して、2006 年総会決議第 8 項では、「財産のある法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる場合は、申立書において一時管財人の候補者を指定する。」と規定している。この規定によれば、「財産のある法人債務者」については監視手続の適用があることになるが、「財産のある」という文言からは、具体的に債務者がどの程度の財産を有していれば「財産のある」といえるのかは明らかではなく、2006 年総会決議第 8 項にもその説明はない。

この点が明らかにならないと、債務者の倒産認定の申立てをしようとする者は、一般倒産手続として申立てをすべきなのか、それとも簡易倒産手続として申立てをすべきなのか判断に迷うことになる。また、経済裁判所にとっても、一般倒産手続の受理要件と簡易倒産手続の受理要件の違いが明確でないことから、実務上支障が生じることになる。さらに、第 189 条第 5 項による簡易倒産手続から一般倒産手続への移行についても、債務者にどのぐらいの財産があれば経済裁判所が一般倒産手続への移行決定を出すことができるのか明確にならないので、この点においても実務上支障が生じることになる。

この点については、「債務者の財産が不在」とは、一般倒産手続を実施するのに最低限必要な費用、つまり債務者の倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できない場合のことを指すと解すべきである。

なお、「債務者の財産が不在」の場合に簡易倒産手続を開始できるとする 2006 年総会決議第 35 項の内容は、ロシア倒産法第 230 条と同様の内容と考えられるが、ロシア倒産法の場合は、債務者の財産が倒産事件と関連する裁判費用及び管財人の報酬額をカバーできない場合に簡易倒産手続の適用があるとされている（ロシア倒産法第 230 条、227 条）ことも参考にすべきである。

### 2 一般倒産手続からの簡易倒産手続への移行について

#### 【提言】

監視手続中における一時管財人による債務者の財務分析の結果、債務者が倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できないことが判明した場合は、一

時管財人の申立てに基づき、経済裁判所が一般倒産手続から簡易倒産手続への移行決定を出すことができることを、総会決議で規定すべきである。

#### 【説明】

これまでのウズベキスタン側との協議では、監視手続中における一時管財人による債務者の財務分析の結果、債務者が倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できないことが判明した場合であっても、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行は認められないとのことであった。

しかし、このような場合は、経済裁判所による倒産事件の審理を行ったとしても、経済裁判所としては倒産認定・清算手続開始決定（又は倒産不認定決定）を出すほかなく、債権者集会を開催する必要性もないところ、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行が認められないのであれば、経済裁判所が指定した第一回法廷日の開廷日まで倒産事件の審理を待つ必要があり、無駄な時間を要することになる。

また、このような場合に一般倒産手続から簡易倒産手続への移行が認められないとすると、債務者については倒産法第7章の清算手続が適用されることになるので、報酬を支払う必要のない4級の資格を持つ管財人を清算管財人として任命することができないという不都合が生じる。さらに、清算手続中における債権届出期間についても、第189条第4項ではなく第127条第2項第4号が適用されるため、債権届出期間を2か月間以上設けなければならない、無駄な時間を要することになる。

以上のようなことから、監視手続中における一時管財人による債務者の財務分析の結果、債務者が倒産事件と関連する裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬額を負担できないことが判明した場合は、一時管財人の申立てに基づき、経済裁判所が一般倒産手続から簡易倒産手続への移行決定を出すことができることを認めることには合理性があるといえる。また、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行を認めるとしても、他の倒産法の規定と矛盾を生じる部分はなく、倒産法を改正しなくとも、現在の倒産法の解釈上可能であると考えられる。

したがって、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行については、総会決議で規定するか、倒産法注釈書改訂の際に記載を補充して、倒産事件処理の際の実務の取り扱いとして取り入れることが適切であろう。

この点については、ロシア倒産法においても、一般倒産手続から簡易倒産手続への移行について、条文には規定がないが、監視手続中における一時管財人による債務者の財務分析により、債務者が裁判費用及び管財人への報酬を負担することができないことが判明した場合は、経済裁判所は、一時管財人の申立てに基づき、簡易倒産手続への移行決定を出すことができると解されている（この際、第一回債権者集会を招集する必要はない。）ことも参考にすべきである（ロシア倒産法の注釈書に、そのような記載がある。）。

なお、併せて、現在の倒産法上の問題として、監視手続を開始したが債務者の財産では一時管財人の報酬が支払えない場合どのようにすべきか、例えば第58条第3項のように、債権者が債務者の倒産認定を申し立てた場合は当該債権者が一時管財人の報酬を負担することにするのか、という問題を今後検討する必要がある。

### 3 所在不明の債務者の簡易倒産手続の主体について

#### 【提言】

現在の第188条は「通常清算中の法人債務者」の代表者が行方不明の場合に簡易倒産手続の適用があると規定しているが、法人債務者が通常清算中であるかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明である場合には簡易倒産手続の適用があることを、裁判官、倒産事件を管轄する国家機関の職員、国税機関の職員等、倒産実務に携わる担当者に周知すべきである。

## 【説明】

現在の第 188 条は「通常清算中の法人債務者」の代表者が行方不明の場合に簡易倒産手続の適用があると規定している。また、2006 年 2 月 6 日付破棄審決定も、簡易倒産手続の適用のある法人債務者は通常清算中でなければならぬことを前提にした内容になっている。

しかし、第 188 条の目的は、法人債務者の代表者が行方不明の場合は、経済裁判所としては倒産認定・清算手続開始決定（又は倒産不認定決定）を出すほかないので、監視手続を省略したり、事件審理期間を一般倒産事件と比較して短期間にしたりして、事件手続を簡素化するところにあるが、この点の必要性については、法人債務者が通常清算中であるかないかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明であれば同じはずである。

また、これまでのウズベキスタン側との協議においても、実務上は、法人債務者が通常清算中であるかないかにかかわらず、法人債務者の代表者が行方不明の場合は、簡易倒産手続の適用があるという説明を受けている。

以上の点については、実務上は簡易倒産手続の件数が非常に多いことから、実務上の取扱いを統一するために、「第 188 条は、通常清算中の法人債務者の代表者が行方不明の場合に簡易倒産手続の適用があると規定しているが、第 188 条の文言にかかわらず、通常清算中ではない法人債務者の代表者が行方不明の場合にも簡易倒産手続の適用がある」ということを、裁判官、倒産事件を管轄する国家機関の職員、国税機関の職員等、倒産実務に携わる担当者に周知すべきである。

また、第 188 条については、将来、倒産法を改正して「通常清算中の法人債務者」という文言を「法人債務者」と改正すべきである。

なお、2006 年 2 月 6 日付破棄審決定については、経済裁判所による一般倒産手続への移行決定については不服申立てができないはずであるが（第 60 条注釈末尾の一覧及び第 189 条第 5 項注釈を参照）、この事件では破棄審に不服申立てがされ、しかも当該不服申立てが最高経済裁判所により受理されている。

このようなことを防止するためにも、経済裁判所の決定書には、当該決定に対して不服申立てができるか否か、できる場合は倒産法第 60 条の規定により不服申立てができるのか経済訴訟法の規定により不服申立てができるのかを記載すべきである。そのための手段として、決定書の書式集を整備するなどして、対策を講ずるべきである。

## 4 所在不明の債務者の倒産事件手続における清算管財人の推薦手続について

### 【提言】

倒産事件を管轄する国家機関又は国税機関が所在不明の債権者の倒産認定申立てをする場合、4 級以上の裁判所任命管財人の資格を有する当該機関の職員を清算管財人の候補者として申立書に記載することができることを総会決議で規定すべきである。

### 【理由】

現在の第 189 条第 3 項によれば、所在不明の債務者の簡易倒産手続における清算管財人の任命は、経済裁判所が倒産事件を管轄する国家機関に対して清算管財人の候補者の推薦依頼をした後、倒産事件を管轄する国家機関が推薦する候補者の中から行われる。

しかし、これまでのウズベキスタン側との協議では、実務上は、所在不明の債務者の倒産認定の申立ては国税機関が行うことがほとんどであること、また、裁判所任命管財人の資格を有する倒産事件を管轄する国家機関の職員の数が少ないことから、国税機関が所在不明の債務者の倒産認定の申立てをする場合は、経済裁判所は、国税機関が推薦した当該機関の職員を清算管財人として任命しているという説明を受けた。

また、倒産事件を管轄する国家機関又は国税機関が所在不明の債務者の倒産認定の申立てをする場合の清算管財人の推薦方法についても、実務上は、第 189 条第 3 項が定める方

法ではなく、申立書に清算管財人の候補者を記載して行う方法によるという説明を受けた。

以上の実務上の取扱いは、経済裁判所としては第 189 条第 3 項の手続を省略して速やかに清算管財人を任命することができるので、合理的な方法であると考えられるが、倒産法の条文には規定されていない方法なので、総会決議で規定するのが適切である。

## 5 通常清算中の法人の倒産認定申立義務違反により補充責任を負う者について

### 【提言】

通常清算中の法人の倒産認定申立義務違反により補充責任を負う者について、第 8 条第 2 項、第 9 条によれば、清算委員会の構成員が補充責任を負うと規定され、一方、第 187 条第 2 項によれば、清算委員会の議長のみが補充責任を負うと規定されている。双方の条文の規定どうしに齟齬があるので、倒産法を改正して統一すべきである。

### 【説明】

第 8 条第 2 項は、通常清算中の法人が債務を全額弁済することができない場合、当該法人の清算委員会（清算人）に当該法人の倒産認定申立義務を課した規定であるが、これは、第 185 条第 2 項が規定する倒産認定申立義務のことを指している。したがって、第 8 条第 2 項の規定する倒産認定申立義務に違反した責任を負う者（条文では、清算委員会の構成員と規定されている。）と第 185 条第 2 項の規定する倒産認定申立義務に違反した責任を負う者（条文では、清算委員会の議長と規定されている。）は、本来は同一とならなければならないはずである。

この点については、倒産法を改正して、条文の規定を統一すべきである。

以上

## ～ 特集2 ～

### ロシア・中央アジア諸国における倒産法制

元 J I C A 長期派遣専門家・弁護士

松 嶋 希 会

#### 1 はじめに

本稿は、ロシア連邦、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国（以下、それぞれ「ロシア」「ウズベキスタン」「カザフスタン」「キルギス」「タジキスタン」という。）における法人に対する倒産制度の概要を紹介するものである。

ウズベキスタンの倒産法を知るきっかけは、JICA 技術協力プロジェクト「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」であり、このプロジェクトで、ウズベキスタン倒産法の注釈書を作成するため、2年間半、同国の倒産法と向かいあった。ウズベキスタンでは、2003年に新しい倒産法が成立したが、この法律を全体的に解説した書籍がなく理解が進まないことから、注釈書を出版するプロジェクトが始まり、それ故、現地においても倒産法に関する資料は非常に乏しかった<sup>1</sup>。日本側プロジェクト参加者は、ウズベキスタンの倒産法を理解するために、2002年に成立していた新ロシア倒産法を勉強し、カザフスタン等他の中央アジア諸国の倒産法については、比較検討する余裕はなかったが、時折、参考することもあった。中央アジア諸国の法制に対する日本の関心は、実務上も学問上も低い、そもそも、知るための資料が日本に少ないことも一因かと思われ、この度、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ロシアの倒産法も和訳し<sup>2</sup>、合わせて、本稿において、各国制度の概要を紹介することとした。

上記プロジェクトでは、条文の不備や、他国制度を輸入しただけの社会実態に合わない条文が原因で、条文と運用が乖離していることが度々判明し、ウズベキスタン倒産法ですら不明瞭な点が少なからず残っている。カザフスタン、キルギス、タジキスタンの倒産法についても資料が少なく、条文の解読に挑戦したものの<sup>3</sup>、謎のままの点も多く、各国間、また、日本や他国との比較考察には至っていないことも断っておく。

<sup>1</sup> 日本語文献としては「ウズベキスタン共和国の新倒産法と企業売却」（遠藤賢治 比較法学（早稲田大学）第38巻第2号129ページ）が参考になる。

<sup>2</sup> ロシア語版からの翻訳である。中央アジア諸国では、正式な法令は国語によるが、ロシア語が未だに公用語として使われロシア語の法令も出されている。同じロシア語には同じ日本語訳をあてたが、「倒産」「破綻」「支払不能」の定義は各国によって異なる。法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイト

（<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>）に掲載される予定である。ウズベキスタン倒産法注釈書（ウズベク語、ロシア語、日本語、英語（予定））も、上記サイトから入手できる。

<sup>3</sup> ロシア語の法令を参考にしている。

## 2 独立国家共同体 (CIS) 諸国での倒産法制の展開

1991年のソ連崩壊と同時にその構成国は主権国として独立したが、1992年、CIS諸国間の商業法令の統一を図ることを目的としてCIS諸国国会間委員会<sup>4</sup>が設置された。この委員会は、これまで、民法、税法、土地法といった基幹法令を含む220ものモデル法（ロシア語）を策定し各構成国に提案してきている。モデル法の策定に際しては、ヨーロッパ法令を基礎としていることが明言されている<sup>5</sup>。近年では、2001年に証券取引法、2005年に知的財産法及び投資家保護法のモデル法が提示され、2008年春には、会社関連法令についての検討が開始される<sup>6</sup>。倒産に関しても、1997年12月に倒産法、1997年及び2005年11月に金融機関倒産法のモデル法が成立している。前者の倒産法は、全176条からなり、一つの法律の中に、清算型手続も再建型手続も規定している。

各国の倒産法の制定状況をみると、独立直後に最初の法律が制定された後、1997年または1998年に新法が採択されている。ロシア（1998年3月）、ウズベキスタン（1998年8月）が、モデル法を参考にしたことは、条文からも明らかである。さらに、ロシアが2002年10月に大改正したのに続いて、ウズベキスタン（2003年4月）とタジキスタン（2003年12月）も新倒産法を制定しており、この三国の現行倒産法は酷似している。一方、カザフスタンとキルギスは、それぞれ1997年1月、1997年9月に新倒産法を制定後、独自に改定を重ね現在に至っており、上記三国の制度と比較すれば、その相違がわかりやすい。

ロシア型（ウズベキスタン、タジキスタン）では、倒産事件は、裁判所への倒産認定の申立てにより始まり、債権者集会が債務者を清算するか再建するかを決議する。当該決議を受けて、裁判所が、清算か再建かの最終判断をする。カザフスタンとキルギスでは、若干構成が異なるものの、申立人が清算型手続か再建型手続かを指定して裁判所へ申し立て、これにつき裁判所が判断を下す。

各国とも、清算及び再建の手続を含む倒産法という法律が基幹法令であるが、そのほかに下位法令も非常に多く、また、銀行等について特別な法令を定めている国もある。

個人の倒産は、ロシア法では認められているが、その他の国の倒産法では、事業活動を登記し個人事業者と認められている自然人に限り、倒産が認められている<sup>7</sup>。

トルクメニスタンの倒産法は、1993年10月に成立し、その後、一度も改正されていないようである<sup>8</sup>。CIS諸国の倒産法制の原型を残すものとして興味深いのが、本稿では割愛する<sup>9</sup>。

<sup>4</sup> Межпарламентская Ассамблея государств-участников Содружества Независимых Государств

<sup>5</sup> 欧州復興開発銀行（EBRD）は、直接、CIS諸国国会間委員会の立法作業を支援している。

<sup>6</sup> 1996年制定の株式会社法のモデル法の見直しであり、EBRDを通じ主にドイツが支援をする。

<sup>7</sup> カザフスタンでは、個別章は設けられていないが、個人事業者にも倒産法が適用される。

<sup>8</sup> 1999年11月成立の株式会社法、2000年6月成立の企業法、2007年3月成立のダイカン経営企業（家族経営農業企業）法にも、倒産が企業の活動停止事由となることが規定されているのみである。1998年成立（2003年改正）の民法には、個人事業者の倒産が規定されている。

<sup>9</sup> 全43条、総則（1章）、倒産事件の裁判外手続（2章）、経済裁判所における倒産事件手続（3章）、再建手続（4

### 3 倒産事件を審理する裁判所

各国の倒産制度の説明に入る前に、倒産事件の管轄裁判所に触れておく。

ロシア、ウズベキスタン、タジキスタンでは、最高裁判所を頂点とする通常裁判所のほかに、法人事件や経済紛争を処理する裁判所の系統がある（ロシアでは仲裁裁判所、ウズベキスタンやタジキスタンでは経済裁判所である。商事裁判所と訳されることもある。）。ロシア仲裁裁判所には民事部と行政部があり、倒産事件は行政部で扱われている<sup>10</sup>。ウズベキスタン経済裁判所にも専門部はないが、最高経済裁判所とタシュケント州経済裁判所では倒産事件を専属で担当する裁判官がいる。タジキスタンでは専属の裁判官はいないとのことである<sup>11</sup>。一方、カザフスタンとキルギス<sup>12</sup>では、最高裁判所を最高機関とする通常裁判所が、倒産事件を含む経済紛争も扱っている。もっとも、カザフスタンには16の特別広域経済裁判所が存在し、倒産事件はこの特別裁判所で処理されている。

最高仲裁裁判所、最高経済裁判所や最高裁判所では、その総会において法令の適用上の問題を解決する決議をとることがあり、倒産法に関する決議も倒産法及び下位法令と同等の重要性を有している。

### 4 ウズベキスタン倒産法（全192条）

1章 総則（1条～29条）	7章 清算手続（124条～144条）
2章 裁判外再生支援（30条～34条）	8章 和議（145条～155条）
3章 経済裁判所における倒産事件の審理 （35条～61条）	9章 特定法人の倒産に関する特則 （156条～173条）
4章 監視（62条～75条）	10章 個人事業者の倒産（174条～184条）
5章 裁判上の再生支援（76条～90条）	11章 簡易倒産手続（185条～189条）
6章 外部管財（91条～123条）	12章 最終章（190条～192条）

#### （1）基本構造

倒産法の適用範囲は、民法及び倒産法を合わせて検討しても不明確であるが、公的な資金で運用されている組織<sup>13</sup>、政党や宗教団体以外の法人に適用されるとされている。

章）清算手続（5章）、和議（6章）からなる。

<sup>10</sup> 倒産事件は、銀行取引や民事部の係争にも関わることから、モスクワ市仲裁裁判所は、ロシア連邦最高仲裁裁判所総会の決議をもって倒産専門部を創設するよう要請している（2007年6月）。

<sup>11</sup> 最高経済裁判所では倒産事件を専門に扱う4名の裁判官による評議会 *коллегия по банкротству* がある。

<sup>12</sup> キルギスにおいても、1992年以来、仲裁裁判所が経済紛争を扱っていたが、2003年の憲法改正により、仲裁裁判所は通常裁判所に一本化され、現在は、通常裁判所が倒産事件を処理している。

<sup>13</sup> 運用管理権に基づく国营単一企業、国立の学校や病院がこれにあたる。国が株式を一部でも保有しているにすぎないいわゆる国有企業には、倒産法が適用されうる。

## ① 事件開始・開始事由

倒産事件は、債務者を倒産者と認定してくださいという裁判所への申立てにより始まる。申立権は、債務者、債権者、倒産事件を管轄する国家機関、検察官に与えられている（6条、25条）。この申立ては、法的には、債務者の倒産認定を求めるものであり、倒産が認定されると法人は清算される。申立ての際、清算・再生についての意見が付されることもあるが、再建のための手続を特定し、当該再建型手続の開始を申し立てることはできない。裁判所は、申立てを検討し、5日以内に申立てを受理するか否か決定する（45条）。申立てが受理されると倒産事件が開始され、裁判所は、事件を審理する期日（債務者の倒産を認定するか否かを判断する期日）を申立受理から3ヶ月の期間内で指定する（49条、例外的に2ヶ月延期することができる。）。

事件の開始には、申立債権者の債権が、弁済期を3ヶ月徒過しており（4条、倒産兆候）、その額が最低賃金月額額の500倍以上でなければならない（5条2項。ただし、債務者の行方が不明である場合や財産がない場合はこの限りではない。）。2008年1月時点では、最低債権額は9,315,000スム（約7,190米ドル）である<sup>14</sup>。債務超過は要件ではない。債務者申立ての場合、3ヶ月不履行の事実がなくともその恐れがある場合（7条）、注釈書によれば負債額に関係なく、申立てが認められる。

## ② 監視（4章）・第一回債権者集会

裁判所は、また、事件開始と同時に、一時管財人を任命し「監視」という保全手続を債務者に適用する。監視は、2003年に導入された手続であり、債務者に財産がないために事件が簡易手続で処理される場合（11章）を除き、申立人や債権者からの申立てがなくとも必ず実施される。事件審理期日までの間、一時管財人は、債務者財産を保全し債務者の財務状況を分析する。債務者の経営権限は債務者に残るが、その行使には一定の制限が課される（64条）。債権者は、倒産事件が開始すると債務者に個別に支払いを請求することができなくなり（63条）、監視開始の公告から30日の期間内に債務者（裁判所、一時管財人）に債権を申し出て（70条）、債権者集会の構成員となることで、事件に参加する。事件に参加する債権者を確定するために、一時管財人により債権登録簿が作成される（67条1項）。

一時管財人は、裁判所による審理期日の少し前に、第一回債権者集会を開催し、債務者の財務状況を報告する（71条）。債権者は、この報告を元に、債務者を倒産者として清算するか再建を試みるかを、全債権者（欠席債権者も含む）の保有する債権額の過半数で決議し、裁判所にその旨申し立てる（72条以下）。

---

<sup>14</sup> 最低賃金月額は、大統領令により定められるが、かかる指標は、カザフスタンのように年毎に見直されるのではなく、必要に応じ改定される。2007年には2回改定され、2007年11月から最低賃金月額は18,630スム（約14.3米ドル）である。EBRD発表の2006年一人当たりGDPは、655米ドルである。EBRD発表数値以外は、1米ドルを1,295.52スムで換算している。

### ③ 清算型手続または再建型手続の選択・実施

債権者集会の決議は裁判所を拘束しないが、裁判所は、一時管財人の財務状況報告書や債権者集会決議を検討した上、倒産を認定し「清算手続」を開始する本案決定（申立てを認容する判決）か、倒産認定を拒否する本案決定（申立てを棄却する判決）を出す（50条）。倒産兆候がない場合や虚偽倒産と判断された場合等、倒産認定は拒否され、倒産事件は終わる。倒産が認定されると、債務者の全財産を売却し、その売却代金を債権者に配当した後、債務者を清算する「清算手続」が開始される。

債務者に倒産兆候があっても、再生（支払能力の回復）の現実的可能性があると認められる場合、裁判所は、倒産認定の申立てについて判断をせず、つまり、本案決定を出さずに、再建型の手続を試みる決定を出すこともある。「裁判上の再生支援」か「外部管財」の開始決定である（50条）。これらの再建型手続が成功した場合、倒産事件手続は、倒産認定の申立ての本案判断なく、打ち切られる。再建が進まず支払能力が回復しない場合、債務者の倒産を認定する本案決定が出され、清算手続が開始される。

### ④ 清算型手続—清算手続（7章）

倒産認定と同時に清算手続が開始される。この際、裁判所は、清算手続の期間を指定し、清算の任務にあたる清算管財人も任命する（126条）。清算手続の期間は最長1年とされており（124条）、例外的に裁判所の決定により1年の範囲で延長することが認められている。清算手続開始で事業停止が予定されているわけではなく、債務者は事業を継続する。債務者の財産管理・事業経営権は清算管財人が有し、清算管財人は、手続中、事業を停止し財産を売却していくこともあるし、営業を譲渡することもある<sup>15</sup>。被雇用者も、事業処理に合わせて、順次、解雇されていく。双方未履行の契約は、債務者に不利である、長期契約であるといったものであれば、清算管財人が履行を拒絶し解除することができる（128条、102条）。契約の相手方が、この点を明確にするよう清算管財人に求める権利は法定されていない。また、利害関係人との法律行為や事件開始後の偏頗弁済といった債務者による一定の法律行為は、清算管財人が、裁判所に訴えることにより無効とすることができる（128条、103条）。

債務者の財産は、債権者集会の承認した売却計画に基づき、清算管財人が競売で売却する（129条、135条）。競売価格は、査定価格に基づき、債権者集会が決定する。

管財人の報酬を含む手続費用や日々発生する事業運営費、倒産事件開始後（監視開始後）に発生した債権、生命等の損害賠償請求権<sup>16</sup>等は、支払期日に支払われる。被担保債権は、担保物の売却代金から優先して弁済を受ける（133条）<sup>17</sup>。その他の債権

<sup>15</sup> 制度としては、このような中で、債務が全て弁済され、債務者法人のまま事業継続が可能である場合、倒産認定の本案決定が取り消されて、通常の取引世界に戻ることもできる（2006年1月27日付ウズベキスタン最高経済裁判所総会決議第142号第25項）。

<sup>16</sup> 他国法でも優遇されているこの債権は、ある額の損害賠償金を受け取る権利ではなく、一定の年齢まで毎月一定額を受け取る権利である。

<sup>17</sup> 企業担保権が設定されている場合、まず、手続費用等や労働債権が先に支払われる（133条3項）。

は優先順位に従い支払われる（134条）<sup>18</sup>。支払開始は清算管財人の裁量であり、裁判所の決定等は不要である。第一順位は租税債権（ただし清算手続開始後に発生したものは第六順位）、労働関連債権、被雇用者の扶養家族の扶養料債権<sup>19</sup>等、第二順位は強制保険に基づく債権等、第三順位は被担保債権の担保割れ部分、第四順位は無担保債権、第五順位は株主等社員の未払いの利益配当請求権、第六順位は届出期間経過後に届けられた債権等のその他の債権である。債権の相殺は、上述の弁済順位や同順位債権の按分弁済に反する結果となる場合は認められず（138条4項）、実際に相殺が認められることはないように考えられる。

債務者の全財産を配当後、清算管財人は裁判所に報告書を提出する。事件終了にあたって債権者集会が開催されることはなく、裁判所が報告書を審理後に清算手続終了の決定を出し、倒産事件は終了する。

## ⑤ 再建型手続（5章・6章）

再建型手続には、裁判上の再生支援手続と外部管財手続がある。

外部管財手続は、裁判所の任命する外部管財人が会社の経営権限を保有し、会社の再建を図る手続である。期間は2年内である（91条）。外部管財人は、任命から1ヶ月以内に再建施策をまとめた外部管財計画を策定し債権者に示し、外部管財開始から2ヶ月以内に債権者集会を招集して、出席債権者の過半数の賛成で外部管財計画の承認を受ける（107条）。外部管財計画は、不採算部門の停止、遊休資産の売却、株式発行、営業譲渡、資産の置換<sup>20</sup>といった経営改善案を含まなくてはならないが（106条）、債権弁済の記載は法定要件ではない。外部管財人は、清算管財人同様、財産を競売で売却し（110条、111条）、一定の双方未履行契約を解除し（102条）、債務者が行った法律行為の無効認定を裁判所に求めることができる（103条）。

この間、倒産事件開始後に発生した債権等の債権を除き、支払いは猶予され（93条）、例えば、第一順位債権に支払う財源が溜まった場合（債権の順位は、清算手続の場合と同様である。）、外部管財人は、裁判所の決定を得て、当該債権を支払うことができる（120条）。または、外部管財計画を完遂し債権者集会が完遂を確認してから、外部管財を終了し支払手続に移行する裁判所決定を受けて、全債権者への弁済を行うこともできる（119条）。この支払手続の期間は6ヶ月を超えることはできない。裁判所が外部管財人の報告書により支払完了を確認すると、倒産事件は終了する。

裁判上の再生支援は、会社の執行機関に経営権限が残り、再生支援管財人の監督の下、債務者を再生させる DIP（Debtor-In-Possession）型手続で、2003年の改正により追加された再建型手続である。債務者は、監視期間中、裁判上の再生支援実施

<sup>18</sup> 実際には、その内容には不明確な点が多い。

<sup>19</sup> 雇用主も被雇用者の給与からその扶養家族に扶養料を支払う義務を負うことがある（家族法137条）。

<sup>20</sup> 新たに設立した株式会社に債務者の財産を現物出資して、その株式を売却することで、債務者財産を換価する方法である（115条）。

を第一回債権者集会か裁判所に求めることができるが、その際に、再生の計画（再生支援計画）と債務弁済計画表を提示しなくてはならない。株主（社員）や第三者も、同様に、裁判上の再生支援の開始を申し立てることができるが、この場合、再生の計画（第三者の場合不要）、債務弁済計画表のほかに、債務弁済計画表記載の債務を、債務額の120%の額で保証する必要がある（77条）。手続の実施期間は、最長2年で、この間に、再建し弁済も完了しなくてはならない。ただし、債務を保証した者が弁済をするためであれば、6ヶ月延長することができる（78条）。

手続中、債務者は会社経営権限を行使できるが、不動産の処分や大口取引等一定の法律行為を行うには、再生支援管財人、債権者集会の同意が必要である（79条）。

外部管財計画も、再生支援計画・債務弁済計画表も、いかに事業を立て直していくのかという施策であり、債権の弁済時期を提示することはあっても、債務免除案というようなものではない。外部管財も裁判上の再生支援も、一時、債務の弁済を棚上げにし、その間に事業改善を図り弁済資金を貯め、それにより債務を全額弁済することを予定している。債務免除を受けようとするのであれば、後述の「和議」締結と組み合わせる必要がある。倒産事件は債務を全額弁済する制度という考えが根底にあるため、倒産事件内において届け出なかった債権も失権せず、監視手続中の届出期間に届けなくても、その後開始される手続で届け出ることができ、再建型手続では届出期間が設定されていない。再建型の倒産事件において届け出る意味は、管財人により、または、管財人や裁判所の監督の下で、確実に弁済してもらえらるという特典を与えられるという点にあり、それ故、倒産事件において債権を届け出るか否かは、債権者の「権利」とされている。

## ⑥ 和議（8章）

和議は、債務の支払延期や減額等についての債務者と全債権者との合意であり、倒産事件のどの段階においても締結することができる。和議は、全債権者の債権額の過半数及び全担保権者の賛成により締結され（145条2項）、裁判所の承認によりその効力を発する（145条6項）。これにより、倒産事件手続は終結する（150条）。承認された和議には執行力はないので、債務者に和議不履行があった場合、債権者は、和議により認められている債権の請求を、一般手続において裁判所に提起することになる（155条）。

## ⑦ 簡易倒産手続（11章）

通常清算中に債務超過が明らかになった法人、代表者の所在がわからない企業や財産がない法人に対しては、簡易な手続が適用される。倒産事件と同時に倒産が認定され、債権届出期間の1ヶ月経過後（186条3項）に事件が終了する。清算管財人は任命されるが、管財人資格を有する税務機関や倒産事件を管轄する国家機関の職員が任命されるので、管財費用はかからないとされている。後述の事件統計が示すとおり、

実際には、多くの事件が簡易倒産手続である。

### ⑧ 特別な法人に対する倒産手続（9章）

街形成企業、従業員 3,000 人以上の大企業、国防関係企業、自然独占事業体、農業企業、銀行、保険会社や証券会社については、特則が設けられている<sup>21</sup>。しかし、規定は少なく、特に、農業企業や銀行については、特別法の必要性が指摘されている。

### ⑨ 裁判外手続（2章）

倒産法には、国や関係者が裁判手続によらずに債務者の再生を支援する「裁判外再生支援」も若干規定されている。原則として、倒産事件が開始されていない法人に実施されるが、国が持分を有する企業については、倒産事件開始後に、倒産事件を管轄する国家機関の判断により、債権者の合意があれば、裁判外再生支援の適用を決定し倒産事件を終わらせることができる（61 条）。裁判外再生支援は、国家の支援により実施されることもあり、その手続は別途、内閣令により承認された規程に定められている。

## （2）債権者・担保権者

ウズベキスタンの倒産法制上、債権者の意思が重要となっているが、条文からすると債権者の地位は非常に不明瞭である。倒産事件が開始すると、債権者は、個別請求ができず、財産への執行も認められない（10 条 1 項、63 条、93 条）。一方で、個別弁済が認められる債権があり、その範囲が条文上明確ではなく、注釈書ではロシア倒産法により補った内容で説明されている（ロシア倒産法の説明を参照）。また、個人の損害賠償請求権や労働債権等の社会政策上保護される債権は、倒産法上も優位に扱われているようだが、その扱いは法制全体で一貫していない。

担保権者の地位も非常に曖昧である<sup>22</sup>。事件が開始すると、どの倒産手続であっても、担保権を実行することは認められないとされている。再建型手続で担保物を売却する場合、一般の場合同様、担保権者の同意が必要とされており<sup>23</sup>、売却代金は、清算手続の規定に従って配分されているが、担保物が売却されない場合の担保権者の地位は何ら規定されておらず、おそらく、他の一般債権者と同様に弁済を受けるものと考えられる。

## （3）管財人

倒産手続遂行のための特定資格を持ち裁判所が任命する専門家は、裁判所任命管財人

<sup>21</sup> 最初の 4 企業については、開始事由が 6 ヶ月の債務不履行・最低賃金月額の 5,000 倍の債務、5 年間の外部管財、また、銀行には外部管財が適用されないといった特則がある。

<sup>22</sup> この点は、倒産法の問題というよりは、ウズベキスタンにおいて担保権の理解が進んでいないことが大きな要因と思われる。

<sup>23</sup> 一般に、担保物の売却に担保権者の同意が要求されている（担保法 21 条 3 項）。ロシア倒産法では、82 条 6 項（財政健全化）、101 条 5 項（外部管財）が担保権者の同意を要求している。

と総称される（一時管財人、再生支援管財人、外部管財人、清算管財人）。実際は「裁判所が任命する有能な経営者」と言える。特に再建型手続では、債務免除を受けずに債権を全額弁済できるような事業を立て直す任務を負っており、経営経験が管財人の資格を得る要件にもなっている。法律家の管財人は非常に少ない。任命権限は裁判所にあるが、推薦権限は債権者にある。もともと、銀行やその代理人となる弁護士に聞いたところでは、指定できるほど管財人の情報を持っておらず、後述の倒産事件を管轄する国家機関に推薦者を出してもらおうことが多いとのことである。

#### （４）倒産事件を管轄する国家機関

倒産事件を管轄する国家機関は、現在、財務省下にある非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会<sup>24</sup>である。当該機関は、管財人の資格授与、手続における活動監督のほか、国が債権者となる事件や国が債務者の株主である場合に、国の利益を代表する立場で、倒産認定を申し立てる権限も含む、倒産事件に参加する権限を有する。また、通常、企業の財政モニタリングを行い、倒産兆候のある企業を監視し、必要であれば、国家支援による再生支援を実施し、または、倒産事件を申し立てる。

#### （５）事件件数<sup>25</sup>

ウズベキスタンでは約46万法人が登記されているが<sup>26</sup>、2006年前半期の半年間で、2,298社が清算手続を実施した（うち1,768社が2006年前半期中に倒産と認定された。）。このうち、255社が7章の定める清算手続で、残りは財産がなく簡易倒産手続で処理された事件である<sup>27</sup>。この半年間では、16社が裁判外再生支援を、8社が裁判上の再生支援を、43社が外部管財を実施した。手続は不明だが、17社が手続を終了し、うち8社が支払能力を回復し、7社は外部監視が完了せず清算手続に移行した（その他2社の処理内容は不明である。）。

<sup>24</sup> Государственный комитет РУз по демонополизации, поддержке конкуренции и предпринимательства

<sup>25</sup> 2006年9月5日付関税税務委員会ニュースに掲載された非独占化国家委員会による記事より。

<sup>26</sup> ウズベキスタン共和国統計国家委員会発表（[http://www.stat.uz/STAT/II\\_2007/doklad\\_rus.pdf](http://www.stat.uz/STAT/II_2007/doklad_rus.pdf)）によれば、2007年7月1日時点で国家登記をしている法人は461.2千社、うち実際に活動している法人は423.0千社である。株式会社形態の法人は0.4%、また、415.0千社が小企業に分類されている。

<sup>27</sup> 倒産事件の申立ては、9割が債権者申立てと言われている。

## 5 ロシア倒産法（全 233 条）

1 章 総則（1 条～29 条）	7 章 破産手続（124 条～149 条）
2 章 倒産予防（30 条～31 条）	8 章 和議（150 条～167 条）
3 章 仲裁裁判所における倒産事件の審理 （32 条～61 条）	9 章 特定法人の倒産に関する特則 （168 条～201 条）
4 章 監視（62 条～75 条）	10 章 個人の倒産（202 条～223 条）
5 章 財政健全化（76 条～92 条）	11 章 簡易倒産手続（224 条～230 条）
6 章 外部管財（93 条～123 条）	12 章 最終章（231 条～233 条）

### （1）概要

国有企業（運用管理権に基づく単一企業）、施設、政治団体、宗教団体以外の法人に適用される（1 条 2 項、民法 65 条 1 項）。また、国家会社も、その成立を定める法令が認める場合、倒産法の適用を受ける<sup>28</sup>。金融機関には、倒産法のほか、「金融機関倒産法」（1999 年 2 月 25 日制定）も適用される。

倒産事件手続の流れは、申立権の発生、監視の開始手続を除き、ウズベキスタン倒産法と大筋で同じである。倒産認定の申立てが受理されると倒産事件が開始する。一時管財人が任命され「監視」手続が実施されている間に、第一回債権者集会において債務者の運命が決められる。最終判断は裁判所が下し、倒産が認定されると「破産手続」（1 年以下、6 ヶ月延長可能）が開始される。もしくは、債務者にその経営権限が残る DIP 型再建手続「財政健全化」（2 年以下）か、債務者の経営権限が管財人に移譲される Non-DIP 型再建手続「外部管財」（18 ヶ月以下、6 ヶ月延長可能）が導入される。この間、債務者は債権者と「和議」を締結し、事件を終了させることもできる。ウズベキスタンと同様の「簡易倒産手続」も用意されている。「倒産予防」として、裁判外において第三者が債務者を支援することができる旨定められているが、ウズベキスタンのような国家支援はない。

### （2）申立て・監視開始・事件審理

倒産認定の申立権限は、債務者、債権者及び倒産関連国家機関<sup>29</sup>にあり（7 条）、2002 年の改正により検察官の申立ては廃止されている。

事件開始（申立受理）には、債務者に対する債権が、弁済期を 3 ヶ月徒過し（3 条、倒産兆候）、その額が 100,000 ルーブル（約 4,040 米ドル）以上あることが必要である（33

<sup>28</sup> 例えば、国家会社「ROSTEKHNOLOGII」や原子力国家会社「ROSATOM」については、それぞれ連邦法により、倒産法は適用されないとされている。

<sup>29</sup> 従前、財政健全化・倒産に関する連邦局（Федеральная служба России по финансовому оздоровлению и банкротству）であったが、2004 年以降は、経済成長・商業省の企業統治部（Департамент корпоративного управления Министерства экономического развития и торговли）が該当する。同部には、最高仲裁裁判所長等で構成される倒産・財政健全化に関する専門協議会も設置されている。

条2項)<sup>30</sup>。ただし、債務者は、弁済期に債務を弁済ができない状況があれば、弁済期前であっても申し立てることができる(8条)。

債務者申立ての場合、申立てが受理されると一時管財人が選任され監視が開始する(62条2項)。債権者申立ての場合、ウズベキスタン倒産法と比較すると手続が煩雑で時間を要する。債権者に申立権が発生するのは、申立ての基礎となる自身の債権に関する執行正本を執行機関に提出し、その写しを債務者に送付した日から30日経過後である(7条)。つまり、債権者は、まず、個別回収を試みなければならず、債権の弁済を裁判所に提起し、勝訴判決を受け<sup>31</sup>、さらに、執行手続に着手しなければならない。裁判所は、申立ての受理と同時に、申立債権者の債権の根拠を審理する期日を指定する。当該期日は、申立受理から15日以降30日経過前でなければならず(41条6項)、債務者は受理決定を受領してから10日以内に、申立てに対する意見書を提出することができる(47条)<sup>32</sup>。裁判所は、審理により申立債権者の債権の根拠・債権額を確認した後に監視を開始する(48条、62条1項)。監視開始までの間、裁判所は、債務者財産の保全措置をとることができる(42条7項)。

事件審理期日は、申立受理から7ヶ月以内に行えばよく、この間、監視手続が実施される(51条、62条3項)。

### (3) 債権者・担保権者

債権者の地位・債権額の算定は明確とは言い難いが、ウズベキスタン倒産法よりは詳細な規定が置かれている(4条、5条、12条以下、135条以下等)。倒産手続によらなければ弁済を受けられない債権か随時弁済を受けられる債権かは、発生時期及び履行期により決まる。適宜に支払われる債権は、監視手続、財政健全化手続、外部管財手続においては、事件開始後に発生した債権、及び、各手続開始後に履行期の到来した債権である(5条)。例えば、事件開始前に発生したものの、監視手続開始後に履行期の到来した債権は、監視手続においては履行期に弁済される。もっとも、この際に弁済されずに、次の手続(例えば外部管財)が開始した場合、当該債権は外部管財手続では、所定手続によらなければ弁済を受けられない。倒産手続によらなければならない債権は、破産手続の際の配当順位に従い、弁済される(84条4項、121条2項)。

破産手続では、適宜支払われるべきものが手続費用、業務運営費、申立受理後に発生した債権、申立受理後に発生した労働関連債権<sup>33</sup>及び破産手続中に発生した給与債権で

<sup>30</sup> 最低債務額は、2002年制定時より改定されていない。EBRD発表によれば、GDPは、2002年が10兆8,175億ルーブル(4,402億米ドル)、2006年が26兆6,210億ルーブル(1兆834億米ドル)、一人当たりGDPは2002年が2,379.8米ドル、2006年が6,874.0米ドルである。最低賃金月額も2002年は450ルーブル(18.3米ドル)、2006年は1,100ルーブル(44.7米ドル)、2007年は2,300ルーブル(93.6米ドル)と増額している。EBRD発表数値以外は、1米ドルを24.57ルーブルで換算している。

<sup>31</sup> 仲裁裁判所の判決の場合、言渡しから1ヶ月で法的効力を発生する(仲裁訴訟法180条)

<sup>32</sup> ウズベキスタン倒産法においても、債務者はかかる意見書を提出することができる(47条)、裁判所は、倒産認定を判断する事件審理の際に検討するとされている。

<sup>33</sup> シベリア地方僻地では退職に伴い住居移転費用が出されることがある。

ある。その他の債権には弁済順位が付けられ、第一位が個人の生命等損害賠償請求権・精神的損害賠償請求権、第二位が退職金・給与債権及び知的労働の報酬債権、第三位が租税債権を含むその他の債権である。

担保権の実行についての明文はないが、認められないと考えられる。再建型手続で担保物が売却される場合には、担保権者は、売却の同意・不同意を出せる（82条6項、101条5項）。担保物の売却代金は、担保設定契約の締結前に発生している第一順位及び第二順位の債権を弁済した後に、担保権者に支払われ、売却代金により弁済を受けられなかった部分は、一般の無担保債権として第三順位で弁済を受ける（138条）。再建型手続において担保物が売却されない場合、他の無担保権者と同等の扱いになると思われる。

#### （４）事件件数<sup>34</sup>

ロシアでは、2005年時点で440万企業があると言われているが、2006年の受理件数は83,063件である（2005年は25,643件である。以下、括弧内は2005年の件数である。）。2006年中の倒産認定は76,447件（13,963件）<sup>35</sup>、倒産不認定は737件（308件）、終了した事件は60,848件（18,812件）である。2006年中に実施されていた外部管財は947件（1,013件）、2006年で支払能力が回復し事件が終了したものは31件（21件）である<sup>36</sup>。一方、財政健全化については、それぞれ、39件（32件）、8件（2件）である<sup>37</sup>。2006年の和議承認は106件（84件）である<sup>38</sup>。

受理件数が3.2倍に激増したものの、清算事件のみ増加しており、和議を含む再建型事件は減少している。

## 6 タジキスタン倒産法（全100条）

1章 総則（1条～21条）	5章 監視（42条～50条）
2章 倒産予防（22条～23条）	6章 外部管財（51条～69条）
3章 裁判所における倒産事件の審理 （24条～38条）	7章 破産手続（70条～86条）
4章 個人事業者の倒産（39条～41条）	8章 和議（87条～100条）

### （１）概要

倒産法は、国家企業（運用管理権に基づいて国有資産を運用し事業を行う企業）以外の法人に適用される。

<sup>34</sup> ロシア連邦最高仲裁裁判所発表の資料（<http://www.arbitr.ru/news/totals/>）より。

<sup>35</sup> 過去の認定件数は、2003年が17,081件、2004年が9,390件である。

<sup>36</sup> 過去の実施件数及び支払能力回復件数は、2003年が2,081件、28件、2004年が1,369件、14件であり、外部管財の実施件数は減少している。

<sup>37</sup> 過去の実施件数及び支払能力回復件数は、2003年が10件、0件、2004年が29件、1件であり、財政健全化の実施件数は微増している。

<sup>38</sup> 過去の承認件数は、2003年が170件、2004年が150件で、和議承認も減少傾向にある。

基本構造は、ウズベキスタンの倒産制度から、債務者の経営権限が管財人に移譲されずに債務者に残るDIP型再建手続を除いた制度と言える。ロシア法と異なり、債権者の申立てに執行正本は不要である。事件開始事由は、3ヶ月不履行の債務があり（5条、倒産兆候）、その額が貸借対照表上の資産額の10%以上であることである（24条2項）。債権者申立てであっても、申立受理と同時に監視が開始され、事件審理期日までの期間（監視期間）は2ヶ月以下である（24条1項、経済訴訟法114条）。再建型裁判手続としては管財人が債務者の経営権限を有するNon-DIP型「外部管財」（6章、期間は20ヶ月以下で6ヶ月延長可能）のみが用意されている。「破産手続」（7章、期間は1年以下で6ヶ月延長可能）での、配当順位は、第一順位が生命等損害賠償請求権、第二順位が労働債権、第三順位が被担保債権、第四順位が租税債権、第五順位がその他の債権である（78条）。担保物の売却代金は破産財団に組み入れられ、被担保債権は、破産財団から第三順位で弁済を受けるものと思われる。

## （2）事件数

2007年3月時点では7件しか係属していないとのことである<sup>39</sup>。また、2003年の制定から一度も改正されておらず、倒産法の利用が少ないことが伺われる。

## 7 カザフスタン倒産法（最終条文は107条だが、全118条）

1章 総則（1条～10条の3）	7章 簡易倒産手続（89条～95条）
2章 債権者委員会（11条～14条）	8章 裁判外清算手続（96条～99条）
3章 裁判手続における倒産事件の審理 （15条～41条）	9章 街形成法人の倒産に関する特則 （100条～103条）
3章の1 外部監視（41条の1～41条の8）	9章の1 農業組織の倒産に関する特則 （103条の1～103条の5）
4章 更生手続（42条～59条）	
6章 破綻債務者の清算（破産手続） （65条～88条）	11章 最終章（106条～107条） （5章和議及び10章経過措置規定は削除）

## （1）概要

倒産法は、運用管理権に基づいて国有資産を利用する企業や施設を除く法人に適用され、倒産が認定された銀行及び保険業者の清算には政府決定により承認された規程が適用される（2条）。農業組織については、政府決定による特則も適用される。

手続の基本構造については、法文からはわかりにくいですが、ロシア型 Single-Gateway 手続ではなく、申立人が適用手続を特定して申し立てるものと考えられる。清算型手続としては裁判上の手続である「破産手続」と裁判所の関与しない「裁判外清算手続」が、

<sup>39</sup> 2007年3月、タジキスタンの国立大学において口頭で聞いた数字である。最高経済裁判所においては、具体的な件数は示されず、事件は非常に少ないとの説明を受けた。

再建型手続としては「更生手続」がある。また、「外部監視」も独立した再建型手続といえる。集团的和議（5章）は、1998年に廃止されている。

### ① 債権者の代表機関－債権者委員会（2章）

カザフスタン倒産法では、債権者の利益を代表し、債権者としての意思決定をする機関は、債権者委員会である。債権者委員会は、労働債権者の代表者、租税債権者や最大口債権者等7名以下の債権者から構成される（11条）。その他債権者は、債権者委員会に出席し発言することはできるが、議決権は有しない（14条4項）。全債権者が参加できる債権者集会は存在しない。

### ② 国家機関の参加

2001年、倒産手続実施の監督、破綻債務者の裁判外清算手続における監督を行う国家機関の権利・役割が整理され強化された（10条の1～10条の3）。現在、当該機関は、財務省下の破綻債務者問題処理委員会（以下、「破綻処理委員会」という。）<sup>40</sup>である。

破綻処理委員会は、管財人の資格管理や活動の監督だけではなく、倒産手続において任命・解任の権限も有する<sup>41</sup>。また、手続上、債権登録簿の争いを審理し、債権登録簿を承認する権限も有する。倒産手続外では、その地方機関が、支払無能の企業・組織の財政をモニタリングし、支払無能の企業・組織の一覧を作成している。

## （2）清算型手続－破産手続（6章）

### ① 倒産事件の開始

債務者、債権者<sup>42</sup>、検察官からの倒産認定の申立てが受理されると倒産事件が開始する。事件開始には、月決済指標の150倍以上の額の債務が要件とされ（3条4項）、2008年であれば、175,200 テング（約1,460米ドル）以上でなくてはならない（債務者の所在が不明の場合は除く。）<sup>43</sup>。さらに、債権者申立ての場合、かかる債務が弁済期を3ヶ月徒過していること（支払無能、4条1項）、債務者申立ての場合、債務者がかかる債務を全額弁済できる能力のないこと（破綻、4条2項）<sup>44</sup>も要求される。

債務者申立ての場合は事件開始から10日以内に、債権者申立ての場合は債務者が支

<sup>40</sup> Комитет по работе с несостоятельными должниками Министерства финансов РК

<sup>41</sup> ロシア法でも管財人所属組織が推薦するが裁判所が承認し、ウズベキスタン法でも債権者や倒産事件を管轄する国家機関が推薦するが裁判所が任命し、最終的には裁判所が関与する。

<sup>42</sup> 22条からは民事法上の債権を有する者のみが申立権限を有するとも考えられるが、15条では税務機関による申立ても認められている。

<sup>43</sup> 月決済指標は、毎年、共和国予算に関する法律により定められ、2007年は1,092 テング、2008年は1,168 テングである。2008年の最低賃金月額、10,515 テング（87.6米ドル）である。EBRD発表によれば、2006年一人当たりGDPは5,221米ドルである。EBRD発表数値以外は、1米ドルを120 テングで換算している。

<sup>44</sup> 1条17号の定義によれば、破綻とは、裁判所または債務者により認定された、金銭債権を全額満足させることができないという債務者の無能力であるとされており、ここでは、債務者自身が弁済不可能と判断すればよいということなのか、債務超過といった事実が必要なのか不明である。

払能力を証明できなければ事件開始から2ヶ月以内に、裁判所は、申立てを審理し、債務者の倒産を認定し(36条)、「破産手続」を開始する。裁判所による事件審理は債権者の決議を前提としていないため、審理期日は、申立受理と同時に定められる必要はない。そのため、裁判所は、ある程度事件を検討し準備した後に、上記の期間内で審理期日を指定する(34条)。

債権者申立ての場合、債務者は、支払能力の回復の現実的可能性があれば、再建型手続である更生手続の実施を申立てることができ(43条1項)、申立てが認められれば、倒産認定の判断は保留されて更生手続実施の決定が出される(35条1項)。債権者は、事件開始後に、更生手続を申し立てることはできない(43条1項)。

ロシア型制度とは異なり、「監視」といった管財人が任命される保全手続はない。しかし、事件が開始すると、債務者の社員や機関は、財産の処分権限を失い<sup>45</sup>(もっとも、裁判所は、日常業務遂行に必要な範囲で処分権限を有する者を決定することができる)、債権も倒産手続の範囲外での行使は認められない(28条)。さらに、申立てがあれば、財産の差押えといった保全措置もとられる(30条)。

## ② 破産手続の開始

破産手続は、原則9ヶ月以下の期間で実施されるが、破産管財人の申立て・債権者委員会の同意により、3ヶ月間、裁判所ではなく破綻処理委員会が延長できる(65条2項)。破産管財人は、裁判所の委任を受けて、破綻処理委員会が任命する(69条)。破産管財人は、債権者委員会を組織し、破綻処理委員会の承認を受けて第一回会議を招集する。第一回会議は、破産管財人の作成した破産財団換価計画を検討し承認すると思われる(13条、70条6号)。

債権は、公告から2ヶ月以内に届けられ、破産管財人により審理される。債権登録簿は、破産管財人が作成し、破綻処理委員会が承認する(71条~73条)。

手続費用は必要に応じて支払われる。破産財団の配当順位は、第一位が個人の生命等損害賠償請求権、第二位が給与・手当債権、社会保障国家基金への積立金、強制年金等(開始時で未弁済のもの。事件開始後に発生し倒産認定前に支払われなかったものも第二位債権に含まれる。)、第三位が被担保債権、第四位が租税債権(開始時の未納額。開始後に課せられて倒産認定前に納金されなかったものも第四位債権に含まれる。)、第五位がその他の債権である(75条、77条以下)。

担保物は一般的に破産財団の構成から除外されておらず(74条4項)<sup>46</sup>、被担保債権が第三位債権とされているので、担保権者は担保売却代金を優先的に受け取る権利はないと考えられる。一方で、被担保債権は、担保物の価値から満足を受け、担保より保証されない部分は第五位債権として扱われると定められているので(79条)、担

<sup>45</sup> この点、倒産事件においては、事件の開始や法人機関の権限喪失が不動産登記簿に公示されるわけではないので、債務者が無権限で不動産を売却し、善意取得者の問題があると指摘されている。

<sup>46</sup> カザフスタン共和国証券化法令に基づき証券化された資産は破産財団から除外されている。

保物の評価額につき第三順位で弁済を受け、担保割れ部分については第五順位で弁済を受けるものと思われる。

破産管財人は、弁済終了後、破綻処理委員会の同意を得た報告書を裁判所に提出し、裁判所は、破産手続を終了する。

### (3) 再建型手続—更生手続（4章）

更生手続は、営利組織に適用される裁判上の再建手続である。

債務者及び債権者・第三者<sup>47</sup>は、債務者が破綻状態であっても再生の可能性がある場合、更生手続の実施を申し立てることができる。申立ては、まず、裁判所ではなく破綻処理委員会に出され、この際、破綻債務者の更生計画が提出されなければならない。また、被担保債権額及び一般の破産債権額のそれぞれ過半数を保有する債権者の同意もなくてはならない（43条）。更生計画は、財産売却、第三者からの再生支援といった事業の建て直し策のほか、弁済の期日も含まなければならない（44条）。申立てを受けた破綻処理委員会は、債権者委員会を組織・招集し、更生計画を審議し、同意する場合、破綻処理委員会・債権者委員会の同意が裁判所に提出される。

裁判所が更生手続の適用を決定すると<sup>48</sup>、破綻処理委員会が更生管財人を任命し（48条）、更生管財人が会社の財産管理・事業経営権を得て更生計画を実施する。実施期間は3年間で、裁判所が6ヶ月まで延長することができる。この間に、更生管財人は、事業の再建と債権者への弁済を完了しなければならない。

一部債権を除き、更生手続開始前に履行期の到来した債権については、個別請求・個別弁済が認められない<sup>49</sup>。債権届出、債権審理、債権登録簿の作成・承認、債権の弁済順位は、破産手続の規定に従う。更生管財人は、債権登録簿の作成・承認後、更生計画のうち弁済に関する部分を、裁判所の承認を得て、変更することができる（51条1項）。

計画が実施され弁済が完了した場合、裁判所が終了を決定するが、計画が不成功に終わった場合、裁判所は、倒産を認定し破産手続を開始し、債務者は清算される。

2001年の改正により、債務者が更生手続を主導した場合、破綻処理委員会は、債権者委員会の同意を得て、更生管財人を任命するのではなく更生管財人の役割を債務者の代表者に与えて、債務者自身に更生手続を実施させることができる（9条1項の1）

### (4) 外部監視（3章の1）

外部監視は、故意倒産の予防・回避を目的に2006年1月に導入された手続である。

3ヶ月から1年間の期間、債権者が手続費用を負担し、外部監視管理人の監督下で、債

<sup>47</sup> 42条は、更生手続は債務者の申立てにより適用されると定めるが、13条は債権者委員会にも裁判所への更生手続実施申立権限を、43条は債権者・第三者にも破綻処理委員会への実施申立権限を認めている。

<sup>48</sup> 43条6項によれば、裁判所は、当該合意を受領してから5日以内に、計画を承認し手続適用決定を出すので、債務者等申立人は、別途、裁判所に申し立てる必要はないと思われる。

<sup>49</sup> 47条4項は、開始前に発生した債権は債権登録簿承認後に弁済されると定めるが、同条1項4号は手続実施期間中に弁済期の到来したものは、弁済期に弁済されるとある。

務者が事業を継続し債務を弁済する。外部監視開始は、債権者または破綻処理委員会が、裁判所に、申し立てることができるが、申立てには、債権者3名以上が同意し、債務者が支払無能<sup>50</sup>にあることが条件となる。

外部監視管理人の活動を監督するために債権者委員会も組織される。外部監視期間中、他の債権者は、個別請求をすることも債務者の倒産認定を申し立てることもできない。

法令からは倒産事件開始後にも実施できるのか、破産手続や更生手続との関係が不明瞭であるが、倒産事件の開始前に導入されるべきであるとの意見が出されている<sup>51</sup>。

## (5) 裁判外清算手続（8章）

裁判外清算手続とは、債務者または債権者が破綻処理委員会に申し立てて実施される、裁判手続によらない破綻債務者の清算手続である。申立事由、開始事由、開始の効果、破産管財人（清算人）の権限、実施手続は、破産手続の規定に従う。

破綻処理委員会は、開始を決定した場合、債権者委員会を組織し、債権者委員会は、裁判外清算手続に同意するか、裁判所に倒産認定を申し立てるか決議する。破産管財人の報告書を承認するといった破産手続における裁判所の権限は、債権者委員会が有する。

## (6) 事件件数<sup>52</sup>

カザフスタンにおいて登録されている商業企業は、2006年で約19万社である<sup>53</sup>。2008年1月1日時点で、清算を行っている企業は422社、更生手続を行っている組織は31社である。2007年中に更生手続を開始した法人は20社、更生手続を成功させ倒産事件を終了したのは9社である。外部監視については、2007年には40社が外部監視を実施した。

<sup>50</sup> 1条16号の定義によれば、単に金銭債務を履行できないことであるが、4条1項の債権者による倒産認定の申立事由としての支払無能は、履行期を3ヶ月徒過していることであり、外部監視における支払無能の内容は不明である。

<sup>51</sup> «Аналитическая справка по Закону Республики Казахстан от 21.01.1997г. «О банкротстве»» по состоянию законодательства на 20.04.2007г., Ильясовой К.М., научный сотрудник ТОО «Институт законодательства Республики Казахстан 「1997年1月21日制定倒産法（1997年1月21日制定，2007年4月20日現在）についての分析」有限責任会社「カザフスタン共和国法令研究所」研究員イリヤサヴォイ K.M.（以前は司法省下の法令研究所）

<sup>52</sup> 財務省サイト（<http://www.minfin.kz/index.php?uin=1163492838&lang=rus>）より。

<sup>53</sup> 2006年5月時点での商業企業数は、株式会社4,029社、有限責任会社171,560社、補充責任会社193社、合名会社2,740社、合資会社106社、生産協同組合7747組合、国家企業7,149社である。以上は、ICNL (International Center for Non-for-Profit Law)のサイト（[www.icnl.org](http://www.icnl.org)）による。

## 8 キルギス倒産法（最終条文は138条だが、全157条）

1章 総則（1条～26条）	11章 銀行倒産を予防する措置の実施方 法及び規則 銀行倒産の特則 （116条～120条の1）
1章の1 裁判所における倒産事件の審理 （27条～27条の33）	12章 個人事業者の倒産（122条）
2章 特別管理（27条の34～55条の1）	13章 農産業に従事する者の倒産 （123条～124条）
3章 一時管理人（61条～64条）	14章 所在不明債務者の倒産 （125条～128条）
4章 特別管理人（65条～73条の2）	15章 保険機関の倒産（129条～132条）
5章 特別管理人及び担保権者 （74条～77条）	16章 証券市場に業として参加する者の 倒産（133条～136条）
6章 倒産審理手続における責任原理 （78条～84条）	17条 社会基金団体の倒産（137条）
7章 債務弁済の規則及び順位 （85条～91条）	18章 協同組合の倒産（138条）
8章 再生支援（93条～97条）	
9章 更生（98条～104条）	
10章 和議（105条～115条）	

### （1）適用範囲

倒産法は、運用管理権に基づく国家企業及び銀行を除く営利法人に適用され、法令に定められている場合には非営利法人にも適用される。倒産法には銀行に関する規定・特則が少なからず含まれているが、これらは適用されず、銀行には、キルギス共和国法「銀行の活動保全、清算及び倒産に関して」（2003年11月11日制定、2004年2月15日から適用）が適用される。

### （2）倒産事件の開始

倒産事件の申立権限は、債務者、債権者、倒産事件を管轄する国家機関<sup>54</sup>にある。検察官に申立権限はない。申立ては、債務者の倒産認定を求めるものであるが、倒産認定後に適用されるべき手続も指定しなければならない（27条の6、27条の8）。手続としては、法人を清算する「特別管理」、法人を維持して再建を目指す「再生支援」、「更生」を指定することができる（27条の6、27条の8）<sup>55</sup>。「和議」はどの段階においても締

<sup>54</sup> 現在は、国有資産管理国家委員会の下倒産事件局（управление по делам банкротства）である。国が債権者である場合や国が債務者の株式（持分）を保有している場合に、国の利益を代理する機関として倒産事件に参加する。倒産事件局の他に、省庁間倒産評議会（межведомственный совет по банкротству）も存在し、経済的社会的に重要な企業の倒産を審理している。

<sup>55</sup> しかし、「再生支援」を定める第8章からすると、再生支援は、倒産事件の開始後、倒産認定前に、倒産事件手続を中断して実施する手続と考えられる。また、「更生」については、第9章からすると、倒産認定の申立てとは関係なく、更生手続の実施を求める独立した申立てを出すものとも思われる。

結することができる。

債務者が弁済期に債務を弁済しない・弁済できない場合や不履行がなくとも債務超過の事実を監督機関が確認した場合等（9条，倒産兆候），申立てが認められる。さらに，債務者以外の申立人による事件開始には，法人債権者の場合，債権額は決済指標<sup>56</sup>の500倍，つまり，2008年1月時点では50,000ソム（約1,388米ドル）以上，個人債権者の場合，決済指標の5倍である500ソム（約13.8米ドル）以上でなければならない（9条の1）。

申立てが受理されると，裁判所は，受理から1ヶ月以内の期間で事件審理日を指定する（27条の16）。裁判所の審理の前に債権者集会が招集され債権者の意思を確認することはない。

申立受理から審理期日まで，支払請求や財産の差押えのための裁判上の行為及びその他の行為は停止される（27条の11）。また，裁判所は，債務者の機関の財産処分権限を制限したり，事件申立人の申立てがある場合は一時管理人を任命して債務者財産の保全にあたらせることもできる（27条の14，3章）。

裁判所は，債務者に倒産兆候があれば，再生の可能性があっても倒産を認定し，同時に，その後適用する手続（特別管理，再生支援，更生）を指定すると思われる（27条の20，27条の21，ただし，脚注55参照。）。

### （3）法人清算型手続—特別管理（2章～7章）

特別管理は，法人自体を清算する手続であり，倒産事件を管轄する国家機関が任命した特別管理人が「清算」または「再編」のどちらかの形で実施する。特別管理人は，債務者の財産管理・事業経営権限を有し，12ヶ月以内に債務者の財産を換価し順位に従い配当することもできるし（清算），債務者の資産を現物出資して新たに法人を設立しその持分を売却し，その売却代金で債権者に弁済することもできる（再編）。弁済順位は，第一位が個人の生命等損害賠償請求権，第二位が労働債権（倒産認定前の3ヶ月分まで）等，第三位が一般の無担保債権，第四位が租税債権，第五位が違約罰等である（87条）。特別管理開始前に発生した債務であれば相殺が認められる（88条）。

特別管理が開始しても担保権に何ら制約はない。担保物は清算財団に含まれず（86条），担保権者は，担保権を実行して債権を回収することができる（74条）。

### （4）再建型手続—再生支援（8章）・更生（9章）

再生支援とは，6ヶ月以下の期間で，第三者の支援により財政上，組織上の再建策を実施し，債権者への弁済を行う手続である。債務者が再生支援実施を裁判所に申し立てる場合，裁判所は，第三者が債務を保証することを確認し，倒産事件手続を中断して再

<sup>56</sup> 決済指標に関する法律に従い国会が定める指標である。2006年6月15日に100ソム（約2.7米ドル）に定められた。キルギスにおける最低賃金月額は，2007年1月1日から340ソム（約9.4ドル），EBRD発表の2006年一人当たりGDPは549米ドルである。EBRD発表数値以外は，1米ドル36ソムで換算している。

生支援を認める（95条）。

更生手続は、債務者が作成し債権者集会が承認した更生計画を<sup>57</sup>、債務者の経営権限を移譲された外部管財人<sup>58</sup>が実施する手続である。更生計画には弁済方法を記載しなくてはならないが（104条）、実施期間は限定されていない。

## （5）裁判外手続

特別管理、再生支援、更生は裁判外でも実施しうる。債権者集会は、債務者の同意の下、債務者の倒産を宣言し特別管理人を任命して、裁判所の関与なく特別管理を実施することができる（28条～30条）。再生支援も債務者と債権者の合意により（93条3項）、更生手続も、債権者集会により更生計画が承認され外部管財人が任命されることにより（8条4項、93条の3項）、裁判外で実施することができる。

## （6）事件数<sup>59</sup>

2007年11月1日時点で、345社が倒産事件にある。これら破綻企業の250以上または70%以上が、財産がなかったり代表者の行方がわからなくなっている事件であり、多くの事件が滞納税処理のため税務機関が申し立てたものである。2007年は、11月1日までに47企業が倒産認定を受け、7企業が特別管理の再編を実施している。

## 9 おわりに

CIS諸国の倒産法は、ソ連時代、業績が悪化しても倒産することなく負債を溜めていた企業を経済取引から撤退させる手続として始まった。その後、どの国の倒産法でも、再建型手続が組み込まれているが、債務全額弁済が原則とされていることからしても、事業再生という視点よりも、債権回収の一手段と位置づけられているように思われる。このように、各国の倒産法自体のコンセプトはまだ一致しているようだが、一方で、手続のコンセプトは、わかれつつある。

債権者の意思を尊重し厳格・慎重な手続に向かっていったのが、ロシア、ウズベキスタン、タジキスタンである。破綻債務者の処理を債権者集会が決定するため、債権者集会の参加者（債権者）の確定に時間を要する。事件審理まで、ウズベキスタンでは3ヶ月、ロ

<sup>57</sup> 債務者は更生計画案を策定後、債権者集会の承認を得て、裁判所にも承認を申し立てる（98条2項1号、99条2項、101条、102条の2）。一方で、債務者は倒産認定を申し立てる際、倒産手続（更生手続を含む）を指定しなければならず（27条の6）、更生手続を指定する場合、更生手続計画を添付して倒産認定を申し立てなければならないのか（必要添付書面にはあげられていない）等、倒産認定の申立てや倒産事件開始との関係が不明である。

<sup>58</sup> 裁判上の更生手続では外部管財人は、8条4項によれば倒産事件を管轄する国家機関が任命すると規定されているが、98条2項3号によれば裁判所が更生計画の承認と同時に任命するとされている。また、脚注55とも関連するが、102条の1には、債権者集会が計画を承認した後5日以内に、債務者または「外部管財人」が、裁判所に計画承認を求めると定められており、裁判所による計画の承認と外部管財人の任命といった手続が不明である。

<sup>59</sup> 国有資産管理国家委員会サイト

（[http://spf.gov.kg/index.php?option=com\\_content&task=view&id=61&Itemid=82](http://spf.gov.kg/index.php?option=com_content&task=view&id=61&Itemid=82)）より。

シアでは7ヶ月もの期間が認められている。ウズベキスタンでは、実務上、45日程度で期日を指定すると聞いたが、そうであっても、債権届出期間の30日は必要である。さらに、ロシア法では、申立ての必要最低債権額は4,000米ドル程度と要件にもならないほど低額であるが、債権者にはまず支払請求の個別訴えの提起が要求され、倒産事件申立てのハードルも高い。もっとも、2005年から2006年に、申立件数が急激に増加しており、その要因が社会経済上の変化なのか何らかの倒産制度・運用の変更なのか興味深い。

一方、カザフスタン、キルギスは、迅速性に重きを置いた手続となっている。キルギスでは相殺や担保権実行といった点で、債権の早期回収も図られている。カザフスタンでは、債権者集会が存在せず、国家機関による決定も多く、手続上の決定が早く出される仕組みである。もっとも、迅速な手続の欠点もあり、事件開始の必要最低債権額（1,500米ドル）も少額で容易に倒産認定を得ることができるために、故意倒産・計画倒産が問題となっている。2006年には、そのような悪意の倒産を回避するため新手続も導入され、従来の再建型手続よりも利用されているようである。

このように、これまで、「CIS 諸国」、または、特に「中央アジア諸国」と一括りにされてきた地域だが、経済成長の差も拡大するように、法制度も多様化しつつあるようにもみえる。

## ～ プロジェクト紹介 ～

### —ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト—

#### ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトについて

国際協力部教官 亀卦川 健一

#### 第1 ベトナム法制度整備の経緯

ベトナムは、1986年にドイモイ政策を開始し、市場経済システムへの移行と国際社会への統合を目指すようになった。1992年には、法治主義への立脚と市場経済メカニズムの導入を明確に宣言した新憲法を制定し、90年代には多くの法律が整備されたが、基礎的法理論・立法技術の未発達や計画経済的思考からの移行途上にあったこともあり、この時期に制定された多くの法律が短期間に改定を余儀なくされるなどの課題を抱えていた。

このため、ベトナム政府は、2000年から2002年にかけて、「リーガル・ニーズ・アセスメント（LNA）」調査を、日本を含む各国ドナーの協力を得て実施した。

同調査は、司法大臣を座長に共産党中央委員会内務局、国会事務局、最高人民裁判所、最高人民検察院、政府事務局、及び計画投資省等の機関の代表者で構成されるLNA委員会によって行われ、法律制度や司法機関の活動、さらには法学教育など幅広い範囲にわたって問題点の指摘と改善に向けた各種の提言がなされた。

さらに、ベトナム共産党中央委員会政治局は、2002年に、刑事司法の改善を求める第8号決議「今後の司法活動における重要任務に関する政治局決議」、2005年に、「法の支配する人民の、人民による、人民のための国家」（法の支配）を目指すための法制度及び法運用・法執行体制の改善を内容とする第48号決議「法制度整備戦略」、法の支配を支えるシステムとして裁判所の機能強化や当事者主義的な訴訟構造への転換を示唆する第49号決議「司法改革戦略」を発表し、2020年をめどに法制度整備を進めているのが現状である。

#### 第2 日本の法整備支援活動の展開

1 ベトナムに対する日本の法整備支援の端緒は、1993年に森嶋昭夫名古屋大学名誉教授による日本民法の紹介とベトナム民法制定への助言であり、1994年から法務省がJICA支援の枠組みの下にベトナム向け本邦研修を開始し、1996年にはベトナム法整備支援がJICAの正式プロジェクトとなった。

同プロジェクトは、1996年12月から1999年11月までの第1フェーズ、1999年12月から2003年3月までの第2フェーズ、2003年7月から2007年3月（2006年6月までの当初予定を延長）までのフェーズ3を経て終了し、2007年4月1日から4年間の予定で新たに「法・司法制度改革支援プロジェクト」が開

始された。

各プロジェクトには、当法務総合研究所国際協力部を始め、法曹三者、大学研究者らが JICA の現地長期・短期専門家や国内支援組織の委員などとして多数参加した。

2 上記第1フェーズ及び第2フェーズにおいては、日本における法曹養成制度、同じく日本の民事訴訟法、民事執行法、不動産登記法、刑事訴訟法、知的財産権法、証券取引法、海事法等の法制度の紹介を行い、さらにベトナムの民法改正、民事訴訟法制定に関する助言などが行われた。

3 第3フェーズにおいては、民事法令の起草支援とそれを適正に運用できる人材の育成を目指し、ベトナムの民法、民事訴訟法、破産法の改正・立法作業に関する助言や日越判例共同研究、ハノイ国家大学日本法講座開設などの活動が行われた。

上記各フェーズにおける日本の具体的な法整備支援活動内容については ICD NEWS 各号に随時記載されており、参照されたい。

参考のため、本稿末尾に過去の ICD NEWS におけるベトナム関係掲載記事一覧表を添付する。

### 第3 法・司法制度改革支援プロジェクト概要

1 上記ベトナム共産党中央委員会政治局による48号、49号決議により、ベトナムの法制度・司法制度改革に向けた行程が明らかにされたが、立法分野においては、依然として法令の内容が不明確であったり、相互に矛盾・齟齬がみられるなどの問題点があり、司法分野においても法曹三者の実務遂行能力は十分ではない。

特に、地方レベルでは、法曹三者とも中央で作成された新しい法令が十分に理解されておらず、適正な裁判が行われているとは言い難い上、そういった問題点を中央の関係機関がくみ上げ、これに回答するあるいは施策に反映することで、地方レベルの底上げを図るような仕組みが機能していない。

そこで、今回のプロジェクトにおいては、ベトナム全土で、裁判が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなることを最終的な目標として、実務の改善に向けた中央の関係機関から地方レベルへの支援体制整備に支援の軸足をおきつつ、実務上の課題からのフィードバックを意識した関連法令の改正・起草支援、法曹養成支援を包括的に取り込んだ支援を行うこととなった。

2 プロジェクトは、コンポーネント1～4で構成されており、概略は以下のとおりである。

①コンポーネント1：パイロット地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判実務の能力が改善され、パイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積されることを目的とした調査や対策の検討などの活動。

②コンポーネント2：上記コンポーネント1の活動により得られた知識や経験をもとに、中央司法機関及び統一弁護士会の地方司法機関及び弁護士に

対する監督・指導・支援に関する体制や能力を向上させることを目的とした活動。

③コンポーネント3： 裁判及び執行実務の改善に役立つ法規範文書（国家賠償法，不動産登記法，担保取引登記法，判決執行法，民事訴訟法再改正，行政訴訟法，刑事訴訟法改正など）を策定することを目的とした活動。

④コンポーネント4： コンポーネント1及び2で得られた知識や経験に基づき，法曹養成に必要な制度的能力を強化することを目的とした活動（司法学院におけるカリキュラム編纂や教科書の改訂など）。

3 プロジェクトの実施にあたって，検察官，裁判官，弁護士出身の長期専門家3名をハノイに常駐させ，活動毎に設置されたベトナム側関係者をメンバーとするワーキンググループと共同実施体制を構築している。また，学識者，法曹実務者を委員とするベトナム民法共同研究会，裁判実務改善研究会など国内支援組織を設置し，現地での活動について助言・指導を行っている。

以 上

## ICD NEWS 中のベトナム関係掲載記事

発行月	号数	頁	種類	表題等	執筆者等	執筆者等役職等
2002.1	1号	p104	国際研修	第14回, 第15回ベトナム国法整備支援研修の概要	黒川裕正	国際協力部教官
		p107		(資料)第14回ベトナム国法整備支援研修カントリーレポート発表会(記録)	ブイ・ヒュー・フーン	最高人民検察院ハノイ上訴担当部検事
		p113		(資料)第15回ベトナム国法整備支援研修カントリーレポート発表会(記録)	グエン・ヴァン・トアン	司法省弁護士・法律相談管理局次長
2002.3	2号	p99	特集	大阪中之島合同庁舎落成記念講演会「ベトナム司法改革の動向—現在と未来」	レ・ティ・ウ・ハー	ベトナム司法省次官
		p120	研究報告	ベトナムの法曹養成制度及び弁護士制度の改革(概要)	丸山毅	国際協力部教官
		p138		(資料)弁護士法令(新法令)(2001年7月25日)		
		p156	研究報告	ベトナムの弁護士制度について	柳原克哉	在ハノイJICA長期専門家(検事)
		p179	研究報告	ベトナム刑事司法制度の概要及び日越比較	ヴァン・ヴァン・モック	ベトナム最高人民検察院検察理論研究所副所長
2002.5	3号	p99	研究報告	ベトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について(H13.12.17時点)	竹内努	JICA長期専門家(ベトナム司法省派遣)
		p109	研究報告	ベトナムにおける外国判決の承認及び執行制度について(H14.3.22時点)	竹内努	JICA長期専門家(ベトナム司法省派遣)
		p173	国際研修	第16回ベトナム国法整備支援研修の概要	山下輝年	国際協力部教官
		p175		(資料)カントリーレポート発表会—ベトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題	ズオン・ヴァン・ビン	ベトナム最高人民裁判所民事部副部長判事
2002.7	4号	p4	研究報告	ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とその実情を中心として	竹内努	在ハノイJICA長期専門家
2002.9	5号	p84	研究報告	ベトナムにおける担保権の実行	塚原長秋	在ハノイJICA長期専門家(弁護士)
		p125	国際研修	ベトナム刑事法の特徴と司法改革に関する一考察～第18回ベトナム国法整備支援研修(人民検察員対象)から～	山下輝年	国際協力部教官
		p139		カントリーレポート—ベトナムにおける経済犯罪の概要について(英・日)	チャン・コン・ファン	最高人民検察院長官付上席検事
		p151		カントリーレポート—人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正(英・日)	チャン・コン・ファン	最高人民検察院長官付上席検事
		p166		ベトナム(1999年改正)刑法抜粋(仮訳)		
2002.11	6号		特集	～ベトナムの証券市場～		
		p7		第19回ベトナム国法整備支援研修結果の概要～ベトナム証券取引に関するデクリーの検討会を中心として～	黒川裕正	国際協力部教官
		p23		ベトナムの証券市場及び制度について(H14.4.19作成)	河津慎介	在ハノイJICA長期派遣専門家
		p38		ベトナムの証券市場に関する犯罪と行政罰について(H14.4.26作成)	柳原克哉	在ハノイJICA長期派遣専門家(検事)
		p54		ベトナム証券および証券市場に関する政令		

発行月	号数	頁	種類	表題等	執筆者等	執筆者等役職等
2002.11	6号	p73	特集	～ベトナム民事訴訟法現地セミナー	丸山毅	国際協力部教官
		p74		ベトナム民事訴訟法セミナーの結果について	竹内努	JICA長期派遣専門家
		p161	研究報告	第17回ベトナム国法整備支援研修(民法改正共同研究)結果の概要～ベトナム民法改正第一次草案の主な内容～	黒川裕正	国際協力部教官
2003.3	8号	p1	特集	日越MOJ元大臣対談―明日の司法の担い手を求めて	三日月明 グエン・デイン・ロック	元日本国法務大臣、現法務省特別顧問 元ベトナム社会主義共和国司法大臣、現国会議員
		p19	研究報告	ベトナムにおける立法制度とその限界について	河津慎介	在ハノイJICA長期派遣専門家
2003.5	9号	p4	特集	第4回法整備支援連絡会(2003.1.15)結果の概要	黒川裕正	国際協力部教官
		p20		講演	グエン・デイン・ロック	ベトナム社会主義共和国前司法大臣
		p33		基調講演「ベトナムにおける法整備支援」	森篤昭夫	地球環境戦略研究機関理事長、名古屋大学名誉教授
2003.11	12号	p202	国際研究	ベトナム民事訴訟法共同研究会の活動について	森永太郎	国際協力部教官
2004.1	13号	p5	特集	ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナーについて	森永太郎	国際協力部教官
		p7		ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナー記録(2003年8月)		
2004.3	14号	p1	巻頭言	ベトナム・カンボジア両国を訪ねて	鶴田六郎	法務総合研究所長
2004.7	16号	p4	特集	各国法整備支援の状況 国別状況 ～ベトナム～	丸山毅	国際協力部教官
		p34	速報	ベトナム民事訴訟法制定について	森永太郎	国際協力部教官
		p40	国際研究	ベトナム最高人民検察院次長検事による講演会について	廣上克洋	国際協力部教官
		p42		講演「ベトナムの司法制度改革の現状と課題」	クアッ・ヴァン・ガー	ベトナム最高人民検察院次長検事
		p66		講演「ベトナム新刑事訴訟法の運用をめぐる諸問題」	クアッ・ヴァン・ガー	ベトナム最高人民検察院次長検事
2004.9	17号	p4	速報	ベトナム破産法の成立	丸山毅	国際協力部教官
2004.11	18号	p40	国際研修	第22回ベトナム国法整備支援研修概要	森永太郎	JICA長期派遣専門家
		p74	外国法令	ベトナム破産法(仮訳)		
2005.3	20号	p21	特集	第6回法整備支援連絡会	廣上克洋	国際協力部教官
		p32		講演「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」	ダン・クアン・フォン	ベトナム最高人民裁判所副長官
		p39		基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」	吉村徳重 井関正裕	九州大学名誉教授・弁護士 関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士
		p78		(資料) 講演レジュメ		
		p101		(資料) ベトナム民事訴訟法(仮訳)		
		p196		(資料) 法整備活動年表		
2005.5	21号		特集	ベトナム民事訴訟法制定		
		p5		― 我が国の起草支援 ―	丸山毅	国際協力部教官

発行月	号数	頁	種類	表題等	執筆者等	執筆者等役職等
2005.5	21号	p10		— 成立の背景と審理手続の基本的特徴 — (第一審手続を中心として)	吉村徳重	九州大学名誉教授・弁護士 ベトナム民事訴訟法共同研究会座長
		p58		— 日本法と比較しての特徴 — (裁判官, 監督審, 緊急保全処分など)	井関正裕	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士・ベトナム民事訴訟法共同研究会委員
		p91		— 非訟, 国際民事訴訟及び判決執行手続の概説 —	酒井一	立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士・ベトナム民事訴訟法共同研究会委員
		p106		(資料)第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録		
		p126		(資料) ベトナム民事訴訟法(仮訳)		
2005.9	23号	p1	国際研究	ベトナムの2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制	丸山毅	国際協力部教官
		p19		講演録「ベトナム刑事捜査組織令」(2005.7.8&11開催)	ゴ・クアン・リエン ヴ・チョン・トゥオン	ベトナム最高人民検察院検察理論研究所長 ベトナム最高人民検察院検察部副部長
		p41	外国法令	ベトナム三法令の和訳(仮訳)について		
		p42	外国法令	ベトナム刑事訴訟法(仮訳)		
		p107	外国法令	ベトナム刑事捜査組織令(仮訳)		
		p117	外国法令	ベトナム刑法(仮訳)		
2006.3	26号	p1	特集	ベトナム民事訴訟法の今後の課題	丸山毅	国際協力部教官
		p2		ベトナム民事訴訟法の今後の課題—日本民事訴訟法との比較法的視点から—	吉村徳重	広島修道大学法科大学院教授・弁護士
		p13		ベトナム民事訴訟法の将来の問題	井関正裕	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士
		p27		ベトナム民事訴訟法の将来の改正課題	酒井一	立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士
		p193	現場から	初めてベトナム・カンボジアを訪れて	泉野智彦	統括国際協力専門官
2006.6	27号	p1	特集	第7回法整備支援連絡会(2006.3.17開催)	関根澄子	国際協力部教官
		p11		基調講演「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力に	ホアン・テェ・リエン	ベトナム司法省次官
		p16		基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」	森脇昭夫	財団法人地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授
		p21		講演「ベトナム民法典の主要な改正点」	野村豊弘	学習院大学法学部教授
		p31		報告「名古屋大学による法整備支援活動の概要」	杉浦一孝	名古屋大学法政国際教育協力研究センター長
		p36		報告「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」	松尾弘	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
		p51		(資料)講演レジュメ		
		p85		(資料)法整備支援活動年表		
2006.9	28号	p4	特集	ベトナムの統治機構, 司法制度の概観	伊藤文規	国際協力部教官
		p22		(資料)政治局決議—2010年までのベトナム法律システムの構築と整備のための戦略及び2020年までの方針について		
		p33		(資料)政治局決議—2020年までの司法改革戦略について		

発行月	号数	頁	種類	表題等	執筆者等	執筆者等役職等
2006.12	29号	p1	特集	ベトナムの司法改革と人民検察院～ベトナムにおける司法改革の変遷と人民検察院の地位, 組織, 役割等～	伊藤文規	国際協力部教官
		p23	特集	ベトナムの司法制度改革と改正刑事訴訟法の運用等について	伊藤文規	国際協力部教官
		p24		講演録「ベトナム司法制度改革の現状と問題点について」	レ・フー・テー	最高人民検察院検察理論研究所所長
		p61		講演録「ベトナム改正刑事訴訟法の運用状況について」	ト・ヴァン・トゥオン	最高人民検察院検察理論研究所副所長

## 第27回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官 亀卦川 健一

### 1 はじめに

2007年11月19日（月）から同月29日（木）まで、国家賠償法をテーマとした第27回ベトナム法整備支援研修を行ったので、以下その概要を簡単に紹介する。

### 2 研修の背景

ベトナムにおいては、前記プロジェクト紹介で述べたように市場経済原理の導入・推進のために民商事分野を中心に各種法令の立法が行われ、2007年1月には念願だったWTO加盟を果たすなど着実にその成果を挙げている。

行政や司法の分野においても、「法の支配する人民の、人民による、人民のための国家」へ向けた改革が進められており、共産党中央委員会政治局2002年第8号決議においてその改革のロードマップが示されているところ、司法機関による過誤について人民を救済する必要性が明記されており、日本における被疑者補償・刑事補償手続に該当する法制の整備や国家賠償法の整備が目標とされた。

ベトナム現行法においては、憲法<sup>1</sup>、民法<sup>2</sup>、政府の通達<sup>3</sup>によって、国民に対する権利侵害を救済することになってはいるが、国家に法人格が無く、機関賠償責任を採用しているため複数の機関にまたがる行為について責任の押し付け合いが生じやすいこと、上位法規と下位法規で要件が矛盾抵触するなど損害賠償の要件が不明確であること、例えば「賠償の対象となる行為」、「損害」、「賠償の範囲」などがあいまいであること、賠償請求の手続が整備されていないこと、賠償した場合の公務員の個人責任追及が重すぎることなどの問題があり、実際には機能していないことから、特に刑事司法分野を中心に国民の不信や不

<sup>1</sup> 1992年憲法には以下の規定がある。

72条： 法律に違反した逮捕、勾留、起訴、裁判を受けた者は、物質的損害を賠償され、名誉を回復する権利を有する。逮捕、勾留、起訴、裁判において法律に違反し、他人に損害を与えた者は、厳正に処分されなければならない。

74条： 国民個人または集団の合法的権利および利益を侵害する行為はすべて厳正に処分されなければならない。損害を受けた者は物質的損害を賠償され、名誉を回復する権利を有する。

<sup>2</sup> 2005年民法には1995年民法623条624条を引き継いで以下の規定がある。

619条： 国家機関は、所属する職員、公務員が公務執行中に引き起こした損害を賠償しなければならない。公務執行中、職員、公務員に過ちがあった場合、国家機関は、法律の規定にもとづき損害を受けた者に賠償した金額を職員、公務員に支払うよう要求する責任を負う

620条： 訴訟実施機関は、所属する訴訟執行権者が捜査、起訴、裁判、判決の執行の任務を遂行中に引き起こした損害を賠償しなければならない。公務執行中、訴訟実施権者に過ちがあった場合、訴訟実施機関は、法律の規定にもとづき損害を受けた者に賠償した金額を訴訟執行権者に支払うよう要求する責任を負う

<sup>3</sup> 関係する通達は以下のとおりである。

1997年5月3日付け公務員および訴訟実施機関の権者による損害の賠償に関する政令第47/CP号、1998年3月30日付け公務員および訴訟実施機関の権者、国家機関の権者による損害の賠償のための国家予算策定、支出、決算のガイドラインを定めた財政省通達第38/1998/TT-BTC号、1997年5月3日付け公務員および訴訟実施機関の権者による損害の賠償に関する政令第47/CP号の施行ガイドラインを定めた1998年6月4日付け政府人事委員会（現内務省）通達第54/1998/TT-TCCP号、2003年3月17日付け訴訟実施権者による刑事訴訟中の冤罪の被害者への賠償に関する国会常任委員会決議第388/2003/NQ-UBTVQH11号、2003年3月17日付け訴訟実施権者による刑事訴訟中の冤罪の被害者への賠償に関する国会常任委員会決議第388/2003/NQ-UBTVQH11の実施ガイドラインを定めた2004年3月25日付け合同通達第01/2004/TTLT-VKSNDTC-BCA-TANDTC-BTP-BQP-BTC号、2003年3月17日付け訴訟実施権者による刑事訴訟中の冤罪の被害者への賠償に関する国会常任委員会決議第388/2003/NQ-UBTVQH11の実施ガイドラインを定めた2006年11月22日付け合同通達第04/2006/TTLT-VKSNDTC-TANDTC-BCA-BTP-BQP-BTC号

満が根強い。そのため、共産党中央委員会政治局2005年第48号決議においては、国家賠償法の整備を緊急としている状況にある。

### 3 研修実施に至る経緯

法整備支援プロジェクト（フェーズ3）において、2005年12月から在ハノイ長期専門家とベトナム司法省国家賠償法起草担当者グループによる全12回の定期ワーキングセッション、日本側国内支援組織であるベトナム民法共同研究会委員の訪越によるワーキングセッションを行い、さらに法・司法制度改革支援プロジェクト開始後も、同様のワーキングセッションを行って、ベトナム側に日本の国家賠償法、刑事補償法及び被疑者補償規程について基本的な情報を伝え、質疑応答を行うなどした。

ベトナム側起草担当者は、日本以外にも、フランス、アメリカ、ドイツ、カナダなど各国の国家賠償制度を調査研究するなどした上で、国家賠償法ドラフト案を順次改訂し、本件研修時には第4次ドラフト案がベトナム側から提供された。

本研修では、第4次ドラフト案に対して、複数の上記研究会委員が集中的にコメントを行い、ベトナム側起草担当者との討議を行って同案の改善を行い、さらに、我が国における国家賠償法、刑事補償法及び被疑者補償規程の実務の体制や運用について講義や関係機関訪問を行うことでベトナム側起草担当者の知見を深めることを目的として実施した。

### 4 研修員名簿

別添資料1（研修員名簿）のとおり。

### 5 研修日程・内容

別添資料2（日程表）のとおり。

なお、検討会1～4においては、国家賠償法の法的性質、国家賠償の対象となる行為の範囲、違法性の概念、損害の範囲、民事賠償との差異、時効と除斥期間、「公の営造物」責任、行政裁判所の管轄の整理、立証責任の転換、刑事補償制度と国家賠償制度の関係、訟務制度について議論が行われた。

以 上

## 第27回ベトナム法整備支援研修員名簿 / Participants List

1		<b>ズオン・ダン・フエ</b> <b>Mr. Duong Dang Hue</b> Head of Civil and Economic Law Department, Ministry of Justice 司法省民事経済法局 局長
2		<b>ズオン・ティ・タイン・マイ</b> <b>Ms. Duong Thi Thanh Mai</b> Head of the Judicial Scientific Institute, Ministry of Justice 司法省司法科学研究所 所長
3		<b>マイ・アイン・トン</b> <b>Mr. Mai Anh Thong</b> Vice Head of Department No.1 (Supervision of Investigation of Economic Case Department), SPP 最高人民検察院第一局（経済捜査監督） 副局長
4		<b>ゴー・フー・ロイ</b> <b>Mr. Ngo Huu Loi</b> Vice Head of Legal Department, Ministry of Finance 財務省法務局 副局長
5		<b>ゴー・チュン・タイン</b> <b>Mr. Ngo Trung Thanh</b> Legal Expert of Law Department, National Assembly Office 国会事務局法務部 法律専門官
6		<b>ホアン・ティ・トウイ・ハン</b> <b>Ms. Hoang Thi Thuy Hang</b> Senior Legal Expert of Civil and Economic Law Department, Ministry of Justice 司法省民事経済法局 上席法律専門官
7		<b>ルオン・ドゥク・トゥアン</b> <b>Mr. Luong Duc Tuan</b> Legal Expert of Civil and Economic Law Department, Ministry of Justice 司法省民事経済法局 法律専門官
8		<b>ヴ・フイ・カイン</b> <b>Mr. Vu Huy Khanh</b> Legal Expert of Legal Department, Ministry of Public Security 公安省法律局 法律専門官
9		<b>カオ・スアン・トウイ</b> <b>Mr. Cao Xuan Thuy</b> Legal Expert of Personnel Department, Ministry of Justice 司法省人事局 法律専門官
10		<b>グエン・ティ・ゴック・ビク</b> <b>Ms. Nguyen Thi Ngoc Bich</b> Legal Expert of Civil and Economic Law Department, Ministry of Justice 司法省民事経済法局 法律専門官

【研修監理員/JICA Coordinators】  
大貫 錦 (ONUKI Kamu), 綱川 秋子 (TSUNAGAWA Akiko)

【研修担当/Officials in Charge】  
教官/Government Attorneys 亀卦川健一 (KIKEGAWA Kenichi), 宮崎朋紀 (MIYAZAKI Tomoki)  
主任国際協力専門官/Administrative Staff Members 小岩憲一郎 (KOIWA Kenichiro), 西林秀隆 (NISHIBAYASHI Hidetaka)

## 第27回ベトナム法整備支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
11 / 月 19		(研修員日本着)	JICAブリーフィング  TIC別館セミナールームF	ICCLC, ICDオリエンテーション  TIC別館セミナールームF	
11 / 火 20		稲葉部長あいさつ 被疑者補償規程・刑事補償法について1 関刑事局付 TICセミナールーム18	被疑者補償規程・刑事補償法について2 関刑事局付 TICセミナールーム18		
11 / 水 21		事務次官表敬*1 国家賠償の実務について1 大須賀訟務企画課長 最高検大会議室 法務省赤れんが棟第3教室	国家賠償の実務について2 大西官房参事官 法務省赤れんが棟第3教室	質疑応答 大須賀訟務企画課長, 大西官房参事官 法務省赤れんが棟第3教室	
11 / 木 22		ベトナム国家賠償法ドラフト検討会1 森島委員長, 新美委員, 松本委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 法務省赤れんが棟第5教室	ドラフト検討会2 森島委員長, 松本委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 法務省赤れんが棟第5教室		
11 / 金 23		勤労感謝の日(祝日)			
11 / 土 24					
11 / 日 25					
11 / 月 26		公害訴訟を例とした行政訴訟と国家賠償の動向と争点について 一橋大学大学院法学研究科 山田教授 TIC別館セミナールームA, B	比較法制の視点から見た国家賠償法概説 一橋大学大学院法学研究科 高橋教授 野村委員 TIC別館セミナールームA, B		
11 / 火 27		ベトナム国家賠償法ドラフト検討会3 新美委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 TIC別館セミナールームA, B	ベトナム国家賠償法ドラフト検討会4 新美委員, 野村委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 TIC別館セミナールームA, B		
11 / 水 28		ベトナム研修員と若手検事との意見交換会 法務省赤れんが棟第6教室	民事局長表敬 刑事局長表敬 明治大学見学 東京法務局見学 明治大学 東京法務局	JICA社会開発部長表敬 JICA本部7階社会開発部会議室	
11 / 木 29		総括質疑応答 森島委員長, 新美委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 TIC別館セミナールームA, B	協議 森島委員長, 新美委員, 現地専門家, 法総研教官, JICA担当者など TIC別館2階 JICA-Netルーム	評価会 閉講式 資料整理 TIC別館セミナールームA, B TIC セミナールーム14	11/30 研修員帰国

# ベトナム・バクニン省級裁判所における公判手続

JICAベトナム長期派遣専門家 中島朋宏

## 第1 本稿の目的等

### 1 パイロット地区としてのバクニン省

JICAの関与の下でのベトナム法整備支援の歴史は、既に10年余りに及んでいるところであるが、2007年4月より、「法・司法制度改革支援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。なお、本プロジェクトは4年間で予定している。）という新たなプロジェクト名の下、同国に対する法整備支援は、更なる深化を目指している。

この点、本プロジェクトの特徴の一つは、法律制定段階における支援から実務運用段階における支援へ、また、中央政府機関に対する支援からバクニン省をパイロット地区として選定した上での地方機関の能力向上に係る支援へと、その対象が拡大されたことにある。

上記の支援活動は、パイロット地区における実務運用の検証により得られた知見をもとに、中央政府機関の地方機関に対する情報提供、指導能力を向上させ、もって、中央政府機関から地方機関へとその効果を波及させていこうという手法による。すなわち、パイロット地区であるバクニン省における情報収集、中央政府機関におけるその検討、その結果のバクニン省への伝達、それを受けてのバクニン省における実務改善の試み、それを受けての中央政府機関における更なる検討といった、中央政府機関とバクニン省との間の相互作用を通じて、バクニン省における実務運用能力及び中央政府機関の情報提供、指導能力をともに向上させ、さらに、将来的に、それを他の地方に波及させていこうというものである。

### 2 本稿の対象及び目的

(1) 本プロジェクトの対象機関は、ベトナム司法省、ベトナム最高人民検察院及びベトナム最高人民裁判所（Supreme People's Court。以下「SPC」と略記する。）であるが、対象機関をSPCとする法整備支援活動については、前記1の手法上、バクニン省の裁判所における情報収集活動が本プロジェクトにおける活動の大前提となる。そして、そこで検証されるべき実務運用の最たるものは、2004年に施行された刑事訴訟法及び2005年に施行された民事訴訟法の裁判所における運用である。

そのため、現長期専門家3名（伊藤文規チーフアドバイザー、石那田隆之長期専門家及び当職）において、本プロジェクトの1年目の活動として、2007年7月末から2008年1月末までの間に、7回に亘り、バクニン省級裁判所の裁判手続を傍聴した。このうち、当職が傍聴した事件ないし手続の内訳は、民事第一審公判準備手続1件、民事控訴審公判手続5件<sup>1</sup>、刑事第一審公判手続4件及び刑事控訴審公判手続3

<sup>1</sup> ただし、うち1件は、控訴人が2回欠席したため中止決定（民事訴訟法266条2項）がなされた事案である。

件である。<sup>2</sup>

- (2) 本稿では、当職の傍聴した前記 13 件のうち公判手続 12 件の傍聴結果に基づき、ベトナムにおける公判手続の流れを実際の様子も含めて説明し<sup>3</sup>、その上で、最後に、公判手続の特徴のいくつかに触れたいと思う。それにより、公判手続の流れを整理するとともに、特にベトナムにおける公判手続を傍聴した経験のない読者に対し、一定の情報提供が行えれば幸いである。もとより、個々の裁判の内容の当否を扱うものではなく、したがって、具体的な事案の内容に立ち入るものではないこと、御了解いただきたい。

なお、本稿は上記のとおり、あくまで実際の訴訟運営の観点から公判手続に絞って説明を試みるものであるが、その大前提として、ICD NEWS 第 21 号及び第 23 号に、ベトナム民事訴訟法仮訳及び同法全般についての詳細な論考並びにベトナム刑事訴訟法及び刑法の各仮訳等が掲載されているため、適宜、参照いただきたい。<sup>4</sup>



【写真：バクニン省級裁判所】

## 第 2 公判手続の流れ

### 1 法廷の構造

公判手続の流れにつき記載する前に、少しでも具体的なイメージを持っていただけるよう、ベトナムの法廷の構造について触れておきたい。

日本の法廷と比較した場合のベトナムの法廷の構造的特徴としては、①検察官の席及び裁判所書記官の席が、裁判官及び人民参審員（特定の事件につき、審理合議体の構成員として関与する。）の席と同じく、いずれも法壇上にあること、②証言台に椅子がないこと、③法壇や証言台等と「傍聴席」<sup>5</sup>との間の仕切り（bar）が非常に簡単なものであること、④刑事法廷も含め、開放的な印象を受けること（例えば、法廷の外部から内部を見ることが比較的容易である。なお、傍聴人の多い事件では、法廷の扉が開け放たれ、外部からも傍聴人が立ち見していたものがあつた。<sup>6</sup>）などである。

<sup>2</sup> 従前、ベトナムの訴訟手続に関する各論考等においては、民事訴訟についても「公判」の語が用いられており、本稿もその例に従う。

<sup>3</sup> なお、訴訟手続の検討にあたっては、まずは第一審の訴訟手続を検討した上で上級審での訴訟手続を検討することが望ましいかとは思われるが、日程調整の関係上、未だ民事事件の第一審公判手続の傍聴は叶っていない。そのため、民事事件については、控訴審の公判期日における手続を代用的に扱うこととする。

<sup>4</sup> 以下、法の規定に関する記述で単に「仮訳」という場合、これらの仮訳を指す。

<sup>5</sup> 後記のとおり、この「傍聴席」は、あくまで法廷の構造に着目した形式的な呼称として用いている。

<sup>6</sup> 開放性に関しては、法廷の密閉性が低いことも指摘できる。そのため、特に冬場（ハノイと同じく、バクニン

具体的には、右のバクニン省級裁判所の刑事法廷の写真を参照されたい(なお、民事法廷も基本的に同様の構造である。)

写真中、①正面法壇上、中央の椅子が裁判長の席、その左右2脚ずつ合計4脚の椅子が陪席裁判官及び人民参審員の席<sup>7</sup>、向かって左端が検察官の席、向かって右端が裁判所書記官の席



(なお、その席に向かって右側の壁には、開廷を知らせるベルのスイッチがある。)、②法壇の手前中央が証言台にあたる格子、その左右の黒色の机及び椅子が弁護人ないし当事者の訴訟代理人弁護士<sup>8</sup>の席(典型的には、刑事事件の場合、被告人の弁護人と損害を受けた者として参加した民事原告の訴訟代理人弁護士が着席する。民事事件の場合、原告及び被告に訴訟代理人弁護士がいれば、それらの者が着席する。なお、この席は、あくまで弁護士用の席のようであり、訴訟代理人弁護士がない場合であっても、当事者本人はここには着席せず、「傍聴席」の最前列に腰掛けていた。)、③それらの手前にある2台の茶色の机(なお、写真中、向かって左の机にはペットボトルが載っている。)が「傍聴席」との間の仕切り、更にその手前に並ぶ椅子が「傍聴席」である。

ただし、通常、「傍聴席」の最前列には、刑事事件では被告人や被害者が、民事事件では原告本人及び被告本人が着席するほか、当事者<sup>9</sup>多数の事件では、「傍聴席」の2列目以降にも当事者が着席する。さらに、後記のとおり、証人等のその他の手続の参加者も含め、この「傍聴席」で証言等が行われることも少なくない。したがって、この「傍聴席」は、あくまで法廷の構造に着目した呼称であり、日本におけるように、当事者その他手続に関与する者は仕切り(bar)の中に、それ以外の者は傍聴席にといった形での区別はなされていないことに留意されたい。

## 2 刑事第一審公判手続の流れ<sup>10</sup>

### (1) 公判期日の開始手続(201条ないし205条)

---

省も寒いときは摂氏七、八度まで気温が下がる。冬場でも湿度が90パーセント前後と高いため、体感温度は実際の気温よりも低い。当然、暖房設備等はない。ちなみに、摂氏10度を切ると小学校は休校となる。)は、隙間風の入る中、「傍聴席」に長時間座っていること自体、なかなか大変なことであり、「傍聴席」の者は皆、上着も着たまま、縮こまって震えているような状態である。

<sup>7</sup> なお、審理合議体の構成につき、刑事訴訟法185条及び244条並びに民事訴訟法52条及び53条。

<sup>8</sup> 訴訟法上は「当事者の権利の保護人」等、異なる用語が用いられているが(刑事訴訟法59条、民事訴訟法63条等)、理解の便宜のために日本法概念を用いる。以下の記述においても同様である。

<sup>9</sup> 関連する権利、義務を有する者(民事訴訟法56条4項)が含まれることに留意されたい。

<sup>10</sup> 控訴審の手続も基本的には第一審と同様であるため、控訴審については補充的に若干言及するに止める。なお、以下、本項(脚注を含む。)において挙げる条文は、断りのない限り、すべて刑事訴訟法の条文である。

## ア 開廷

開廷前、裁判所書記官は、出頭者の確認等を行うとともに、出頭者に対し、公判期日における規則（197条）を告知する。

そして、検察官も出頭した後、裁判所書記官が開廷を知らせるベルを鳴らし、間もなく審理合議体が入廷する（この際、法廷内のすべての者が起立する。）。

裁判長が開廷を宣言し、「公判を行う決定」（178条）を読み上げる。<sup>11</sup>これにより、被告人、審理合議体の構成員、検察官、弁護士等のほか、尋問のために公判期日に召喚された者の氏名もすべて明らかにされる（この読上げが終了した時点で、裁判長は、法廷内の全員の着席を促し、裁判長を含めたすべての者が着席する。）。

## イ 人定質問等

(ア) 裁判長は、次に、裁判所書記官から、召喚され出頭した者の報告を受ける（この際、裁判所書記官は起立する。）。欠席者がいる場合、裁判所書記官は、その理由を併せて報告する。<sup>12</sup>

(イ) 引き続いて、裁判長により、出頭者の人定質問が行われる（この際、被告人は、証言台の前に進んで質問を受けるが、その他の者は、「傍聴席」において、その場で起立して質問を受けるのが一般的なようである。）。<sup>13</sup>

人定質問にあたり、特に被告人に対しては、住所、氏名、生年月日、職業のほか、学歴や父母の氏名、婚姻の有無、婚姻している場合の配偶者の氏名、子がいる場合のその数、前科前歴等も確認されるのが特徴的である。

また、この際、被告人が起訴状及び事件の公判を行う決定を受け取っているか否かの確認もされる。

## ウ 権利義務の説明、各種要求の確認等

(ア) 人定質問が終わると、裁判長は、被告人その他召喚され出頭した訴訟参加人に対し、それぞれの権利義務を説明する（被告人等の権利義務の内容につき、50条以下）。

この点、ベトナムにおいては黙秘権の保障がないため<sup>14</sup>、被告人に説明される権利に黙秘権が含まれないことが最大の特徴である（裁判長が、かえって、被告人に対し、誠実に真実を話す義務があるという旨を告げた事件もあった。）。

<sup>11</sup> 同一日に複数の公判期日が予定されている場合、各事件の審理開始時に、当該事件に係る決定がそれぞれ読み上げられる。

<sup>12</sup> 同一日に複数の公判期日が予定されている場合は、最初に審理される事件における報告の際に、後に審理される予定の事件につき召喚された者の出頭状況についても併せて報告がなされる。このことから分かるように、同一日に複数の公判期日が予定されている場合、最初の事件の審理の際、後に審理されるべき他の事件の被告人その他出頭者も基本的に既にすべて在廷していることに留意されたい。

<sup>13</sup> 同一日に複数の事件の審理が行われる場合、人定質問は、各事件の審理開始時に、各事件の出頭者に対してなされる。

<sup>14</sup> なお、文言上は50条2項eの防御権に黙秘権を含めることも不可能とはいえないと思われるが、憲法上も刑事訴訟法上も黙秘権の明文の保障はなく、解釈論として難しいであろう。実際、別の機会に裁判官と面談した際、黙秘権について言及したときも、「その点は日本と異なる」という旨の説明を受けた。もっとも、209条4項が公判期日において被告人が質問に答えないことを想定していることからすれば、権利としての保障はなくとも、法は、被告人が黙秘すること自体は許容していると解すべきものと思われる。

他方、この際に、審理合議体や検察官等の一定の者の更迭（42条以下。日本における忌避に近いものである。）を提案するか否かの確認がされること、この時点で既に控訴申立権について説明がされることなども特徴的である。

なお、特に更迭の提案との関係で、審理合議体の構成や役割（証拠に基づき判決をする等）、検察官の役割（公訴を行い、検察院の代表として起訴状を発表する等）についての説明がなされることもあり、また、例えば、薬物の入手先が解明されていない事案において、裁判長が、この権利告知の際、被告人に対し、他人の犯罪をかばってはならない旨を告げたこともあり、権利義務の説明の方法については、個々の裁判官の裁量に委ねられている部分がかかなり大きいようである。

以上のほか、204条1項によれば、権利義務の説明の際、証人は、虚偽の証言をしない誓約をしなければならないことになっている。この点、当職の傍聴した事案中、証人と解される者が出頭していた事案もあったが（なお、被害者や民事原告等は証人に含まれないと解されることにつき、51条ないし55条、210条及び211条等）、少なくとも、誓約書の朗読、あるいは、裁判所書記官が誓約文言を述べそれを証人が繰り返すといった方式での誓約は行われていなかった。したがって、この誓約は、せいぜい、裁判長から証人は虚偽の陳述をしてはならない旨が告げられ、証人がそれを了承するという程度の極めて簡単なものとして行われているようである。<sup>15</sup>

(イ) また、裁判長は、併せて、検察官及び訴訟参加人に対し、証拠調べの追加を要求するか否か、欠席した訴訟参加人がいる場合に公判期日の延期を要求するか否かを確認する。<sup>16</sup>

## (2) 証拠調べ手続<sup>17</sup>（206条ないし216条）

### ア 起訴状朗読

証拠調べ手続の開始に先立ち、検察官が起訴状を朗読するとともに、補充意見があればこれを述べる（この際、検察官は起立する。）。

この点、ベトナムにおける起訴状は、その内容として、日本における公訴事実や罰条に限定されず、ひろく、犯行の目的、動機その他の重要な事実関係、情状のほか、さらには証拠関係を含む極めて広汎なものであるため<sup>18</sup>、起訴状の朗読は、時に長い時間に及ぶ。

なお、控訴審の場合には、証拠調べの開始に先立ち、審理合議体の構成員が事件

<sup>15</sup> 傍聴の際の通訳上の制約もあり、正確には確認できていないことを御了承いただきたい。

<sup>16</sup> 被告人、被害者、民事原告等については、その権利として証拠物等の提出が規定されていること（50条ないし54条）との関係で、202条の更迭の提案の有無の確認と同じく、205条の要求の確認も、201条の権利義務の告知の際に併せて行われているようである。

<sup>17</sup> 刑事訴訟法上は「尋問」と規定されているようであるが、規定の内容としては物証を含むため、ここでは理解の便宜のため、ひろく「証拠調べ手続」と訳した。ただし、207条3項は、尋問の際に証拠物を取り調べる旨を規定しており、証拠物の取調べはあくまで尋問の補充的なものとして位置付けられているとも解される。

<sup>18</sup> 167条。それゆえ、性質的には、日本の起訴状及び冒頭陳述に加え、一定の範囲で論告の内容をも含むものといえる。なお、事件記録が起訴後直ちに裁判所に送付され、審理合議体が実質的検討を行った上で公判期日に臨むことにつき、39条、40条、166条3項及び176条以下。

の内容、第一審判決書における判断、控訴等の内容を要約して陳述する（247 条前段。陳述を行う構成員のみが起立してこれを行う。）。この場合には、当該陳述によって審理の対象が明らかになるため、当該陳述が第一審における起訴状の朗読に代わるものとして扱われているようである。

#### イ 証拠調べ

(ア) 起訴状の朗読が終了すると、被告人、被害者等の尋問が行われる。

この点、尋問の順序については、刑事訴訟法上、「合理的な」と規定されているのみであり（207 条 1 項）、具体的な順序は審理合議体の裁量に委ねられていると解されるものの、一般的に、被告人、被害者、民事原告、証人というように、209 条ないし 211 条の規定の順序に従って尋問が行われている（ただし、必要が生じれば、適宜、既に一度尋問した者を再度尋問するということが行われており、上記の順序はあくまで基本的な順序である。再度の尋問は、特に被告人に対して頻繁に行われている。）。このような順序で尋問が行われる前提として、やはり、まず、事件の核心に近い者から、特に確認を要する重要な事項から尋問を行うべきとの考え方があるように思われる。<sup>19</sup>

他方、尋問を行う者の順序については、207 条 2 項により、裁判長、陪席裁判官<sup>20</sup>、人民参審員、検察官、弁護人といった順序で尋問が行われることが定められている。この点、同条項は、被告人、被害者等の各尋問において、それぞれ上記の順序で尋問を行うという趣旨ではなく、公判期日全体を通じて、上記の順序で尋問を行うという趣旨のものとして運用されているようである（すなわち、まず裁判長ないし陪席裁判官が尋問すべき者すべてに対する尋問を行った後に、検察官や弁護人が、尋問したいと考える者に対して尋問を行っているというのが実情である。）。

(イ) 上記のような尋問に係る順序と、公判期日に先立ち審理合議体が事件記録を検討し公判期日のための準備を行うという構造とが相まって、実際の尋問は、裁判官の主導による極めて職権的なものとして行われている。

すなわち、そもそも裁判長は、公判期日に先立ち、事件記録を検討し、誰を尋問すべきかを決定しているが（176 条 2 項 a，178 条 9 号，183 条）、この際、当然ながら、どのような事項を尋問すべきかについても検討しており、それを踏まえて、公判期日までの間に、どのような流れで尋問を進めていくかにつき具体的な計画を立てている。したがって、公判期日における尋問は、基本的に、裁判長がその問題意識に基づいて立てた計画に従って進められる。<sup>21</sup>

<sup>19</sup> この点、傍聴した事件中、一部否認事件（例えば、薬物事犯における常習性の否認や横領の被害額の一部否認等）はあったが、完全な否認事件（特に被告人が人違い等を主張している事件）はなかったことに留意されたい。

<sup>20</sup> 陪席裁判官の尋問の順序については、明確に定められているところではないが、裁判長に準じるものとして、裁判長と人民参審員の間に位置付けられているようである。なお、陪席裁判官の尋問については、脚注 27 においても改めて触れる。

<sup>21</sup> 念のため裁判官に確認したところ、尋問すべき者やその順序等に関し、公判期日に先立って、検察官や弁護人

まず、被告人の尋問において、裁判長は、その冒頭で、起訴状の内容について間違い等がないかどうかを被告人に確認するが<sup>22</sup>、その後は自らが確認したい事項のために準備した質問を順次行っていく。この質問の内容は、犯罪事実に限られず、犯行に至る経緯その他周辺的な事情に及ぶことも少なくないが、そのような質問がなされるのは、やはり、裁判長が、当該周辺的な事情につき疑問等を抱いている場合に限定されているように思われる。また、事前の事件記録の検討により、裁判長は、当然ながら、一定の心証を既に抱いているため、例えば被告人が不合理と思われる供述をした場合には、直ちにその供述の不合理な点を指摘して、被告人に再度同じ点を確認するなどする。

そして、被告人の尋問が終了した後、被害者等の尋問に順次移るが、基本的にそれらの者は、「傍聴席」で起立し、その場で供述を行うことが多く<sup>23</sup>、また、各尋問の冒頭に宣誓手続等が行われることもないため、一人の尋問が終了すると裁判長が次の者を指名し、直ちに次の尋問が始まるというように手続が流れていく。

この点、例えば、同じ立場（「被害者」等）の者が多数存在する事案で、かつ、個々人に対して事実関係等を確認する必要が高くない場合には、裁判長が一定の事項につき、当該立場の者全員に対し、発言したいことはないか、発言したい者は挙手するよという旨を告げ、挙手した者のみが発言するといった形で手続が進められることもある。また、これらの者に対する尋問も、事前の記録検討に基づく一定の心証を前提として行われるため、裁判長は、例えば被害者等に対しても、その供述の不合理な点を指摘したり、さらには、被害者にも相応な落ち度があった旨などを指摘し、反省を促したりすることがある。<sup>24</sup>

他方、一人ないし一定の立場にある数名の尋問が行われた後、その尋問内容との関係で、被告人に対し、一定の事項を確認する必要がある場合には、適宜、被告人の尋問に戻り、それが終了した後に、引き続き、他の者の尋問が行われる（上記の際、被告人に対して確認される事項は、直前に尋問を受けた者の供述と被告人の供述が食い違っている事項等のほか、法律上の問題と解される事項についての意見等にも及ぶ。<sup>25</sup>）。

---

から意見を聴くことはないということであった。

<sup>22</sup> この際、被告人に対し、検察官が適用している刑法の罰条についての意見も求められるのが通例である。

<sup>23</sup> 時に、被害者等が証言台に進んで供述するよう求められることもあるが、それが求められる基準は定かでない。

<sup>24</sup> 例えば、被告人とその親族であり年長者である被害者との間でもめ事が起きた後、一旦、被告人が被害者に対して和解を申し入れたのに被害者がこれを断ったためにもめ事が解決せず、最終的に被告人が被害者に対する加害行為に及んだという傷害事件において、裁判長が被害者に対し、“年少者が和解を申し入れてきた場合、その申入れを受諾するのが年長者としてのあるべき姿であり、それを断った被害者にも問題があるのではないか”、“犯行態様について（被害者の供述は）客観的証拠と食い違っていて不合理であり、一審でも過大な損害賠償を請求しているが、そのような態度について自分自身ではどう思っているのか”、“被告人の母は被告人が幼い頃に外国に行ってしまったのだから、親族として（被害者には）被告人をきちんと養育する義務があったにもかかわらず、それを怠ったのが悪いのではないか”などと述べていた。

<sup>25</sup> 例えば、被告人がその権限に基づき他の個人を代理して銀行から借入れを行ったが（それゆえ、契約は当該個人と当該銀行との間で成立していると考えられる。）、当該借入金を横領したという事案において、被害者が当該個人なのか当該銀行なのかという点につき、裁判長が、当該個人及び当該銀行に対してそれぞれどちらが被害者

尋問の対象となる事項については、非常に大まかな印象ではあるが、やはり、犯罪の構成要件に直接的に関わる事実及びその確認のために必要な周辺の事情がまず対象とされた後、刑の加重及び減軽の情状（刑法 45 条以下）その他の事情を対象とした尋問が行われていると感じられる。

以上のような流れ<sup>26</sup>で、とりあえず尋問すべきすべての者の尋問が終了した後、検察官、弁護士が、順次、必要な者に対する尋問を行っていく。<sup>27</sup>

したがって、尋問すべき者が多数存在し、あるいは、被告人に対して様々な点を確認しなければならないような事案においては、例えば、検察官による起訴状朗読の後、数時間にわたり、ただひたすら裁判官による尋問が行われ、それが終わった後、ようやく検察官や弁護人が尋問を行うといった場合もある。

この点、事案によるが、検察官ないし弁護人が何ら質問を行わない場合もあり、他方、検察官ないし弁護人の質問が結構長く続いたと思われる場合でも、せいぜい 10 分ないし 20 分程度のものであって、裁判官による尋問と比較して、検察官ないし弁護人の質問は非常に短いものであるのが通例である。

(ウ) 以上の尋問のほか、刑事訴訟法上、証拠物の検討や鑑定人質問等が規定されているが（212 条ないし 215 条）、当職が傍聴した事件の中では、これらの手続が行われたものはなかった。

ただし、212 条 1 項の写真や証拠物を認証する調書、あるいは 215 条の鑑定の結論を記載した書面（73 条）が裁判官の手元にあった事件は何件かあったようであり、その限度では、上記の手続も行われていたというべきかもしれない。しかし、そうした事件においても、そのような書面等を公判期日における証拠とするための手続については、極めて不明確であった。<sup>28</sup>

(エ) 証拠調べが十分に行われたと考える場合、裁判長は、更に尋問を求める者がいないかどうかを確認し、そのような者がいなければ、次の弁論手続を開始する（216 条）。

---

かという点を質問した後、被告人に対し、どちらが被害者であるかにつき意見があるか確認したことがあった。ただし、同事案では、民事上の損害賠償請求も審理の対象となっていたと思われることを付言しておく。

<sup>26</sup> あくまでイメージとしてであるが、裁判長による尋問全体の流れについては、日本で“教室において、講師が学生を順次指名して発言を求めていく”というような風景を想像されると分かりやすいのではないと思われる。

<sup>27</sup> 陪席裁判官がいつ尋問を行うかについては、裁判長がある者を尋問した後直ちに陪席裁判官も補充的に尋問を行い、その上で次の者に対する尋問が行われるという例や、裁判長がすべての者に対して尋問を行った後、陪席裁判官が必要と思う者に対する尋問を行うという例のほか、そもそも裁判長と陪席裁判官が尋問を分担して行っていると思われるような例もあり、事案によって柔軟に行われているようである。これに対し、人民参審員の尋問については、一つの事件で二、三の質問が行われるかどうかという程度であり、尋問の順序としては、事案により、検察官の質問の直前又は直後に行われていた。

<sup>28</sup> 222 条 3 項からすれば、書面等を判決の前提となる証拠とするためには、公判期日における何らかの手続が必要なのではないかと解されるが、そのような手続は行われていないようである。この点、別の機会に裁判官に質問したところ、書面が信頼できる機関の作成したものであり、かつ、公判期日における被告人の供述がそれらの書面と矛盾しないものであれば、当該書面は特段の手続なくして判決の基礎とすることができるとの回答があった。これと関連して、215 条 3 項の鑑定人欠席の場合の裁判長による鑑定の結論の公表についても、それは鑑定について議論があり、鑑定人が召喚されたが出頭しなかった場合にのみ行うものであって、そうでない場合については、通常、起訴状に鑑定結果が記載されそれが読み上げられる以上、裁判所が改めて鑑定結果を公表する必要はないという回答を得た。

### (3) 弁論手続 (217 条ないし 221 条)

#### ア 検察官の論告、弁護人ないし被告人の反論等

##### (ア) まず、検察官が論告を行う (検察官は起立する。)

前記のとおり、既に起訴状に広汎な内容が盛り込まれているため、起訴状の内容と重なり合う部分も少なくないと思われるが、論告では、公判期日における証拠調べの結果、起訴状から変更が必要となった点及び刑の量定の前提とされるべき情状が重点的に指摘された上で、罪状の提案 (求刑) が行われる。

この点、被告人が被害額を争っていた事案で、公判期日において、被害者が被告人の主張が間違いない旨の供述を行った結果<sup>29</sup>、論告において、検察官が起訴状記載の被害額を変更したと解された事案もあり、公判期日における証拠調べの結果、起訴状の内容に一定の変更が加えられることは、それほど珍しいことでもないのではないかという印象を受けた。

なお、控訴審の場合には、弁論手続において、検察官は、論告を行い、かつ、罪状を提案するのではなく、「事件の解決に関する検察院の観点を発表する」と規定されている (247 条後段)<sup>30</sup>。具体的には、例えば、被告人の控訴の場合には、第一審判決において、考慮すべき諸事情は考慮されており、かつ、控訴審における新事情もないため、被告人の控訴に理由はないこと、被告人の述べる理由に合理性はないことなどが指摘され、他方、検察院の異議<sup>31</sup>の場合には、刑を加重すべき情状があるが第一審判決ではそれが考慮されていないことなどが指摘されていた。<sup>32</sup>

##### (イ) 次に、被告人に弁護人のあるときは、弁護人による弁論が行われる (弁護人は起立する。)。この際、弁護人は、自らの見解を述べるほか、必要に応じて、検察官の論告に対する意見を述べる。<sup>33</sup>

特記すべきは、この時点までに、弁護人に対しては、開始手続において証拠調べの追加を請求したり、証拠調べ手続において必要な者を尋問したりする機会是与えられているが、自身の見解を明確に述べる機会是与えられておらず、それゆえ、この弁論が、弁護人がその見解を述べる最初の機会だということである。<sup>34</sup>そのため、例えば証拠調べが長時間にわたる事件においては、審理の開始から数時間が経過して初めて弁護人の見解が示され、時には、そこで初めて刑法の構成要

<sup>29</sup> なお、この点、検察官が当該被害者に対し、例えば以前の供述と異なるのではないかといった観点から公判期日における供述を再確認するという様子はみられなかった。

<sup>30</sup> この点、刑事訴訟法の越語原文では、217 条 1 項の「論告を行い」という部分では「順序立てて、具体的に、意見、事実やデータを提示する」という意味合いの語 (trình bày ; チン・バイ) が用いられている一方、247 条後段では、「事件の解決として望ましいと考えるところにつき、意見、見解等を提示する」という意味合いの表現が用いられているようであり、おそらく、既に第一審において論告等が行われていることとの関係で、控訴審では、必要な範囲で意見を述べれば足りるという趣旨のものではないかと解される。

<sup>31</sup> 検察院の上訴については、控訴とは異なる「異議」という名称が用いられている (232 条)。

<sup>32</sup> なお、傍聴した検察院異議申立ての事件は、第一審判決後に前科の存在が明らかになったという事案であった。

<sup>33</sup> 217 条 2 項の弁論と 218 条の論告に対する意見陳述は、同一の機会に行われているようである。

<sup>34</sup> これに対し、起訴状の内容が広汎であることもあり、検察側の見解は、手続の当初から明らかとなっている。

件該当性の問題が明確に指摘されるなどし、かなり違和感を覚えるところである。

(ウ) 被告人に弁護人のないときは検察官の論告後直ちに、弁護人のあるときは弁護人の弁論の後、被告人に対し、自ら弁論し又は弁護人の弁論について補充の意見を陳述する機会及び検察官の論告に対する意見を陳述する機会が与えられる。<sup>35</sup>

(エ) 論告に対する意見が述べられた場合、検察官は、個々の意見に対し反論を行う。

また、弁護人らから述べられた意見につき、検察官が弁論していない事項がある場合、裁判長は、検察官に反論するよう提案することができる。

反論が終わると、再度、当該反論に対する反論がないかどうかを確認され、反論がなされた場合には、検察官が再び反論を行うという形で、弁論が進められていくようである（ただし、必ずしも明確でない。後記(カ)脚注を参照されたい。）。

(オ) 以上のほか、被害者、民事原告等も、自らの意見ないし検察官の論告に対する意見を述べることができる。<sup>36</sup>

この陳述の例として、被告人も反省しているので重い処罰は求めない旨を被害者が陳述したり、あるいは、被告人が未成年者である場合に、その親が、検察官が論告において指摘する情状に反論したりする<sup>37</sup>というものがある。

(カ) なお、以上の弁論の結果、更に証拠調べが必要と判断される場合は、再尋問が行われ、そして、その終了後に弁論が引き続いて行われることとなるが、当職が傍聴した事件の中では、これらの手続が行われたものはなかったようである。<sup>38</sup>

## イ 被告人の最終陳述

弁論が尽くされたとき、裁判長は、弁論の終了を宣言し、被告人に対し、最終陳述の機会を与える（なお、その結果、再尋問が必要な場合には再尋問が行われる。）。

この際、被告人からは、反省していること、被害者に申し訳ないと思っていること等が述べられる一方で、多くの場合、養うべき家族がいたり、経済的に困窮していたりといった事情もあるため、できる限り刑は軽くしてほしいという旨が述べら

<sup>35</sup> ただし、弁護人がいる場合の発言の順番については、事案に応じ、まずは論告に対する弁護人の意見に対する検察官の反論等を行い、それが終了した後に被告人に対して発言の機会を与えるというやり方も用いられているようであった。なお、そのような場合も含め、被告人のこの意見陳述の後に検察官の反論等を行う必要がない場合には、引き続いて被告人に最終陳述の機会が与えられるため、両者は事実上、一体的に行われることとなる。

<sup>36</sup> これらの者の意見等の陳述については、217条の規定する順序に縛られず、例えば、検察官の論告の後、被告人に先立ってこれらの者が意見を述べるなど、柔軟に運用されているようである。

<sup>37</sup> 被告人が未成年者である場合の家族の代表者の公判期日への参加につき、306条3項。

<sup>38</sup> ただし、①検察官の論告、②被告人の母の陳述、③弁護人の弁論、④被害者の父の陳述、⑤被告人の母の陳述、⑥検察官の弁論、⑦弁護人の弁論、⑧検察官の弁論という流れで手続が行われた事件があった。この手続については、上記②は上記①に対する意見の陳述（218条1項前段）であり、上記④は自らの意見陳述（217条3項）、上記⑤は上記④に対する反論（218条2項前段）、上記⑥は反論（同条1項後段）であり、上記⑦は上記⑥に対する反論（同条2項前段）、上記⑧は上記⑦に対する反論（同項同段）として理解した。しかし、この流れについては、上記①ないし③が弁論手続、上記④及び⑤が再尋問手続、上記⑥ないし⑧が再度の弁論手続であった可能性もある（なお、仮に217条及び218条が検察官の反論に対して弁護人が再度意見を述べることまでは想定していないとすれば、むしろこの理解しか成り立たない）。この点、率直なところ、そもそも弁論（主張）と供述（証拠）の区別が手続上必ずしも明確でないことや、通訳上の問題から、いずれの手続であるのかは明確に確認できなかったが、把握した限りの内容面では、上記①ないし③の結果として上記④が必要となったとは解されず、また、上記⑤の内容は専ら情状についての意見であったことから、上記④及び⑤は証拠調べではなく、あくまで弁論手続における意見陳述であると理解した次第である。

れることが多い。

#### (4) 評議及び判決宣告 (222 条ないし 226 条)

##### ア 評議

弁論手続が終了すると、裁判長が休廷を宣言した上、審理合議体は退廷し、別室で評議が行われることとなる。

なお、評議の結果、再度、証拠調べを行うことが必要と解される場合、審理合議体は、証拠調べ及び弁論を再開することができるが、当職が傍聴した事件の中では、再開がなされたものはなかった。

##### イ 判決宣告

評議が終了すると、裁判所書記官が休廷の終了を知らせるベルを鳴らし、間もなく審理合議体が入廷する（この際、法廷内のすべての者が起立する。）。  
そして、裁判長又は審理合議体の他の構成員 1 名が、手に持った判決書を読み上げる形で<sup>39</sup>、判決を宣告する（短い判決の場合は、法廷内のすべての者が起立したままで宣告が行われるが、比較的長い判決の場合は、判決の導入部分の読上げが終了した段階で、宣告を行う裁判長等が被告人を除く法廷内の他の者の着席を促した上、当該裁判長等及び被告人のみが起立した状態で宣告が行われていた。）。

### 3 民事控訴審公判手続の流れ<sup>40</sup>

#### (1) 公判期日の開始手続 (267 条, 212 条ないし 215 条)

##### ア 開廷

開廷前、裁判所書記官は、出頭者の確認等を行うとともに、出頭者に対し、公判期日における規則 (209 条) を告知する。

そして、検察官が立ち会う事件 (21 条 2 項) については検察官も出頭した後、裁判所書記官が開廷を知らせるベルを鳴らし、間もなく審理合議体が入廷する（この際、法廷内のすべての者が起立する。）。

裁判長が開廷を宣言し、「公判を行う決定」(258 条 1 項 c) <sup>41</sup>を読み上げる。これにより、当事者<sup>9</sup>、審理合議体の構成員、検察官等のほか<sup>42</sup>、公判期日に召喚された者の氏名もすべて明らかにされる（この読上げが終了した時点で、裁判長は、法廷

<sup>39</sup> 222 条及び「判決を読み上げ」ることを規定した 226 条から、審理合議体は、評議の時間中に判決書を作成し、判決書に基づいて判決を宣告しなければならないと解されているようである。ただし、現実の評議（休廷）時間と判決の宣告時間とを比較しても、判決の草案は、公判期日の開始前に既に出来上がっており、それが公判期日の証拠調べ及び弁論の結果に基づき、評議の時間中に必要に応じて変更ないし補充され、判決が宣告されているものと思われる。

<sup>40</sup> 刑事公判手続と重なる部分も少なくないが、理解の便宜のため、重複をおそれずに記載する。なお、以下、本項（脚注を含む。）において挙げる条文は、断りのない限り、すべて民事訴訟法の条文である。

<sup>41</sup> 第一審については、195 条 1 項がこの決定の記載事項を定めているが、控訴審にはこれに対応する規定がない（なお、控訴審につき、第一審手続に係る規定を一般的に準用する規定もない。）。この点、S P C の裁判官評議会の 2006 年 5 号決議 (Resolution No.5/2006/NQ-HDPT) には、控訴審における公判を行う決定の書式例が掲載されており、それによれば、控訴人ないし異議申立てを行った検察院の記載が加えられる点のほか、同決定の記載内容は、195 条 1 項の規定する内容と同様である。なお、刑事事件と同様、同一日に複数の公判期日が予定されている場合、各事件の審理開始時に、当該事件に係る決定がそれぞれ読み上げられる。

<sup>42</sup> 条文上、訴訟代理人弁護士は含まれていないが、実際の決定書では弁護士の氏名も表記されていた。

内の全員の着席を促し、裁判長を含めたすべての者が着席する。)

#### イ 人定質問等

(ア) 裁判長は、次に、裁判所書記官から、召喚又は通知を受けた手続の参加者<sup>43</sup>の出頭状況の報告を受ける（この際、裁判所書記官は起立する）。欠席者がいる場合、裁判所書記官は、その理由を併せて報告する。<sup>44</sup>

(イ) 引き続き、裁判長により<sup>45</sup>、手続の参加者の人定質問が行われる（この際、それぞれ証言台の前に進んで質問を受ける。もっとも、例えば、同じ立場の者複数名が同時に証言台の前に進んだ上で、順次、人定質問を受けるといった方法もとられていた。）。<sup>13</sup>

#### ウ 権利義務の説明、各種要求の確認等

(ア) 人定質問が終わると、裁判長は、手続の参加者に対し、それぞれの権利義務を説明する（手続の参加者の権利義務の内容につき、58条ないし61条等）。

この点、傍聴した事件においては、上記の一般規定の大意に加え、特に、269条との関係で、控訴審における原告の訴え取下げには被告の同意が必要であることが説明されていた。

他方、この際に、審理合議体や検察官等の一定の者の更迭（46条以下）を提案するか否かの確認がされることも特徴的である。この更迭の提案との関係で、適宜、審理合議体の構成や役割、検察官の役割等についての説明がされていたが、中には、そもそも“裁判所が扱う事件には民事事件と刑事事件がある”といった極めて一般的な事項から説明が始められた事件もあった。こうした点も含め、権利義務の説明の方法については、個々の裁判官の裁量に委ねられている部分が大きいようである。

(イ) また、裁判長は、欠席者がいるが公判期日を行える場合には、併せて、手続の参加者に対し、公判期日の延期を要求するか否かを確認する。

#### (2) 主張立証手続<sup>46</sup>（268条ないし272条、222条ないし231条）

<sup>43</sup> 当事者及びその他の手続の参加者を併せた概念である（56条ないし78条）。

<sup>44</sup> 同一日に複数の公判期日が予定されている場合は、最初に審理される事件における報告の際に、後に審理される予定の事件における手続の参加者の出頭状況についても併せて報告がなされる。したがって、刑事事件と同様、最初の事件の審理の際、後に審理されるべき他の事件における手続の参加者も基本的に既にすべて在廷していることに留意されたい。この点、別の機会に裁判官に確認したところ、同一日に複数の公判期日を予定する場合、複数の事件につき同一の開始時刻を指定するというのであった。もっとも、交通事情等も絡み、当事者が時間どおりにすべて揃うことはまずなく、大抵の場合、当事者が揃うまで裁判所が待つようである。現に、当職が傍聴した事件でも、午前7時30分に2件の期日指定がなされていたものの、実際に1件目の審理が始まったのが午前9時10分という例があった。

<sup>45</sup> この点、手続の参加者が多数の事件において、陪席裁判官が人定質問を分担していたこともあった。

<sup>46</sup> 民事訴訟法上は「尋問」と規定されているようであるが、規定の内容としては、当事者の主張等の確認を含み、また、物の証拠調べを含むため、ここでは理解の便宜のため、「主張立証手続」と訳した。この点、民事訴訟法上、その内容が申立てないし主張に係るものと解される場合であっても、「尋問」という語が用いられることがある点に留意されたい（詳しくは、脚注48を参照されたい。）。なお、控訴審における主張立証手続に係る条文中、272条1項による準用の範囲は必ずしも明確でないが、267条ないし272条の構造に鑑みれば、268条ないし271条は控訴審における特則であり、218条が控訴又は異議申立ての変更等（268条2項b）に準用され得ることを除き、217条ないし221条の準用はないのではないかと思われる。ただし、少なくとも272条1項の「参加者の尋問」という文言上は、特に217条及び218条の準用の余地も否定できず（準用を肯定すれば、控訴審における訴えの

## ア 取下げ意思等の確認

開始手続の終了後、裁判長は、原告に対して訴えの取下げを希望するか否かを確認し、控訴人ないし検察官に対して控訴ないし異議申立ての変更、補足又は取下げを希望するか否かを確認するほか、当事者間で合意（和解）が可能であるか否かを確認する。

少なくとも傍聴した事件からすると、これらの手続は、確認程度に極めて簡単に行われているという印象であり、例えば裁判官が当事者に対して和解等を積極的に勧める様子は一切みられなかった。

なお、この手続は、訴訟法上は、後記イの事件経過の陳述の後に行われるものとも読めるが、実務上は、前記(1)ウの権利義務の説明等と一体のものとして行われているようである。その理由としては、同手続と併せて行うことが流れとして円滑であることのほか、事件経過の陳述をした後に取下げや和解により訴訟が終了する場合、事件経過の陳述の時間が実質上無駄になるからではないかと思われる。

## イ 事件経過の陳述<sup>47</sup>

開始手続の完了後、審理合議体の構成員が、事件の内容、第一審判決の判断及び控訴ないし異議申立ての内容を陳述する（268条1項。これは、控訴審についてのみ定められている手続であり、第一審の公判手続においてこれに対応する手続はない。もっとも、第一審においても、公判手続に先立ち数か月間に亘って公判準備が行われていること（179条以下）から、審理合議体は、公判期日の開始前に既に各当事者の言い分や証拠関係を基本的に把握していることに留意されたい。）。

なお、一部の事件では、この陳述の後、手続の参加者それぞれに対し、概括的に、第一審判決についての意見を求めた上で、後記ウの個別の陳述聴取に移るということも行われていた。

## ウ 当事者の陳述聴取

取下げや和解等による解決がなされない場合、実質審理に入ることとなるが、証拠調べの開始にあたり、まず、各当事者から控訴等の内容及びその根拠が提示される（271条。第一審における221条に対応する手続であると解される。）。この陳述の順序については、まず控訴人（当事者全員が控訴した場合は、第一審における原告、被告、関連する権利、義務を有する者という順序である。）ないし検察官がこれを行った後、控訴ないし異議申立てに関連するその他の当事者がこれを行う（なお、いずれの当事者についても、訴訟代理人があるときは訴訟代理人が優先的に陳述を行い、当事者本人は追加陳述をなし得るにとどまる。）ものと定められている。

---

変更も可能となる。）、必ずしも明確ではない（もっとも、傍聴した事件では、訴えの変更ないし補足を行うか否かが明確に確認された事件はなかった。）。

<sup>47</sup> 仮訳の268条1項では「告知」と訳されているが、越語原文で用いられている語（công bố；コン・ボー。漢字をあてると「公布」。これは、例えば、227条の事件の書類の「開示」につき用いられている語である。）及び手続のイメージ等を考慮し、日本の民事控訴審における第一審の口頭弁論の結果陳述と一部通じるところもあるように思われることから、理解の便宜のため、ここでは「事件経過の陳述」と訳した。

これは、証拠調べの開始に先立ち、当事者に主張を求める手続と理解することができ、傍聴した事件の中でも、この手続と後に続く証拠調べ手続及び弁論手続とが比較的明確に区分され、それゆえ、手続的に、主張と立証とが一定程度区別されていることが伺われるものもあった。

しかし、他方で、前記の事件経過の陳述の終了後、訴訟代理人弁護士1名からは陳述聴取に係るものと解される発言があったものの、その他の当事者からの同様の発言はなく、直ちに裁判所が証拠調べに入ったのではないか（あるいは、陳述聴取と証拠調べが一体的に行われているのではないか）と思われる事件もあった。

したがって、この手続と証拠調べとの関係はそれほど明確ではなく、少なくとも、日本における主張手続と立証手続のように峻別されているわけではないことに留意されたい。<sup>48</sup>

---

<sup>48</sup> 272条1項により準用されると解される222条は、陳述聴取の後に尋問を行う旨を規定し、陳述聴取と尋問とを明確に区別しているように解釈し得る。また、越語原文では、陳述聴取に係る221条及び271条の表題においては「nghe lời trình bày ; ゲー・ロイ・チン・バイ」という語（「チン・バイ」を聞くという意味であるが、この「チン・バイ」は、例えば刑事訴訟法217条の論告について用いられている語であり、その意味合いについては脚注30を参照されたい。）が、当事者の尋問に係る223条ないし225条の表題においては「hỏi ; ホイ」という語（これは「尋ねる」という意味で日常的に用いられる語である。）がそれぞれ用いられて一応の区別がされており、さらに、221条においては、請求とその根拠となる証拠とが明確に区別されて規定されているところである。しかし、他方で、223条ないし225条の各2項の「提示した」という部分及び証人尋問に関する226条3項の「陳述する」という部分等においても前記「チン・バイ」の語が用いられていることや、そもそも221条の陳述聴取が第14章第3節の「公判期日における尋問手続」（この「尋問」については上記「ホイ」の語が用いられている。）の中に規定されていることなどもあって、少なくとも実務上、当事者の陳述（チン・バイ）聴取と当事者の尋問（ホイ）については、主張と立証といった質的な差があるとは必ずしも理解されておらず、ただ、当事者が自らこれを行うか、裁判所等が当事者に対して質問するという形でこれを行うかという方式においてのみ異なるものとの理解もあるのではないかと思われるところである。すなわち、ただ手続の流れとして、まずは当事者に自ら陳述（チン・バイ）をさせた上で、その不明確な点、矛盾点、他の当事者との対立点につき、裁判所その他の者から尋問（ホイ）を行うという理解であり、この場合、まず各当事者に概括的な陳述をさせることで、不明確な点、矛盾点、他の当事者との対立点が明確になるという面はあると思われるものの、そこに、まずは主張を確認し、次に争点の判断のために立証を検討するという階層的思考や質的な差異に係る理解はなく、陳述聴取と尋問は、あくまで当事者の発言という点で同様のもの（いわば、主張と立証の性質を併せ持つ曖昧なもの）として理解されているのではないかという印象である（この点、陳述聴取を主張と捉えた上で、日本法の概念に従い分類するならば、陳述聴取における不明確な点や矛盾点を確認する尋問は、主張についての釈明に係るものであり、他方、陳述聴取やそのような釈明権の行使により明らかになった当事者の対立点について確認する尋問は、本来的な尋問であるということになるだろうか。このように、当事者の尋問についても主張と立証の双方の要素が入り交じっていることが、223条ないし225条の各3項において、尋問の際、合法的権利及び利益の弁護人が当事者に代わり答弁することができることと規定されていることと少なからず関連しているものと解される。なお、この「答弁」については、「返事をする」という意味で日常的に用いられる「trả lời ; チャー・ロイ」という語が用いられている。）。そして、そのような理解のために、ひいては、陳述聴取を規定した221条及び271条が、いわば証拠調べ手続における証拠調べの順序について定めたものであるかのような理解すらあるのではないかと思われるところである（この点、222条には、刑事訴訟法207条1項のような証拠調べの順序について定めたと解される規定はなく、民事訴訟法上、他にこれを定めたと解される規定はないことにも留意されたい。この場合、日本法の概念からすると、陳述聴取はいわば「主尋問」の集合であり、当事者尋問は「反対尋問」であるかのように理解されていることになる。なお、さらには、より根本的な申立てレベルの問題である取下げ意思等の確認（前記(2)ア）に関しても、起訴状の朗読に係る刑事訴訟法206条が「尋問前に」起訴状を朗読する旨を規定しているのに対し、民事訴訟法217条が尋問手続の第一段階として取下げ意思等の確認を規定していると読めることが気にならないではない。すなわち、仮訳においては必ずしも明確ではないが、当職において越語原文及び官報の英語訳を確認したところでは、同条は、「尋問手続は、裁判長が次の事項に関して当事者に尋問を行うことにより開始される」と規定しているようであり、文理上は、尋問手続の一環としての規定であるようにも読める。もっとも、他方で、221条の文言から、取下げ意思等の確認が“審理の開始”前の段階の手続であると理解できることなどもあり、そこまでの性質の混同はないかも知れない。）。以上は、あくまで実務運用を基準として訴訟法の文言等を検討するという観点からの当職の私見であって、今後、証明及び証拠に係る79条以下の規定等とも比較の上で、更に確

## エ 証拠調べ

(ア) 証拠調べ手続は、第一審公判期日における証拠調べと同様に行われる。

尋問を行う者の順序については、272条1項により準用されると解される222条において、裁判長、陪席裁判官<sup>49</sup>、人民参審員、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、当事者、検察官<sup>49</sup>、その他の手続の参加者といった順序で尋問が行われることが定められている。この点、同条項についても、刑事訴訟法207条2項（前記2(2)イ(ア)）と同様、基本的に、当事者の各尋問において、それぞれ上記の順序で尋問を行うのではなく、公判期日全体を通じて、上記の順序で尋問を行うという趣旨のものとしての運用がなされているようである。

他方、尋問を受ける者の順序について明確な規定はないが、まず控訴人の尋問を行った後、他の当事者の尋問を行うという流れが一般的なようである。<sup>50</sup>

(イ) 上記のような尋問に係る順序に従い、刑事事件の場合と同様、実際の尋問は、裁判官の主導による職権的な色彩の強いものとして行われている。

もっとも、控訴審における尋問の範囲は、272条2項により、263条の規定する控訴審の範囲に限定されているところであり、実際に傍聴した事件においても、裁判官から当事者に対してなされる質問の内容は、控訴人の申し立てている控訴理由に密接に関わる点に集中していたといえる。そして、当事者が争点と無関係と思われる事項について述べたときには、適宜、裁判官が、例えば、“本件は契約に基づく責任についての訴訟であるから、所有権の帰属に関する事情は関係ない”、“本件は民事事件であって、誰を訴追すべきかを調査する場ではない”、“その点は控訴の範囲外である”、“その点はそもそも第一審でも審理の対象となっていない”などという旨を告げ、当事者の発言を制限していた。

他方で、例えば、裁判官から、“契約が成立したことは疑いなく、契約上の責任があることも間違いがないにもかかわらず、一体どこに不満があるのか”という旨の発言があったり、さらには、延々と同様の不満を述べる当事者に対し、“既に10回以上説明した点であり、もしその判断が間違っていると思うのであれば、裁判官を相手方として別に訴えを起こせばよい”といった旨が告げられたりするなど、控訴審ということもあってか、予想以上に心証開示を含む強い発言がなされていたところである。

(ウ) その他、尋問の方法等につき、日本の民事訴訟における尋問との比較において、

---

認を要する点かと思われるが、ここでは、上記の点のほか、少なくとも、221条及び271条において用いられている「チン・バイ」の語が232条や273条の「弁論」につき基本的に用いられている「phát biểu ; ファツ・ビェウ」(漢字をあてると「発表」である。)という語とは異なっていることや(ただし、232条1項aの機関又は組織の代理人による意見の「提示」については「チン・バイ」の語が用いられている。)、86条及び87条の「尋問」の語については、「チン・バイ」とも「ホイ」ともまた異なる語が使用されていることなど、用語上の問題がかなり大きく、それが実務における民事訴訟法の規定の理解に少なからず影響しているように思われることを指摘しておきたい。

<sup>49</sup> 文言上、必ずしも明確ではないが、「当事者に続く」というのは、おそらく、当事者とその他の手続の参加者の間に尋問を行うことを意味するものと解される。

<sup>50</sup> 傍聴した事件の中に、証人の尋問が行われた事案はなかったことを付言する。

印象に残った点を若干挙げると、次のとおりである。

a 裁判長が、当事者に対し、書証（領収証）を提示して尋問を行う場面があったが（手続的には、227条の事件の書類の開示にあたるものと解される。）、その際、特に、例えば裁判所書記官が証言台に赴いて当事者の手元に当該書証を示すといったことはなく、裁判長が法壇上で関連書証を掲げ、当該書証の関連部分を指で指し示しながら尋問を行っていた。<sup>51</sup>

b 傍聴した限りでは、民事事件においては、「傍聴席」における尋問は行われておらず、当事者はそれぞれ証言台に進んで尋問を受けていたが、そもそも当事者については宣誓手続がなく<sup>52</sup>、裁判長の指名ないし許可のもと、順次、当事者が証言台に進んで尋問が行われることのほか、前記のとおり、主張手続と立証手続とが必ずしも明確に分けられていないことなどから、証言台で行われる当事者の様々な発言について、それがどの手続に係るものであるのかがよく分からないとの印象を受けることがあった。

(エ) 以上のほか、民事訴訟法上、証拠物の取調べや鑑定人尋問等も規定されているが（272条1項、228条ないし230条）、当職が傍聴した事件の中では、これらの手続が行われたものはなかった。

(オ) 証拠調べが十分に行われたと考える場合、裁判長は、更に尋問を求める者がいないかどうかを確認し、そのような者がいなければ、次の弁論手続を開始する（272条1項、231条）。

この点、傍聴した事案において、関連する権利、義務を有する者を再度尋問することが請求され、これが認められた例があったが、その中に、裁判長が「傍聴席」に着席している当事者全員に対して追加の尋問を求めるか否かを確認したのに対し、そのうち1名が挙手して、その場で他の関連する権利、義務を有する者の尋問を求め、これが認められたという例があり、申立てが「傍聴席」でなされた点で、やや印象的であった。

### (3) 弁論手続（273条、232条ないし235条）

ア 証拠調べが終了すると、271条に規定する順序（前記(2)ウを参照されたい。）に従

<sup>51</sup> なお、ベトナムにおける事件記録は、日本におけるそれのように一連のものとして編綴されておらず、一定量ごとにホッチキスで綴じられた書類数部が、二つ折の紙製のファイルにただ挟んであるという体裁のものである。主張書面や証拠書面という分類はなく、基本的に、すべての書面が時系列に従って並べられ（なお、裁判所の作成した書面、原告の作成した書面というような分類もあるが、編年体が一般的だということである。）、一連の通し番号が付されている（控訴審では、第一審で付された通し番号に続く番号が付されていく。）。この通し番号に従って、ファイルの表紙裏に事件記録を構成する書面のリストが記載されているが、その記載も、かなり大雑把なものに止まる。したがって、証拠書類につき、例えば日本における「甲1」など、その分類、特定等のために用いられる符号等はそもそもなく、かつ、証拠を示す際、特に事件書類の何ページといった特定もされていなかったようである。

<sup>52</sup> なお、66条2項、7項及び9項によれば、証人については、宣誓（誓約）手続が行われるべきものと理解されるが、他方で、刑事訴訟法55条4項b及び204条1項の規定にかかわらず刑事訴訟において明確な誓約手続が行われていないこと（前記2(1)ウ(ア)。この点、証人尋問の条項である204条1項において誓約を規定している点、誓約手続の要請は、刑事訴訟における方がより明確であるともいえる。）からすれば、民事訴訟においても、そのような手続は現実には行われていないか、行われていても極めて簡単なものではないかと推察される。

って、各当事者による弁論が行われる。

この弁論は、証拠の評価及び事件の解決に関する意見を内容とするものであるが、それは、公判期日において収集し、取り調べられ、確認された証拠等及び公判期日の尋問の結果に基づかなければならない。特に控訴審においては、弁論は、控訴審の範囲に含まれ、かつ、控訴審の公判期日で尋問された事項に限定される。そして、裁判長は、事件に関連しない意見の陳述を制限することができる。

他方、弁論の参加者は、他の者が述べた意見に対し、答弁することができる。

この点、傍聴した事件のうち1件において、裁判長が、訴訟代理人弁護士の弁論につき、“ポイントを明確にして弁論するように”、“弁論の際に当事者に対する確認を行わないように”といった注意を行った例があり<sup>53</sup>、そして、同事件においては、同弁護士の弁論の後、相手方当事者の代理人がこれに反論し、更に同弁護士が再反論を行っていた。<sup>54</sup>

イ なお、以上の弁論の結果、更に証拠調べが必要と判断される場合は、尋問が再開され、そして、その終了後に弁論が引き続いて行われることとなるが、当職が傍聴した事件の中では、これらの手続が行われたものはなかった。

#### (4) 評議及び判決言渡し (274条, 236条ないし 239条)

##### ア 評議

弁論手続が終了すると、裁判長が休廷を宣言した上、審理合議体は退廷し、別室で評議が行われることとなる。

なお、評議の結果、再度、証拠調べを行うことが必要と解される場合、審理合議体は、証拠調べ及び弁論を再開することができるが、当職が傍聴した事件の中では、再開がなされたものはなかった。

##### イ 判決言渡し

評議が終了すると、裁判所書記官が休廷の終了を知らせるベルを鳴らし、間もなく審理合議体が入廷する（この際、法廷内のすべての者が起立する。）。

そして、裁判長又は審理合議体の他の構成員1名が、手に持った判決書を読み上げる形で<sup>55</sup>、判決を言い渡す。

#### 4 審理に要する時間

以上、刑事及び民事公判手続の流れについて述べたが、これらの手続に要する時間につき付言すると、訴訟法上、いずれについても、原則として1日のうちに手続すべてを

<sup>53</sup> なお、当該事件においては、この弁論手続の段階になって初めて、訴訟代理人弁護士が、“被告とされている組織については、設立規則等がないため、被告適格がなく、被告適格を有するのは個々の構成員であるから、本件訴訟は不適法である”という旨の意見を述べ、かつ、それが審理の冒頭の当事者の陳述聴取の段階では明確に述べられていなかった事項であったことから、審理の終盤の段階になって被告適格に係る問題が明確に指摘されたという点に、強い違和感を覚えた。もっとも、それ以前に設立規則等に関する尋問自体は行われており、尋問の再開も行われなかったことも考慮すれば、第一審において指摘されるなどして、審理合議体や当事者においては既に認識されていた論点かと思われる。

<sup>54</sup> したがって、233条は、反論や再反論が繰り返されることを予定しているものとして運用されている。

<sup>55</sup> 刑事訴訟におけると同様、判決書に基づいて判決を言い渡さなければならないものと解されているようである。なお、脚注39を参照されたい。

終了させることが予定されており、実際、当職の傍聴した公判手続 12 件のうち 11 件につき、同日中に判決が言い渡された。残り 1 件については、同日中に実質的な審理（弁論手続まで）は終了したが、民事訴訟法 236 条 5 項に基づき、判決の言渡しが 4 日後と定められた。<sup>56</sup>この点、上記 12 件のうち中止決定（民事訴訟法 266 条 2 項）のなされた 1 件を除く 11 件につき、公判期日の開始から判決言渡しの開始まで（評議のための休廷時間の終了まで）に要した時間は、概要、次表のとおりである。（単位：分）

	証拠調べ終了まで	弁論手続	休廷（評議）
刑事第一審事件 1	1 2 0	9 0 <sup>57</sup>	2 0
刑事第一審事件 2	4 5	5	1 2
刑事第一審事件 3	7 0	1 5	2 5
刑事第一審事件 4	1 0 5	1 5	3 0～ <sup>58</sup>
刑事控訴審事件 1	1 2	8	3
刑事控訴審事件 2	1 8	1 2	1 7
刑事控訴審事件 3	4 0	5	2 0
民事控訴審事件 1	5 0	1 0	2 0
民事控訴審事件 2	1 5	5	2 0
民事控訴審事件 3	8 5	2 3	2 0
民事控訴審事件 4	7 5 + 1 1 0 <sup>59</sup>	4 5	— <sup>60</sup>

なお、これら 11 件中、公判期日の開始から弁論手続の終了までに一時休廷が挟まれた事件は、最後の 1 件（民事控訴事件 4）のみである。したがって、表中「証拠調べ終了まで」欄及び「弁論手続」欄各記載の時間の合計時間に亘り、審理が継続して行われたことに留意されたい（民事控訴事件 4 については、午後の 110 分の証拠調べの後、一時休廷を挟まずに引き続き 45 分に亘り弁論手続が行われた。）。

### 第 3 ベトナムの公判手続の特徴

既に述べたところと重複する部分もあるが、最後に、ベトナムの公判手続の全般的な特徴ないし印象につき、いくつか述べておきたい。

#### 1 職権的色彩及び教育的色彩の強さ

(1) まず、職権的色彩が非常に強いことである。

これは、刑事公判手続において特に顕著であり、法廷は、いわば、事件記録を検討した結果、既に裁判所が抱いている一定の結論の裏付けを行うとともに、事件記録上

<sup>56</sup> 次表の「民事控訴事件 4」である。なお、伊藤チーフアドバイザーの傍聴した刑事事件では、被害者の傷害の程度に係る証拠が不足していたために証拠調べの続行が決定された事件が 1 件あったとのことである。

<sup>57</sup> 脚注 38 で触れた事件であり、多数の者が発言を行った。

<sup>58</sup> 午前 11 時過ぎに弁論手続が終了したが、その際、昼休みを挟んで午後 1 時に判決を言い渡す旨が定められた事案である。裁判所の執務時間に鑑み、弁論手続終了後 30 分程度で判決言渡しを行うことができたのであれば、午前うちに判決言渡しを行っていたであろうと思われるため、評議には 30 分以上を要するものと判断されたと思われる。

<sup>59</sup> 昼休みを挟んで手続が行われたため、午前中の審理時間と午後の審理時間を分けて記載している。

<sup>60</sup> 判決言渡しの期日が別途定められたため、評議時間は不明である。

は未だ必ずしも明確ではない点（関係者の供述に食い違いがある点も含まれるが、そうした点についても、既に裁判所は一定の心証を抱いた上で審理に臨む。）を調べるための場である。この点、バクニン省級裁判所の裁判官が、別の機会に、ベトナムにおける刑事の公判手続はあくまで捜査手続の延長であり、いわば“公開の場における公的な取調べ”であると述べていたが、正にそのとおりであると感じられる。

そして、上記のような公判手続の性質及び裁判官の理解ゆえ、捜査段階における証拠調べと公判期日における証拠調べとの性質の違いは重視されず、そのことが、例えば、捜査段階で収集され事件記録に含まれている証拠を判決の基礎とするにつき、公判期日において当該証拠が問題視されない限り、公判期日における特段の手続なくして当該証拠は当然に判決の基礎となし得る証拠とみなされるとの扱い<sup>61</sup>にもつながってくるものと解される。公判手続は、当然に事件記録に基づいた手続であって、事件記録をわざわざ公判期日で証拠化しなければならないという発想がないのであろう。

他方、民事公判手続については、傍聴の対象が控訴審の公判手続のみであり、かつ、ほとんどの事件がいわゆる本人訴訟であったから、職権的色彩が強かったのもある程度うなずけるところである。それでも、訴訟代理人弁護士が選任されていた事件を除き、当事者から他の当事者に対する尋問は全くといってよいほど行われず、また、訴訟代理人弁護士が選任されていた事件についても、まずは裁判所が尋問すべきと考えるすべての者に対して尋問を行った上で、弁護士に尋問の機会が与えられるという運用がなされていたこと等<sup>62</sup>を見ると、やはり、あくまで裁判所が中心的な存在であり、公判手続は、相対する当事者が互いに主張等を闘わず場ではなく、裁判所の主導のもと、当事者が裁判所に対してそれぞれ陳情を行って裁定を求める場という印象であった。

(2) そうした職権的色彩に加え、折りに触れ、教育的な色彩も感じたところである。

この点、刑事事件において、裁判官が被害者に対して道徳に亘ると思われるような事項を述べた例<sup>63</sup>が最たるものであるが、その他にも、例えば、人民参審員が被告人に対し、“学校での道徳の成績はどうであったか”、“君は青年連合の活動に参加していないのか”といった問いかけを行うなどしており、訴訟法の目的の一つとして「教育」が含まれること（刑事訴訟法及び民事訴訟法各1条）が、現実の訴訟運営にも少なからず影響しているのではないかと感じさせられた。

## 2 手続の不明確さ

(1) 次に、刑事、民事のいずれについても、目の前で行われている手続が訴訟法上のどの手続であるのかが不明確であると感じられることが間々あったことである。

これは、そもそも訴訟法の理解に関わる点なのかも知れないが<sup>64</sup>、その点を措くと

<sup>61</sup> 脚注 28 を参照されたい。

<sup>62</sup> その他、当事者が法廷内の仕切り（bar）の中ではなく「傍聴席」にいることも、当事者が主役ではないと感じさせられる要因である。

<sup>63</sup> 脚注 24 を参照されたい。

<sup>64</sup> 脚注 48 を参照されたい。

しても、手続全般の印象として、例えば、これからどういう手続を行うのかについての裁判官の発言<sup>65</sup>や宣誓手続等、一つの手続から次の手続に移る際の「区切り」となり得るべきものが余りみられないという印象である。

そして、この、いわば時間的な「区切り」の曖昧さに、「傍聴席」で尋問や申立てが行われることがあるといった場所的な「区切り」の曖昧さが加わることで、手続が混沌としているような印象が強まり、いわば“集会型”の公判手続であるともいうべき印象を受けるところである。

- (2) こうした状況に関しては、前記1で述べたように、職権的な訴訟運営に加え、裁判を通じての教育という側面が意識されていることから、裁判所から当事者等への働きかけという面に相対的に意識が集中し、それが、公判期日における手続（特にその形式面）の重要性一般に関する理解ないし意識の低さ及び裁判所以外の者からみた手続という視点の乏しさ（極論すれば、どの手続を行っているのかにつき、裁判所がこれを理解していれば、たとえ当事者が理解していなくとも特に問題はないという意識）<sup>66</sup>につながっているのではないかと思われるところである。

### 3 審理の対象に係る問題

- (1) さらに、手続上、具体的な争点ないし審理の焦点、換言すれば当事者の攻撃防御が集中されるべき点が明確にされる場面が少なく、審理のいわば最終段階である弁論手続において、ようやくそれが明確にされるという印象が強いことも指摘できる。

この点、刑事事件及び民事事件のいずれにおいても、公判手続は裁判所の主導で行われるところ、その際、その進行の根底にあるのは、あくまで裁判所の問題意識であり、証拠調べが終了した段階で行われる当事者の弁論は、いわば、その裁判所の問題意識を補充するものにすぎないように思われる。これは、審理の早期の段階で、裁判所の問題意識と当事者の問題意識との共通化を図り、攻撃防御の対象についての共通認識を形成した上で審理を行うという日本の公判手続ないし口頭弁論手続とは大きく異なる点である。

- (2) 攻撃防御の対象に関するこの問題は、刑事事件において、特に大きな問題をはらむものと思われる。

すなわち、刑事公判手続において、被告人の防御の対象は、あくまで刑法の条文のレベルで特定されるのみであり、被告人の尋問に先立って、より具体的に、例えば、「暴力的」であるか否か、「組織的」であるか否か（刑法93条1項n, o）といったレベルにまで攻撃防御の対象が明確化されることはない（尋問中に、その内容等から、裁判所がどこを問題としているかが伺われるだけである。）。特に、刑事訴訟法196条

<sup>65</sup> 例えば、“これからWを証人として尋問する”といった個々の手続に先立つ発言や、“本日は、まずA（被告人）を尋問し、それからV（被害者）の尋問、そしてW（証人）の尋問という流れで手続を行う”といった進行予定についての発言等である。

<sup>66</sup> 当事者からみた手続という視点の乏しさは、例えば、複数の事件の公判期日を同一日の同時刻に指定した上で、基本的に、すべての事件の当事者が揃うまで公判期日の開始を待ち、そして、先に審理する事件の審理の間中、後の事件の当事者をただひたすら待たせるという点（脚注44を参照されたい。）にも表れているように思われる。

2項前段より、裁判所は、「検察院が起訴のために適用した同じ条文中の他の項」であれば、その適用の結果、被告人の刑責が重くなる場合であっても、特に被告人に対する事前の告知を経ずに犯罪事実を認定し判決を宣告することができるかと理解されていることも考慮すれば、被告人の防御権の保障は、かなり低いものと感じられる。<sup>67</sup>

(3) これに対し、民事の公判手続については、訴訟法上、当事者の陳述聴取という手続により、証拠調べの前に争点を明確にし得る手段が準備されている。また、当該手続の存在もあって、傍聴した控訴審の公判手続においては、(少なくとも傍聴した刑事公判手続と比較すると) 審理も集中的に行われていたと感じられるところではある。

しかし、他方で、実務上、当事者の陳述聴取が果たして争点の明確化という機能を果たしているのかについては少なからず疑問を容れる余地があり<sup>68</sup>、また、控訴審の公判手続に対する上記の印象については、既に第一審の手続を経て、かつ、第一審判決に対する不服という形で審理の対象が決定されるため、当事者の問題とするところが相対的に明確化されていたことや、公判期日の冒頭における事件経過の陳述手続(民事訴訟法268条1項)の存在していること等によりもたらされたところも大きいのではないと思われる。<sup>69</sup>

いずれにせよ、少なくとも、審理の早期の段階で、「裁判所の認識と当事者の認識との共通化を図る」という視点はかなり乏しいものと解される。

#### 4 小括

以上、3つの項目に分けて、ベトナムの公判手続の特徴について触れたが、これらの特徴は、それぞれ相互に密接に関連するものであり、かつ、訴訟法レベルの問題に限ら

<sup>67</sup> 裁判官から聞いたところでは、刑事訴訟法の適用に当たり、同一の犯罪であるか別の犯罪であるかを区別する基準は、「刑法において、同じ“条”に規定されているか否か」ということである。例えば、刑法95条の罪(精神を強く刺激された状態における殺人の罪)は、同法93条の罪(殺人罪)とは別の犯罪である一方、同条1項の殺人罪と同条2項の殺人罪(一定の事由の有無により、有期懲役刑の重さのほか、無期懲役や死刑を選択し得るか否かまで変化する。)は、同じ“条”に規定されている以上、あくまで同じ犯罪である。そして、刑事訴訟法196条2項前段は、裁判所が「検察院が起訴のために適用した同じ条文中の他の項に従って」判断することを認めており(この点、同項後段が、“別の犯罪”の場合には、「同等の犯罪又は軽い犯罪」に限定しているのと異なる。)、例えば、刑法93条2項の罪で起訴された被告人につき、同条1項を裁判所が適用することは可能であるから、結局、攻撃防御の対象は、刑法の条文レベルで特定されているにすぎないといえる(なお、上記の例の場合には、死刑が選択刑に入ることとなる結果、審理合議体の構成変更が必要となり(刑事訴訟法185条)、そのままでは審理を継続できなくなるが、それは別の問題である。)。この点、上記のように、刑法の同じ条文の他の項を適用する結果、被告人により重い刑を科すことになる場合に、被告人に対して審理の対象の変更を明確に告知するか否かを裁判官に尋ねたところ、「刑法の同じ条文中に規定されている限り、その罪が審理の対象となっているから、告知を行わなくても問題はない。」という回答であった。なお、このような審理対象の変更に係る裁判所の権限に対し、検察官については、刑事訴訟法217条1項が「起訴状の全体若しくは一部又はより軽い犯罪である旨の結論」と規定していることとの関係で、刑法上、同じ条文中に規定されていても、より重い刑罰を規定した他の項の適用を論告において求めることはできないと理解されているようである(したがって、同条項については、刑法の“条”のみならず“項”も含めて起訴状の記載により画される犯罪の範囲が判断されているようである。)

<sup>68</sup> 脚注48及び脚注53を参照されたい。

<sup>69</sup> 他方で、そのような事情のない第一審の場合には、審理の対象が控訴審の公判手続におけるほど明確には感じられないのではないかと推測される。公判準備手続にて既に裁判所が当事者の主張立証の内容を認識していることからして、民事第一審の公判期日の性質は、日本の訴訟手続になぞらえると弁論準備手続終了後の集中証拠調べ及び弁論終結期日に近いものとも解され、これまで傍聴した各公判手続における訴訟運営も考慮すれば、民事第一審公判手続における公判期日冒頭の当事者の陳述聴取も、当事者の主張により争点を明確化するというよりは、既に裁判所の抱えている問題意識を確認するという意味合いの強いものとして行われているのではないかと考えられるところである。なお、脚注48を参照されたい。

ず、そもそもの訴訟制度の目的や裁判所の役割等、根本的な意識に係る問題を含むものである。したがって、今後、市場経済の浸透や国際化にあたり、よりよい訴訟制度を目指すにつき、これらの点を改善していく必要があるとして<sup>70</sup>、それは、必ずしも容易な道のりではないと思われる。

また、本プロジェクトは、訴訟実務の改善と関連して、SPCから下級裁判所への情報提供、指導方法のあり方を検討していくものであるが、そうした過程においては、例えば、法規範における用語の統一等に係る問題や法律の解釈権限<sup>71</sup>及びその手法に係る問題等、同じく根本的かつ広汎な問題についての検討等も必要となってくるであろう。

こうした本プロジェクト全体における訴訟実務の改善活動の方向性等については、本稿の対象ではないが、とりあえず、訴訟実務の局面に限定するならば、例えば、公判手続の早期の段階で、裁判所の問題意識を当事者に明らかにする手続や更には当事者の関与の下で問題意識を共通化する手続を設けることで（例えば、刑事訴訟においては、検察官の起訴状朗読の後、証拠調べの前に、公判手続における尋問の順序や具体的な尋問事項、当該事項の法律上の位置付けにつき、一定の範囲で確認する手続など。他方、民事訴訟においては、上記と同様の手続のほか、公判準備手続の終了段階で争点整理書面を作成すべきことを定めたり、公判期日の冒頭の当事者の陳述聴取の終了時点で、裁判所と当事者との間で、証拠調べの対象となるべき争点やそれに関する証拠関係を確認する手続を設けたりすることが考えられるかと思われる。）、裁判所主導の訴訟実務の方向性の変化を促していくことがあり得るのではないかと考えられるところである。

以上

---

<sup>70</sup> もちろん、どのような訴訟制度が望ましいかについては様々な考え方があり得るから、これらの点のすべてにつき改善が必要であるかについては、更なる検討が必要であるが、少なくとも、個人的な感覚として、当事者の側から手続を見た場合の不透明さは少なからず問題であると思われるし、また、現在の訴訟運営のままでは、事件の増加に伴い裁判所の負担が増加すれば、いずれ裁判所の機能は麻痺するであろうと感ぜられる。

<sup>71</sup> ベトナムの憲法上、法律の解釈権限は、国会の常任委員会に専属している。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp  
From : Asia

### インドネシアの祝日

宗教性のない日本の祝日に比べ、インドネシアの祝日は、ほとんど全てが宗教に関連しています。ヒジュラ正月（イスラム）、旧正月（仏教）、ニューピ（ヒンズー正月）、モハメッド降誕祭、聖金曜日（キリスト教）、キリスト昇天祭、仏陀聖誕祭...と、政府公認の4大宗教に関わる祝日が代わる代わる続き、宗教性のないのは元旦と独立記念日だけです。

それぞれの宗教に関わる祝日の数もそれなりにバランスが取れています。多様性の中の統一を国是とするインドネシアらしいところです。

とはいうものの、年に一度、全国的に最も盛り上がるのは、やはり、人口の約9割を占めるイスラム教徒の最大行事である断食明け大祭（イドゥル・フィトゥリ）です。それまでの約1ヶ月間はラマダン（断食）で、午前2時に起床・礼拝、夜明けから日没まで断食の毎日が終わり、日本の盆と正月が一度に来たようなお祭りの期間が始まります。さすがにこうなると、非イスラム教徒も巻き込んで国民的休暇の様相を呈しており、企業や官公庁は休み、雇人は2週間近く休暇をもらって里帰りをし、家族で集まって正月を祝います。いつもは人であふれているジャカルタの街も、このときばかりは静かになり、名物の交通渋滞も解消されるのだそうです。

(JICA インドネシア長期派遣専門家 角田多真紀)

## ～ 国際研修 ～

### 2007年度 インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト 第1回本邦研修

国際協力部教官 田中 嘉寿子\*

#### はじめに

本稿は、2007年10月22日から11月1日の間実施されたインドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト第1回本邦研修の内容を紹介するものである。

#### 第1 研修実施の背景

法務総合研究所国際協力部は、2002年度から、毎年1回、JICA 国別特設研修の枠組みで、インドネシアから司法関係者を招いて国別特設研修を実施している<sup>1</sup>。

2007年度は、同年3月から2年計画で開始された「和解・調停制度強化支援プロジェクト」の一環として、インドネシアにおけるメディエーション制度の改善に向けた研修を実施した。インドネシア民事訴訟では、日本と同様に訴訟上の和解ができるという条文に基づき、これを活性化させることを目的として和解を行うに当たり、調停人を選任して調停に付するという制度を導入するために最高裁判所規則（PERMA）2003年2号が制定されたものの、使いづらさなどの理由から調停利用率・調停成立率も極めて低調であり、これまでの研修の成果を踏まえて日本の和解・調停制度を参考にしつつ、同規則を改正することとなった。

そこで、本プロジェクトは、①改正草案を起草し、②調停人養成制度を改善し、③改正された調停制度を広報することをコンポーネントとしており、1年目の本年は、コンポーネント①、②に焦点を当てて研修を実施した。

#### 第2 研修内容

##### 1 研修員

研修員は、主として同プロジェクトのインドネシア側ワーキンググループ（WG）メンバーとなっている裁判官、弁護士である（別添1研修員名簿参照）。

##### 2 研修内容

本研修では、改正草案を起草する上で参考となる日本の和解・調停制度の概要説明及び実務の紹介並びに調停人養成制度の改善の参考となる和解・調停技術の紹介を行った上で、現時点での改正草案を基に研修結果をも踏まえ、今後の改正の方向性につき、研修員に3グループに

---

\*田中嘉寿子国際協力部教官は、4月1日付けで、神戸地方検察庁検事へ異動

1 2002年度につきICD NEWS 第8号103ページ以下、2003年度につきICD NEWS 第12号191ページ以下、2004年度につきICD NEWS 第17号28ページ以下、2005年度につきICD NEWS 第26号32ページ以下及び2006年度につきICD NEWS 第30号114ページ以下の各教官作成のセミナー実施報告参照。

分かれて協議を行わせ、それに本プロジェクトのアドバイザー・グループのリーダー格であり、昨年8月にジャカルタを短期専門家として訪問し、現地ワークショップ<sup>2</sup>で和解技術について講演をされた草野芳郎学習院大学法科大学院教授からコメントを頂いた。

具体的な日程は、以下のとおりである（別添2日程参照）。

- (1) 京都簡易裁判所見学 調停当事者の同意を得た上で調停を少人数ずつで傍聴し、調停担当裁判官及び調停委員からブリーフィングを受けた。
- (2) 京都弁護士会見学 紛争解決センター運営委員会の弁護士らからブリーフィングを受けた。
- (3) 研修員発表 裁判官・調停人養成機関の長・弁護士から、それぞれ、和解・調停の成功事例を発表させ、講師からコメントを得た。
- (4) 調停技法トレーニング 稲葉一人姫路獨協大学法科大学院教授から、経済産業省委託で作成された調停人養成研修教材のDVDを見せた上、ロール・プレイの実演と講義を組み合わせ、トレーニングのノウハウを紹介していただいた。
- (5) 和解技術 草野教授から、長年裁判官として実践された和解技術のエッセンスを紹介していただいた。
- (6) 改正規則草案協議 長期専門家角田多真紀弁護士が提示された現在の改正草案の問題点15項目につき、日本の制度を条文に即して紹介した上、研修員に3グループに分かれて集中協議させた結果をそれぞれ発表させ、逐語通訳をしながら、インドネシア語と日本語とで一覧表にまとめた。
- (7) プロジェクト進行協議

この種のプロジェクトにおいては、相互に進捗状況を把握し合い、協議し合い、所期の計画を微修正しながら運営していく必要がある。関係者が一堂に会することが可能な貴重な機会であり、かつ、研修の成果を踏まえた微修正を検討すべきであることから、研修最終日に協議の機会を設けた。

### 第3 研修員発表 和解・調停の成功事例

研修員らが発表した和解・調停の成功事例は、以下のとおりである（本号154ページ以下）。

- ① フィルマンシャー弁護士，ルトフィ・ヤジッド弁護士 3例
- ② インドネシア調停センター（PMN）ファーミ所長 2例
- ③ スマラン地方裁判所ヤニ判事 1例（靴の売買代金請求事件）
- ④ バンドゥン地方裁判所デウィ判事 1例（美容整形の医療過誤事件）

これは、草野教授が著書「和解技術論」を執筆する契機となった「成功は成功の元」という発想に基づき、実際にインドネシアでどのような事例が和解で解決したかを聴取することにより、更に和解・調停制度を発展させるための発想の基礎情報を共有するためである。

特徴的であったのは、ほとんどの事例が、PERMA2/2003に則った調停手続では解決に至らず、訴訟に戻ってから和解に至っていたことである。調停期間を約3週間に限定している現行PERMAでは調停成立に至るのが困難であることが如実に示されていた。

---

2 ICD NEWS 第32号219ページ以下の当職の報告参照。

また、弁護士及び調停機関の長から紹介された事例は、ビジネス上の問題が多く、純粹にビジネス関係のものもあったが、背景事情として親族間の感情的問題が含まれているものが2例あり、ヤニ判事の発表事例でも「インドネシアでは契約を書面化しないことが多い」ので契約書がないなど、少し前の日本の状況と類似する事例が多く、判決よりもむしろ和解・調停で解決するのがふさわしい事例が少なくないことがうかがえた。

さらに、インドネシアでは、裁判官が和解案を提示することは実務上禁じられているとのことであり、当事者が提示する和解案に対し、裁判官が介入することも少ない様子であった。この点につき、草野教授からは、裁判官としての経験に基づき、履行を確保するための和解条項案の作成における裁判官の役割の重要性と具体的な和解条項案作成上の留意点が紹介された。

#### 第4 調停技法トレーニング

##### 1 調停人養成研修 DVD

本 DVD は、経済産業省が稲葉一人教授を座長とする調停人育成教材作成委員会に委託して作成された民間調停人を養成するための研修教材である。当事者間の対話を促進する「自主交渉援助型」の調停技法の紹介を中心としており、昨年度の研修では基本的部分を見せ、今回は応用的部分（当事者が途中退席しようとする場合など）を見せて議論させた。

この種の研修用 DVD は、本プロジェクトでも作成予定であり、そのための参考にもしてもらおうことを企図したものである。

##### 2 ロール・プレイ

稲葉教授が調停人役、当職が申立人役、平石努弁護士が相手方役となり、近隣騒音事例を元にしてロール・プレイを実演した。まず、調停人が法律的分析・評価を中心に行う「評価型」調停を実演した後、「自主交渉援助型」調停を実演した。当事者役は、それぞれ「秘密事項」（A4用紙1枚程度）を渡された以外、シナリオはなく、すべてアドリブで進行したが、稲葉教授の問い掛け方の違いで当事者役の発言も異なるため、評価型と自主交渉援助型の違いが如実に表れ、研修員にも両者の違いが十分理解され、好評であった。

本プロジェクトの主たる対象であるインドネシアの裁判官は、本来的に評価型的発想が強いので、自主交渉援助型調停技法を紹介することは、調停制度の活性化のみならず、調停不調後裁判に戻った場合の和解の促進にも有用である。

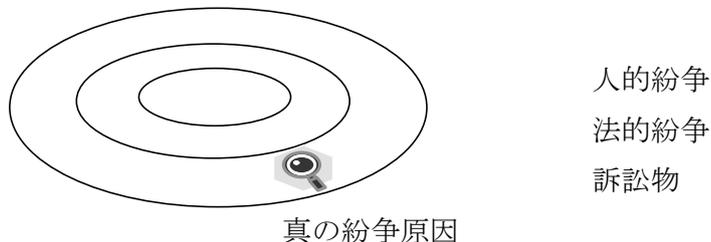
##### 3 講義

インドネシアの現行 PERMA2/2003 は、英米法国のドナー主導で作成されているため、大陸法的民事訴訟法になじんでいるインドネシア裁判官らにはかなり使いにくいものである。それを踏まえ、稲葉教授は、アメリカにおける調停制度の研究成果と自己の裁判官としての経験、退職後に調停人として多数の調停事件を扱ってこられた経験に基づき、両者を比較しながら自主交渉援助型調停の在り方を説明された。

## 第5 和解技術

### 1 講義

草野教授からは、裁判上の和解の在り方につき、より実践的な技法の講義をしていただいた。特に印象深かったのは、「当事者の話を誠実に聞き、真の紛争原因を探ること」が説得技術の基本型として大事であるというお話が出たので、当職が



という図を書き、「実際の紛争は、人間関係の中から生じる人的紛争であり、当事者が弁護士に相談すると弁護士がその中から法的紛争を区別した上で、証拠関係や勝訴で取れる賠償額その他を考慮して提訴するので、提訴された訴訟物の範囲しか裁判所には見えないのが通常である。しかし、真の紛争原因はしばしば法的紛争の枠外にあり、そこが解決されなければ、不満のある当事者は法的紛争の範囲で何度でも提訴することがある」と言う。研修員が「インドネシアでもそうである。何度も提訴してくる」と一同が同意していた。和解や調停は、訴訟物に限らず、真の紛争原因をも含む形で柔軟な解決を提供することができる点で、非常に有益な解決方法であると思われた<sup>3</sup>。

### 2 模擬和解

草野教授が研修員発表事例の中からヤニ判事の発表事例を採り上げ、簡潔な秘密事項を作成され、研修員の中から原告代理人役としてフィルマンシャー弁護士、被告の妻役としてアルタ判事が研修員全員の推薦で選ばれ、草野教授が判事役、当職が廷吏兼書記官役となり、模擬和解を実施した。

コーカスを多用しつつ、最後に和解条件を詰めて対席で和解条項をまとめ上げている様子は、正に日本の和解手続を再現するような状態であった。研修員らは、従前から日本の和解実務を見てみたいとの要望が強かったのであるが、非公開の和解手続が傍聴できるわけもなく、また、最高裁判所発行の「民事第一審手続解説」などでも和解の場面はないので、この模擬和解は日本の和解手続の「現場」を紹介し得る唯一の方式であり、和解経験の豊富な草野元判事の御尽力なくしてこのような和解の再現はできなかつたと思われる。

この模擬和解実施後、草野教授が和解条項の講義をなさったので、研修員らも和解条項作成における裁判官の責務の重要性と工夫の仕方がよりよく理解できたと思われる。

3 ただし、和解は判決という基本型の応用型であり、あくまでも、基本型がきちんとできることが前提である。そうでなければ無制約な解決の強要に随する危険があることは、「判決書マニュアル」作成支援が必要な他国への法整備支援を見ていて感じるところである。というのも、超職権主義的訴訟観に基づく社会主義的訴訟制度では、裁判官は、当事者の提訴した訴訟物に限られず、法的紛争の範囲で自由に判決を書く傾向があるからである。

## 第6 改正規則草案協議

### 1 グループ別討議

インドネシアの研修員を3グループに分け、現在の PERMA2/2003 改正草案の問題点 15 項目につき検討させ、検討結果を一覧表にまとめた。

### 2 全体協議

各グループから検討結果を発表させ、これに草野教授からのコメントを得た上で、全体で協議した。

インドネシア人の特徴は、法令の解釈が妙に堅苦しいことにある。

例えば、利害関係人を訴訟に参加させるには参加決定を中間判決の形で行わなければならないという。そして、調停手続に利害関係人を参加させるにも、訴訟上の参加決定が必要であるから、調停には一切利害関係人を参加させることはできない、という論理になってしまう。そういう場合、草野教授からは、利害関係人が本当に調停合意に参加する必要があるか否かは、合意成立時点でないと分からないので、取りあえず参加させ、調停成立時には必ず訴訟に戻って「和解判決」をする必要があるインドネシアにおいては、利害関係人の参加決定も「和解判決」の直前（実際には同時）に行えばいいのではないかと、とのコメントがなされた。

また、インドネシアでは ADR 法第6条で訴訟外の和解合意に執行力がないのが問題であるというので、それならば、日本の即決和解手続を応用して執行力のある状態にすればいいのではないかと考え、本研修ではかなり丁寧に即決和解手続を紹介した。多くの研修員が強い関心を示したにもかかわらず、「現行法と矛盾する」という短絡的な反応が強く、「改正 PERMA に訴訟外の和解等の合意→形式的提訴→形式的調停（即決調停的な手続条項を新設）→訴外和解合意の確認→訴訟に戻り和解判決」というような柔軟な発想はなかなか出ない。しかし、ADR 活性化の切り札になり得るこの日本側からの改正提案は、帰国後の検討課題となった。

### 終わりに

本研修は、和解・調停制度強化支援プロジェクトの一環として実施されたものである。帰国後も研修員を中心とする WG メンバーは、角田長期専門家とともに改正規則案のドラフトに関する議論を深め、活動を継続している。

JICA の法整備以外の一般的プロジェクトは、現地活動が中心であるため、長期専門家は原則として本邦研修には同行しないと聞いている。しかし、本邦研修がプロジェクトの一環として実施されてそこでの議論を現地で継続・発展させる法整備支援プロジェクトにおいては、長期専門家が同行帰国して日本での議論にも参加することは、現地に戻ってからの活動継続上必須である。

また、言語が非常に重要な法律分野において、通訳・翻訳はプロジェクトの死命を決する死活問題であり、良質の通訳を継続して確保すること及び翻訳の精度を保つことは非常に重要である。

法整備支援活動が JICA のプロジェクトとして開始されて約 10 年を経過し、本研修運営に

当たっては、JICA 側でもこれらの法整備支援特有の問題が理解されつつあると思われたが、今後なお一層理解を深め、JICA で現在作成中の課題別指針に示していただくのを期待している。

なお、訪問・見学を快く受け入れてくださった京都簡易裁判所及び調停委員の皆様並びに京都弁護士会紛争解決センターの弁護士の先生方に紙面を借りて厚く御礼申し上げたい。日本の制度を紹介するに当たり、実務を見学したいという希望は非常に強く、この種の訪問・見学及びブリーフィングは彼らの日本の制度の理解を深めるだけではなく、懇切な御対応の中で、廉潔で機能的な日本の制度への尊敬をも深めていることがうかがえる。法整備支援活動において、他に代え難い貴重な機会を提供していただき、御多忙の中、丁寧に対応してくださった皆様方に改めて深謝するものである。

## インドネシア和解・調停制度強化支援研修 研修員名簿

LIST OF PARTICIPANTS FOR THE COUNTRY FOCUSED TRAINING COURSE ON IMPROVEMENT OF MEDIATION SYSTEM.2007

1		アンディ・サムサン・ガンロ (アンディ) Mr. Andi Samsan Nganro Chief Justice, District Court of South Jakarta 南ジャカルタ地方裁判所長
2		イグスティー・アグン・スマナタ (アグン) Mr. Igusti Agung Sumanatha, SH Secretary, Research and Education Center of Supreme Court 最高裁司法研修所事務局長
3		ムルティニンディア・エリ・マリアニ (エリ) Ms. Multiningdyah Ely Mariani, SH Judge, District Court of Central Jakarta 中央ジャカルタ地方裁判所判事
4		アルタ・テレシア・シララヒ (アルタ) Ms. Artha Theresia Silalahi, SH, MH. Judge, District Court of South Jakarta 南ジャカルタ地方裁判所判事
5		ディア・スラストゥリ・デウィ (デウィ) Ms. Diah Sulastri Dewi, SH, MH. Judge, District Court of Bandung バンドン地方裁判所判事
6		ダルモノ・クルニア・ヤニ (ヤニ) Mr. Darmono Kurnia Yani, SH, M. Hum. Judge, District Court of Semarang スマラン地方裁判所判事
7		アルベルト・ホー・ルスmana Ms. Albertina Ho Rusmana Assistant of Vice Chief Justice, Supreme Court 最高裁副長官付調査官
8		タクディル・ラーマディ Mr. Takdir Rahmadi Researcher, Indonesian Institute for Conflict Transformation (IICT) IICT (調停人認証機関) 研究員
9		フィルマンシャ (フィルマン) Mr. Firmansyah, S. H., LL. M Attorney-at-law Managing Partner, Karim Syah Law Firm 弁護士
10		タヒール・ムサ・ルットフィ・ヤジッド (ルットフィ・ヤジッド) Mr. Tahir Musa Luthfi Yazid, S. H., LL. M Attorney-at-law, Managing Partner, Luthfi Yazid & Partners Law Firm 弁護士
11		アーマド・ファーミ・シャハブ Mr. Ahmad Fahmi Shahab Executive Director, Indonesian Mediation Center (PMN) PMN (調停人認証機関) の長
12		アブドウル・シュクル・ファタヒラ Mr. Abdul Syukur Fatahillah Executive Director, Indonesian Institute for Conflict Transformation (IICT) IICT (調停人認証機関) の長

## 【研修担当/Officials in charge】

教官/Senior Attorney 田中嘉寿子 (Kazuko TANAKA), 教官/Attorney 達元亮太 (Ryota TATEMOTO)

主任国際協力専門官/Administrative Staff 西林秀隆 (Hidetaka NISHIBAYASHI), 主任国際協力専門官/Administrative Staff 島崎幸英 (Yukihide SHIMAZAKI)

## 第1回 インドネシア和解・調停制度強化支援研修日程表

[主任教官: 田中教官, 建元教官, 事務担当: 西林主任専門官, 島崎主任専門官]

研修実施場所: 法務省法務総合研究所国際協力部, JICA大阪国際センター

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	場所	
10 / 22	月	JICAオリエンテーション OSIC		JICAオリエンテーション OSIC	「調停人養成研 修」DVD視聴 (15:00-16:00) OSIC	ICDオリエンテーション (16:00-17:00) OSIC	
10 / 23	火	京都簡易裁判所見学 京都簡易裁判所		京都弁護士会見学 京都弁護士会		京都	
10 / 24	水	見学の補足説明 (10:00-11:00) 長期専門家 角田 多真紀 国際協力部教官 田中 嘉寿子	研修員発表(弁護士・調停人) 姫路獨協大学法科大学院教授 稲葉 一人 弁護士 平石 努 (11:00-12:30)	講義 ADRを担う人材育成について -調停技法トレーニング① 講師/姫路獨協大学法科大学院教授 稲葉 一人(元判事) 2FICR コメンテーター/弁護士 平石 努(元JICAインドネシア企画調査員)			
10 / 25	木	演習 ADRを担う人材育成について -調停技法トレーニング② (日本側講師によるロール・プレイを含む) 講師 姫路獨協大学法科大学院教授 稲葉 一人(元判事) コメンテーター 弁護士 平石 努(元JICAインドネシア企画調査員)				2FICR	ICD
10 / 26	金	研修員発表 PERMA2003/2改正案の内容について(タクディル教授) 和解・調停の成功事例について(ヤニ裁判官) 講評 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事)		研修員発表 和解・調停の成功事例について(デウイ裁判官) 講評 講評 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事) 2FICR			
10 / 27	土						
10 / 28	日						
10 / 29	月	講義 和解技術① 講師 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事)		演習 模擬和解 質疑応答 講師 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事) OSIC			
10 / 30	火	講義 和解技術② 学習院大学教授 草野 芳郎	講義 日本の和解・調停制度 講師/長期専門家 角田多真紀 コメンテーター/学習院大学教授 草野芳郎	協議 PERMA2003/2改正案の方向性について 講評 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事) 弁護士 矢吹 公敏, 長期専門家 角田 多真紀 OSIC			
10 / 31	水	協議 PERMA2003/2改正案の方向性について 講評 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事), 長期専門家 角田 多真紀 OSIC				OSIC	
11 / 1	木	協議 PERMA2003/2改正案の方向性について 講評 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事) 長期専門家 角田 多真紀		協議 今後のプロジェクト進行について(14:00~17:30) OSIC 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎, 長期専門家 角田 多真紀 姫路獨協大学教授 稲葉一人, 弁護士 矢吹公敏, 弁護士 平石努(JICA-Net利用)			
11 / 2	金	評価会(10:00~) OSIC	閉講式(11:00~) OSIC	資料整理		OSIC	
11 / 3	土	帰国					

## 裁判所における調停の成功を支える要因

フィルマンシャー法学士・法学修士  
T・M・ルトフィ・ヤジッド法学士・法学修士

日本・インドネシア両国間  
司法制度比較研究  
2007 - 日本

### 裁判所における調停 (裁判所付設型調停)

法的根拠：

- ❖ 「裁判所における調停手続に関する最高裁判所規則（2003年最高裁判所規則第2号）」及び関連の「和解機関を組み入れた第一審裁判所への権限付与に関する最高裁判所通達（2002年最高裁判所通達第1号）」（旧ジャワ島民事訴訟法第130条・外島民事訴訟法第154条）

## 裁判所における調停 (裁判所付設型調停)

- ❖ 第一審裁判所に提起される民事事件はすべて、まず調停役の助力を得て和解による解決を図らなければならない。
- ❖ 調停による事件解決で、これまで裁判所に見られた事件の山積状態が改善できるものと期待される。

3

## 裁判所における調停手続

- ❖ 裁判官は、第一審期日において各訴訟当事者に調停を経るようにさせなければならない。
- ❖ 各当事者は調停役を選任する。
  - \* 裁判所所属の調停委員
  - \* 裁判所外の調停者
- ❖ 裁判所の調停委員を介した調停手続は、22開庁日にわたって行われる。一方、裁判所外の調停者を介した調停は、30開庁日にわたって行われる。
- ❖ 合意に至った場合、各当事者は和解の証書を申請できる。この証書は和解調書と呼ばれる。
- ❖ 合意に至らなかった場合、裁判官は事件審理を続行（訴訟追行）する。

4

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

---

### 1. 各当事者の信義誠実の精神

2004年7月、韓国水域にあった1隻の船舶が台風7号（ミンドゥル）に襲われ損壊被害を受けた。同船の船主は、あるインドネシア法人の船会社で、この被害を全損と見なせるもの（*推定全損*）ととらえ、保険会社に対し保険金117万5千米ドルの支払いを請求した。ところが、同船が*船級維持証書*（CMC）の要件を満たしておらず、申立人に*告知義務違反*があったことから、結果として保険会社は損害補てんを拒否した。

5

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

---

申立人は、保険会社に対すると同時に保険代理店に対する損害賠償請求を中央ジャカルタ地裁に訴え出た。だが、保険会社側は34万米ドルを支払う用意があるということで、本件は調停に成功した。

6

### 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

ところが、申立人は再び中央ジャカルタ地裁に保険代理店側を相手取って79万5398米ドルの損害賠償を求める同種の訴えを起こした。申立人の言い分は、先般の事件における和解による紛争解決は申立人と保険会社との間でのみ有効であって、保険代理店に対してではない、というものであった。

審理の初期段階における調停で、当事者たちは調停委員を中央ジャカルタ地裁から選任することで合意した。こうして、2003年最高裁規則第2号に基づき調停期間は22日間となった。

7

### 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

審理の初期段階における調停努力が行き詰まりを見せたため、事件審理を担当する判事団が事件を引き続き審理（訴訟追行）すべきこととなった。

ところが、この審理の過程で、相手方が事件を和解によって解決したいとの意向を示した。これは、相手方が保険代理店としての自社イメージを守りたいと希望してのことであった。本件が長引くこととなった場合、誠意ある保険代理会社としての名に傷が付きかねないと懸念したからである。

8

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

前述の和解は、その後和解調書の形で確定。この調書には、相手方は13万米ドルを支払う用意のある旨が記された。

上の例から見て、調停の成功を支える要因の1つは、各当事者自らの信義誠実の精神に発するものと結論付けられる。

9

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

### 2. 調停に向け依頼人を説得できる弁護士と粘り強く当事者間の調停ができる調停役

2007年、ある鉱業会社の内部で紛争が発生した。社の監査役が、1人の取締役（大株主でもあった）を停職にしたところ、停職にされる理由はないと考える当の取締役は、その理由を質すために臨時株主総会を開催したのである。

さらに、この臨時株主総会では、同取締役に電子メールで通知された（少数株主である）取締役社長の辞任表明の真否についても討議がなされた。しかし、この臨時株主総会が執り行われた際、取締役社長は出席していなかった。総会の結果、停職とされた取締役が取締役社長に任命された。

10

### 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

紛争は、前の取締役社長が依然自分がその役職にあるものと思っていたことから起きた。本人は、まだ取締役社長の職を続けたいという意志を表明した書簡を送ったこと、またそれに先立ち前述の取締役に送った電子メールの内容については既に取り消したものと主張。

この臨時株主総会は適法に開催されたものでなく、取締役社長の任命も法的に無効であるとの言い分で、彼は南ジャカルタ地裁を通じて新しい取締役社長を相手取り訴えを起こした。この訴えの中で、彼は100万米ドルの損害賠償も求めた。

調停段階において、双方の当事者は南ジャカルタ地裁から調停委員を選任することで合意。選ばれた調停委員は裁判所の所属であるため、調停期間は22日間となった。

11

### 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

当事者たちの横柄極まりない態度からして、調停による紛争解決は困難に思われた。争いになってからというもの、当事者たちは顔を合わせることも同室することさえも嫌がっていた。

調停手続の中で、双方の当事者に付いた弁護士は各々の依頼人に対し調停に応じるよう根気よく説得を行った。だが、その努力にしても相当に難儀なものであった。両者とも自らが正しいとの言い分を説き、激しい言い争いや、非難の応酬になった場面もあった。

12

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

本来であれば、22日間の期間が過ぎたところで、事件は改めて判事団によって審理（訴訟追行）される運びとなるはずであった。しかし、調停委員は自ら率先して裁判長に調停期間の延長を願い出た。

双方の当事者に付いた弁護士と調停委員の粘り強い努力の結果、終には本件も調停による解決に成功。当事者たちはようやく調停に応じ、相手方が大株主として申立人の少数持ち株31万5000米ドル相当を買い取るという解決策が取られた。この和解は、裁判所により*和解調書*として確定された。

この事例において、弁護士と調停委員が調停の成功に大きな役割を果たしたことは否みようがない。

13

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

### 3. 審理を担当する裁判官が根気よく当事者間の調停に当たること

2005年、メダンで航空機事故が発生。この事故による犠牲者の中に、伝統的信仰に基づいて（戸籍役場では登録されない形で）結婚した夫婦であるX氏とY夫人がいた。

14

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

夫妻の死亡を受けて、航空会社側はそれぞれの相続人に慰謝料と賠償金を支払った。ところが、X氏にはイスラム教の方式によって結婚したZという夫人もいることが判明し、そのことは婚姻手帳によって証明された。したがって、法の間から見れば、X氏の相続人はZ夫人とその子供たちということになる。航空会社も慰謝料と賠償金3億5000万ルピアをX氏の相続人であるZ夫人に支払った。

15

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

2006年、Z夫人と航空会社は、メダン地裁を通じて訴えられた。訴えたのは、自分たちこそがX氏の正当な相続人であるとする同氏の兄弟たちだった。

彼らは、X氏とその妻の婚姻は無効だということを理由にした。X氏は日常生活において依然仏教徒のように振る舞っていたことから、同氏のイスラム教への改宗は無効であり、結果としてイスラム教の方式によるX氏とその妻の婚姻も無効であるとの言い分である。そこで、彼らに言わせれば、X氏の兄弟である自分たちが同氏の法定相続人であるというのだ。

16

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

訴えの中で、彼らは既にZ夫人に支払われた慰謝料と賠償金を正当な相続人である自分たちに返還するよう求めた。

当事者たちは調停委員をメダン地裁から選ぶことで合意。こうして、調停期間は22日間となった。しかしながら調停は不調に終わり、訴訟追行ということで判事団が事件の審理を引き続き行わなければならなかった。

様々な訴訟手続が取られた。結論の提示も済み、当事者たちは判事団からの決定を待つばかりであった。しかし、判事団はこの紛争を解決するためになお調停努力を続けた。

17

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

すべての当事者が結論を提示してから2か月以上経っても、事件の審理を担当する判事団は一向に決定を出さなかった。まだなお当事者たちに対し調停の努力を続けていたのだ。そして結局のところ裁判官の粘り強い努力は無駄にはならなかった。当事者たちが調停に応じたのである。

その和解の取決めにおいて、申立人は本件から航空会社を除外することによりやく同意し、Z夫人は20億ルピアを支払うことで同意した。

18

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

---

申立人は訴えの中で3億5000万ルピアしか要求していなかったわけであるから、一見道理の合わない話に思えるかもしれないが、さらに追求してみると、先の数字はX氏の未分割の遺産額を加えた計算から出たものだった。

この調停結果は、*和解調書*として確定された。

19

## 実際の調停事例： 調停の成功を支える諸々の要因

---

❖ この事例で特に強調し得るのは、調停手続は審理の初期だけでなく、判事団による審理（訴訟追行）期間であっても決して不可能ではないということ。

❖ この考えは、日本の「*和解*」と同様のものである。

20

## 結論

---

調停において大切な役割を果たす要因については、以下の各側面から見ることができる。

- 各当事者
- 弁護士
- 調停役
- 裁判官



## TWO SAMPLES OF PMN SUCCESS CASES

OCTOBER 2007

FAHMI SHAHAB



### SUCCESS CASE 1, March 2005

Location: Banten, In-court

Type: inheritance, land dispute

Parties: 2 groups of family member of 3rd  
degree descendants

Age: 19 years, 1986-2005

Conflict: Contest stage, armed clash & no  
family relationship for 19 years



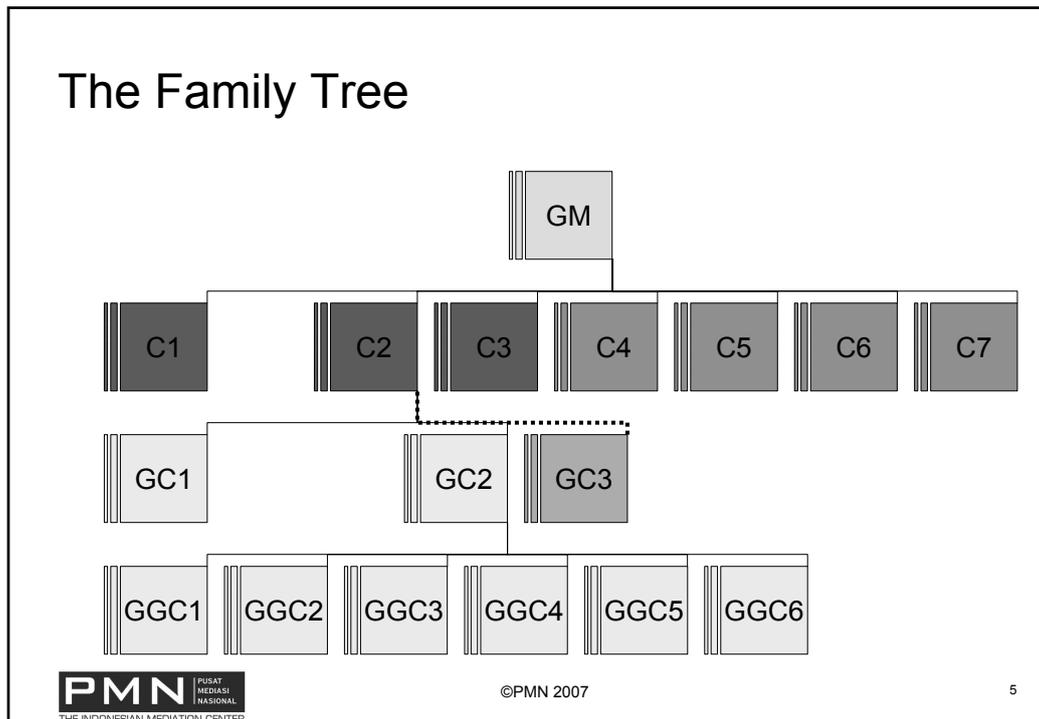
©PMN 2007

2

## Problems:

- C1, C2, C3 agreed to unite 3 blocks of land to be utilized for their descendants. C2 was appointed as the coordinator
- C2 granted to her adopted daughter 1/3 of hers (of inheritance portion or of total)
- Incomplete acts (of adoption, of grant, of witnesses)
- Assume as the right party, pride, recognition

- Quantum of claim: ± IDR350 mio
- Settled: On its 3rd join meeting, presented symbolic gift IDR 5 mio
- Lawyer: No lawyer involvement
- Mediator: Co-mediation, a Registrar & a PMN trainer
- Key: Therapeutic, reality check, reduce expectation



### SUCCESS CASE 2, August 2005

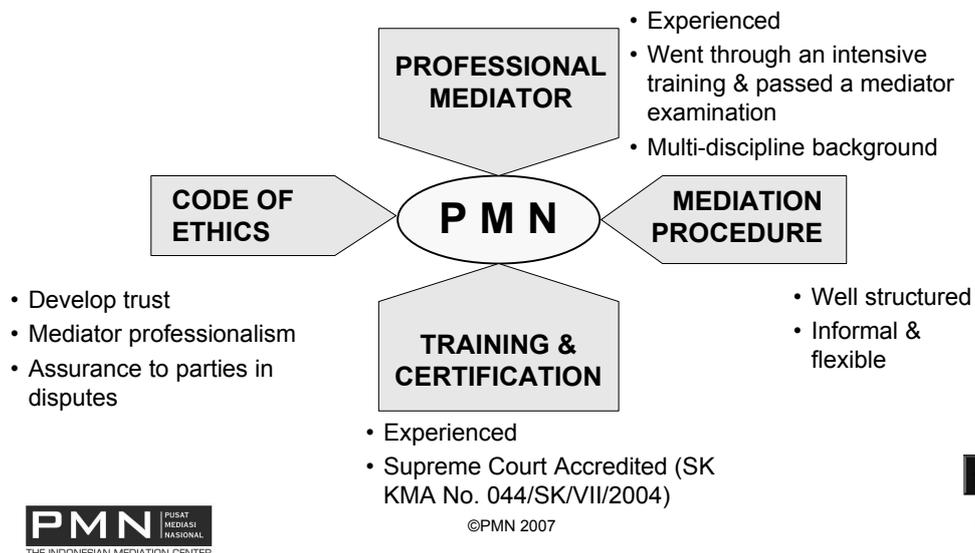
- Location: Jakarta, out of court
- Type: Construction dispute
- Parties: SOE as owner of the project and a consortium of contractor (one of the member is a subsidiary of the SOE, the other was a foreign Co.)
- Age: 2 years, 2003-2005
- Conflict: Disagreement, a little bit contest

## Problems:

- A delay in a project completion due to fire at the site
- A claim of shutdown of the mill outage
- A counter claim of cost overrun
- Assume as having a higher position, has a reasonable claim, can win the case

- Quantum of claim: ± USD1.6 mio
- Settled: On its 2nd join meeting,  
by signing an addendum  
agreement
- Lawyer: One side lawyer involvement
- Mediator: Co-mediation, PMN trainers
- Key: Facilitative problem solving,  
creative thinking, reality check

## PMN Capacity



# Thank you

Pusat Mediasi Nasional  
Indonesian Mediation Center  
[www.pmn.or.id](http://www.pmn.or.id)

Komp. Wijaya Grand Center Blok F 64-65,  
Jl. Wijaya II, Jakarta 12160

## 調停の成功事例



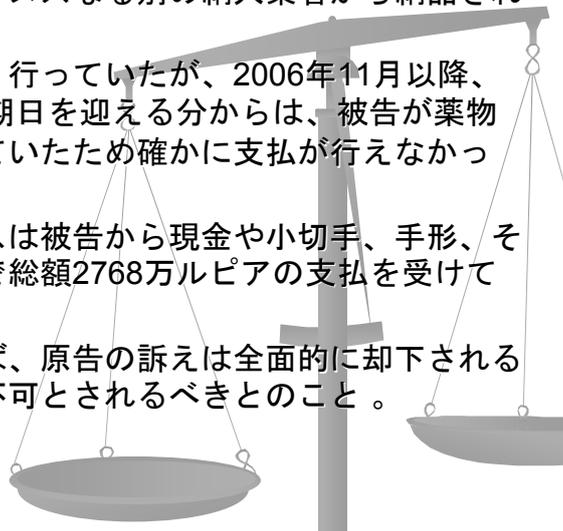
(発表者：クルニア・ヤニ・ダルモノ)

### I. 事案の概要

#### 原告の言い分

- 被告（A）は、靴問屋の店主として、マカッサルの「スリヤ・アバディ」なる店 {本件においては、原告を（B）とする。} から「XYZ」ブランドの靴を継続的に仕入れていた。
- その総価格は、2億5710万ルピアになる。ところが、そうした靴の仕入れに係る代金の支払は、期日を過ぎたにもかかわらず現在まで一度もなされていない。
- 原告は、被告に契約不履行があったことを明らかにし、罰として靴の仕入れに係る負債を原告へ支払うこと、その他訴状の請求内容部分に詳しく述べたとおり（利息、罰金及び原告が本来得るはずであった利益）の請求をしているものである。

- **被告の反論**
- 被告は、自分は原告との間で靴の売買はしていないとして否定。原告とは取引を行ったこともなければ、直接の面識もなく、靴はユスティヌスなる別の納入業者から納品されたもの、との由。
- 当初、支払は滞りなく行っていたが、2006年11月以降、つまり2007年初めに期日を迎える分からは、被告が薬物使用事件で勾留されていたため確かに支払が行えなかった。
- しかし、ユスティヌスは被告から現金や小切手、手形、それに靴など商品の形で総額2768万ルピアの支払を受けている。
- よって、被告によれば、原告の訴えは全面的に却下されるか、少なくとも受理不可とされるべきとのこと。



## 2. (調停者から見た) 各当事者の性格

### 原告 — 妻が代理人

- ❖ 口やかましく、しゃべり好き、強情、法律の知識に乏しい／法律を理解していない。
- ❖ 感情的、夫の方は仕事（貸金取立て代行業者）の上でよく暴力を振るうことがある。

### 相手方 — 弁護士が代理人

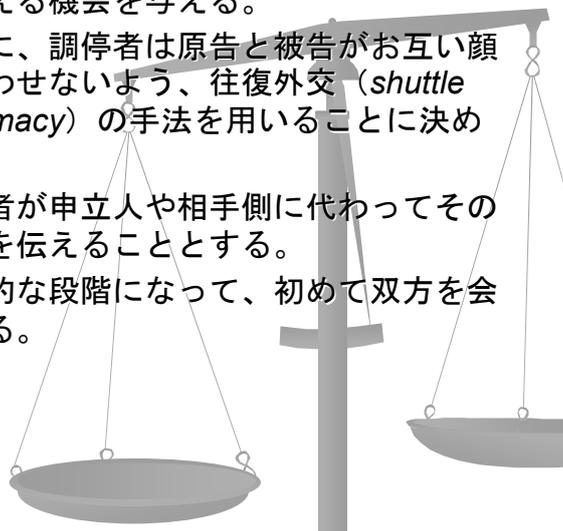
- ❖ 話しぶりは丁寧だが、ときとして辛辣。
- ❖ 教育があり、法律を理解している。
- ❖ あまり芳しくない評判（しばしば顧客を軽視すること）がある。



### 3. 調停の段取り



- 双方の当事者には、調停者と会って調停手続の説明を受けた後、何が問題であるか伝える機会を与える。
- さらに、調停者は原告と被告がお互い顔を合わせないように、往復外交（*shuttle diplomacy*）の手法を用いることに決める。
- 調停者が申立人や相手側に代わってその伝言を伝えることとする。
- 最終的な段階になって、初めて双方を合わせる。



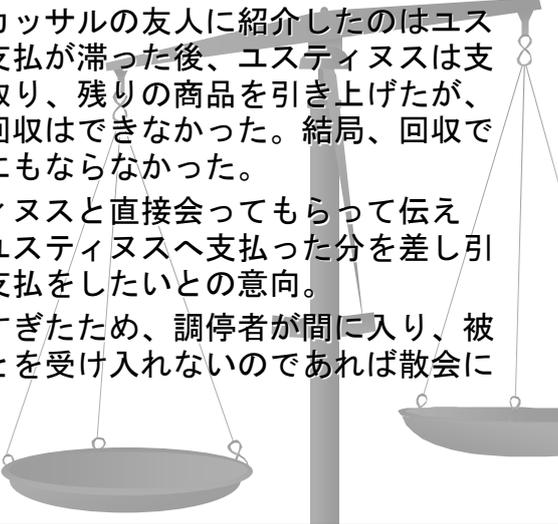
### 4. 調停期日のやりとり

#### a. 第一段階

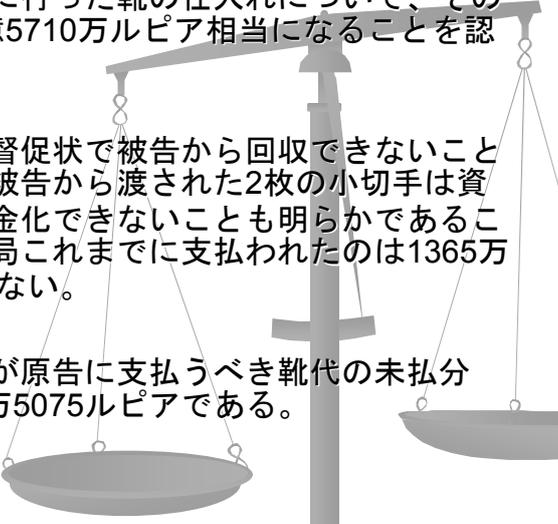
1. 調停者が、原告に対し被告に何を伝えたいか尋ねたところ、とにかく重要なことは被告が負債を認め、支払う気になることだとの答えであった。
2. 原告の望みを伝えたところ、被告は自分にとって面識があり負債を負っているのはユスティヌスだけで、それも一部はもう支払い済みだと息巻いた。
3. これを原告に伝える。原告はユスティヌスに来てもらってもいいとの心づもり。
4. 被告は、ユスティヌスと直接会わせてほしいと希望。



**b. 第二段階**

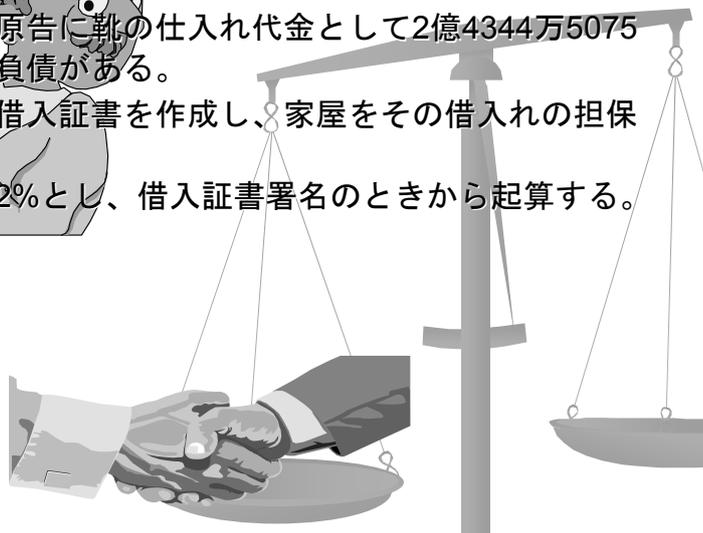
1. 原告は、被告の店宛にマカッサルから直接物を送った証拠を持ち、ユスティヌスを伴って来た。
  2. 確かに、被告をマカッサルの友人に紹介したのはユスティヌスだった。支払が滞った後、ユスティヌスは支払金の一部を受け取り、残りの商品を引き上げたが、督促状によっても回収はできなかった。結局、回収できた金額は、幾らにもならなかった。
  3. 被告へは、ユスティヌスと直接会ってもらって伝えた。被告は、既にユスティヌスへ支払った分を差し引いた上で、割賦で支払をしたいとの意向。
  4. 話し合いが長引きすぎたため、調停者が間に入り、被告が認め述べたことを受け入れないのであれば散会にすると伝えた。
- 

**c. 第三段階**

1. 被告は、これまでに行った靴の仕入れについて、その証拠から総額が2億5710万ルピア相当になることを認めた。
  2. 原告の手元にある督促状で被告から回収できないことは明らかであり、被告から渡された2枚の小切手は資金不足のために現金化できないことも明らかであることを考えると、結局これまでに支払われたのは1365万4925ルピアに過ぎない。
  3. 以上から、相手方が原告に支払うべき靴代の未払分は、総額2億4344万5075ルピアである。
- 

## 5. 合意の要点

- すべての訴訟手続を打ち切る（訴えを取り下げる）。
- 被告は、自らの契約不履行／約定違反の事実と、それが原告に損害を与えたことを認める。
- 被告は、原告に靴の仕入れ代金として2億4344万5075ルピアの負債がある。
- 続いて、借入証書を作成し、家屋をその借入れの担保とした。
- 利息は月2%とし、借入証書署名のときから起算する。



## バンドゥン地方裁判所における調停の実施

### PELAKSANAAN MEDIASI DI PENGADILAN NEGERI BANDUNG

ハジ・D.S.デウィ、法学士、法修士

バンドゥン地方裁判所調停判事

#### まえがき

#### PENGANTAR

裁判所における調停手続きに関する 2003 年第 2 号インドネシア共和国最高裁判所規則とそれ以前の 2002 年 1 号インドネシア共和国最高裁判所の回覧文書を有効なものとして継続することは、改訂インドネシア手続法 130 条／域外手続法 154 条における調停機関に効力を与えるためのものである。

調停は、一級裁判所に提訴されるすべての民事訴訟に対する義務（命令）として課せられている。（2003 年第 2 号インドネシア最高裁判所規則第 2 条 1 項）

バンドゥン地方裁判所の発展に向けて、以下のような設備や便宜が整備された。

次の設備からなる調停特別室：合同会議室及び幹部室

調停判事：6 人

判事以外の調停者：

国立調停センター：15 人

バンドゥン調停センター：27 人

バンドゥン地方裁判所では、国立大学及び私立大学の社会化のために ICT 及び PMN（国立調停センター）が協力している。

## 2006 年度バンドゥン地方裁判所における民事訴訟統計

### Statistik Perkara Perdata Pengadilan Negeri Bandung Tahun 2006

- ・ 引き受けた事例： 350 件
- ・ 裁決された事例：
- ・ 詳細は以下のとおりである。
- ・ 調停において、和解に成功した事例： 15 件
- ・ 裁判中に和解に成功した事例： 30 件
- ・ 裁判の過程で決裂した事例： 10 件

### バンドゥン地方裁判所における訴訟の調停の事例

#### CONTOH KASUS MEDIASI DALAM LITIGASI DI PN BANDUNG

原告 マルシタ・アルヤニと、

以下の者との間の

違法行為に関わる事例

1. ワギオノ・S (被告 I)
2. ワギオノ整形外科クリニック (被告 II)
3. ブンス救世軍総合病院 (被告 III)
4. インドネシア共和国政府、及び／又はインドネシア厚生大臣 (被告 IV)

#### 事案の概要

#### KASUS POSISI

原告は、鼻を高くしたいと切望して被告 II のクリニックを訪れ、被告 I に相談した。

更に被告 I は、鼻腔の中央にインプラント（人工の骨）を埋め込む、鼻の変更／手術をすることを約束した。

手術は被告 I によって、被告 III の場所において、約 1 時間かけて順調に行われた。手術後、原告は、原告の鼻が腫れて、痛みを感じたが、被告 I は原告に、すぐに帰って良い旨伝え、3 日後に手術の行われた場所に、術後の経過を見せに来るように求めた。

手術が行われてから 4 日後に、原告は初めて、術後の経過を見せるために、被告 II のクリニックを訪れた。原告は、鼻が左右対称になっていないと感じていたが、被告 I は、原告の鼻の状態は

良好で、馴れることが必要だと述べたので、結局、原告は帰った。その2週間後、原告の鼻の右側に穴が開いて、膿を持った出来物のように腫れ、ひどい痛みを感じた。

その後、原告は、医者（被告 I）に術後の経過を見せるため被告 II のクリニックへ行き、被告 I は、注射器で膿を吸い出す処置を何度も行った。

手術後、週2回、術後の経過を見せに医者（被告 I）のもとを何度か訪れ、2カ月が経過した後、原告の鼻は次第に曲がり、痒みが出て、依然として膿を持って腫れていた。その後、医者（被告 I）は接合を行ったが、鼻は良くなるどころか、次第に悪化し、原告の2つの眉の間の額下部には癒着が生じた。

更に、被告 I は再び、自ら行った接合を元に戻すために、原告に注射した。しかしながら、原告の症状に変化はなく、それどころか2つの眉の間の鼻筋は破れて潰れていた。

それゆえに、被告 I によって装着されたインプラントは、ガラスに亀裂が入ったように見えた。その後、更に診察をして、被告 I はインプラントを引き抜き、切断した。しかしながら、原告の鼻には依然として痛みがあったが、被告 I に対する連絡が困難となったので、結局、ジャカルタの2人の医者に相談し、結果として雑菌による感染症は治ったが、鼻の障害は残った。

上の状況に基づいて、原告は、被告 I によって行われた、被告 III の病院における不注意な行為が、原告に永続的な障害をもたらし、更に原告に物質的又は精神的な損害を与えた違法行為であったと判断した。

原告は、被告 I、被告 II、被告 III、及び被告 IV が、物質的かつ精神的な損害を原告に与えた賠償として、連帯して 1,024,095,000 ルピア（金壱拾億貳千四百九萬五千ルピア）を現金で一括して支払うよう、また被告 IV に対しては、被告 I の医師免許と病院（被告 III）の認可を取り消すよう申請した。

## 被告 I の回答

### JAWABAN TERGUGAT I

被告 I は以下のとおり抗弁して、原告の訴えを全面的に拒絶した。

1. 被告の鼻が左側に傾いた（不均衡になった）のは、被告 I によって行われた手術で起こったことではなく、再生手術の前に骨折していたからである。
2. 原告が感染症に罹ったのは、医者によって食することを禁じられた、貝類の食べ物（シーフード）を食べて、シリコンが細菌に汚染されてアレルギーを起こしたからである。また、原告は、手術後の診察にも、被告 I に言われた適切なときに来なかった。

3. 被告 I は、シリコンを抜き取るようにと簡略に、かつ明確に原告に説明し、提案したが、原告は、以前のように鼻が不均衡になったら恥ずかしいという理由で拒絶した。
4. なし
5. 原告は、費用がかさむことを確信しながら、真偽に関わる言を左右していた。

### 被告 III と被告 IV の回答

#### JAWABAN TERGUGAT III DAN TERGUGAT IV

被告 III と被告 IV は、以下のとおり抗弁を行い、根本的に原告の訴えを拒絶した。

1. 被告 III と被告 I の間では、被告 III が被告 I に対する「労働提供者」又は「監督者」ではないという意味において、労使関係は見られない。
2. 被告 III は、ただ、器材及び設備を提供しているだけであり、被告 I は被告 III によって提供される器材及び設備を利用する「通いの医者」としての立場にある。

被告 IV :

被告 IV は、被告 I 及び原告と法的な関係はなく、原告が被告 IV を提訴するのは誤りである。

注 :

被告 II は回答を提出していない。

### 調停の手続き :

#### PROSES MEDIASI:

- 最初の審議の日に、両者とも出席し、判事団は当事者らに、調停手続きに入ることを義務付ける。
- 当事者らは、判事を調停者として指名することに合意する。
- 判事団長は、調停者指名の決定を読み上げる。
- その日に、代理人の書記から調停判事に対して、書類が引き渡される。
- 最初の会合において、調停判事は、双方の代理人に対して、今後の会合に本人が出席するように義務付け、次回の会合に本人が出席せず、代理人しか調停に出席しない場合、最終的に合意はない。(行き詰まり)

- 双方は、審議が法廷で続行されるよう申請する。(訴訟)
- 調停者は、調停が成立しなかった(行き詰まった) ことについて、判事団長に対して書面による報告書を作成する。
- 訴訟書類は、訴訟手続きが行われるように、判事団に返還される。

## 訴訟における調停手続き

### PROSES MEDIASI DALAM LITIGASI:

- 調停が行き詰まった後、双方は審議に出席し、判事団長は、原告に対して、訴状を読み上げる機会を与える。
- 被告による答弁
- 原告の反対答弁
- 被告からの二度目の答弁
- 双方の確証
- 審議のたびに判事団は、双方に対して和解に努めるように提案する。
- 双方がそれぞれの証拠を提出した後、双方は、調停手続きに入ることに合意し、判事団長に対して、調停者として判事を指名するよう申請する。
- それ以後、審議は、調停室に場所を変えられ、調停者によって、以下の段階に従って進められる。

合同審議 — 幹部審議 — 交渉： 交渉の際には、各当事者が和解の提案書を提出し、その後、合同審議が行われ、最終的に和解調書が合意され、双方によって署名される。

和解調書の内容は基本的に以下のようなものである。

## 和解調書

### AKTA PERDAMAIAN

本日：2006年1月27日金曜日、バンドゥン A1 級地方裁判所において、我々は以下に署名するものとする。

1. マルシタ・アルヤニ、第Ⅰ者として
2. ワギオノ・S 医師、第Ⅱ者として
3. ワギオノ整形外科クリニック、第Ⅲ者として
4. ブンス救世軍総合病院、第Ⅳ者として
5. インドネシア共和国政府、及び／又はインドネシア共和国厚生大臣、第Ⅴ者として

以下の規定に従って、訴訟番号：57/Pdt/G/2005/PN.Bdg の訴えについて、バンドゥン A1 級地方裁判所にて、和解の合意に達した。

## 第 1 条

第Ⅰ者と第Ⅱ者は、訴訟番号：57/Pdt/G/2005/PN.Bdg の件について、友好的に話し合いを行い、双方の争いを終了させることに合意した。

## 第 2 条

第Ⅰ者は、第Ⅱ者の提案に基づき、所定の手順で行われなかった術後の管理の結果生じた、訴訟番号：57/Pdt/G/2005/PN.Bdg の件において、損害を被ったものと理解している。

## 第 3 条

第Ⅰ者と第Ⅱ者は、お互いの誤解に気づき、お互いにこの訴えの提出について謝罪し、第Ⅱ者は、第Ⅰ者の債務の返済に支援を行うものとする。

## 第 4 条

第Ⅲ者、第Ⅳ者、及び第Ⅴ者は、この争いの終了に同意し、この和解の内容のすべてに従う。

## 第 5 条

この争いの終了により、第Ⅰ者、第Ⅱ者、第Ⅲ者、第Ⅳ者、及び第Ⅴ者は、お互いに、後日、刑事的かつ民事的な追求を行わず、かつ、第Ⅰ者は、この和解調書に関して、和解裁決で確定されるよう申請する。

審議において、調停者により判事団長に対して返還された書類は、その後、和解裁決で読み上げられる。

その後、バンドゥン A1 級地方裁判所の判事団は以下のように裁決した。

## 裁決

「唯一神アラーの下における公平のために」

上述の地方裁判所：

上述の当事者らの和解調書を読み上げた後；

改訂インドネシア手続法 130 条とそれに従属する 2003 年第 02 号最高裁判所規則並びに本件に関係するその他の法律の規定に留意して：

以下のとおり裁決した。

上述の当事者らに対して、上述の合意された同意内容に従い、それを遵守するように命じた。

原告に対して、これまでの訴訟費用、1,084,000 ルピア（金壱百八萬四千ルピア）を支払うよう命じた。

2006 年 2 月 1 日水曜日に、我々、すなわち判事団長としてのハジ・D.S.デウィ、法学士、法修士、更に判事団のメンバーとしてのアルタ・テレシア、法学士、法修士及びヒダヤトゥル・マナン、法学士により、バンドゥン地方裁判所の判事団会議における協議の席で、以上のように裁決された。この裁決は、当日、同じ判事団メンバーの 2 人が立ち会い、代理人の書記官デデン・ブルマナによって補助され、上述の争いの当事者たちが出席した公開の席で公に声明として発表された。

【2007年8月インドネシア現地セミナー】

【最高裁判所会議室にて WG と協議】



【左：呼子研修監理員，中央：草野教授，右：角田専門家】



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

### 本当は難しいインドネシア語

着任直後は JICA 事務所内で行われている初級インドネシア語講座を3ヶ月受講し、その後は週1度、家庭教師をつけてインドネシア語を習っています。インドネシア人自身がしばしば、「世界で最も簡単な言語だ。」と断言するインドネシア語ですが、他の言語同様、本気で取り組まないとなかなか上達するものではありません。

確かに、時制変化や冠詞がないなど、文法が比較的簡単であったり、英語由来の単語が多かったり、何よりアルファベット表記なのは取っつき易いのですが、ある程度まで習い進めると、接頭辞や接尾辞による変形が何種類も出てきたりして、急に難しくなります。

また、これは私個人の事情ですが、その昔、英語を習った頃と比べると、新しい単語を覚えるのが格段に遅くなったことを痛感させられます。

しかし他方で、「イカン（魚）」、「ナシ（米）」など、日本語にどことなく似た単語がいくつもあり、何となく馴染みややすさもあります。また、「ブンガ（花、または利息。預金に咲く花?）」、「ルンバ・ルンバ（イルカ。複数形）」など、リズムのよい単語が多く、話すには楽しい言語です。英語の次に外国語を習得してみたい向きにはお勧めの言語かも知れません。

(JICA インドネシア長期派遣専門家 角田多真紀)

## ～ 国際研修 ～

### 2007年度 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第1回本邦研修

国際協力部教官 田中 嘉寿子

#### はじめに

本稿は、2007年11月12日から20日の間実施された中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修の内容を紹介するものである。

#### 第1 研修の目的

2007年11月2日、独立行政法人国際協力機構（JICA）と中国全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会との間で、技術協力の合意が締結され、同月から3年間の予定で「JICA 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」が開始された。

本プロジェクトは、中国が、民事訴訟法及び仲裁法を改正するに当たり、日本が両法の改正を行ってきた立法上・実務上の知見を紹介し、より適正で国際的標準に沿った改正民事訴訟法案起草に資するとともに、民事紛争解決分野で日中間の相互理解を増進することを目的としている。

プロジェクト開始後第1回の本研修では、民事訴訟法改正草案の起草担当者らを日本に招へいして日本の民事訴訟法の改正経緯や現行実務等に関する知見を紹介した。

#### 第2 研修内容

##### 1 研修員

研修員は、主として同プロジェクトの中国側担当者である中国全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室及び最高人民法院において、民事訴訟法の改正作業に関する立法担当行政官5名及び裁判官3名の計8名であった（別添1研修員名簿参照）。

##### 2 研修内容

本研修では、中国側から事前及び研修中に提示された関心事項に沿って改正草案を起草する上で参考となる日本の民事訴訟法の概要、改正経緯の説明及び実務の紹介並びに集中的な意見交換を行うとともに、東京簡易裁判所（墨田分室）及び東京地方裁判所を訪問して裁判官らと意見交換の機会を設け、最後に、今後のプロジェクトの進行予定・方法につき協議を行った（別添2日程参照）。

#### 第3 研修の背景：中国民事訴訟制度の歴史

中国の現行民事訴訟法は、1991年に、仲裁法は1994年に制定された。

1949年の中華人民共和国成立後、人民法院（裁判所）は、簡素な通達に基づいて「民事訴訟」を運用し始めたが、1958年、私的所有権が否定されると家事事件以外の民事紛争に関する民事訴訟も不活発となり、1964年、最高人民法院は、全人代に

対し、「大衆に依り、調査検討し、現地で解決し、調停を主とする」という方針を示した（裁判官が事件の現地に赴いて調査し、証拠収集し、当事者を説得して調停に導くというもの）。1966年から10年余続いた文化大革命の間、人民法院は民事裁判権を行使せず、民事訴訟法の立法もなされなかった。

1978年末から対外開放政策が採られると、法の重要性が強調され始め、法律に基づく民事裁判が始められ、1982年、「中華人民共和國民事訴訟法（試行）」（全205条）が全人代で採択され、施行された。

1980年代以後、経済改革が進展するとともに、民事事件数が急増し始め、裁判所（法院）の負担が過重となっていった。特に、中国では、法院が事件の調査と証拠収集の責務を負う職権探知主義を採っていることと、1995年に裁判官法が施行されて任官試験制度が導入される前の裁判官は法学教育を受けていない者が多かったこと、事件が複雑・困難化するとともに調停で解決できない事件が増加したことなどから、裁判所の負担を減らし、民事事件を適正・迅速に解決するため、証拠収集・立証の負担を裁判所から当事者に移すという意味での職権探知主義から当事者主義への移行が喫緊の課題となってきたのである。

1991年、「試行」を改正した「中華人民共和國民事訴訟法」（全270条）が全人代で採択されたが、なお明確に職権探知主義を採用しており<sup>1</sup>、制定直後から最高人民法院による司法解釈<sup>2</sup>が相次いで制定されてきた。

2001年12月のWTO加盟後、中国では経済自由化に向けた民商事法及び民事訴訟法等の民事紛争の解決に関する法制の改正が緊急な課題となっており、2010年までに社会主義市場経済における法制度の構築を国家目標として掲げ、第10期全国人民代表大会常務委員会立法計画（2004年～2008年）で民事訴訟法・仲裁法改正を挙げている。

2007年には、最も批判の強かった強制執行と再審についての民事訴訟法の部分改正がなされたが、それらをも含め、全人代では、全体についての抜本的改正に向けて調査検討を行っている。

中国では、商事に関する国際紛争では、仲裁が選択されることが多く、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）を始めとする仲裁機関の数も多く、活動は活発である。仲裁法については2008年に改正案がほぼ完成する予定であるが、中国で活動する日本企業及び弁護士にとって非常に関心の高い分野である。

---

1 第2条は、民事訴訟法の任務を、「当事者が訴訟上の権利を行使することを保護し、人民法院が事実を調査の上明らかにし、是非を明白にし、法律を正しく適用し、速やかに民事事件を審理し、民事上の権利義務関係を確認し、民事上の違法行為を制裁し、当事者の適法な權益を保護し、公民が自覚をもって法律を遵守するよう教育し、社会秩序及び経済秩序を維持保護し、社会主義建設事業の順調な進行を保障することである。」と規定している。

2 最高人民法院には、我が国の最高裁判所事務総局民事局のように、一次的に実務を離れて調査研究等を専門とする裁判官が多数所属し、司法解釈の形で一種の通達を発し、裁判実務はこの司法解釈に基づいて運用されている。

#### 第4 中国民事訴訟法の改正課題と本研修の結果

中国では、民事訴訟法の抜本的改正を検討しているため、改正課題は多岐にわたっているが、本研修において、中国側から示された主な関心事項とその背景及び研修の結果について以下若干紹介する。

##### 1 再審

中国では再審は重要な問題である。二審制であるため、再審申立は非常に多い。

中国の裁判所は、軍事・海事・鉄道等の専門法院のほか、通常裁判所が

- ① 基層人民法院 3,057 箇所：県，自治県等。支部に相当する「人民法廷」（裁判官 3 名以上，書記官 1 名以上）が 14,333 箇所（2001 年現在）<sup>3</sup>
- ② 中級人民法院 391 箇所：省，自治区内の各地区，中央直轄市
- ③ 高級人民法院 31 箇所：省，自治区及び中央直轄市
- ④ 最高人民法院 1 箇所：北京市

の 4 段階ある（2003 年 12 月現在）。

特殊な重大事件以外は基層人民法院が第一審であり、二審制であるため、ほとんどの事件は最高人民法院に上訴されることなく、各地方で終審となる。

各法院の人事・予算は各地方の行政組織によって定められる。

そのため、裁判所の地方保護主義（他省所在の会社が勝訴すべき事件でも判決の執行によって自省の資産が減少するのを嫌って敗訴させたり，勝訴させても執行させないなど，法院の腐敗・地方行政との癒着等）が問題とされることがある。

再審の申立は非常に多く，社会主義国特有の裁判監督手続（当事者の申立によらず，上級法院・検察院が裁判の誤りを是正するために申し立てて行われる監督審。我が国の刑事事件の非常上告に相当するような制度が民事・刑事両面にわたり広範に行われているもの）も多く，判決の法的安定性を阻害するとともに，執行難の遠因ともなっている。

本研修でも，我が国の上告・再審制度について講義及び質疑がなされたが，真実発見を訴訟の主要命題に置く中国側は，日本民事訴訟法における再審事由が限定されており，新証拠があるというだけでは再審事由に当たらないことには賛同しかねる様子であった。三審制の採否と再審の在り方，裁判監督手続の見直しなど，今後とも研究課題は多いと思われる。

##### 2 簡易手続

基層法院が審理する事件の 8～9 割は簡易手続で処理されており，最高人民法院は，2003 年，簡易手続規定と題する司法解釈を制定・施行しているが，法院の負担を軽減するため，簡易迅速かつ適正に事件を処理するための手続の一層の整備が求められていることから，我が国の簡易裁判所の手続，特に少額訴訟制度について非常に関心が高

3 正確な裁判官数は不明であるが，裁判所の数と合議制であることにかんがみると，約 4 万 5,000 人弱であろうと推測される。広大な中国においては，沿海部と内陸部での地方格差も激しく，北京や上海等の高級人民法院以上には優秀な裁判官も多いものの，1995 年以前に採用された法学教育を受けていない者などを含むすべての裁判官の能力向上は容易ではない。

い。

また、支払督促の手続は中国にもあるが、我が国の支払督促の制度は極めて効率化されており、簡易裁判所見学で支払督促の手続が非常に機械化され、迅速大量処理が可能になっているのを目の当たりにして大いに感銘を受けている様子がうかがえた<sup>4</sup>。

また、簡易裁判所では、司法委員や調停委員など民間人材の司法参加も重要であり、見学等で紹介したところ、中国側から、司法委員等の役割、人材の給源、実際の働き振りなどについて質問が多く寄せられた。

本研修は、第1回であったためいわば「日本民事訴訟制度の入門編」であったが、今後とも少額訴訟制度の導入や司法委員の活用など、我が国の簡易裁判所が改革努力を続けてこられた経緯を踏まえた紹介をしていきたい。

### 3 執行・保全

中国では、判決の執行率の低さが「執行難」と呼ばれ、社会問題となっている。

中国では、証拠保全規定（74条）が1条あるだけで、仮処分は認められていない。このことは、執行難の一因であり、保全手続の整備は喫緊の課題である。特に、知的財産関係の事件では、事後の損害賠償等の救済よりも、侵害行為の差止（仮処分）が速やかに認められることが重要であることから、WTO加盟後の中国にとって、保全手続の整備はWTO加盟時のコミットメントの履行上も必須である<sup>5</sup>。

保全手続の整備について、本研修中、中国側研修員間の議論を聞いていると、実務を担う裁判官らは保全手続の広範な導入を求めているのに対し、より低い程度の立証によって処分を決めざるを得ない保全手続については、裁判官の裁量範囲が広がるためであろうか、立法者側はやや慎重な態度であるようにうかがえた。

この点は、民事訴訟法改正において、今後の重要な課題の一つであろう。

強制執行は、第一審法院に申し立て、法院が設置する執行機関の「執行員」が執行業務を行う。

2007年には、執行難対策のため、以下の部分改正が行われた。

- ① 財産状況報告命令制度の新設 人民法院は、執行中に被執行人の財産が債務弁済に不足することを発見した場合、被執行人に対し、執行通知を受け取った日より前の一年間の財産状況を報告するよう命じなければならない。被執行人がこれを拒否し、又は、虚偽の報告を行った場合、人民法院は、被執行人又は法定代理人若しくは法人の主たる責任者に対し、過料・拘留を命じることができる。

4 支払督促手続を処理する機械は、通常の法曹は目にしないものであり、当職も外国人研修員の案内で初めて簡易裁判所で拝見したときには非常に驚き、以後、なるべく研修では見学させていただいている。今回は、以前拝見した機械より更に進化してより効率が上がっており、感動を新たにした。

また、このようなハイテク機械のみならず、弁護士の付かない当事者向けに頻出事件類型ごとに用意されている様々な書式も外国人研修員には非常に参考になるものである。

5 WTO加盟条件の一つが「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）の遵守であり、その中の民事上の司法手続の保証として、裁判所に仮処分・証拠保全等の暫定措置の権限を付与し、証拠開示命令、

## ② 任意履行に応じない者に対する措置

人民法院は、被執行人が判決書・調解書に確定された義務を履行しない場合、以下の措置を採れる。

- ・ 出国制限。
- ・ 信用情報管理システムに義務不履行の情報を記録する。
- ・ 関連単位（職場）に通知して履行に協力させる。

## ③ 強制措置の不履行に対する過料の金額の引上げ。

## ④ 義務履行期間の延長（個人1年、法人6か月を一律2年にするなど）。

しかし、いずれも、執行難の抜本的解決ではなく、本研修でも、日本の強制執行制度の近時の改正内容に非常に強い興味・関心が示されていた。

## 4 証拠制度の改善

中国では、立証責任について、「当事者は、自己の行った主張について、証拠を提出する責任を負う」（民事訴訟法 64 条）と規定されており、証拠に関する規定は 12 条しかなく、最高人民法院の司法解釈で補完している状態である。

原則として職権探知主義であったため、立証責任の分配について我が国の要件事実のような考え方がなく、立証責任の在り方について長年中国司法実務及び学界において様々な議論がなされているとともに、実務上の解決策として実体法に多数の推定規定を設けて立証責任の転換が行われることが多い。

弁護士も、職権探知主義に慣れ、自ら積極的に主張・立証しようとしにくい傾向があるといわれており、裁判官以上に地方格差が大きいと思われる。

証拠制度全般につき、中国側は各国の制度を比較検討して改善することを目指している。当事者主義を導入するといっても、有能な弁護士を雇えない当事者も多いことから、真実解明のために裁判所が必要と判断した場合に職権探知をすべきではないかという感覚も根強く、中国の社会状況を踏まえ、今後更なる検討が深められることと思われる。

## 5 公益訴訟

中国では、現在、「国家機関、社会团体及び個人の国家、集団又は公衆の民事上の権利を損害する行為に対し、自己の名義で、損害を受けた単位又は個人として人民法院に対し訴訟を提起する」公益訴訟制度の導入が検討されている。

本研修でも、諸外国の Class Action や団体訴訟制度等を比較法的に紹介した上、我が国の類似の制度として選定当事者制度と消費者契約法によって導入された消費者団体訴訟について紹介した。

## 第5 研修運営上の留意点

言語が非常に重要な法律分野において、通訳・翻訳はプロジェクトの死命を決する死活問題であり、良質の通訳を継続して確保すること及び翻訳の精度を保つことは非常に重要である。本研修においても、合意締結が予定より遅れたために研修準備期間が非常に限

---

差止・損害賠償・廃棄命令が規定されている。

られていた結果、JICA 側で最良の通訳人を確保することができなかつたため、当部予算で臨時に通訳会社の通訳人を3日間依頼した。

さらに、当職は中国語は全くできないが、漢文の知識の範囲内において、講師の日本語が逐語通訳される間、白板に漢字だけでその概要を記載したところ、研修員から非常に好評であったので、研修期間中継続して板書した（法総研教室備付け白版は、記載を印刷できるのでこれをコピーして配布した）。漢字文化圏の一員であることを相互に痛感し、中国側代表である扈副主任から、「ドイツやオーストラリアに視察に行ったときには通訳の質が低くて理解し辛いことが多かったが、今回は通訳もレベルが高く、板書のコピーも非常に役立った」とねぎらいの言葉を受けた。

法律用語が的確に通訳できる通訳人は必ずしも多くなく、研修を通じて通訳人もより理解を深め正確な通訳ができるよう、通訳人の選定・配置についても格別の配慮が必要である。

### 終わりに

本研修は、民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトの一環として実施されたものであり、帰国後も研修員を中心とする立法担当者らは、帰国報告書を作成して全人代常務委員会に研修の成果に基づく報告書を提出し、精力的に起草作業を継続している。

今後、2008年3月に現地セミナー（民事訴訟法）を実施し、同年5月（仲裁法、民事執行・保全）及び11月（民事訴訟法）に本邦研修を実施する予定である。JICAの通常のプロジェクトと同様、現地活動を重視しているため、公募により住田尚之弁護士（56期）が長期専門家として選ばれ、2008年度4月下旬以降早期に赴任予定である。

訪問・見学を快く受け入れてくださった東京簡易裁判所（墨田分室）並びに東京地方裁判所の裁判官及び書記官の皆様は紙面を借りて厚く御礼申し上げたい。日本の制度を紹介するに当たり、実務を見学したいという希望は非常に強く、この種の訪問・見学及びブリーフィングは、彼らの日本の司法実務に関する制度的理解のみならず、廉潔さや効率性など実際に接しなければ納得できない点についても理解を深めてもらえるからである。

また、本プロジェクトでは、継続的に現地セミナーや本邦研修に関わり、若手の長期専門家を国内から支える国内支援委員会が設置された。そのうち、本研修では、上原敏夫教授（一橋大学大学院法学研究科）、三木浩一教授（慶應義塾大学大学院法務研究科）、山本和彦教授（一橋大学大学院法学研究科）、松下淳一教授（東京大学大学院法学政治学研究科）、松島洋弁護士、清水響判事が講師となってくださり、多忙な中、熱心に様々な質問をする研修員に対し、深い学識経験に基づき臨機に対応してくださり、改めて深謝するものである。

中国では、この種の研修の後、所属機関に報告書を提出することを義務付けられており、「日本で行った民事訴訟法律制度視察報告書」と題する25ページにわたる詳細な報告書が提出されているが、研修内容を正確に把握し、配布資料を活用した優れた報告書であった。

中国側研修員の中には、日本の民事訴訟法や法社会学に関する書籍の中国語訳を読み込んでいる者もあり、質疑のレベルは非常に高く、充実した研修であったといえる。

今後、本プロジェクトが円滑に進ちよくし、中国において、日本を含む各国の民事訴訟・仲裁制

度の研究成果に基づき、より良い法改正がなされ、本プロジェクトを契機として日中の民事訴訟制度に関する相互理解が深まることを期待している。

## 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修 研修員

全国人民代表大会		
1		扈 紀華
		Ms. HU Jihua
		全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室 副主任
2		何 山
		Mr. HE Shan
		全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室 助理巡視員
3		李 文閣
		Mr. LI Wenge
		全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室 処長
4		段 京連
		Ms. DUAN Jinglian
		全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室 調研員
5		蘇 金恵
		Mr. SU Jinhui
		全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審査室 副処長
最高人民法院		
6		孫 忠志
		Mr. SUN Zhongzhi
		最高人民法院執行工作弁公室 副主任・審判員
7		林 文学
		Mr. LIN Wenxue
		最高人民法院研究室 裁判官
8		孫 祥壯
		Mr. SUN Xiangzhuang
		最高人民法院審判監督庭 助理審判員

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Attorney 田中 嘉寿子 (Tanaka Kazuko)

主任国際協力専門官 / Administrative Staff 馬野 卓也 (Umano Takuya) , 国際協力専門官 / Administrative Staff 九鬼 隆史 (Kuki Takashi)

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第1回本邦研修 日程表

[主任教官:田中教官, 事務担当:馬野専門官, 九鬼専門官]

研修実施場所:法務省法務総合研究所, JICA東京国際センター

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	備考	場所	
11 / 12	月	中国発		日本着		TICプリーフィング (16:30~17:30)  JICA本部8F西 人間開発部会議室	JICA/ICDオリエン テーション (17:30~19:30)  JICA本部8F西 人間開発部会議室	JICA 本部
11 / 13	火	法総研所長表 敬	事務次官, 官房長, 官房審議官表敬	民事局表敬	研修員発表 民事訴訟法改正の課題	講評 上原教授, 三木教授, 北村民事局付, 松島弁護士	法総研3F第3教室	法務 省
11 / 14	水	講義1 日本の民事訴訟法 (総論)	法総研3F 第1セミナールーム	12:00-12:30 「簡易裁判所民事 手続案内」 ビデオ鑑賞 ICD 田中教官	講義2 日本の1996年民事訴訟法改正 (立法担当者の視点から)	講師 法務省民事局 小川民事第二課長	法総研3F 第1セミナールーム	法務 省
11 / 15	木	東京簡易裁判所(墨田分室)見学		東京地方裁判所見学・裁判官との意見交換会			東京簡裁墨田分室	裁判 所
11 / 16	金	講義3 日本の民事訴訟法 (弁護士の視点から)	法総研3F 第1セミナールーム	講師 山本教授, 三木教授	講義4 日本の民事訴訟法:証拠①	13:45 竹下特別 顧問表敬	法総研3F 第1セミナールーム	法務 省
11 / 17	土							
11 / 18	日							
11 / 19	月	意見交換会1 日中民事訴訟法の比較分析:証拠②		意見交換会2 日中民事訴訟法の比較分析:裁判実務と簡易手続等		講評 松下教授, 上原教授, 松島弁護士	法総研3F共用会議室	法務 省
11 / 20	火	意見交換会3 日中民事訴訟法の比較分析:公益訴訟等		協議 今後のプロジェクトの進行	評価会	閉講式	TIC	TIC
11 / 21	水	帰国						

## ～ 国際協力の現場から ～

### インドネシア法整備支援に参加して

日本国際協力センター研修監理員

呼子紀子

#### 1 インドネシア法整備支援とのかかわり

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの一環として2007年8月にジャカルタで実施された現地セミナー及び同10月の大阪での本邦研修に、インドネシア語の通訳として参加しました。

私が、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）がインドネシアを対象に実施する JICA の法整備支援事業に関わるようになったのは、2002年の第1回本邦研修からですので、2007年度で通算6回目となりました。

はじめの2回は、日本とインドネシアが互いに双方の制度を理解することが主な目的で、研修の内容は司法制度全般にわたる広範なものでした。

3年目からは、3か年計画として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度」にテーマが絞られ、そして今年度は、和解・調停制度強化支援プロジェクトの一環として実施されたわけです。

インドネシア語通訳としてこれらの研修に第1回から参加してきたのですが、第1回と第2回の研修は英語で実施され、私の役割は、英語でのコミュニケーションがうまくいかない場面で補助をするというものでした。

対インドネシア法整備支援の準備段階から御尽力された ICD 山下輝年教官（当時）が、インドネシア人の一般的な英語能力を考えるといずれはインドネシア語で研修を実施しなければならないだろうし、また、その方が望ましいと判断され、その時に備えて英語の通訳をする研修監理員のほかに私も一緒にこの研修を担当することになったのです。

その後、第3回の研修では質疑応答をインドネシア語で行うようになり、第4回以降は日本語とインドネシア語の逐次通訳によって実施されるようになりました。

このような経緯でしたので、第1回、第2回の研修は、いわば第3回以降の準備期間を与えられたようなものでした。しかも司法全般に関する知識だけではなく英語の法律用語を知ることができ、その後の通訳業務でも大いに役立ちました（英語以外の通訳でも、英語の知識は重要なのです）。もちろん、英語で進行しているやりとりの合間にも突然通訳を求められたり、困惑した様子の研修員と視線が合ったりするので、それに対応できるよう

に備えていなければなりません。いわば、サッカーで選手交替を待つ控え選手のようなものです。いざ交代したときに役に立つよう議論の流れをしっかりと見ていなければならなかったわけです。

インドネシア語で実施されるようになって、第4回と第5回の研修に参加されたインドネシア最高裁判所のマリアナ副長官が、「研修がインドネシア語で行われたおかげで研修員の全員が議論に参加できたことが素晴らしい」と感想を述べておられました。副長官の念頭にはドナー国や機関との協議が英語能力の高い人に依存しがちな現状があるに違いないことが窺われ、非常に印象的な発言でした。

特に、第3回から研修テーマが絞られ、第4回、第5回の研修では具体的提言を行うことが目標となり、研修員自身による協議が重要になるにつれて、全員がインドネシア語で自由に発言できる環境の重要性が強く感じられるようになりました。

英語で実施していたときは、英語の堪能な者に発言が集中したり、表現が単調になって細かい議論ができないことが多々ありましたが、インドネシア語で実施するようになってから問題は解消されました。

また、研修員の個性も様々で、諺やロマンチックな比喩を使うのが好きだったり、法学部の講義のように正確を期した話し振りの人がいたりします。また冗談が好きな人や生真面目な人、時には、普段真面目な研修員が思わぬジョークを言って全員を笑わせたりすることもあります。それぞれの多様な個性が、発言の中に一層発揮されるようになったことも、インドネシア語使用の効果ではないかと感じています。

## 2 インドネシア法整備支援はどんな研修か

和解・調停制度強化支援プロジェクトが開始に至った経緯は、本誌30号で田中教官が詳しく報告されていますが、このプロジェクトは研修員の政策提言書案を基に形成されました。その政策提言書案は、それ以前の3回の研修の成果として作成されました。更に、その前段階には2回の研修が実施され、司法制度、司法行政、民事・刑事の裁判制度、弁護士制度から法曹養成に至るまで広範なテーマについて両国の制度を概観・比較しました。

このように、研修テーマに継続性のあることが、この本邦研修の特徴であると思います。しかも、研修の中で議論した内容が次の段階に反映されて、その結果プロジェクトが形成されたのですから、研修員にはこれが自分たちの活動の成果であると実感できるものになっているのではないのでしょうか。

また、このような経緯でプロジェクトの開始に至っているため、同じ研修員が継続して参加していることも特徴的です。

このような研修員をリピーターと呼んでいますが、これまでは、海外研修に参加する特権を独占的に享受している人、というネガティブな評価を含んで使われることの方が多いのが実情でした。確かに、日本側から知識や技術を移転・提供するための研修であれば、

より多くの人に平等に機会を提供するべきでしょう。しかし、この研修では、特に第4回以降は、具体的な政策提言を作成するという目標に向けて議論を深化させるために、既に研修に参加したことがあり日本の制度について理解している人を中心に招へいするという形態になりました。プロジェクトでもそのメンバーが中心となってワーキンググループを形成しているわけです。

これはICDの法整備支援が相手国との共同作業として実施されていることの一つの現れだと思いますが、このような形態の研修を担当するのは初めての経験でした。同じメンバーとの間でコミュニケーションが深められ、信頼関係が醸成されていく過程を通訳の立場で一緒に経験することができました。

一般的に言ってインドネシアの研修員は話し好き、議論好きですが、とりわけ法律家の集まっているこの研修は雄弁家・能弁家揃いです。しかも語り口も個性豊かで、婉曲だったり反語的だったり、前置きが長かったりと様々です。良い通訳をするには、そのような表現豊かな発言からメッセージの中核を正しく聞き取ることが必要ですが、コミュニケーションが継続的に深められていることで、発言者のメッセージをより正しく聞き取ることにつながっていると実感しています。

### 3 通訳の苦労話 法律の通訳は準備が大変！

このように第1回から継続的に関わってきたおかげで、通訳者としては恵まれた環境で仕事をさせていただいていると言えます。

とは言っても、この分野の通訳が難しいことに変わりはありません。なにしろ抽象的な概念やルールが満載で、出てくる言葉はまるで日本語の衣を被った外国語のようです。通訳するには、初めに『法律』という外国語の文法と単語を理解しなくてはなりません。とりわけ第1回の研修を担当することになったときは、先述のとおり研修の対象範囲は広範で、講義の原稿はなく、いつ通訳を求められるかも分からない状況でした。そのため、どのように準備をするべきか途方にくれる有様でした。そこで、まずは民事裁判・刑事裁判の手続を勉強することにしました。

「法律の通訳は難しい専門用語が多くて、大変でしょう」とよく言われます。しかし、どんな分野もその内容を理解しなければ、専門用語を使うことはできません。したがって、その専門領域に関する本を読んでその領域全般を理解する方がずっと役に立つことになります。そもそも日本語ーインドネシア語の完璧な法律用語一覧表が仮にあったとしても、それをすべて暗記するのはとても無理ですし、暗記してもそれを使いこなせなければ意味がありません。それよりも訴訟手続全体を理解して話の筋や問題の所在を理解できれば話し手のメッセージを正しく理解することができ、そうすれば(たとえ表現は多少稚拙でも)メッセージ自体は正しく伝えることができますし、その方が結局用語を覚えることにも役立つのです。すぐにでもインドネシア語の用語をチェックしたいところですが、相手を知らなければお話にならず、まずは日本語で「敵」(?)を知ることにしたわけです。

その次に、インドネシア語の法律用語辞典を読んで単語や表現の仕方、インドネシアの制度などについて調べていきました。なぜ法律用語辞典だったかという点、それしか手元になかったのと、辞典なので簡潔に領域全体を網羅しているだろうと思ったからです。辞典を読んだなどという大層な勉強をしたようですが、辞典とは言っても、日本の法律用語辞典のような、紙が薄くて2段組の細かい字で何千語も項目があるようなものではありません。本のサイズはせいぜい10センチ×20センチで一段組み、フォントも大きいですし、訴訟法と民法・刑法の部分を合わせてもせいぜい100ページ余程度にすぎないものです。しかし、この作業のおかげで最低限必要な専門用語を収集することができ、その後の通訳業務の基礎とすることができました。

ちなみに、インドネシアの法律用語辞典は、オランダ語の法律用語をインドネシア語で説明する形式になっているものがほとんどです。植民地時代に、すでにオランダ語で法律が整備されていたインドネシアでは、法律の勉強にオランダ語は不可欠なのです。また、民法や民事訴訟法は現在も当時の法律が有効ですが、インドネシア語の定訳がありません。むしろ、学者の間ではいかに正確でわかりやすいインドネシア語に翻訳するかを競っているような面もあるようです。私も民法と民事訴訟法をそれぞれ二種類ずつ持っていますが、言葉づかいがそれぞれ異なっています。1985年に出版された民事訴訟法と2005年に出版されたものを比べると、2005年の方が明らかに自然で解かりやすいインドネシア語になっており、インドネシア語が法律の言葉として成熟してきている様子が窺えたりします。

さて、法律の通訳準備をするためのインドネシア語の資料が極めて乏しい中で、最良の情報源の一つが研修員です。法律の実務家である研修員が話す言葉こそ、現在のインドネシアの生きた法律用語だからです。Walking Dictionary ならぬ Talking Dictionary です。インドネシア語でどう表現するか分からなかった単語を研修員が口にしたときなどは、思わず通訳のためのメモをとどめてノートの端に書き留めてしまうほどです。

また、オランダ語の法律用語の中には現在も実務で使われている言葉がありますが、それも研修員の発言の中から確認することができます。

法律の条文そのものも重要な資料です。辞書は充実していないし、通訳の役に立つ資料は少ないし、と初めは嘆いていたのですが、何回か研修を経験していくうちにようやく、法律の言葉は法律の中にあるというシンプルな事実気が付きました。

きっかけは、「時効の中断」でした。時効が「中断する」と通訳しなくてはいけないのに、2、3の単語が頭に浮かぶものの、いずれも実際にインドネシア語の文脈で使われているのを見た事がなく、要するにその単語を知らなかったのです。本来ならば一言で言い換えるべきところを、そのときはその何倍もの単語を使って意味を伝えてその場を乗り切りました。幸いにして意味は正しく伝わっていたようですが、次回もこれで済ませるわけにはいきません。数少ない資料をあたっているうちに、ようやく民法の中に「時効」の章があ

り、中断する場合がいくつかの条文になって規定されているのに気付いたのです。

思えば、そもそも同じルーツの、舶来の基本概念や制度を取り入れて民法典を編纂していることでは日本もインドネシアも同じなのですから似たような規定があるのは当然です。遅ればせながら、通訳や翻訳の強い味方を得ることになりました。

「同じ大陸法系の国である日本と協議することは意義深い」というような挨拶を研修員がすることがよくありますが、歴史を共有することは一通訳者にとっても大変に有意義な事なのでした。

#### 4 和解・調停制度強化支援プロジェクトに参加して

先述しましたとおり、2007年度は本邦研修のほか現地セミナーにも同行しました。

現地でより多くの関係者の話を聞いて現状への理解を深めることがワーキンググループの協議の通訳に資するのはもちろん、本邦研修と一貫した通訳ができるという点でも、同行する機会を得たことは非常に有益でした。

さらに、本邦研修には、プロジェクトに派遣されている長期専門家がインドネシアから同行・参加しました。その結果、ワーキンググループの協議が各関係者の中でスムーズに共有されることになり、効率的に通訳することができました。

これまでは、プロジェクトの本邦研修の通訳を担当しても専門家と関わることではなく、本邦研修として完結するものばかりでした。それでも不都合がなかったのは、これまでに私に関わってきたプロジェクトは技術移転や制度の導入という、一方向的な内容だったからかもしれません。

これに対して、本プロジェクトはより良い制度を構築するために相手国と共同作業的に協議を行うものですので、一回一回の活動が蓄積されていきます。その作業の中に、通訳者もまた継続的に関わることによって、協議が一層促進されることは言うまでもありません。

マリアナ副長官が研修を評価して「全員が協議に参加できたことが素晴らしい」と話しておられたことは前にも紹介しましたが、この発言に、私は、副長官の「自分たちが主体的に選択・決定するのだ」という強い意志を感じたことをよく覚えています。このプロジェクトはそのような副長官の意志に合致するものであり、通訳としても初めて経験するこのような形態の支援からどのような成果が生まれるのか、とても楽しみです。

プロジェクトは現在進行中です。第2回現地セミナーも目前です。まずはそこでの通訳



2007年8月現地セミナー（中央）



最高裁ハリフィン・トゥンバ判事より記念品受領

の任務をきちんと果たそうと思っています。

拙文にお付き合いいただき、ありがとうございました。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp  
From : Asia

### 犠牲祭

イスラム教の教義の中でも重要なものの1つが喜捨の精神です。そのため、敬虔なイスラム教徒は、収入に応じて何%かをモスクに納めます。12月に入り、犠牲祭（イドゥル・アドハ）が近づくと、裕福な者は牛や山羊を買って喜捨するそうで、ジャカルタ市内でも街のそこかしこに山羊が繋がれて、草を食んでいるのを見かけるようになります。

さて、犠牲祭当日は、市内のモスクだけでなく、住宅地など至るところで、喜捨された牛や山羊を生贄に供する儀式が行われます。好奇心に駆られて見に行ってみると、そこはごく普通の住宅のガレージで、つながれていたのは小山のような牛1頭と山羊数頭。付近の住民が集まり、儀式が始まるのを今や遅しと待ち構えています。その中には小さな子どもも少なくないのに驚きます。イスラム帽をかぶり、手に使い込んだ短刀を握った老人が、地元住民らしき男性らとともにコーランを唱え始めると、儀式の開始です。

そこからはあっという間で、住民らの見守る中、牛は悲しげな鳴き声を残して、あっという間に息の根を止められ、手際よく皮を剥がれ、解体されてゆきました。解体された後の肉は、サテ（串焼き）にして、またはそのまま袋に詰めて地域の貧しい人たちに分配されるのだそうです。

(JICA インドネシア長期派遣専門家 角田多真紀)

～活動報告～

<b>1 国内における活動（本邦研修・セミナー等：2008.1.1～2008.3.31）</b>	
1.18	第9回法整備支援連絡会（大阪，東京〔テレビ会議システム使用〕）
2.4～3.7	2007年度国際民商事法研修（研修員15名，大阪・金沢・東京）
2.18	「アジア株主代表訴訟セミナー」（大阪）
2.21	国際民商事法金沢セミナー（金沢）〔協力／法務総合研究所〕
<b>カンボジア</b>	
3.9～3.15	日本・カンボジア民事裁判共同研究
<b>2 海外における活動（現地セミナー，海外派遣等：2008.1.1～2008.3.31）</b>	
<b>カンボジア</b>	
1.23～2.6	カンボジア法整備支援（フェーズⅢ）及び法曹養成（フェーズⅡ）事前調査団派遣（プノンペン市）
2.12～2.21	カンボジア現地セミナー（プノンペン市）
<b>インドネシア</b>	
3.9～3.15	インドネシア現地セミナー（ジャカルタ市）
<b>中国</b>	
3.23～3.29	中国現地セミナー（北京市）
<b>ウズベキスタン</b>	
3月	ウズベキスタン倒産法注釈書（英語版）発刊
3.15	ウズベキスタン倒産法注釈書発刊地方セミナー（タシュケント市）

ICD NEWS — LAW FOR DEVELOPMENT —

(30号～33号) 掲載記事索引

(筆者の肩書は掲載時のものによる)

〈カンボジア関係〉

特集 カンボジア王国司法大臣招へい

国際協力部教官 田中嘉寿子 第31号 p.153

国際研修 第2回カンボジア法曹養成支援研修

東京地方裁判所判事 関根 澄子 第31号 p.158

国際研修 第3回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官 亀卦川健一 第33号 p. 90

第3回カンボジア法曹養成支援研修を担当して

国際協力部教官 宮崎 朋紀 第33号 p. 99

第3回カンボジア法曹養成支援研修(模擬裁判)に参加しての感想

弁護士 礪川 剛志 第33号 p.103

第3回カンボジア法曹養成支援研修に参加して

弁護士 本間 佳子 第33号 p.106

〈ラオス関係〉

特集 ラオス法整備支援プロジェクト

事業事前評価表(技術協力プロジェクト) 第30号 p. 6

ラオス法制度整備プロジェクトの実施概要とその成果について

国際協力部教官 田中嘉寿子 第30号 p. 10

ラオス民法教科書作成支援について

回顧と展望 慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘 第30号 p. 40

債権法について

立教大学大学院法務研究科教授 野澤 正充 第30号 p. 57

担保法について

中央大学法学部教授 古積健三郎 第30号 p. 67

ラオス商法教科書作成支援について—企業法注釈書の作成と人材養成—

名古屋大学大学院法学研究科 中東 正文 第30号 p. 71

同 松浦 好治

同 今井 克典

ラオス検察官マニュアル作成支援 弁護士 小口 光 第30号 p. 74

ラオス検察官マニュアル(仮訳) 第30号 p. 81

特集 ラオス法制度整備プロジェクト—民事判決書マニュアル—

国際協力部教官 田中嘉寿子 第33号 p. 7

ラオス判決書マニュアル作成支援

関西大学法科大学院特任教授・弁護士 井関 正裕 第 33 号 p. 9  
ラオス民事判決書マニュアル及び附属判決例 1 - 4 (仮訳) 第 33 号 p. 16

< インドネシア関係 >

国際研修 2006年度日本・インドネシア司法制度比較セミナー  
-政策提言書案の作成から新プロジェクト形成まで-

国際協力部教官 田中嘉寿子 第 30 号 p.114  
政策提言書案 第 30 号 p.125  
インドネシア司法改革支援中間報告

前 JICA インドネシア司法改革支援企画調査員 河田宗三郎 第 30 号 p.135  
国際研修 インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト  
第 1 回現地セミナー報告 国際協力部教官 田中嘉寿子 第 32 号 p.219

< ウズベキスタン関係 >

特集 ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の発刊  
～注釈書発刊の意義と注釈書の普及活動の展開～

国際協力部教官 伊藤 隆 第 32 号 p. 10  
プロジェクト報告 ウズベキスタンで本配り  
元 JICA 長期派遣専門家・弁護士 松嶋 希会 第 33 号 p.112

< その他 >

特集 第 8 回法整備支援連絡会 国際協力部教官 田中嘉寿子 第 31 号 p. 3  
基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」

カンボジア王国司法大臣 アン・ヴォンワッタナ 第 31 号 p. 9  
基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」  
駿河台大学総長 竹下 守夫 第 31 号 p. 14

基調講演「我が国の法整備支援の在り方について」  
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫 第 31 号 p. 26

報告「JICA の法整備支援分野における技術協力の在り方・基本方針について」  
独立行政法人国際協力機構 (JICA) 社会開発部第一グループ長  
桑島 京子 第 31 号 p. 31

報告「日弁連の国際司法支援活動に関する取組, 基本方針について」  
日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹 公敏 第 31 号 p. 37

報告「法務省の法整備支援に関する取組, 基本方針について」  
国際協力部長 稲葉 一生 第 31 号 p. 41

報告「中国の経済法・企業法整備プロジェクトについて」			
一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授	布井 千博	第 31 号	p. 45
報告「アジア経済研究所の法整備支援に関する取組について（調査・研究）」			
アジア経済研究所開発研究センター法・制度研究グループ長			
	小林 昌之	第 31 号	p. 50
報告「各機関の法整備支援活動の現状等に関するアンケート結果報告」			
	国際協力部教官 田中嘉寿子	第 31 号	p. 54
資料		第 31 号	p. 82
国際研修 2006 年度国際民商事法研修報告			
ー非市場型コーポレート・ガバナンスー			
	国際協力部教官 田中嘉寿子	第 32 号	p.121
国際民商事法研修を終えて	弁護士 大澤加奈子	第 32 号	p.215
〈 巻頭言 〉			
法整備支援における「日本のスタイル」			
	法務総合研究所長 松永 榮治	第 30 号	p. 1
法整備支援の進展と法整備支援連絡会への期待			
	駿河台大学総長 竹下 守夫	第 31 号	p. 1
書評「法整備支援論」発刊に寄せて	国際協力部長 稲葉 一生	第 32 号	p. 1
カンボジア・ベトナム訪問記	法務総合研究所長 松永 榮治	第 33 号	p. 1
〈 国際協力の現場から 〉			
「ようこそ！ 国際協力部へ」			
	主任国際協力専門官 西林 秀隆	第 30 号	p.142
ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して			
	日本国際協力センター研修監理員 岡林 直子	第 31 号	p.171
拝啓，N先輩	国際協力専門官 九鬼 隆史	第 31 号	p.178
国際協力部の勤務を経験して			
	大阪地方検察庁企画調査課長（前統括国際協力専門官）		
	樽野 晃夫	第 32 号	p.257
カンボジアとベトナム	統括国際協力専門官 西村 人司	第 33 号	p.123
国際協力専門官になるには	国際協力専門官 島崎 幸英	第 33 号	p.127

## — 編集後記 —

これまで、恥ずかしいことですが、自宅ではあまり「活字」を読むことがなく、専らパソコン及び携帯の画面を通して読んでいます。新聞・雑誌の類は、画面を眺めているといった状況です。「活字」を読みたいではなく、読まなければと考えさせられますが、考えさせられるだけで実行に移していません。もちろんパソコンの画面を通して「ICD NEWS (<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html#icd>)」を読むことはできますが。

それでは、本号の紹介をいたします。

さて、本号の巻頭言は学習院大学法学部・法科大学院草野芳郎教授より「遠く離れても心は一つ *Jauh di mata, Fekat di hati*」という題目で御寄稿いただきました。草野教授におかれましては、インドネシア法整備支援研修で大変御尽力いただいております。また、インドネシア法整備支援研修で大変御協力いただいている日本国際協力センター呼子親子研修監理員からも国際協力の現場から「インドネシア法整備支援に参加して」と題して御寄稿いただきました。

本号では、まず「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」を一つ目の特集としております。ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクトが終了したことを踏まえて、副題にもありますように「プロジェクトの実施概要・評価と注釈書作成作業を通じて判明した法制的問題点」として、伊藤教官より紹介させていただきます。そして、これに関連して「ロシア・中央アジア諸国における倒産法制」を二つ目の特集としております。ロシア・中央アジア諸国の倒産制度の概要について、元 JICA 長期派遣専門家の松嶋希会弁護士より御寄稿いただきました。

次にベトナムのプロジェクトを紹介しております。このプロジェクトは2007年4月から開始されたもので、「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトについて」及び「第27回ベトナム法整備支援研修」を亀卦川教官より紹介させていただきます。また、「ベトナム・バクニン省級裁判所における公判手続」を中島朋宏 JICA ベトナム長期派遣専門家より御報告いただきました。

国際研修では、2007年10月に実施した「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト第1回本邦研修」と同年11月に実施した「中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修」を掲載いたしました。特にインドネシア研修については、草野教授御寄稿の巻頭言、呼子研修監理員御寄稿の「国際協力の現場から」、角田多真 JICA インドネシア長期派遣専門家からの「E~MAIL」とセットで御覧いただければ完璧です。中国研修については、事務を担当させてもらいましたので、個人的思い入れが少し強いです。

以上、今号も引き続き国際色豊かなバラエティに富んだ内容となりました。

皆様のところへ届く「活字（本誌）」はどのように伝わるのでしょうか。

最後になりましたが、御寄稿いただきました皆様には、大変感謝しております。

主任国際協力専門官 馬野 卓也